



# ケニア

## 出身国情報（COI）報告書

COI サービス部

2011 年 12 月 30 日

## 目次

### 序文

### 最新ニュース

2011年11月21日から2011年12月30日までのケニアでの出来事  
追加情報に関する有益なニュースソース

2011年11月21日から2011年12月30日までに公表された、またはアクセスしたケニア  
に関する報告書

Paragraphs

### 背景情報

|    |                           |      |
|----|---------------------------|------|
| 1. | 地理                        | 1.01 |
|    | 地図                        | 1.07 |
| 2. | 経済                        | 2.01 |
| 3. | 歴史（1963年から2010年2月まで）      | 3.01 |
| 4. | 最近の進展（2010年12月から2011年12月） | 4.01 |
|    | 選挙後暴力の調査                  | 4.01 |
|    | 治安状況                      | 4.04 |
|    | 国内の進展                     | 4.07 |
| 5. | 憲法                        | 5.01 |
| 6. | 政治制度                      | 6.01 |
|    | 地方行政                      | 6.04 |
|    | 政党および政党指導者                | 6.05 |

### 人権

|    |                   |      |
|----|-------------------|------|
| 7. | 序論                | 7.01 |
| 8. | 治安部隊              | 8.01 |
|    | 警察                | 8.01 |
|    | 証人の保護             | 8.15 |
|    | 国軍                | 8.17 |
|    | 政府軍による人権侵害        | 8.20 |
|    | 恣意的な逮捕および拘留       | 8.25 |
|    | 拷問および過剰な武器の使用     | 8.28 |
|    | 裁判なしの殺害           | 8.34 |
|    | 申し立ての手段           | 8.44 |
|    | 市民申し立て常設委員会       | 8.54 |
|    | 警察監視委員会           | 8.56 |
|    | ケニア国民人権委員会（KNCHR） | 8.58 |
|    | 刑事免責              | 8.60 |

|     |                         |       |
|-----|-------------------------|-------|
| 9.  | 犯罪および治安                 | 9.01  |
|     | Mungiki                 | 9.07  |
|     | 警察の対応                   | 9.13  |
|     | その他の集団                  | 9.17  |
| 10. | 司法                      | 10.01 |
|     | 組織                      | 10.05 |
|     | 独立性                     | 10.07 |
|     | 公正な裁判                   | 10.09 |
|     | 刑法                      | 10.13 |
|     | 刑事訴訟法                   | 10.14 |
| 11. | 逮捕および拘留 - 法的権利          | 11.01 |
| 12. | 刑務所の環境                  | 12.01 |
|     | 選挙権                     | 12.06 |
|     | 刑務所内の子供                 | 12.07 |
| 13. | 死刑                      | 13.01 |
| 14. | 所属政党                    | 14.01 |
|     | 政治的表現の自由                | 14.01 |
|     | 結社および集会の自由              | 14.08 |
| 15. | 言論と報道の自由                | 15.01 |
|     | 報道の自由に関する法律             | 15.06 |
|     | 印刷媒体                    | 15.09 |
|     | テレビ・ラジオ                 | 15.10 |
|     | インターネット                 | 15.12 |
|     | ジャーナリスト                 | 15.14 |
| 16. | 人権機関、団体および活動家           | 16.01 |
|     | ケニア国民人権委員会 (KNCHR)      | 16.03 |
|     | 人権活動家                   | 16.07 |
| 17. | 汚職                      | 17.01 |
|     | 汚職との闘いの試み               | 17.08 |
| 18. | 信教の自由                   | 18.01 |
| 19. | 民族集団                    | 19.01 |
|     | 民族の人口分布                 | 19.01 |
|     | 差別および人権侵害               | 19.06 |
|     | 2007/2008年の異民族間暴力への対応   | 19.12 |
| 20. | レズビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー | 20.01 |
|     | 法的権利                    | 20.01 |
|     | ゲイおよび男性の両性愛者            | 20.01 |
|     | レズビアンおよび女性の両性愛者         | 20.06 |
|     | トランスジェンダー、性転換者および両性具有者  | 20.08 |
|     | 国家当局による扱いおよび国家当局の姿勢     | 20.10 |
|     | 両性具有者                   | 20.14 |
|     | 社会の扱いおよび姿勢              | 20.16 |
|     | LGBTの団体                 | 20.26 |
| 21. | 女性                      | 21.01 |
|     | 概要                      | 21.01 |
|     | 法的権利および政府機関             | 21.05 |

|     |                       |       |
|-----|-----------------------|-------|
|     | 国際文書・条約               | 21.05 |
|     | 国内法および政府機関            | 21.06 |
|     | 政治的権利                 | 21.10 |
|     | 社会的経済的権利              | 21.13 |
|     | 家族法：結婚権、離婚権、相続権および財産権 | 21.14 |
|     | 独身女性および未婚の母           | 21.17 |
|     | 移動の自由                 | 21.19 |
|     | 出産の権利                 | 21.20 |
|     | 保健医療                  | 21.25 |
|     | 女性に対する暴力              | 21.27 |
|     | レイプと性的暴力              | 21.32 |
|     | 家庭内暴力                 | 21.35 |
|     | 女性性器切除（FGM/C）         | 21.38 |
|     | 人身売買                  | 21.42 |
|     | 女性向けの支援               | 21.43 |
|     | 政府                    | 21.43 |
|     | 非政府組織                 | 21.49 |
|     | 法的支援                  | 21.55 |
| 22. | 児童                    | 22.01 |
|     | 概要                    | 22.01 |
|     | 基本的な法的情報              | 22.05 |
|     | 法的権利                  | 22.07 |
|     | 子供に対する暴力              | 22.09 |
|     | 兵役募集および暴力集団の勧誘        | 22.13 |
|     | 強制労働                  | 22.15 |
|     | 女性性器切除（FGM）           | 22.17 |
|     | 発生率                   | 22.17 |
|     | 法的地位および政府支援           | 22.20 |
|     | NGOからの援助              | 22.22 |
|     | 子供結婚                  | 22.28 |
|     | ストリートチルドレン            | 22.29 |
|     | 育児および保護               | 22.32 |
|     | 教育                    | 22.35 |
|     | 保健福祉                  | 22.40 |
|     | 栄養                    | 22.42 |
|     | HIVおよびAIDS            | 22.44 |
|     | 緩和ケア                  | 22.46 |
| 23. | 人身売買                  | 23.01 |
|     | 法的権利および政府支援           | 23.03 |
|     | 保護                    | 23.05 |
| 24. | 医療問題                  | 24.01 |
|     | 治療および医薬品の利用可能度の概要     | 24.01 |
|     | 保健医療の利用可能度            | 24.03 |
|     | HIV/AIDS - 抗レトロウイルス療法 | 24.07 |
|     | 癌治療                   | 24.14 |
|     | 腎臓透析                  | 24.19 |

|     |                             |       |
|-----|-----------------------------|-------|
|     | メンタルヘルス.....                | 24.21 |
| 25. | 移動の自由.....                  | 25.01 |
| 26. | 国内避難民（IDPS）.....            | 26.01 |
| 27. | 外国難民.....                   | 27.01 |
|     | ダダーブ・キャンプ.....              | 27.03 |
|     | 移動の自由.....                  | 27.09 |
| 28. | 市民権および国籍.....               | 28.01 |
| 29. | 偽造された公的文書、不正に取得された公的文書..... | 29.01 |

## 付録

- 付録A – 主要事件史
- 付録B – 政治的組織
- 付録C – Prominent people
- 付録D – List of abbreviations
- 付録E – References to source material

## 序文

- i 本出身国情報（COI）報告書は、庇護・人権に関わる認定作業に携わる職員の使用に供する目的で、英国国境局（UKBA）COIサービス部が作成したものである。本報告書は、英国内で申し立てのある庇護・人権に関わる申請で最も一般的に取り上げられる問題に関するおおまかな背景情報を提供する。本報告書は基本的に2011年11月21日時点までに入手可能であった情報を扱っている。「最新ニュース」のセクションでは、2011年11月21日から2011年12月30日までに起こった出来事や報道のあった出来事などに関する情報が簡潔にまとめられている。本報告書は2011年12月30日に発行された。
- ii 本報告書は、多岐にわたる公認の外部情報源から得られた情報をもとに作成したものであり、UKBAの見解や方針は一切含まれない。本報告書に記載のすべての情報は、本編全体を通じて、庇護・人権申請の認定作業に携わる職員にとって入手が可能であるオリジナルの元資料から取ったものである。
- iii 本報告書の目的は、庇護・人権申請において提起される主要な問題に焦点を当てながら、情報源が特定されている元資料の抜粋をまとめることである。本報告書は、詳細な調査や広範囲にわたる調査を意図したものではない。詳細については、関連する元の文書に直接当たってみることが望ましい。
- iv 特定の問題に関する電子的情報に迅速にアクセスし、目次ページから必要とする情報のある箇所に直接進むことが必要であるUKBAの認定担当官（decision maker）および不服申立担当官（appeals presenting officer）にとって、本報告書は利用しやすい構成と形式になっている。重要な問題については、通常、専用のセクションを設けてある程度詳しく扱うが、他のいくつかのセクションでも簡単に言及する場合がある。したがって、同じ情報を繰り返し使用することがあるのは、本報告書の構成の特徴といえる。
- v 本報告書に含まれている情報は、元の文書を特定できるものに限定される。特定の主題の適切な側面をすべて扱うよう最大限の努力を払っているが、関連する情報を得ることが必ずしも可能であるとは限らない。この理由から、本報告書に含まれている情報は、実際に言及された内容を超える意味を持たせないことが重要である。たとえば、特定の法律が可決されたことが明記されたとしても、具体的に明記されていない限り、それが有効に実施されていると解釈してはならない。同じように、情報がないからといって、たとえば、特別な出来事または活動はなかったということを必ずしも意味するわけではない。
- vi 上述のように、本報告書は信頼性の高い複数の情報源から得た資料を照合して作成したものである。本報告書をまとめるに当たって、様々な元文書の間に見られる情報の齟齬の調整を図るようなことはしなかった。たとえば、元文書ごとに個人、場所、政党などの名前や綴りが異なっている場合が多い。報告書の目指すところは、綴りを統一させるのではなく、元々の文書で使われている綴りを忠実に反映させることである。同じように、元文書ごとに異なった数字

が示される場合があることから、数字は元の資料にある通りに引用する。「sic」（原文のまま）という用語はこの文書では、引用文の中にある綴り間違いやタイポミスを示すために使用しているにすぎない。この用語の使用は、該当資料の内容に関する解釈を示すことを意図したものではない。

- vii 本報告書は大部分、過去2年間に発行された元文書に基づいている。ただし、それより古い元文書が含まれている箇所もある。そうした古い文書には、最新の文書から入手が不可能な関連情報が含まれているからである。すべての情報源には、本報告書が発行された時に適切であると見なされた情報が含まれている。
- viii 本報告書および添付の元資料は公的文書である。すべてのCOI報告書は、英国国境局のウェブサイト公表され、本報告書に使われた元資料の大半は公有物のため容易に入手することができる。本報告書で特定されている元文書が電子的形態でウェブサイトから閲覧できる場合には、アクセスした日付を含め、関連のリンク先を表記している。官庁や政府刊行物取扱所が提供する文書などで入手が難しい元文書は、申込みをすればCOIサービス部から入手可能である。
- ix COI報告書は、英国が受け入れる難民数で上位20か国の出身国に関して定期的に公表される。また、特に作業上必要性がある場合には、上位20か国以外の国に関する報告書も公表されることがある。UKBA職員はまた、いつでも情報照会サービス（information request service）に具体的な問い合わせを行うことができる。
- x COIサービス部は正確、最新、公正、公平の面に気を付けて入手可能な元資料をもとに本報告書の作成に努めてきた。本報告書に関するご意見、あるいは追加すべきと思われる元資料があれば、下記のUKBA宛にご連絡ください。

### **Country of Origin Information Service**

UK Border Agency

Lunar House

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

**Email:** [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

**Website:** <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>

### **各国情報に関する第三者諮問機関**

#### **(INDEPENDENT ADVISORY GROUP ON COUNTRY INFORMATION)**

- xi 各国情報に関する第三者諮問機関（IAGCI）は2009年3月、英国国境局独立主席検査官（Independent Chief Inspector）に対しUKBAのCOI資料の内容に関する勧告を行うことを目的として、同検査官によって設置された。UKBAのCOI報告書および他の出身国情報の資料に関するご意見があれば、IAGCIにご連絡ください。IAGCIの任務に関する情報は、独立主席検査官のウェブサイト（<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>）で閲覧することができる。
- xii IAGCIはその任務の遂行過程で選択したUKBA COI文書の内容を検証し、それら

の文書によって特定された勧告、およびより一般的な性質の勧告を行う。COI 報告書、およびIAGCIまたは各国情報に関する諮問委員会（Advisory Panel on Country Information）（2003年9月から2008年10月までUKBAのCOI資料を監視した第三者機関）によって検証されたその他の文書の一覧は、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>から入手可能である。

- xiii IAGCIにはUKBAの資料または手続きを承認する任務はないことに留意してください。IAGCIが検査した資料の中には、非猶予不服申し立て（Non-Suspensive Appeals、NSA）リストに載った指定国または指定候補国に関するものもある。このような場合には、IAGCIの任務は、特定の国をNSAリストに指定する決定または提案を承認する、あるいはNSAのプロセスそのものを承認することであると解釈されるべきでない。

**各国情報に関する第三者諮問機関（Independent Advisory Group on Country Information）連絡先：**

Independent Chief Inspector of the UK Border Agency  
5th Floor, Globe House,  
89 Eccleston Square,  
London, SW1V 1PN

**Email:** [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

**Website:** <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

**2011 年 11 月 21 日から 2011 年 12 月 30 日までのケニアでの出来事**

**この最新ニュースのセクションは2011年11月21日以降の重大な出来事に限定している。詳細な情報については、下記の有益な情報源一覧から入手することもできる。**

**内務省（Home Office）は外部のウェブサイトの内容に責任を負わない。**

12月15日 ケニア政府高官は、ケニアのいくつかの地域で発生した大雨による洪水は、少なくとも10万5,000人に被害を及ぼし、国の食糧安全保障の状況を弱体化させたと述べた。国連人道問題調整事務所（United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）によれば、ケニア政府、複数の国連機関、ケニア赤十字社および複数のNGOが実施したアセスメントから、8万人以上の洪水被災民が食糧、住まいおよび非食料品を必要としていることがわかった。

**United Nations IRIN**

ケニア：洪水の被災民の数が10万を超える（2011年12月15日）

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94479>

アクセス日：2011年12月20日

11 月 30 日 ケニアでは、精神衛生の専門家と施設が不足している。現在、人口 4,160 万人に対し精神科医は 81 人である。その多くは個人で開業しており、公的部門に勤務するのはわずか 25 人で、しかも人口が農村部に集中しているにもかかわらず、多くは都市部の公的部門に勤務している。質の高い精神・社会的ケアを提供する上でケニアが直面している大きな問題は、無知と不名誉である。精神疾患は否定的な認識を伴うため、家族はそのような病気になった血縁者を社会から隠す傾向がある。

**United Nations IRIN**

ケニア：劣悪な状況にある精神衛生ケア（2011年11月30日）

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94350>

アクセス日：2011 年 12 月 20 日

11 月 25 日 ケニア東部で爆弾が爆発、少なくとも 3 人が死亡した。ソマリア国境近くの町ガリッサ（Garissa）で手榴弾の攻撃があり、27 人以上が負傷した。その前に、国境の町マンデラ（Mandera）で、ケニア兵士 1 人が爆弾によって殺害された。ケニア政府が 2011 年 10 月、イスラム教徒武装集団アル・シャバブ（al-Shabab）を攻撃するため、ケニア兵にソマリアへの侵攻を命じて以降、ケニア東部で多発している爆弾攻撃の中でも最も新しい爆弾攻撃であった。この武装集団はケニアで治安部隊と観光客を攻撃していると、ケニア政府は主張する。アル・シャバブはその主

張を否定し、ソマリアへの侵攻を戦争行為として見なし、それに対抗するためケニアへの攻撃を続けると警告した。

**BBC News**

ケニア：ソマリア国境近辺で破壊的な手榴弾攻撃（2011年11月25日）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-15883256>

アクセス日：2011 年 12 月 20 日

## 追加情報に関する有益なニュースソース

ウェブ上でリンクしたニュースソースの一覧を以下に示す。この一覧は、本報告書を補完するために最新情報を追加する場合に有益である。本報告書で使用したすべての情報源は、付録E – 参考となる元資料で参照することができる。

AllAfrica <http://allafrica.com/kenya/>

AlertNet (Thomson Reuters)

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

British Broadcasting Corporation (BBC) <http://news.bbc.co.uk>

Cable News Network (CNN) <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAY>

Daily Nation <http://www.nation.co.ke/-/1148/1148/-/xvvu7uz/-/index.html>

Integrated Regional Information Networks (IRIN) <http://www.irinnews.org/>

2011 年 11 月 21 日から 2011 年 12 月 30 日までに公表された、またはアクセスしたケニアに関する報告書

*内務省は外部のウェブサイトの内容に責任を負わない。*

**Transparency International**

Corruption Perceptions Index 2011、2011 年 12 月 1 日

<http://cpi.transparency.org/cpi2011/press/>

アクセス日 : 2011 年 12 月 21 日

## 背景情報

### 1. 地理

- 1.01 ケニアの総面積は580,367平方kmで、うち陸地が569,140平方km、水域が11,227平方kmである。（Central Intelligence Agency (CIA), *World Factbook*, Kenya, 2011年11月10日更新）**[3a]** 2009年のセンサスの結果では、ケニアの人口は38,61万97人であった（Kenya National Bureau of Statistics 2009 Population and Housing Census Results, 31 August 2010 - (2009 census)）。**[7b]** しかしながら、センサスの結果は、実際の数字が予測よりもほぼ100万人多かった（予測人数140万人に対して230万人）ため、ケニア北部のMandera Central、Mandera East、Mandera West、Lagdera、Wajir East、Turkana Central、Turkana South、Turkana Northの各地区では無効とされたと、Daily Nationは2010年9月28日に報じた。**[16h]** 2011年11月10日に更新されたCIA *World Factbook*, Kenyaは、ケニアの人口を4,107万934人であると記している（2011年7月推計）。**[3a]**
- 1.02 2009年センサスの結果では、州別の人口は以下の表の通り。

| 州                     | 人口         | 世帯数       |
|-----------------------|------------|-----------|
| ナイロビ州 (Nairobi)       | 3,138,369  | 985,016   |
| 中央州 (Central)         | 4,383,743  | 1,224,742 |
| 海岸州 (Coast)           | 3,325,307  | 731,199   |
| 東部州 (Eastern)         | 5,668,123  | 1,284,838 |
| 北東州 (North Eastern)   | 2,310,757  | 312,661   |
| ニャンザ州 (Nyanza)        | 5,442,711  | 1,188,287 |
| リフトバレー州 (Rift Valley) | 10,006,805 | 2,137,136 |
| 西部州 (Western)         | 4,334,282  | 904,075   |

**[7b]** (Kenya National Bureau of Statistics 2009 Population and House Results, 2009年8月31日)

- 1.03 2010年9月25日付のウェブサイトCity Populationでは、州都（最初に引用）は次のように記載されている。中央州ーニエリ (Nyeri)、海岸州ーモンバサ (Mombasa)、東部州ーエンブー (Embu)、ナイロビ州ーナイロビ (Nairobi)、北東部州ーガリッサ (Garissa)、ニャンザ州ーキスム (Kisumu)、リフトバレー州ーナクル (Nakuru)、西部州ーカカメガ (Kakamega) **[58a]** 2009年センサスでは、モンバサ地区の人口は52万3,183人、ナクル地区は47万3,288人であった。**[7b]** その他の主要都市の人口の推計はキスム（65万0,846人; 2005～6年）およびエルドレット (Eldoret) ;（19万3,830人; 1999年）である（米国国務省 (USSD) Background Note: Kenya, 2011年9月2日）。**[4a]**

- 1.04 CIA World Factbookでは、民族は次のように記載されている。キクユ（Kikuyu）（人口の22%）、ルヒャ（Luhya）（同14%）、ルオ（Luo）（同13%）、カレンジン（Kalenjin）（同12%）、カンバ（Kamba）（同11%）、キシー（Kisii）（同6%）、メル（Meru）（同6%）、その他アフリカ系（同15%）、非アフリカ系（アジア系、ヨーロッパ系およびアラブ系）（同1%）。[3a] しかしながら、2009年センサスは異なる数字が示されている。キクユ17.2%、ルヒャ13.8%、ルオ10.5%、カレンジン12.9%、カンバ10.1%、キシー5.7%およびメル4.3%。[7b] CIA World Factbookによると、公用語は英語およびスワヒリ語（Kiswahili）であり、さらに、USSD Background Note: Kenyaによると、バンツー（Bantu）語群、ナイル（Nilotic）語群およびクシ（Cushitic）語群に属する他の数多くの言語が使われている。[4a]

部族についての詳細は、同じ見出しのセクションを参照のこと。

- 1.05 CIA World Factbookによると、ケニアにおける宗教の内訳は「プロテスタント45%、ローマカトリック教徒33%、イスラム教徒10%、土着宗教10%、その他2%」である。[3a]。United States State Department Background Note: Kenyaでは、若干異なる統計が示されている。「キリスト教徒80%、イスラム教徒10%、伝統的なアフリカの宗教9%、ヒンズー教徒・シーク教徒・バハイ教徒・ユダヤ教徒1%」[4a]

ケニアの人口統計データの詳細については、Kenya National Bureau of Statistics Demographic and Health Survey 2008～09を参照のこと。

- 1.06 ケニアの2012年の国民祝祭日は次のとおりである。1月1日（元日）、4月6～9日（イースター）、5月1日（メーデー）、6月1日（Madaraka Day、自治権記念日）、8月19日（Id al Fitr、ラマダン最終日 — 別の日の場合もある）、10月10日（モイデー（Moi Day））、10月20日（ケニヤッタデー（Kenyatta Day））、12月12日（独立記念日）、12月25～26日（クリスマス）（WordTravels、日付なし、2011年8月30日アクセス）。[59a]（ケニアの祝祭日）

## 地図

### 1.07 国際連合Cartographic Sectionから入手したケニアの地図



[56a]

地図については、Perry-Castaneda LibraryおよびReliefWebも参照のこと。

## 2. 経済

### 2.01 2011年11月10日に更新された中央情報局（CIA）のWorld Factbook, Kenyaによると、「東アフリカにおける貿易と金融の地域拠点であるにもかかわらず、ケニアは腐敗によって、また、価格が低迷したままである複数の一次産品に

依存しているため発展を阻害されてきた。」 [3a]

- 2.02 2011年9月2日に更新された米国国務省Background Note: Kenyaによると、2010年の推定国内総生産(GDP)は320億米ドルであった。[4a] 2010年には、ケニア経済は予測を上回る5.6%の成長を見た。経済成長はあらゆる部門にわたって大きく伸びた。(World Bank, Kenya Economic Update, 2011年6月) [5a] (p2)
- 2.03 2011年6月に公表された世界銀行のKenya Economic Updateによると、「ケニアの輸出は、ティー、園芸および観光の3商品に大きく依存している。ケニアの現在の輸出は大きく分ければ、従来の農産物輸出(ティー、コーヒー)、従来とは異なる農産物輸出(園芸)、サービス(主として観光)および製造の4項目に分類できる。ケニアは、従来から主として輸出収入をティーに依存してきた(輸出収入の19%)が、近年、園芸(同17%)と観光(同17%)への依存が顕著になってきた。」 [5a] (p13)
- 2.04 ウェブサイトのwww.xe.com(2011年11月1日アクセス)によると、通貨はケニアシリング(KSh)で、2011年11月1日時点の為替レートは1ポンドに対しKSh 156.4であった。 [60a]
- 2.05 Business Dailyの2010年3月4日付の記事New Income Bands Spark Wage Rate Warは、「ケニア人の少なくとも72%は所得階層では、…[収入が]1か月当たり10,000シリングから23,671シリング [2011年1月時点では80から190ポンド] の低所得層に属する」と報じた。同記事はさらに、「…23,672から119,999シリング [約190から954ポンド] を稼ぐすべてのケニア人は中間所得層に属し、全人口の24パーセントを構成している一方、高所得者層は120,000シリング [約954ポンド] 以上の収入を得ている」と伝えた。 [20b] CIA World Factbookは、ケニアにおける2008年の失業率を40%と推計した。 [3a]
- 2.06 Business Dailyの2011年8月25日付の記事Fitch warns of likely sovereign credit downgradeは、「高いインフレ率、不安定なシリング、および政情不安の高まりにより、来年の総選挙を前にケニアの信用格付けは下がる可能性がある…Fitch(国際的な信用格付け機関)によると、国の経済の基礎的条件および経済成長はインフレの上昇とシリング安によって脅かされている」と報じた。同記事はさらに、「輸入価格の上昇、および国際収支への圧力の増大で、[2011年] になって以降、ケニアシリングはドル、ポンド、ユーロに対しそれぞれ約13%、18%、21%下落している」と伝えた。 [20g]

### 3. 歴史(1963年から2010年2月まで)

このセクションは、最近、起こった出来事を中心に、英国から独立した1963年から2010年2月までに起こった出来事をまとめた略史である。詳細については、2011年9月2日に更新された米国国務省Background Note: Kenya [4a]、フリーダム・ハウスの報告書Freedom in the World 2011, Kenya(2011年5月)

[18a]、および2011年11月21日に更新されたBBC Kenya Profile [10c] を参照する。また、付録A：重要事件年表も参照のこと。

3.01 2011年9月2日に更新された米国国務省のBackground Note: Kenyaによると、

「ケニアは1963年12月12日に [英国から] 独立し、その翌年に英連邦に加盟した。キクユ族に属し、ケニア・アフリカ民族同盟 (Kenya African National Union、KANU) 総裁であったジョモ・ケニヤッタ (Jomo Kenyatta) がケニアの初代大統領に就任した。少数政党のケニア・アフリカ民主連合 (Kenya African Democratic Union、KADU) は、1964年に解散してKANUに加わった。

「少数政党だが、影響力のある左翼野党のケニア人民党 (Kenya People's Union、KPU) は、元副大統領でルオ族長老のジャラモギ・オギンガ・オディンガ (Jaramogi Oginga Odinga) の指導の下に1966年に結成された。しかしながら、KPUは結成後すぐに禁止され、その指導者は拘束された。KANUはケニアで唯一の政党となった。1978年8月にケニヤッタが死亡すると、リフトバレー州カレンジン族出身のダニエル・アラップ・モイ (Daniel arap Moi) 副大統領が暫定大統領に就任した。モイはKANU総裁に選出され、大統領選挙の単独候補者に指名された後、同年10月までには正式に大統領に就任した。

「1982年6月、国民議会 (National Assembly) は正式にケニアを一党独裁国とするため、憲法を改正した。それから2か月後、一部の反対勢力と手を結んだ若い将校が暴力的クーデターで政府転覆を謀ったが、失敗に終わった。街頭抗議および援助供与国の圧力に応える形で、議会は1991年12月、憲法の一党独裁国条項を廃止した。1992年、ケニアが独立して初の多党選挙が実施された。野党勢力の分裂は、1992年選挙で、さらに1997年選挙でもモイの大統領再任を許す結果をもたらした。1997年の選挙の結果、KANUは複数の少数政党を政権に引き入れることによって与党を維持せざるを得なかったため、ケニア初の連立政権が誕生した。

「2002年10月、野党勢力が連合し全国虹の連合 (National Rainbow Coalition、NARC) が結成された。2002年12月、NARCの大統領候補ムワイ・キバキ (Mwai Kibaki) が国の第3代大統領に選ばれた。キバキ大統領は投票者の62%の支持を集め、NARCも議会の議席数の59%を獲得した。中央州のキクユ族出身のキバキは1963年ケニア独立以降、議会議員を務めていた。キバキはケニヤッタとモイの両政権で、副大統領と財務大臣を含む要職に就いていた。2003年には、内部対立によりNARC政権は分裂した。2005年、この対立が表面化したのは、憲法草案を国民投票にかけようとした時であった。政府の主要大臣が憲法草案の反対派を結成し、その草案は反対多数で否決された。2007年には、憲法草案を否決させた運動の2人の主要指導者のライラ・オディンガ (Raila Odinga) とカロンゾ・ムシヨカ (Kalonzo Musyoka) (いずれもキバキの元同盟者) はそれぞれオレンジ民主運動 (Orange Democratic Movement、ODM) とオレンジ民主運動ケニア (Orange Democratic Movement-Kenya、ODM-K) の大統領候補になった。2007年9月、キバキ大統領と同盟者は、連立政党の国家統一党 (Party of National Unity、PNU) を結成した。KANUは正式野党として議会で活動していたものの、PNU連立政党に加わった。

「2007年12月27日、ケニアは大統領選挙、議会選挙および地方選挙を実施した。議会選挙および地方選挙は大体は信頼できたが、大統領選挙には深刻な欠陥があり、一部の選挙区では投票率が100%を上回ったり票集計過程に不正行為があったりした。12月30日、ケニアの選挙管理委員会委員長は、現職のムワイ・キバキを大統領選挙の当選者と発表した。野党候補のライラ・オディンガの支持者とキバキの支持者が互いに衝突したり警察と衝突したりしたため、暴力がケニアの各地で勃発した。選挙後の危機状態の中で、約1,300人のケニア人が死亡し、約50万人が住む場所を追われた。危機を解決するために、PNUとODMを代表する折衝団がコフィー・アナン前国連事務総長およびの主導の下に協議に入った。2008年2月28日に、キバキ大統領とライラ・オディンガは権限分割協定に調印した。この協定は、首相職（オディンガが占める）および2名からなる副首相職を新設すること、さらにそれぞれの政党が議会で占める議席の割合に応じて、拡大した内閣の権限を配分することを規定していた。2008年3月18日、ケニア議会は憲法を改正し、法律上の効力をその協定に与える法案を可決した。2008年4月17日、新連立内閣の各閣僚とオディンガ首相が就任した。コフィー・アナン主導の政治的解決案にもまた、選挙後の暴力の根深い原因に取り組むための改革政策が定められていた。重要なことは、憲法、選挙、土地および制度の改革、さらに政治的動機による暴力や汚職に関する説明責任の増大に取り組むことである。改革の多くの主要な要因について交渉が進行中である。」 [4a]

- 3.02 2009年3月25日付のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書Establishing a Special Tribunal for Kenya and the Role of the International Criminal Courtによると、

「選挙後暴力に関する調査委員会（Commission of Inquiry on Post-Election Violence、Waki委員会）は、2008年始めの暴力を鎮めた和平および和解仲裁過程の一環としてケニアの挙国一致連立内閣によって設置された。同委員会は [2008年] 10月、一連の改革、および暴力に深く関与した者を調べ訴追するために外国人とケニア人の裁判官からなる特別法廷の設置を勧告する報告を行った。Waki委員会報告書は、その法廷の設置と進行に関する厳格なスケジュールを示し、それに対応できなかった場合、仲裁人（コフィー・アナン）に対し国際刑事裁判所（ICC）に主犯格の容疑者の氏名を載せた書簡を封印して手渡すことを求めている。

「[2009年] 2月12日、ケニア議会はケニア人と外国人で構成される法廷の設置を図るための憲法改正法案を否決した。Waki委員会は、その法案を可決するための期限を [2009年] 1月30日に設定していたが、アナンは [2009年] 2月24日、ケニア政府に同法案を再提出するための猶予期間を与えた。しかしながら、ケニア国民の間では、アナンに対し直ちに封印した書簡をICCに手渡すよう求める声、あるいはケニアと国連（UN）間でシエラレオネ特別法廷を模範とした法廷を設置する条約を結ぶよう求める声があった。」 [9a]

- 3.03 2011年11月21日に更新されたBBCのKenya Profileによると、ケニアは2009年10月、「選挙後の暴力に関与したとされる重要な容疑者を裁判にかけるために、国際刑事裁判所（ICC）と協力する…」ことを確認した。憲法草案は、2010年に実施予定の国民投票に先駆けて2009年11月に公表された。2010年2

月、「キバキ大統領は、汚職に関与したとされる農業大臣と教育大臣を停職にするというオディンガ首相の決定を覆した。両者の対立は連立政権の維持を脅かした。」 [10c]

- 3.04 国際刑事裁判所は、「2010年3月31日、予審第2法廷（Pre-Trial Chamber II）は多数決により、ケニア共和国内で犯したとされる人道に対する犯罪に関する調査を開始するよう求める検察官の要請を認めた。」 [11a] BBC Newsもまた、2010年5月12日に次のように報じた。「国際刑事裁判所の首席検事は、ケニアの選挙後暴力の犯罪者に対する裁判は『止められない』と述べた。ルイス・モレノ・オカンポ（Luis Moreno Ocampo）は、調査は約6か月続き、2件の分離裁判で多くとも6名の容疑者を起訴するつもりだとBBCに語った。」 [10d]

- 3.05 2010年6月14日付のChristian Science Monitorの記事Kenya bomb attacks kill six at constitution rallyによると、

「憲法改正案に関する8月4日の国民投票に向けた運動期間中の [2010年6月13日] 日曜日夜にナイロビの政治集会を攻撃、少なくとも6人を殺害、100人以上を負傷させた爆破犯人の行方を、ケニア警察は追っている。その爆破事件は、米国にとって最も重要な東アフリカの同盟国のうちの1つにおける政治的脆弱性を浮き彫りしており、選挙後暴力から3年後に残されたのは、1,500人の死者と30万人の避難民である。

「ナイロビ主教が終わりの祈りの中で数千人の出席者を導きながら、憲法改正案に抗議する集会の終わりに、2回の爆破が数分を隔てて発生したと、ケニア放送協会（Kenya Broadcasting Corporation）は報じている。ケニアのThe Standard紙は、死亡者の中には10歳の少年がいたと報じた。」 [12a]

- 3.06 2010年8月5日付のBBC Newsの記事Kenyans back change to constitution in referendumによると、2010年8月4日に実施された国民投票において「67%は新憲法の導入に賛成票を投じた。」 [10a] 2010年8月27日付のBBC Newsの別の記事によると、2010年8月27日に「何万人もの人々が、ムワイ・キバキ大統領が首都ナイロビで開かれた大式典で憲法大綱に署名して法律として承認するのを見ていた。」 [10b]

憲法の条文については、次のセクションを参照のこと。

#### 4. 最近の進展（2010年12月から2011年12月）

### 選挙後暴力の調査

- 4.01 国際刑事裁判所（ICC）は、2010年12月15日に発表されたプレスリリースで次のように表明した。

「ICC検察官ルイス・モレノ・オカンポは本日、ケニアで選挙後暴力（PEV）

中に犯した大罪で裁判にかけられる6人のケニア国民に対して裁判所への出頭命令を出すよう国際刑事裁判所に要請した。

「同検察官は、最初の訴追裁判において、下記の者によって非人道的犯罪が行われたと信じるに足る合理的な根拠があるという結論を下した。

「1. ウィリアム・ルトー (William Samoei Ruto) - 現在、高等教育・科学技術大臣 (停職中)、Eldoret North選出議員、PEV時期もEldoret North選出議員。検察当局は、同氏がPNU支持者に対する犯罪の主要な画策者・組織者の1人であったと考えている。

「2. ヘンリー・コスゲイ (Henry Kiprono Kosgey) - 現在、産業化大臣、Tinderet選出議員、ODM議長、PEV時期もTinderet選出議員。検察当局は、同氏がPNU支持者に対する犯罪の主要な画策者・組織者の1人であったと考えている。

「3. ジョシュア・サング (Joshua Arap Sang) - 現在、KASS FM営業部長、PEV時期はラジオ放送局勤務。検察当局は、同氏がPNU支持者に対する犯罪の主要な画策者・組織者の1人であったと考えている。

「また、2番目の訴追裁判は、下記の者に対して行われた。

「4. フランシス・ムタウラ (Francis Kirimi Muthaura) - PEV時期から現在まで、公務員長官 (Head of the Public Service)、内閣官房長官 (Secretary to the Cabinet)、国家安全保障諮問委員会 (National Security Advisory Committee) 委員長。検察当局は、同氏はODM支持者に対して過剰に武器を使用し、ODM支持者に対する攻撃を支援する権限を警察に与えたと考えている。

「5. ウーフル・ケニヤッタ (Uhuru Muigai Kenyatta) - 現在、副首相および財務大臣。検察当局は、PEV時期には、同氏はODM支持者を攻撃するためにムングキ (Mungiki) 犯罪組織の動員を支援したと考えている。

「6. ムハンマド・アリ (Mohamed Hussein Ali) - 現在、ケニア郵便公社 (Postal Corporation of Kenya) 社長、PEV時期には、ケニア警察庁長官 (Commissioner of the Kenya Police)。検察当局は、PEV時期には、同氏はODM支持者に対して過剰に武器を使用し、ODM支持者に対する攻撃を支援する権限を警察に与えたと考えている。」 [11b]

4.02 2011年4月8日付のBBC Newsの記事*Kenya's Uhuru Kenyatta appears at ICC in the Hague*によると、

「ケニアの副首相ウーフル・ケニヤッタ他2名は2007/8年の選挙後暴力に関与した罪で訴追されて、ハーグの国際刑事裁判所に出頭した。

「3名はムワイ・キバキ大統領の同盟者と見なされている。

「キバキ氏の政敵であるライラ・オディンガ首相に関係がある3名の容疑者は、

[2011年4月7日] 木曜日に出頭した。

「全6名は、約1,000人が死亡した暴力において行った人道に反する犯罪で訴追され…ケニヤッタ氏（財務大臣でもあり、また初代大統領の息子）は、紛争のもとになった選挙後に襲撃を実行した自警団を組織した罪で訴追される。

「ケニヤッタ氏とともに、内閣官房長官フランシス・ムタウラおよび元警察庁長官ムハンマド・アリもまた、オディンガ氏の支持者と見なされていた者への襲撃を組織した罪で訴追された。

「彼らは正式に起訴されたわけではなく、殺人、国外追放、迫害およびレイプの容疑をかけられている。」 [10r]

4.03 2011年8月30日付のBBC Newsの記事Kenya post-election violence: ICC rejects appealによると、

「国際刑事裁判所は、2008年の選挙後暴力への関与の罪で訴追された6名を裁判にかけの中止を求めたケニア政府の不服申し立てを却下した。

「6名には副首相、2名の元大臣および1名の前警察庁長官が含まれている。

「ICC首席検事ルイス・モレノ・オカンポによって、彼らは殺人、国外追放および迫害の罪で訴追された。

「暴力の渦中で、約1,200人が死亡し、50万人以上が家を追われた。

「その裁判は現在、[2011年9月1日] 木曜日に開かれる予定である。

「暴力後の2008年始めの和平協定では、犯罪容疑で訴追された者は、ケニアまたはハーグのICCで裁判にかけられることが合意された。

「ケニア議会の議員が地方裁判所を設置する動きを阻止した後、ICCの首席検事は2010年12月に著名な6名のケニア人を告発した。

「8か月が経過したが、ケニア政府自身がすでに暴力の調査を開始したことを、ICC裁判官の過半数に対し確信させることができなかった。

「しかしながら、1人の裁判官はその訴訟を取り下げさせるための土壇場の取り組みを踏まえてケニアを支持した。」 [10p]

## 治安状況

4.04 2010年12月21日付のBBC Newsの記事Nairobi bus blast 'caused by Tanzanian with grenadeによると、

「[2010年12月20日の] ナイロビのバスステーションの爆弾による爆発は、タンザニア人であると思われる人物が持っていた手榴弾によって引き起こされた。ケニアの警察庁長官は…マシュー・イテーレ（Mathew Iteere）は、容疑

者はウガンダ行きのバスに乗っていたが、手荷物検査のため神経質になり、その結果、手榴弾を落としてしまった…その男は、月曜日の爆発で死亡した3人のうちの1人と考えられ、他に39人が負傷した…ウガンダ警察はアル・シャバブ(al-Shabab)過激派がその攻撃に関与している可能性がある」と述べた。」  
[10n]

- 4.05 2011年10月24日付のGuardian（英国の新聞）の記事*Deadly explosion hits Nairobi bus stop*は、次のように報じた。

「ナイロビのバス停留所で [10月24日に] 起こった手榴弾攻撃によって、少なくとも1人が死亡したが、これは数時間前に同じケニアの首都で起こったバーへの攻撃に似ていた。

「労働者階級の人々の住む区域にある混雑したバス停留所で起こったその2番目の爆発は、ケニアの赤十字社によって報告された。赤十字社はツイッター上で、1人が死亡し、他に8人がケニヤッタ国立病院に運ばれたと語った。

「ナイロビ州知事Njoroge Ndiranguは、手榴弾の爆発で18人が負傷し、うち8人は重傷を負ったと述べた。

「その攻撃を目撃したElias Ndunguは、Reutersに次のように語った。『爆発があったが、私は、タイヤの破裂だと思った。辺りを見回すと、およそ8人か9人の身体が見えた。1人は首から血を流していた。彼は明らかに息がしにくくなっていた。』

「Peter Ndungu Kiarie (35) は、車の中にいた時に2回目の爆発を聞き、人々が彼の方に向かってるのが見えたと言った。多くの人々が脚に怪我を負っていたと彼は言った。」 [81a]

- 4.06 2011年10月26日付のBBC Newsの記事*Kenya terror suspect claims to be Somali al-Shabab*は、2011年10月24日に起こった手榴弾攻撃についてさらに詳しい情報を提供している。

「首都ナイロビで起こった2回の手榴弾爆発の後に逮捕されたケニア人は法廷で、ソマリア過激派組織アル・シャバブのメンバーであることを認めた。

「Elgiva Bwire Oliachaは、ナイトクラブとバス停留所への [10月24日] 月曜日の攻撃を実行した罪を認めた。

「ケニア国内の最近の誘拐事件を引き起こしたとして、ケニア軍がアル・シャバブ過激派を非難し後を追ってソマリアに侵攻してから1週間後に、それらの爆発は起こった。

「アル・シャバブはその疑惑を否定し、報復攻撃の脅しをかけた。

「それ以前には、ケニア警察は、月曜日の事件とアル・シャバブ（南部と中央部のソマリアの大部分を支配するアル・カイダと関係のあるグループ）の間につながりがなかったと述べていた。」 [10s]

## 国内の進展

- 4.07 2011年7月7日付のBBC Newsの記事Kenya police tear-gas maize and fuel price protestersによると、

「ケニア警察は、首都ナイロビで議会議員の3分の1も参加して食糧と燃料の高値に反対するデモをしていた数百人の抗議者に向けて催涙ガスを発射した。

「ナイロビにいるBBCのRobert Kiptooは、群衆は市街地でスローガンを唱えて交通を遮断している一方、商店は攻撃を恐れて閉まっていたと伝えた。

「深刻な干ばつのため、東アフリカはトウモロコシが不足している。

「ケニアの政府は最近、価格急騰を抑え込むため、トウモロコシの輸入にかかる関税を引き下げた…デモ行進の許可を求めていなかったため、デモは不法であると警察は告げるとともに、その抗議活動中に大学生と人権活動家を数人逮捕した…一部の抗議者は、昨年に採択された新憲法の条項を読み上げて、抗議を続ける権利があると述べたことを、同記者は伝えている…しかし、抗議文を手渡すために大統領府と首相府に辿り着こうとする試みは、群衆を追い散らすために催涙ガスと警察犬を使用する機動隊に阻止された、と同記者は言う。」[10q]

- 4.08 2011年8月19日付のBBC Newsの記事Kenya's cabinet rejects quota for female MPsによると、

「ケニアの連立政権は、女性が議会の議席の3分の1を構成すべきとする新憲法の要件を引っ込めたいと考えている。

「来年予定の選挙で女性枠の要件を実現させるのは、『技術的に不可能だろう』と大統領府は述べた。

「政党が議席に女性枠を設けるよう強いられた場合、政党内に深刻な分裂が引き起こされることを政府は恐れているという識者もいる。

「女性のための活動家は、政府の計画は抵抗にあうはずだとBBCに語った。

「内閣は憲法改正案を起草して、女性枠を廃止するために特別対策委員会の設置を決定したと、ムワイ・キバキ大統領府は述べた。

「女性（ケニアの人口の過半数を形成）のために議席を確保する決定は、憲法の『重要な要件』であるが、実現させるのは『技術的に不可能だろう』と声明文で述べられた。」[10o]

- 4.09 2011年8月24日付のDaily Nationの記事ODM Rebels Dropped in Cabinet Reshuffleによると、

「ライラ・オディンガ首相は、最終的にはオレンジ民主運動（Orange

Democratic Movement、ODM) の反政府派議員を罷免して、[8月24日] 水曜日に新たな内閣改造を発表した。

「オディンガ氏は、連立政権の内閣からウィリアム・ルトー高等教育大臣、ヘレン・サンビリ (Hellen Sambili) 東アフリカ共同体 (East African Community) 大臣、およびアデン・デュアレ (Aden Duale) 家畜副大臣を解任して、内閣改造を最低限に留めた。

「ルトー氏の大臣職はマーガレット・カマル (Margaret Kamar) 教授が引き継いだ一方、ムサ・シルマ (Musa Sirma) 任命議員がサンビリ教授に代わって東アフリカ共同体大臣に就任した。

「Voi選出の議員ダン・ムワゾ (Dan Mwazo) がデュアレ氏に代わって家畜副大臣になった。

「Sirisia選出の議員モーセス・ウェタンギュラ (Moses Wetang'ula) は外務大臣として元職に復帰した。同氏は東京大使館事件に関する捜査を認めてその職から退いていたのだった。

「その改造については、大統領報道官室からの電子メールによる声明文で明らかにされた。声明文には、キバキ大統領とオディンガ氏の協議に続いて、任命がなされたことが記されていた。

「これらの決定は直ちに効力を生じる」と声明文にはあった。

「他の変更では、Waji North選出議員のMohamed Gabbowが特別プログラム副大臣に指名される一方、Manson Nyamweyaは貿易副大臣に指名された。

「Julius Murgorは環境鉱物資源副大臣に指名されて、カマル教授の後を引き継ぐ。」 [16s]

- 4.10 2011年9月1日付の国際連合IRIN報告書Kenya: Coping with drought, high food pricesによると、

「ケニアの数地域の干ばつ状況は、食糧と燃料の高価格によってすでに深刻化していた貧弱な状況にある食糧安全保障を一層悪化させた。IRINは、海岸地方の一部地域の住民について言及して、直面する難問およびそれに対処するための戦略のいくつかを特に取り上げた。

「タナ川のオラ (HOLA) 地区に近い地域では、住民は牧畜および河川を利用した農業で生計を立てているが、干ばつが悪影響を与えている…国連世界食糧計画 (WFP) の資産形成の対価としての食糧援助 (Food for Assets) (労働の対価としての食糧援助 (Food for Work) ともいう) プロジェクトで食糧安全保障の向上を図るため、地域住民は、主要資産のインフラや復旧に関わる仕事をしたり、新しい技能の習得に時間を費やしたりする対価として食糧を配給される…飢饉早期警報システムネットワーク (FEWS NET) によれば、放牧資源の急速な枯渇化、家畜の死亡頭数の増加、異常に高い食糧価格により悪化した家畜交易条件の低下、および食糧・非食糧介入の限界は、牧畜食

糧の不安定さの原因となっている。

「Duwayo地域（オラ（Hola）町から25km）では、住民は氾濫原を利用する農業に依存しているが、住民の1人、Isaac Dimaが『住民の多くは食糧不足からここから出て行った』とIRINに語ったように、過去2年間のタナ川の氾濫の減少は食糧の供給量に悪影響を及ぼしている。」 [42e]

## 5. 憲法

- 5.01 新憲法は、「20年間続けられてきた」（2010年8月27日付のBBC Newsの記事*Kenya president ratifies new constitution*）議論の末、2010年8月27日に署名されて法として成立した。[10b] 2011年1月24日に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの*World Report 2011*はcovering events of 2010の中で次のように言及した。

「[2010年] 8月4日にケニア人投票者の67%から支持を得た新憲法は、40年間の努力の結晶であった。新連立政権は、2007年の選挙後暴力（死者は1,300人、避難民は数10万人を数えた）の後、他の改革と合わせて新憲法の制定に取り組んだ。

「新憲法は、複数の積年の問題（つまり行政府への権力の集中、抑制と均衡の不在、および利権政治の道具としての土地の利用）に対処している。新憲法の下では、議会の議員である必要のない大臣からなる小さな内閣を組織し、上院議会を作って立法府を改革し、県（county）政府と県知事という新たな自治体にかんがりの権限を移譲する。司法の独立の欠如の解消に取り組むため、新憲法の下では、裁判官を指名する新たな司法業務委員会が設置され、公訴局長官という新たな役職が設けられ、司法長官の任命に国会の承認が必要とされる。また、新憲法の下では、土地を配分し、既存の土地所有を見直し、土地の最小・最大所有面積を設定できる大統領の権限を除くために土地委員会が法制化された。」 [9b]

- 5.02 アムネスティ・インターナショナルは、2010年8月13日付の公式声明文の中で、新憲法について以下のように言及した。

「…旧憲法と比較して、包括的に人権を認識し、保護している。また、新憲法は、ケニアの政治・統治構造に対する変更を導入し、行政府、立法府および司法の役割と権限を正確に示すことによって抑制と均衡の原則を確立している。大統領権限およびその他の行政権限を抑制する規定がある。また、新憲法は、公的資金が各地方政府に公平に配分されることを目的とする権限移譲の仕組みを導入している。

「国際的な人権法に基づくケニアの義務を踏まえて、新憲法（第4章）に基づく権利章典は、公民権および政治的権利（人の生命・自由・安全に対する権利、プラバシー、良心・宗教・信条・言論の自由、表現の自由、および結社の自由を含む）とともに、経済、社会および文化の権利（法的強制力のある

権利としての、食糧、住居、衛生、水、健康（リプロダクティブヘルスケアを含む）、教育、社会保障に対する権利）を保証する。さらに、権利章典は、平等および差別からの自由を含むその他の権利を規定し、また、少数派、障害者、社会的高齢者、若者および子供の権利に関する具体的な権利を含める。また、権利章典は、これらの権利のいずれを否定されたとしても、裁判所に裁判を起こす権利を認めている。法的強制力のある社会的権利および経済的権利が権利章典に含まれているため、ケニアで初めて、人々は法的救済措置を受ける権利を確保し、これらの権利の侵害に対して政府に説明責任を負わせることができる。

「また、新憲法は、権利章典の権利と自由を『守り、尊重し、促進し、実現』し、人権と自由に関して国際的義務を果たすための法律を制定し、施行する義務を国家に課している（第21条）。」 [15b]

5.03 しかしながら、同じ声明文の中で、アムネスティ・インターナショナルは、以下を含む複数の規定（または規定の不在）について懸念を表明した。

- 「…憲法は死刑を廃止しない。
- 「『生命は受胎時に始まる』ことを定め、『研修を積んだ医療従事者の意見で、応急処置が必要であるか、または母親の生命または健康が危険である場合、あるいは（妊娠中絶）が他のいずれかの制定法で認められる場合を除き』、妊娠中絶を禁止している第26条(2)の規定。この規定は限定的に解釈できるため、中絶した女性を捜査、起訴し、一部の避妊方法を禁止し、性教育の範囲を制限する…
- 「イスラム式裁判（Kadhi court）でイスラム法の適用に必要な範囲で平等権の保証を制限する憲法第24条(4)。この規定は、イスラム式裁判の決定が憲法の平等規定に従うようにするために改正すべきである。
- 「憲法の第27条(4)の差別の禁止理由に性同一性および性的嗜好を明示的に含めることができなかったこと。」 [15b]

ケニア憲法は、[ここ](http://www.kenyalaw.org/family/statutes/download.php?file=The_Constitution.pdf)（[http://www.kenyalaw.org/family/statutes/download.php?file=The\\_Constitution.pdf](http://www.kenyalaw.org/family/statutes/download.php?file=The_Constitution.pdf)）をクリックすると入手できる。 [22a]

改正された憲法へとつながる政治的進展については、最近の進展を参照のこと。

## 6. 政治制度

6.01 ケニアについては、2011年4月8日に公表された米国国務省（USSD）の2010 *Human Rights Report: Kenya*に次のように記載されている。「人口約4,000万人の共和国…。現在、強力な権限を持つ大統領、およびその執行権が明確に定義されていない首相が存在する。一院制の国民議会がある。」 [4b] (序論のセクション) しかしながら、2011年11月10日に更新された中央情報局World

Factbook (CIA World Factbook) は、「新憲法は、首相の地位を廃止し、二院制を定めているが、多くの詳細な点については、まだ最終合意が得られておらず、重要な立法的行為を必要とするだろう」と指摘した。[3a]

- 6.02 2011年9月2日に更新された米国国務省*Background Note: Kenya*は、次のように指摘した。

「一院制の国民議会は、任期5年で小選挙区から選ばれた210名の議員に加えて、比例代表制に基づいて政党によって指名された12名の議員で構成される。大統領は副大統領を任命し、権限分割協定に基づいて、大統領は、首相との合意のもとに、選挙で選ばれた議員の中から最初に閣僚を任命する。その後の閣僚の任命は、首相との協議の上、権限分割協定の比率に応じた閣僚ポストの配分に従って、大統領が行う。司法長官と議長は国民議会の職権上の議員になる。」[4a] (政府)

- 6.03 2011年11月10日に更新されたCIA World Factbookには、行政府と立法府について基本的な説明が載っている。

「**行政府**：国家元首：ムワイ・キバキ (Mwai KIBAKI) 大統領 (2002年12月30日就任)、ステファン・カロンゾ・ムシヨカ (Stephen Kalonzo MUSYOKA) 副大統領 (2008年1月10日就任)

「**政府首班**：ムワイ・キバキ大統領 (2002年12月30日就任)、ステファン・カロンゾ・ムシヨカ副大統領 (2008年1月10日就任)。注 一 大統領と首相の役割は現段階では明確に定義されていない。憲法上では、大統領が国家元首と政府首班のままであるが、首相は政府活動の調整に責任を負う。[…新憲法では首相職は廃止される… (憲法)]

「**内閣**：内閣は大統領が指名し、首相 (議会で最大政党の党首になる) が指揮する…

「**選挙**：任期5年 (2期目の再選も可能) で国民投票により選ばれた大統領。絶対数で最高得票であることに加え、決選投票を回避するには、大統領候補はケニアの7州のうちの少なくとも5州と1地域で投票数の25%以上を獲得しなければならない。前回選挙が実施されたのは2007年12月27日 (次回選挙は2012年12月に実施される予定) である。副大統領は大統領によって任命される。

「**選挙結果**：ムワイ・キバキ大統領が再選される。得票数比率 - ムワイ・キバキ46%、ライラ・オディンガ44%、カロンゾ・ムシヨカ9%。

「**立法府**：

「通常、議会 (国会) と呼ばれる一院制の国民議会、つまりBunge (224議席。内訳は任期5年で国民投票によって選ばれる議員210名、大統領によって任命されるが、議会選挙での各政党の総得票数に比例して各政党によって選ばれる議員12名、職権上の議員2名) [新憲法では…二院制を定めているが、多く

の詳細な点については、まだ最終合意が得られておらず、重要な立法的行為を必要とするだろう…(憲法)]

「選挙：前回選挙は2007年12月27日に実施される（次回選挙は2012年12月に実施される予定）。

「選挙結果：政党別の得票率 — 国民議会：政党別議席数 — ODM 99議席、PNU 46議席、ODM-K 16議席、KANU 14議席、その他 35議席。職権上の議員2名。大統領によって任命される議員 — ODM 6議席、PNU 3議席、ODM-K 2議席、KANU 1議席 [正式な政党名については、下記の政党を参照のこと]。」  
[3a] (政府)

## 地方行政

6.04 2011年9月2日に更新されたUSSDの*Background Note: Kenya*によると、

「地方自治体は140の地方自治区（rural district）に分けられ、各自治区の長は大統領によって任命された区長が務める。大統領は自治区の追加を発表したが、これについては、まだ法律に制定されていない。地方自治区は7つの地方州（rural province）に編成される。ナイロビは特別州に位置付けられる。州行政および国内治安を所管する国務省（Ministry of State）は、地区と州の行政を監督する。

「2010年8月4日に承認された新憲法が施行されると、47県（county）への権限移譲、および県と地域の利益を代表する責任を負う第2立法議会の創設を含め、この構造が大きく変更されることになる。新憲法の施行は数年を要するだろう。」 [4a] (政府)

## 政党および政党指導者

6.05 2011年11月10日に更新されたCIAの*World Factbook*が一覧として取り上げた主要政党は次の通り。

「民主回復フォーラム・ケニア（Forum for the Restoration of Democracy-Kenya）またはFORDケニア（FORD-Kenya）[ムシカリ・コンボ（Musikari KOMBO）]、民主回復フォーラム人民派（Forum for the Restoration of Democracy-People）またはFORD人民派（FORD-People）[ルーベン・オヨンディ（Reuben OYONDI）]、ケニア・アフリカ民族同盟（Kenya African National Union）またはKANU [ウーフル・ケニヤッタ（Uhuru KENYATTA）]、国民虹の連合ケニア（National Rainbow Coalition-Kenya）またはNARCケニア [マーサ・カルマ（Martha KARUA）]、オレンジ民主運動（Orange Democratic Movement）またはODM [ライラ・オディンガ（Raila ODINGA）]、オレンジ民主運動ケニア（Orange Democratic Movement-Kenya）またはODM-K [カロゾンゾ・ムシヨカ（Kalonzo MUSYOKA）]、国家統一党（Party of National Unity）またはPNU [ムワイ・キバキ（Mwai KIBAKI）]、シリキシヨ党（Party of National Unity）またはSPK [チラウ・アリ・ムワケレ（Chirau Ali MWAKWERE）]。」  
[3a] (政府)

また、最近の進展および憲法も参照のこと。実施されている政治的権利の情報については、政治的所属および言論と報道の自由を参照のこと。ケニアの政治団体の一覧については、付録B：政治団体を参照のこと。

7. 序論

- 7.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2011年1月24日に発表した*World Report 2011*のケニアに関する章covering events in 2010の中で、次のように記載した。

「歴史的な動きでは、ケニア国民は新憲法を支持して、2010年8月、3分の2の圧倒的多数で説明責任と改革に賛成票を投じた。憲法改革は、2007年の選挙後暴力の後に連立政権が合意を見た方策の1つであった。それにより政府組織の再編、土地委員会の設立、および警察と司法の抜本的改革への道筋はできた。また、その年、国際刑事裁判所の検察官が選挙後暴力の調査を開始した。ケニアは、絶え間ない国内への難民の流入により、ソマリアの危機による地域的な影響を受け続けている。難民の中には、安全を確保しようとして、ケニア警察から酷い虐待を受ける者もいた。」 [9b]

- 7.02 2011年4月8日に公表された米国国務省の2010 *Human Rights Report: Kenya*によると、

「人権問題が次のように報告された。前回の国政選挙での政府を変える国民の権利の剥奪、違法な殺害・拷問・強姦・治安部隊による過剰な武器の使用、集団暴力、警察の汚職と刑事免責、過酷な生命の危険に関わる刑務所の環境、恣意的な逮捕と拘留、過程への恣意的な介入と国民のプライバシーに対する侵害、長期に及ぶ公判前の拘留、行政府の司法への影響と司法の汚職、言論・報道・結社の自由に対する制限、難民への強制帰還と虐待（殺害とレイプを含む）、公務員の汚職、女性に対する暴力と差別、女性器切除（FGM）を含む子供に対する暴力、児童買春、人身売買、異民族間の暴力、民族・性的嗜好・HIV/AIDS感染に基づいた差別、労働者の権利強化の欠如、強制・奴隷労働、および児童労働（強制児童労働を含む）。」 [4b] (序論のセクション)

- 7.03 アムネスティ・インターナショナルは、2011年5月に発表した*Annual Report 2011, Kenya*のcovering events in 2010で次のように指摘した。「2007/8年の選挙後暴力の期間に実行された、人道に反する可能性のある犯罪を含む人権侵害についての説明責任を果たすために実施する方策がなかった。」 議員提出法案は、これらの犯罪を調査し訴追するために、議会内に特別法廷の設置を求めている。」 [15a]

- 7.04 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書*Countries at the Crossroads 2010*のCountry Report - Kenya（コロンビア大学国際公共政策大学院（Columbia University School of International and Public Affairs）国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著）は、次のように指摘した。

「民族政治を脱却し、2012年に実施予定の選挙前に幹部の政治指導者の政治

的（犯罪の恐れがある）行為に関する説明責任を明確にする純粋な努力がなければ、ケニアの見通しは暗い。欠陥が見事なまでに露呈した2007年12月の選挙の後に危うく起こりそうになった、民族的区分に従って国を引き裂くような流血の対立が再び勃発する恐れのある一触即発の危機状態に、国は今、遭遇している。国の民族的分裂は、過去から現在までの政治家たちが連綿として民族地域主義に基づいて利益誘導によって築き上げてきた個人的忠誠心と愛党心によって深まっていた。したがって、酷い分裂状態にあり、有効に選出されたのでもないのに、2008年4月に組閣された連立政権は、国が直面している多くの重大問題に取り組むことができないことが一層明らかになった…ケニアは1990年代、徐々に独裁的支配体制から機能的な多党制民主主義へと移行していた。ムワイ・キバキ（長年にわたってKANUの最高指導者であったが、1992年に党を割った元副大統領であり元財務大臣である）が大統領として実施した2002年選挙は、より公正でより対応的な統治へと平和的に進化するという希望を抱かせた…[しかし] 一党支配で利益誘導型の国家の問題および最悪の慣習の多くは、新しい民主主義体制の中に持ち越された。汚職はなくなることなくはびこったままであり、政府の有効性を害し、選挙で選ばれた指導者への人々の信頼は損なわれた。問題を悪化させたのは、ケニアが元々は英国の作った植民地であり、異なる様々な民族を人為的に線引きされた国境の内側にある、外部から押し付けられた1つの政体に押し込めてしまったことにある。急速な人口増加は…民族間での土地と資源を巡る競争を激化させた…集団暴力は、しばしば罰せられることなく活動する様々な武装した民兵組織によって政治的な道具として使われている。個々の国民、活動家、ジャーナリストおよび政治家に対する攻撃（多くは命にかかわる）は依然として続いており、ほとんどは解決を見ていない。警察の残虐行為は横行しているが、罰せられることは少ない。また、恐らく最も害が大きいのは、政府権力は不釣り合いなほど1つの民族（現在の状況では、キバキ大統領のキクユ族）を優遇し続けるという一般的な見方を覆すことができないことであり、これは、イデオロギー的な論争からアイデンティティーに基づく対立へと政治をさらに危険な方向に押しやっている。

「キバキが2002年にモイに取って代わって以降、ケニアで民主主義の機能する場が間違いなく広がっている。一部報道機関は派閥間の暴力をけしかけているが、独立系報道機関は強力になっており、政府当局や非国家機関による不正行為を暴くために戦っている。市民社会は、基本的権利、環境、男女平等、および農村開発を始め、様々な社会部門において多様性があり活発である。また、今日、民族分裂を脱却する上で、この国が最も望みを抱けるように見えるのは、この市民社会という土俵である。」 [18c] (序論)

- 7.05 アムネスティ・インターナショナルは2010年8月13日付の公式声明文の中で、新憲法 [2010年8月27日に署名されて法律として成立 (BBC News、2010年8月27日付)] について次のように指摘した。 [10b]

「…旧憲法と比較して、包括的に人権を認識し、保護している。また、新憲法は、ケニアの政治・統治構造に対する変更を導入し、行政府、立法府および司法の役割と権限を正確に示すことによって抑制と均衡の原則を確立している。大統領権限およびその他の行政権限を抑制する規定がある。また、新憲法は、公的資金が各地方政府に公平に配分されることを目的とする権限移

議の仕組みを導入している。」 [15b]

- 7.06 2011年9月28日に更新されたウェブサイトBayefsky.comには、ケニアが批准した国連の協定・条約（批准、加盟および継承を含む）の一覧がある。UN条約集（UN Treaty Collections）のChapter IV: Human Rights、データベースには、様々な国連の協定と条約、およびそれらの締約国の一覧がある。

## 8. 治安部隊

### 警察

- 8.01 2011年4月8日に公表された米国国務省（USSD）の2010 Human Rights Report: Kenyaは、治安部隊について次のように説明した。

「国内治安組織としては、次のものがある。ケニア国家警察庁（Kenyan National Police Service、KNPS）とそれに属する犯罪捜査部（Criminal Investigation Department）、対テロ警察部隊（ATPU）、ケニア行政警察（Kenya Administration Police (KAP)（全国の農村地域で強力に展開し、文民の州行政組織の治安部門を構成し、国境）、国境警備の権限を持つ）、ケニア野生生物庁（Kenya Wildlife Service、KWS）（国立公園内の警備と対密猟作戦の責任を負う）、警察総合任務部隊偵察中隊（General Services Unit、GSU）（暴動の鎮圧と嚴重な警備の必要な施設の護衛）、国家保安情報庁（NSIS）（情報の収集）等。KNPS、KAPおよびGSUは、州行政・国内治安省（Ministry of State for Provincial Administration and Internal Security）の権限下に置かれている。NSISは直接、大統領の権限下に置かれている。警察はしばしば犯罪活動に加担しているという一般の見方があった。」 [4b] (セクション1d)

- 8.02 2011年9月1日に更新されたジェーンズ社の *Sentinel Country Risk Assessment, Kenya* はSecurity and Foreign forcesに関するセクションの中で、警察官の人数は3万5,000人と推計し、さらに次のように言及した。

「英国の植民地時代のやり方に修正を加えた体制に基づいて、ケニアの警官隊は活動する。文民警察隊は行政の拠点に置かれ、犯罪捜査部（CID）情報課、航空団、およびインド洋とビクトリア湖の港湾を巡回する港湾警察を含む様々な別動実戦部隊に分かれる。2001年8月に創設された汚職対策部隊（Anti-Corruption Unit）は、CID部長に報告を行う。警察総合任務部隊偵察中隊（GSU）は、国内保安任務に携わる機動性を備えた準軍事的な独立部隊である。また、観光客の安全を守る観光警察隊（Tourism Police Unit）もある。」 [14b]

- 8.03 2010年5月6日付のDaily Nationの記事によると、「ケニアの4万名の警察隊は極度の緊張状態に置かれている。国際基準では、警察官の人数は400人当たり1人と規定されている。ケニアの警察官の比率は900人に1人で、理想からはほど遠い。」 [16r] ケニア警察のウェブサイトは、とりわけ警察の機構、使命、関連の刑法および連絡先について詳細な情報を提供している。

- 8.04 米国国務省の2010 *Human Rights Report: Kenya*は次のように指摘した。「警察は無力で腐敗しており、処罰を受けないのが問題であった。2008年には、OFFLACK [オスカー基金無料法律相談クリニック・ケニア (Oscar Foundation Free Legal Aid Clinic Kenya)] は、警察官の採用の中で賄賂の問題が起こると指摘した。警察は多くの場合、政治的にコネがあるか、賄賂を払う志願者を資格がなくても採用した（これは捜査が不完全に行われる一因である）。」[4b] (セクション1d) 2009年2月に行われた視察後、フィリップ・アルストン (Philip Alston) による2009年5月26日付の国連の報告書 *Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions* (UN SR Report 2009) の中で、アルストン教授は、警察が『好き勝手に殺人を行う』ことができる理由として6つの主要な要因を特定した（その詳細な一覧については、裁判なしの殺害に関するサブセクションを参照のこと）。その一覧には、「警官隊は十分な訓練、規律および職業意識に欠けている。」[61a] (p6-7およびパラグラフ5-6)
- 8.05 国連人権理事会 (UN Human Rights Council) に提出された、国連総会事務局による2009年6月2日付の覚書 *Information submitted by the Kenya National Commission on Human Rights* (KNCHR Submission 2009) によると、
- 「ケニアでは、他の多くの開発途上国や新興民主国家の場合と同様に、不安定な政情はあまりにも現実的な問題である。国家保安情報庁 (NSIS) を含む治安機関によってそのような重大な危機状況に対処するには、専門的能力と資源の不足は隠しようがない。ムンギキ (Mungiki)、Sabaot Land Defence Forceなどの組織犯罪集団が断続的に出現したことによって、何よりも国内各地で暴力が起こり、多くの国民は、治安の確保について国家の統治能力に疑問符を付けている。」[61b] (p2)
- 8.06 2009年1月19日付の *Concluding observations of the [UN] Committee against Torture: Kenya* (UN CAT Report 2009) によると、「法執行官のための人権に関する既存の研修プログラムを認めている一方で、国連拷問禁止委員会 (UN Committee against Torture) は、そのような研修が具体的な重大犯罪としての拷問の禁止を含んでいないこと、また、警察官、刑務官、裁判官、さらに軍人、医療従事者など、直接的に拘束者と接触するすべての関係要員にまで及んでいないことに、依然として懸念を示している。(第10条)」[62a] (p6、パラグラフ18)
- 8.07 USSD 2010 *Human Rights Report*は次のように指摘した。「2009年9月、国家警察改革タスクフォース (National Task Force on Police Reforms) による中間報告に対応して、大統領は警察長官フセイン・アリ (Hussein Ali) および警察幹部を交替した。タスクフォースの最終報告書は2009年11月に公表された。改革勧告案の実施を監視する責任を負う警察改革実施委員会 (Police Reform Implementation Commission) は、その年 [2010年] にその任務を開始した。」[4b] (セクション1d) 同じ主題について、2009年9月8日付のBBC Newsの記事は、ケニアの政府は「…国の警察最上層部の全員を交替した…元警察長官フセイン・アリ少将は郵政公社に異動させられ…その後任は、エリート集団の警察総合任務部隊偵察中隊 (General Services Unit) (市民の暴動

を抑えるためによく出動命令が出される恐れられた警察突撃部隊)を指揮したことがある人望の厚いマシュー・イテーレである。」[10e]

- 8.08 2011年10月20日に公表されたトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) の*East African Bribery Index 2011*によると、

「East African Bribery Index [EABI] は、公的部門と民間部門の両方においてサービスを求める際に回答者が経験した贈収賄を測定するために地域の5か国に導入した年間指数である。[13b] (x)

「…EABI 2011指数のスコアは、大部分の組織ではわずかなスコアの改善が見られるが、一部の機関ではスコアの変動があったことを明らかにしている。ただし、ケニア警察は、2010年の77.7%から2011年の81%へとスコアが上昇したように最も贈収賄が横行する機関のままである。」[13b] (p10)

- 8.09 2010年8月26日、ケニア政府の公式ウェブサイトは、キバキ大統領が「国家警察改革タスクフォースの中間報告書を受け取った」と報告した。同ウェブサイトは続いて、次のように伝えた。

「中間報告書の勧告には、次のものが含まれている。

「1. ケニア警官隊 (Kenya Police Force) からケニア警察庁 (Kenya Police Service) への名称の変更

2. 警察業務委員会 (Police Service Commission) の設立

3. 独立文民警察監視機関の創設

4. 以下を含む警察の福利厚生条件に関する勧告

\* 警察住宅プロジェクトの監査および警察の住宅条件の広範な見直し

\* 特別警察手当の導入

\* 包括的な医療および保険制度の導入

5. 警察改革実施委員会の設立」[63a]

- 8.10 しかしながら、警察改革の歩みは遅いままであった。ケニア国民対話および和解 (Kenya National Dialogue and Reconciliation, KNDR) モニタリングは、2010年7月～9月期間を対象とした*Review Report October 2010*の中で次のように指摘した。

「不法団体の再でっち上げ、恐ろしい殺害への回帰、および裁判外の殺害の復活は、警察および他の制度改革において急を要する部分である。全国合意および和解 (National Accord and Reconciliation) 協定の署名からすでに2年以上を経過しているのに、警察および他の制度改革があまり進んでいないため、望ましい効果を得られていないという決定を下すのには、この期間は十分な期間である。必要な警察改革のないままに次の選挙に入ることは、全く勧められない。新憲法を作っただけでは安定は保証されない。新憲法の方針と書かれた文字に責任を持つことのみが安定を可能にする。新しい意志を示すには、根本的な警察改革を加速させなければならない。

「警察隊の改革なしにこの制定法を導入した場合、望ましい結果は得られな

いだろう。内部対立のまん延、犯罪への関与の疑惑、および様々な組織間の対立を考えると、実際、警察隊の改革は依然として緊急を要する。警察改革タスクフォースの勧告の実現化を監視する警察改革実施委員会は、警察改革を法制化するために複数の法案を起草した。これらの法案には、警察監視機関を設立することを目的とした独立警察監視機関法案（Independent Policing Oversight Authority Bill）、ケニア警察およびケニア行政警察の統合を図る国家警察業務法案（National Police Service Bill）、警察隊の管理に責任を負う国家警察業務委員会に関する法案（National Police Service Commission Bill）などがある。これらの法案の規定は、憲法第14章に準じている。これらの法案の可決および施行は、緊急を要する問題と考えるべきである。」[64a] (p14-15、パラグラフ28-29)

- 8.11 2010年11月3日、ケニア政府の公式ウェブサイトは、ムワイ・キバキ大統領およびライラ・オディンガ首相が国家警察改革タスクフォースの最終報告書を受け取ったと伝えた。その報告書の勧告には以下のものがある。

「1. 報告書は、今のところ2つの警察隊 [ケニア警察および行政警察] を統合しないよう提言し、その代わりに、すべての警察組織に適切な代表権を保証する国民警察評議会（National Policing Council）の創設を勧告した。国民警察評議会の議長は警察業務の担当事務次官が務め、予算編成と資金配分に責任を負うことになる。

「2. これに関連して、監察長官（Inspector General）が率いるケニア警察庁（Kenya Police Service）、また、司令長官（Commandant General）が率いる行政警察庁（Administration Police Service）が設立される。

「3. 警察業務に対するすべての申し立てに関する調査に責任を負う独立警察監視機関の設立。同監視機関は、高等裁判所の裁判官の地位にある者が委員長を務め、委員は人的資源、財務管理、企業経営、宗教団体などの分野、およびその他の適切な分野から選ぶべきである。また、同監視機関は、一般からの申し立てに関する独立した調査を行う責任を負い、さらに警察隊についての説明責任も負う。

「4. 警察官の異動、採用および昇進に責任を負う警察業務委員会（Police Service Commission）の設立。これについては、警察は今は公務員管理委員会（Public Service Commission）から独立した組織に報告することになったため、憲法改正が必要とされる。

「5. 報告書で提言された必要な行政、政策、法律および憲法の改革を制度化することを目的とした警察改革実施委員会の設立。

「6. 汚職を撲滅するために、報告書は、すべての警察官が同意すべき明快な倫理綱領の制定を勧告している。警察官は、利害の対立につながるビジネス、特にmatatu（ミニバス）やレッカーサービスのビジネスに従事することが禁じられる。

「7. 警察の福利厚生を調査する給料・手当審査委員会（Pay and Benefits

Review Commission) が設立される。これが設立された場合、他の問題はさておき、包括的な医療保険制度が直ちに成立することになるだろう。

「8. タスクフォースは、警察官文化を変えて、法執行機関の信任を築くための一環として、医療、保険、住宅などの手当に関して警察官の労働条件の改善を支持した。これに関連して、すでに始まった総合警察住宅整備計画は迅速に進むだろう。政府はまた、すべての警察署に十分な輸送設備を配備するまでの目標期限を設定する。

「9. 全国警察政策 (National Policing Policy) の実施。

「10. 国家安全保障政策 (National Policing Policy) の実施。」 [63b]

- 8.12 同じウェブサイトは続けて次のように言及した。「…報告書を受け取った後、キバキ大統領は、異動・治安作戦手当に関する警察官の支払延滞分の即時払いを命じた。この支払延滞分は4億ケニアシリング以上に膨れあがっていた。」 [63b]

- 8.13 ケニア国民対話および和解モニタリング・プロジェクト (Kenya National Dialogue and Reconciliation Monitoring Project) は、2010年10月の*Review Report*の中で次のように指摘した。

「緊急な制度改革の着手の必要性：不法集団の再でっち上げ、恐ろしい殺害への回帰、および裁判外の殺害の復活は、警察および他の制度改革において急を要する部分である。全国合意および和解協定の署名からすでに2年以上を経過しているのに、警察および他の制度改革があまり進んでいないため、望ましい効果が得られていないという決定を下すのには、この期間は十分な期間である。必要な警察改革のないままに次の選挙に入ることは、全く勧められない。新憲法を作っただけでは安定は保証されない。新憲法の本質と書かれた文字に責任を持つことのみが安定を可能にする。新しい意志を示すには、根本的な警察改革を加速させなければならない。

「警官隊の改革なしにこの制定法を導入した場合、望ましい結果は得られないだろう。内部対立のまん延、犯罪への関与の疑惑、および様々な組織間の対立を考えると、実際、警察隊の改革は依然として緊急を要する。警察改革タスクフォースの勧告の実現化を監視する警察改革実施委員会は、警察改革を法制化するために複数の法案を起草した。これらの法案には、警察監視機関を設立することを目的とした独立警察監視機関法案、ケニア警察およびケニア行政警察の統合を図る国家警察業務法案、警察隊の管理に責任を負う国家警察業務委員会に関する法案などがある。これらの法案の規定は、憲法第14章に準じている。それらの法案の可決および施行は、緊急を要する問題と考えるべきである。」 [64a] (不法集団および治安部門改革、p14-15、パラグラフ28-29)

- 8.14 ケニア国民対話および和解モニタリング・プロジェクトは、2011年10月の*Progress in Implementation of the Constitution and other reforms Review Report*の中で次のように言及した。

「今四半期 [2011年7月～9月] に、2つの警察法案 (国家警察業務法および国

家警察業務委員会に関する法案）が議会で可決され、制定された。国家警察業務法（National Police Service Act）は、Philip Ransleyが率いる警察改革および新憲法タスクフォース（Taskforce on Police Reforms and the new Constitution）による両報告書で特定された警察の多くの重要な要素に対応しているため、非常に重要な法律である。これらの要素には、内部規律、能力、地域警備、およびケニア警察庁の創設がある。また、同法は、警察長官の登用、全警察官に対しては今後も任務を継続するかを決定するための綿密な調査についての指針を示す。さらに、地域警備に関する政策はすでにまとめられており、県（county）への移譲が期待される。

「効果を上げている他の改革、とりわけ強調すべきものとしては、警察用の新研修カリキュラムの実施、権利章典、および警察の姿勢の変化が挙げられる。そのカリキュラムは、警官隊における労働倫理を転換することが期待される。警察の研修期間は、新カリキュラムに従って変更された。専門職・大卒の警察官は現在、21か月の研修を受けている最中である一方、専門職でない下級警察官は、15か月の研修を受ける予定である。すべての警察官は、採用されると6か月間の研修を受けた。

「また、警察業務については内部の説明責任体制の強化過程にあり、同体制は独立警察監視機関（IPOA）の設立によって一層強化されるだろう。同監視機関の存在によって、警察に対する申し立ては効率的に扱われることになる。警察に関する法案は、警察改革実施委員会（PRIC）が起草中であり、国家警察業務委員会の設立はまだ決定されていないが、設立された場合、正規の警察と行政警察から1つの国家警察庁への統合は促進されるはずである。警察長官を登用するのは、国家警察業務委員会の役割であるが、この委員会はまだ設立されていない。2名の主導者は、まだ国家警察業務委員会の委員の採用を行う選出委員会を立ち上げていない。これが順調にいけば、警察長官が国家警察庁を率いることになる。」 [64b]

警察による虐待に関する情報については、下記のサブセクションの治安部隊による人権侵害を参照のこと。申し立ての手段に関するサブセクションでは、警察に責任を問う方法、および警察の訴追と刑事免責の問題に関する情報を示す。

## 証人の保護

- 8.15 人権理事会決議5/1（Human Rights Council resolution 5/1）付属文書パラグラフ15(a)に従って提出され、普遍的定期審査（UPR）過程の一環として提出され、2010年2月22日に公表された国家報告書は、次のように指摘した。

「有効で効率的な証人保護プログラムは、事件の訴追に成功する上での拠り所である。ケニアは2006年、証人保護法（Witness Protection Act）を制定することで、国際組織犯罪防止条約（United Nations Convention against Organized Crime）第24条と26条を実際に行動で示した。ケニアは証人保護プログラムを構築したアフリカで2番目の国である。同プログラムの運用化は、完全な事務局を備える段階まで進んでいる。

「証人保護法案は現在、その事務局を司法府から切り離し、引いては独立性を保つようにするために検討中である。」 [61e] (p7、パラグラフ35-36)

8.16 KNDR Review Report October 2010によると、

「ICCによる訴追の可能性がある、証人になりそうな者が行方不明になったり脅迫を受けたりするため、有効な証人保護プログラムが必要になる。2010年6月、大統領が証人保護（改正）法を承認したことにより、独立した自治的な証人保護機関の設立の道が開かれた。司法長官が委員長を務める証人保護諮問委員会（Witness Protection Advisory Board）は、国家機関が選挙後暴力の時期に違法行為を働いた容疑をかかれたことを踏まえて、中立的でないという懸念が市民団体の間で広がる中で設立された。2010年6月、政府は、首席検事（Chief Prosecutor）によって確認されたすべての証人を保護するという誓約書に署名した。2010年9月の第1回会議において、証人保護諮問委員会は、保護を申請した証人20人の保護、および役職員の動員を承認した。

「一方、約70人の目撃者は国内外の人権NGOによって保護されている。ICC自体も独自に証人を保護しており、政府や他の証人保護プログラムを頼っていない…にもかかわらず、政府が信頼できる証人保護組織を設置するのに異常なほど長い時間を要した。このため、証人保護に信頼および関心を失った証人もいたものと思われる。いち早く国を出た人々の一部は、検察側の召喚による疲労、およびPEV裁判で証言する意欲の欠如により関心を失っているとされる。」 [64a] (p10-11、パラグラフ12-13)

## 国軍

8.17 2011年11月10日に更新された中央情報局（CIA）*World Factbook, Kenya*によると、「ケニア国軍は、ケニア陸軍、ケニア海軍およびケニア空軍で構成される。18歳以上を対象として9年間の兵役義務を伴う志願制に基づいて、国軍は活動する。」 [3a] 2011年10月24日に更新されたジェーンズ社の報告書によると、「1982年の空軍によるクーデター未遂事件を別にすると、国軍は、ケニアの政治に介入したがないことで知られており、国は軍隊によって支配されたことはない…地域的な基準で見ると、ケニアの軍隊は訓練、装備、軍事予算において比較的恵まれている。」 [14a] (国軍、評価)

8.18 ジェーンズ社はまた、次のように指摘した。

「軍事司令部は、2002年12月の選挙期間中、そして39年間のKANU支配の後の権力の交替においても政治的に中立の役割を演じることで威厳と職業意識をもって行動したように見られている。とは言っても、KANUの政権下で、治安部隊は政治的にも民族的にも強い影響を受けていたが、2003年にキバキ大統領が政権に就いてから数カ月のうちに、同大統領は、国軍におけるKANUの政治的影響力を減らすために、軍隊・治安部隊の司令部の様々な人事を再編した。」 [14a] (国軍、評価)

8.19 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書 *Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学

院（Columbia University School of International and Public Affairs）国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著）は、次のように指摘した。

「ケニアの軍隊は約2万2,000名の兵員を要する。それは独裁的なKANU政権と密接に連携していた。また、モイ大統領と同じカレンジン族出身者は、モイの支配した時代には多くの高い地位を与えられた。唯一権力を奪取しようとした明確な企ては、1982年のクーデター未遂事件であったが、軍部は国の途切れがちな民主主義への移行期間も文民による監視を受け入れ続けた。軍隊が大規模な民族紛争を抑え込むよう求められた場合、民族間に大きな亀裂を入れる恐怖がある。国内におけるほとんど治安活動は高度に訓練された民兵組織を含む様々な警察部隊によって行われる。」[18c] (法の支配)

## 政府軍による人権侵害

8.20 KNCHR Submission 2009は次のように指摘した。

「治安の悪さは絶えずケニアで重大な人権問題および課題をもたらした…軍隊、警察および国家情報機関を含む治安当局が法の支配および適正手続きに対してあからさまに軽視した結果、多くの場合、基本的人権の過度の侵害が起こった。力のない執行機関、法律および監視機構の欠如によって、治安警察官は不透明なやり方で行動する機会を得て、処罰されることなく人権を侵害することができる。」[61b] (p2)

8.21 UN SR Report 2009によると、

「特別報告者（Special Rapporteur）は、ケニアの警察はしばしば個人を処刑し、しかも処罰されないという風潮が広く見られるとする結論に達した。最も懸念しているのは、上級警察官の命令で活動し、犯罪組織の首領やメンバーと疑われる者を抹殺する任務を負う警察暗殺部隊の存在である。そのような犯罪集団はケニア人に対して嫌がらせや殺害を行うため、その脅威に対抗するため厳重な取締りが求められる。しかしながら、警察による白紙委任の殺人は、そのような犯罪の根絶と何ら関係がない。もっと正確に言えば、それによって、警察が殺人を得意とし、法の執行を苦手とするという風潮が固定化されてしまう。警察活動が真に治安を生み出すには、容疑者、被害者を含むすべての者の人権を尊重して警察活動が行われなければならない。殺害に対する警察の説明責任の欠如は、有効な内外の調査・監視機構の不在に起因する。

「特別報告者は、民兵組織のSabaot Land Defence Forceと政府の治安部隊の両方が、エルゴン山中でエルゴン山の住民に対して拷問および不法な殺害を含む様々な残虐行為に関与しているという結論を下している。この虐待を文書に記録した多様な情報源から得た詳細な報告は、警察や軍隊によってともに調査されたことはない。両方の組織ともそのような虐待を否定しているが、整然とした市民団体の報告に対するそのような対応は、人権擁護者および証人を組織的に恫喝するものになっていた…人権擁護者の多くは、治安部隊の隊員や他の政府高官から脅迫や嫌がらせを受けたと任務期間中の特別報告者の前で証言した。警察暗殺部隊に関する報告で特に積極的であった2人の

活動家が、特別報告者の任務の終了からちょうど2週間後に殺害された。ケニアの治安部隊に対する批判を沈黙させるための組織的な企みが続いている。」[61a] (概要、p2-3)

- 8.22 2010年2月26日付の国連の*Report of Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment* (UN SR report 2010)によると、

「特別報告者 (Special Rapporteur) は、刑事司法部門における説明責任の欠如について非常に懸念している。2008年に文民警察監視機関 (Civilian Police Oversight Body) を設立するケニアの計画を歓迎する一方、特別報告者は、具体的手段が全く取られていないことを遺憾に思っている。特別報告者は懸念を示しながら、拷問の加害者に対する独立した迅速な調査、および拷問の申し立てを提出するための専用の手続きがないことを指摘した。特別報告者はさらに、裁判官および治安判事が被告による拷問の申し立て、および被害者が拷問を文書にするために身体検査を受けることに制限があることを無視し続けていることを遺憾に思っている。ケニア国民人権委員会の重要な役割が拘置所を訪問することにあることを認識して、特別報告者は、同委員会はその役割を果たすために必要な資源に乏しいことを懸念し、また、同委員会が拘置施設を訪問することを拒絶される場合があったことを遺憾に思っている。同じく、司法は、能力または意志の欠如のため、刑務所を訪問し調査することが少ない。特別報告者は、CAT第22条に従って、政府に対し拷問等禁止条約選択議定書 (OPCAT) を批准し施行するとともに、個別申し立て方法を認めるよう強く勧める。」[61d] (p96、パラグラフ45)

- 8.23 FHCC Report 2010は次のように指摘した。「ケニア人は、警察および治安部隊による虐待に対して保護をほとんど受けられず、また、国内の一部の地域では、地元の政治指導者につながりがあると見られる組織犯罪者の犠牲になる。実質上処罰されることなく活動する警察による、容疑をかけられた犯罪者や一般市民に対する裁判なしの殺害および他の暴行に関する信頼に足る申し立ては近年、数多く出されるようになった。」[18c] (市民的自由)

- 8.24 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「非合法活動をうまく進めるためだけでなく、法執行目的を達成するために、警察は相変わらず違法監禁、恐喝、身体的虐待、および容疑のでっち上げに頼っていると、報道機関および市民団体は伝えた。」[4b] (セクション1d)

特定の種類の違法行為の詳細については、次のサブセクションを参照のこと。

#### 恣意的な逮捕および拘留

逮捕および拘留を成文化する法律に関する情報は、逮捕および拘留—法的権利を参照のこと。

- 8.25 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「容疑者が犯罪行為を行った、またはまさに行おうとしていると信じるだけの合理的な根拠がなければ、裁判所命令なしに逮捕または拘留することを法律は禁じている。しかしながら、

警察は頻繁に恣意的に逮捕、拘留した。」[4b] (セクション1d)

8.26 また、USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「警察はまた、警察留置場に入れた容疑者について記録しないことが多くあったため…拘留者がどこにいるのか捜すのが困難であった。警察は賄賂を強要するために市民を止めて逮捕することがよくあった…わずかな金銭の賄賂を払える人は少ないため、家族か友人が警察の要求する金銭を用意できない限り、多くの人々は刑務所で衰弱した…イスラム教指導者は、警察が無差別にテロ行為の容疑でイスラム教徒を逮捕し、その後、容疑者の中には姿を消した者もいると主張したが、警察はこれを否定した…政府に反対してデモをしている者を警察が恣意的に逮捕したという報告は、その年 [2010年] にはなかった。」[4b] (セクション1d)

8.27 UN CAT Report 2009によると、「UN委員会は、警察による違法で恣意的な逮捕という日常的な慣習や警察官にはびこる汚職（これらは特に都市近辺に暮らす貧困層に影響を与える）を深く憂慮している。UN委員会はまた、現在、行われている保釈制度についても懸念している。」[62a] (p3、パラグラフ12)

拷問および過剰な武器の使用

8.28 USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。

「憲法および法律はそのような慣習を禁止しているが、法は拷問を定義しておらず、また、量刑手続きの指針を規定していないため、實際上、拷問の罪での訴追を除外している。警察は多くの場合、取り調べ中に暴力や拷問を使用し、また、公判前の拘留者や既決囚には罰としてそれらを使用した。IMLU [Independent Medico-Legal Unit] によれば、身体への殴打暴行は警察が用いる最も一般的な拷問の方法であった。

「人権団体、教会および報道機関は、警察が多くの事件で拷問および見境のないむち打ちを用いることを非難した。

「治安部隊隊員による拷問とされる事件件数は、2005年の397件に比べ、2008年は772件であったことをIMLUは知らされたが、IMLUは拷問の件数はそれよりも多い可能性があることを指摘した。

「刑務所内での女性へのレイプだけでなく、国内避難民（IDP）および難民のためのキャンプ内でも、また、ソマリアから国内に入った庇護申請を求める者の間でも、治安部隊隊員によるレイプの疑惑があった。」[4b] (セクション1c)

8.29 同じ情報源が、その年 [2010年]、警察の留置場にいる間、または、その留置期間のすぐ後に死亡した人たちがいて、その中には、拷問により死亡した人もいたと指摘した。」[4b] (セクション1a)

また、拘留中の死亡に関する詳細については、下記の裁判なしの殺害に関するサブセクションを参照のこと。

8.30 2010年5月に開かれたケニアの普遍的定期審査（universal periodic review、UPR）の一環として人権理事会に提出された提言集といえる、2010年2月16日付の *Compilation [of UN bodies] prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (b) of the annex to Human Rights Council*（UN UPR Compilation 2010）の中で、ケニア国連国別チーム（UN Country Team in Kenya）によって、次のような指摘がなされた。「…拷問、裁判なしの拘留、虐待、および拘留者の権利に対する多大な侵害は相変わらず横行していた。」 [61c] (p6、パラグラフ27)

8.31 UN CAT Report 2009によると、

「行政警察法（Administration Police Act）の改正に注目する一方、UN委員会は強い懸念とともに、警察留置場での容疑者への拷問および虐待の使用が横行しているという数多くの疑惑が常にあることを指摘した。また、UN委員会は懸念とともに、適切な法的保護（弁護士と接見する権利、第三者による身体検査、および家族と連絡を取る権利を含む）を逮捕された人たちに提供するに当たって締約国によって報告された問題を指摘した。これに関連して、委員会は、犯罪行為に対する訴追の数、および拷問と虐待の罪で有罪となった法執行官に対して取られる懲戒処分 の数について非集計の詳細な統計資料がないことを遺憾に思っている。（芸術。2条および11条） [62a] (p4、パラグラフ13)

8.32 UN CAT Report 2009に照らして、FFCC Report 2010は次のように指摘した。

「ケニアは1997年、拷問等禁止条約（Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）を批准し、長い遅れの後、2007年6月に最初の国家報告を提出した。適切に権限が与えられれば、KNCHR [ケニア国民人権委員会]、統治・司法・法と秩序セクター改革プログラム（Governance, Justice, Law and Order Sector Reform Programme）の開始、および独立警察監視機関（independent Police Oversight Board）の設立を含む、拷問の横行を減らすことができる複数の公式な仕組みのケニアへの導入について、国連拷問等禁止委員会は2009年1月、これを歓迎することによって応えた。そのような正式の公約にもかかわらず、拷問は普通の光景のままである。ケニアのNGOで、拷問犠牲者を社会復帰させるために活動する独立メディコ・リーガル・ユニット（Independent Medico-Legal Unit）は、ケニアにおける拷問の証言および詳細な法医学的証拠を付けて数多くの報告書を発行してきた。そのNGO団体は、拷問に関する明確で包括的な、統合された法律が必要であることは強調しても強調しすぎることはない述べた。」 [18c] (市民的自由)

人権侵害を説明するために治安部隊がどのように保持されるかについての詳細は、下記の申し立ての手段を参照のこと。

8.33 土地および強制立ち退きを巡る紛争に関して、UN CAT Report 2009は次のように言及した。

「ケニア国民対話および和解議案の事項4に土地改革の問題が含まれている

ことに注意しながらも、UN委員会は国家機関による横行する暴力および拷問と、締約国の土地問題の間にある根強い関連性について懸念している。他の社会的経済的不公正と相まった、土地を利用する権利の欠如は、拷問と暴力の根本的原因と見なされる場合が多い。これに関連して、UN委員会は、2008年3月に実施された『オコマ・マイシャ作戦』（Operation Okoa Maisha）期間にエルゴン山地域内で軍隊による大量の逮捕、迫害、拷問および不法な殺人があったとする疑惑を強く懸念している。（芸術。12条および16条）…UN委員会はさらに、時に暴力死をもたらす、立ち退き中の警察による過剰な武器の使用について懸念している。特に農村地域では、家やその他の身回り品の破壊をもたらすことが多い。（芸術。12条、13条および16条）」[62a] (p7、パラグラフ21-22)

刑務所の環境および下記の申し立ての手段に関するサブセクションを参照のこと。

### 裁判なしの殺害

- 8.34 UN SR Report 2009では、特別報告者（アルストン教授）は次のように指摘した。

「警察による殺害はまん延している。一部の殺害は日和見主義的か、無謀か、個人的なものである。他の多くの殺害は注意深く企てられたものである。警察が集中データベースを維持していないため、発生した殺害件数を正確に推定することは不可能である。しかし、警察の発砲事件は、報道機関によってほぼ毎日報じられており、その総数は明らかに許しがたいほどに多い。2007年の5か月間だけで、ケニア国民人権委員会（KNCHR）は、約500人の殺害もしくは行方不明を文書に記録した。

「警察が頻繁に好き勝手に殺害を行うことのできる理由として、6つの主要な要因が挙げられる。(i) 犯罪容疑者を標的とした正式な殺害許可、(ii) 機能不全を起こしている刑事司法制度では、警察は犯罪容疑者を逮捕ではなく、殺害することによって犯罪に対抗することが奨励される、(iii) 警察の内部および外部に説明責任の仕組みが事実上存在しないため、疑惑の警察虐待に対する調査はほとんど行われず、独立した調査も事実上全くなされない、(iv) 武器の使用に関する法律は矛盾しており、あまりにも武器の使用に寛容である、(v) 虐待の証人は脅迫されることが多いため、報告・証言することを恐れる、(vi) 警察隊は十分な訓練、規律および職業意識に欠けている。」[61a] (p6-7、パラグラフ5-6)

- 8.35 アルストン教授はさらに次のように言及した。

「政府は、Mungiki他の犯罪者の暴力から国民を守る明確な義務を有する一方、生存権を含む人権を尊重する。それに従って、容疑者は逮捕され、告訴され、裁判にかけられ、罰せられるべきである。暴力的な犯罪性との関連で、警察は場合によって武器の使用、時には生命を守るために致死力のある武器の使用を必要とせざるを得ない。警察長官を含む警察は、不法な警察による殺害は起こっていないと私に保証した。しかしながら…警察は違法に武器を使っ

て、容疑者の逮捕ではなく、頻繁に殺害によって対応しているという証拠は、説得力がある。さらに、警察による捜査はあまりにも不十分で信用できないため、すべての殺害は合法的であるという警察の主張は、本質的に信頼性が低く支持できない…暗殺部隊は…ケニアの警察隊の内部に存在し、これらの暗殺隊は、警察幹部の命令の下にMungikiおよび他の悪名高い犯罪容疑者を抹殺するために組織された。詳細な証拠は…警察長官、および犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）、特別犯罪部隊（Special Crime Unit）および犯罪情報部隊（Criminal Intelligence Unit）の警察幹部の関与を示している。」 [61a] (p8-9、パラグラフ9-10)

8.36 USSD 2010 Human Rights Reportは、国連特別報告者の調査および報告書を参照して、次のように言及した。「政府はアルストン報告の指摘を拒絶し、国連に抗議した。しかしながら、報道機関の記事によれば、国内治安省（Ministry of Internal Security）はケニア国民人権委員会（KNCHR）に宛てた2009年2月の公式文書の中で、警察が2008年に308人の若者を殺したことを認めた。」 [4b] (セクション1a)

8.37 裁判なしの、即決の、または恣意的な処刑に関する特別報告者の報告書（Christof Heyns）の補遺：補足国別提言－ケニア（2011年4月26日発表）（SR Report 2011）は、次のように指摘した。「特別報告者による訪問の後、同特別報告者の任務遂行中に会っていた2人の人権擁護者（Oscar Kamau King'ara およびJohn Paul Oulu）が殺害された。特別報告者による訪問中および訪問後、人権擁護者は組織的に警察、軍隊および政府高官から脅迫された。」 [61g] (p5)

8.38 また、USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「2009年3月、正体不明の殺し屋（前警察長官の命令によると報じられた）がOscar Kamau King'ara（地元の非政府組織（NGO）Oscar Foundation Free Legal Aid Clinic Kenya（OFFLACK）の代表）とPaul Oulu（OFFLACKのプログラムコーディネーター）を射殺した。OFFLACKは2008年、Mungiki犯罪組織のメンバーと見られるが連続して行方不明になったり死亡したりしたことに警察が関与していると報告した。警察は、その殺害の証人を脅迫したため、4人の証人が亡命した。首相はその殺人事件を調査するため国際的な支援を要請したが、外務大臣はその支援を拒絶した。信頼できる調査は年末までに行われることはなかったし、期待もされなかった。

「治安部隊は、警察は武装した容疑者に立ち向かう時は、身を守るために射殺しなければならないという主張を続けた…その方針は2005年に初めて発表され、その後、武装した犯罪者が任務中の警察官43名を殺害すると、2007年に再度発表された…警察はその年 [2010年] に数多くの犯罪容疑者を殺害したが、多くの場合、容疑者が逮捕に暴力的に抵抗した、または武装していたからだ」と警察は主張した。治安部隊はその年 [2010年]、Mungiki犯罪組織のメンバー16人を殺害したが、2009年は25人の殺害であった。」 [4b] (セクション1a)

8.39 SR Report 2011は次のように指摘した。

「この報告書の作成中に得た情報からは、警察が行った裁判なしの殺害件数は減少したが、消滅していないことは明らかである。犯罪容疑者を逮捕する際に、警察官は相変わらず過度に武器を使用している。その攻撃には多くの場合、正当な理由がなく、武器は過度に使用されている。また、警察は依然として拉致と殺害で非難されている。特別報告者が利用することができた情報によれば、警察による裁判なしの殺害とされる事件は、2010年1月から2011年4月の間で63件であるが、これらの数字は報告されていない事件があることから、多くなる可能性がある。」 [61g] (p6)

- 8.40 国連人権理事会によって着手された各国の人権の普遍的定期審査過程の一環として提出された、2010年2月5日付のステークホルダーの *Summary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1* (UPR Stakeholder Summary 2010) は、次のように言及した。

「被抑圧民族協会 (Society for Threatened People、STP) は、2008年3月に実施された『オコマ・マイシャ作戦』 (『セイブ・ライフ作戦』) と称する警察と軍隊による合同作戦期間中にエルゴン山地域内で不法な殺害と強制立ち退きの報道について言及した。また、STPは、2008年だけでMungiki犯罪組織のメンバー450人以上がナイロビで裁判なしで殺害されたと述べた。KNCHRは、裁判なしの殺害を止めるための適切な手段が取られていないと報告した。」 [61f] (p4、パラグラフ19)

- 8.41 UN CAT Report 2009は次のように指摘した。

「UN委員会は、特に2008年9月のマンデラ地区の『Chunga Mpaka』作戦などの特別治安作戦期間中、また、2007年6月の『Mathare作戦』などの犯罪集団に対する作戦期間中に継続して起こる法執行官による裁判なしの殺害および強制的行方不明についての一貫した申し立てを知って動揺している。UN委員会はさらに、そのような申し立てに関連した調査および法的制裁の欠如について、また、行方不明・死亡事件を文書にしようとする中で非政府組織が直面する障害に関する情報について懸念している (2条、11条および12条)。」 [62a] (p6-7、パラグラフ20)

- 8.42 2011年1月20日、*Daily Nation*は次のように報じた。

「水曜日 [2011年1月19日]、ナイロビのLang'ata Road上で3人の容疑者を処刑したところをカメラに撮られた警察官のうちの3人が職務停止処分を科された…国内治安相のジョージ・サイトリ (George Saitoti) は木曜日 [2011年1月20日]、その3名は調査および訴追の可能性を考慮して一時的に職を解かれたと語った…カメラに撮られ、*Daily Nation*によって公表されて、その事件に関与したことが明らかになる者が他にいた場合は、法に従って処分されるだろう…しかしながら、国内治安省は屈することなく断固として、しかし法に従って犯罪者に対処すると述べて、同大臣は犯罪者に向けて警告した…同大臣は、Shauri Moyoで起きた副署長への発砲、Eastleighで起きた地区知事 (District Commissioner) の車両への手榴弾攻撃、中の代理の警察瘤の発射、Kasaraniの検問所で起きた2名の警察官への発砲等、警察官に対する最近多発

する犯罪に言及した。

「…『我々は、少数の腐敗している卵がそこ（警察隊）におり、彼らを排除することを認めなければならない』とサイトリ教授は述べ…『2人程度の警察官が不正を犯したことを基に警察を評価しないでほしい』と付け加え、措置を講じるため、警察の権利乱用の証拠をさらに提出するようケニア人に訴えかけた…サイトリ教授は、警察には、権利章典を理解し支持する擁護派が大勢いて、研修を積んでおり、この問題に関するワークショップや研修会も数多くある。

「同大臣は、そのような事件は将来、警察監視機関（Police Oversight Authority）（憲法施行委員会（Commission on the Implementation of the Constitution）が現在、扱っている法案の立法化で設立されることになる独立機関）によって扱われるだろうと述べた。」 [16o]

その事件の詳細は、[Daily Nationウェブサイト](#)で閲覧できる。

- 8.43 拘留中の死亡に関しては、報告書UN UPR Compilation 2010は、「人権委員会は、特に拘留中の死亡者数の極端な多さの情報について懸念している」ことを指摘した。[61c] (p6、パラグラフ27) 同じ課題について、USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。「その年 [2010年]、警察の留置場にいる間かその直後に死亡した者がおり、中には拷問の結果、死亡した者もいるという報告があった… 2008年、信頼できる主要な人権NGOである独立メディコ・リーガル・ユニット（IMLU）は、警察の留置場での死亡を1件報告したが、実際の数字はもっと大きい可能性がある」と指摘した。警察は、警察留置場に入れた容疑者について記録しないことが多くあったため、そうした事件を遡って調べる場合の妨げになる。」 [4b] (セクション1a)

KCHR 報告書 'The Cry of Blood' Report on Extra-Judicial Killings and Disappearancesは、2007年にあった裁判なしの殺害への警察の関与について文書にまとめたものである。拘留中の死亡に関する追加情報については、刑務所の環境も参照のこと。

## 申し立ての手段

- 8.44 UN CAT Report 2009には、「UN委員会は、普遍的な人権保護を防御する法的・制度的枠組みを強化するために、締約国によって行われた取り組みを歓迎する…」と記載された。これらの取り組みには次のものがある。

「2003年のケニア国民人権委員会の設立…法律・司法部門の改革を目的とした統治・司法・法と秩序プログラム（Governance, Justice, Law and Order Programme）の開始…文民による独立した警察監視委員会の最近の設立…UN委員会は、関連の報告書がケニア国民人権委員会によってUN委員会に提出されたこと、また、ケニア国民人権委員会の代表がUN委員会の会議に出席され、有益な情報を提供されたことを喜びをもって指摘する。」 [62a] (p1-2、パラグラフ4と6)

8.45 UN SR Report 2009は、「警察の説明責任を確保することを目的とした」監視機関として i) 市民申し立て常設委員会（Public Complaints Standing Committee）、ii) 警察監視委員会（Police Oversight Board）の2つの機関があることを確認した。[61a] (p17) 下記のサブセクションでは、さらに詳細に様々な監視機関を取り扱う。

8.46 UN SR Report 2011によると、

「警察を管理する法的枠組みには、広範囲に及ぶ改革があった。元の報告書では、警察長官（Police Commissioner）を交替するよう勧告されたが、2009年9月には、同氏はケニア郵政公社に異動した。2010年憲法では、警察長官の任命手続きが見直された。警察長官は今は、議会の承認のもとに大統領によって任命される。」 [61g] (p7)

8.47 USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。「民事裁判制度は、人権侵害の被害者の損害賠償請求に利用することができる。しかしながら、汚職、民事裁判制度に対する政治的影響力、および慢性的な未処理のままの裁判の多さは、被害者がこの救済手段を利用する機会を制限するものであった。」 [4b] (セクション1e)

8.48 国家が人権侵害について説明責任を負っている警察の監視および司法の能力については、UN SR Report 2010は次のように指摘した。

「特別報告者は、刑事司法部門における説明責任の欠如について非常に懸念している。2008年に文民警察監視機関（Civilian Police Oversight Body）を設立するケニアの計画を歓迎する一方、特別報告者は、具体的手段が全く取られていないことを遺憾に思っている。特別報告者は懸念を示しながら、拷問の加害者に対する独立した迅速な調査、および拷問の訴えを提出するための専用の手続きがないことを指摘した。特別報告者はさらに、裁判官および治安判事が被告による拷問の申し立て、および被害者が拷問を文書にするために身体検査を受けることに制限があることを無視し続けていることを遺憾に思っている。ケニア国民人権委員会の重要な役割が拘置所を訪問することにあることを認識して、特別報告者は、同委員会はその役割を果たすために必要な資源に乏しいことを懸念し、また、同委員会が拘置施設を訪問することを拒絶される場合があったことを遺憾に思っている。同じく、司法は、能力または意志の欠如のため、刑務所を訪問し調査することが少ない。特別報告者は、CAT第22条に従って、政府に対し拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准し施行するとともに、個別申し立て方法を認めるよう強く勧める。」 [61d] (p96、パラグラフ45)

刑務所の環境も参照のこと。

8.49 USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。「政府はその年 [2010年]、警察の虐待を抑制するためにいくつかの対策を講じた。たとえば、1月 [2010年] には、キバキ大統領は、独立の警察監視委員会を含む、新憲法によって義務付けられた改革の進捗度を監視する警察改革実施委員会（Police Reforms Implementation Committee）を設立した。報道機関は、その年の最

終四半期に軽い汚職の罪で数10人の警官が逮捕されたと報じられた。」[4b] (セクション1d) しかしながら、AI Annual Report 2011によると、「個々の警察官や治安隊員の中で、その年 [2010年] および過去数年の間で、不法な殺害および他の人権侵害の容疑で裁判にかけられた者はいない。」 [15a]

8.50 USSD 2010 Human Rights Reportはまた、次のように言及した。

「2009年5月、国内治安大臣ジョージ・サイトリは、18名の委員からなる国家警察改革タスクフォース [NTFPR] を発足させた。同タスクフォースは、WakiとKrieglerの報告書、およびVision 2030計画の指針に準じた。同タスクフォースの報告書は、一般市民および治安専門家から様々な意見を収集し分析した5か月間を経て、2009年10月に完成した。

「2009年9月、キバキ大統領はフセイン・アリから警察長官の職を解いた。アリは公式報告書の中で、警察隊の改革を妨害する主要な役人の1人と見なされていた。アリの在任期間は、2007年に裁判なしでMungiki組織のメンバー500人以上を殺害、また、2008年の選挙後暴力期間に残忍な警察による殺害と人権侵害によって悲惨なものとなった。アリの解任は、社会、NGOの世界および国際オブザーバーによって、前向きな一歩として迎えられた。」[4b] (セクション4)

8.51 NTFPRの勧告には、（その作成時は改革はまだ実施に移っていない状態であったが）警察に対する独立の監視機関の導入が含まれている。KNDR Review Report October 2010で指摘されたように「警察改革タスクフォースの勧告の実現化を監視する警察改革実施委員会は、警察改革を法制化するために複数の法案を起草した。これらの法案には、警察監視機関を設立することを目的とした独立警察監視機関法案が含まれている…」[64a] (p14-15、パラグラフ28-29)

8.52 Daily Nationは2010年10月30日、次のように報じた。

「民間人が監視の役割に関わることにより、警察の改善を進める法案は、すべてのステークホルダーの合意を得ており、後は内閣による承認を待つばかりである…2010年独立警察監視機関法案により、警察は開かれた説明責任を負った組織となり、国の安全は改善される…『それは警察を民主化し、警察は国民および法律に対して責任を負うことができるようになる。警察は内部にも外部的にも責任を負うことができ、人権および法の支配を尊重する』と、治安部門のNGO14団体の統括組織であるUsalama GroupのPhilip Ochiengは述べた。」 [16p]

8.53 虐待の事件、および2008年末に提出された証拠に基づく権利を侵害した者への訴追に関する情報の利用可能性を論評して、UN CAT Report 2009は次のように指摘した。「UN委員会は、特に拷問の事件、申し立ての種類と件数、加害者の訴追と有罪判決に関する資料や統計的情報、さらに被害者の補償と社会復帰に関する資料や統計的情報が不足していることを残念に思っている。」 [62a] (p10、パラグラフ30)

人権侵害の加害者に対する政府の無関心な対応については、下記の刑事免責

に関するサブセクションを参照のこと。

## 市民申し立て常設委員会

8.54 UN SR Report 2009は次のように指摘した。

「市民申し立て常設委員会 (Public Complaints Standing Committee, PCSC) は2007年6月21日に設立された。その使命は、司法および警察を含む公務員に対する市民の申し立てを受けることである。私はPCSCの委員と会った。彼らは真面目で善意な人たちである。しかしながら、PCSCには調査能力がなく（つまり、申し立てを受けて、それに対応できる適切な政府の部署に振り向ける能力が不足している）、権限もない。KNCHR [ケニア国民人権委員会] は事件に関する調査および継続調査の能力に長けているため、実際には、PCSCは事件についてKNCHRに委託するが多い。私がケニアを訪問した時、PCSCは警察の殺害に対する申し立て3件に対応していた。被害者は自分たちで調査を行った。PCSCはそれらの事件を警察に持ち込んだが、何の進展も見られなかった。PCSCは明らかに、虐待をした警察の加害者に釈明を求めるのに必要な実効手段を持ち合わせていない。」 [61a] (p17、パラグラフ35)

8.55 2008年末になされた提案に従って、UN CAT Report 2009は次のように言及した。

「市民申し立て常設委員会の最近の設立を承認する一方、UN委員会は、拷問および虐待を受けたと見られる個人が申し立てを行い、管轄権のある当局によって速やかかつ公平に調査してもらう場合に直面する障害を非常に懸念している。これに関連して、申し立て書式（『P3書式』を含む）は現在、ケニア警察のウェブサイトおよび公立病院で無料で入手することができることに注目する一方で、UN委員会は、診察を受けてP3書式への記入を含む医師の診察料がかかることから、経済的に恵まれない人たちが申し立てを行い、証拠を補強する可能性を狭める恐れがある点を懸念している。（12条と13条）」 [62a] (p8、パラグラフ24)

## 警察監視委員会

8.56 USSD 2010 Human Rights Reportは、「2008年、州行政・国内治安省 (Ministry of Provincial Administration and Internal Security) は、市民の申し立てを受け付け、懲戒処分を勧告する警察監視委員会 (police oversight board) を設立した。政治的な意志の欠如、および警察の代表が含まれていないという警察の懸念から、警察監視委員会は [2010年] 年末時点でまだ機能していなかった。」 [4b] (セクション4)

8.57 UN SR Report 2009は、2009年2月に得られた見解に従って、次のように言及した。

「2008年9月4日、州行政・国内治安大臣は警察監視委員会 (POB) を設立した。そのような委員会の創設は明るい材料あったはずであるが、POBは事務所、事務局、常勤職員、権限もない書類上の存在でしかない。実際に活動す

ることが必要であろう。

「POBは一般市民から申し立て『受け』て、それを『評価する』ことはできるが、調査権限は全く不十分である。POBは警察長官に勧告を行う以上のことはできないし、その勧告を執行したり、拘束力のある決定を下したり、警察官に懲戒処分を科したりする権限も有していない。POBは法律によってではなく、大臣によって官報公告を通じて設立された。したがって、POBは大臣の決定によって廃止することができる。POB委員は大臣によって任命、解任される。また、必要な資格は設けられていない。要するに、POBは最低限の説明責任を果たすのに必要とされる独立性と権限さえない。」 [61a] (p17、パラグラフ36-37)

#### ケニア国民人権委員会 (KNCHR)

8.58 FFCC Report 2010は次のように指摘した。

「自主的なKNCHRは、刑務所の環境を検証し、刑務所の環境に関する申し立てを受け付け、権利の主要な監視役およびすべてのケニア人の虐待被害者への救済の供給役として活動する権限を有する。KNCHRは独立組織と広く受け取られており、様々な権利に関する問題に人々の関心を向けさせている一方、政府および社会全体に権利意識および保護を改善するためのプログラムの策定に努めている。KNCHRは、拘留者の釈放および権利侵害被害者への補償を命令する権限を有しているが、訴追権限はない。」 [18c] (市民的自由)

8.59 USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。

「KNCHRは、召喚状の発行、受刑者や拘留者の釈放、損害賠償の支払い、他の法的救済などの一部の裁判所権限を有する。しかしながら、政府はそのような召喚および命令を無視し続けた。警察はKNCHRによって容疑者の釈放を命じられても、いつも決まってその命令を拒絶した。

「2009年、司法長官はKNCHRから司法権を剥奪するよう主張して、高等裁判所に準備書面を提出した。高等裁判所は最終判決を下していないが、KNCHRが調査委員会を召集するのを禁止する命令を出した。その結果、KNCHRは警察および司法の違法行為の事案に介入することから締め出された。」 [4b] (セクション1e)

KNCHRの詳細については、人権機関、団体および活動家を参照のこと。

#### 刑事免責

8.60 SR Report 2011は次のように指摘した。

「警察による殺害に対する刑事免責は引き続き横行している。元の報告書でなされた、警察による裁判なしの殺害は調査され罰せられるべきであるとする勧告にもかかわらず、この点に関して具体的な方策は講じられていない。ケニア国民人権委員会などの報告書に記載された過去の警察による殺害は見過ごされてきた。2010年後半から2011年にかけて、警察によって行われたと

される裁判なしの殺害の件数は急上昇している。警察によって行われた殺害に関する調査は少ない。これは、2009年の報告書で指摘されたように地域特有の決まり切った姿の一部であるように見える。」 [61g] (p6)

8.61 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「刑事免責は大問題であった。警察官は、犯罪活動および汚職の容疑で、あるいは過剰な武器の使用の容疑で逮捕され訴追されることはまれであった。当局は時に、汚職または不法な殺害に対する調査が行われないのは、市民が申し立てを提出できないことに一因があるとした。しかしながら、必要な申し立て書式は警察署にしか用意されておらず、一般市民は、警察の不正の調査を警察自体に任せる形にやや懐疑的であった。」 [4b] (セクション4)

8.62 さらに、USSD 2010 Human Rights Reportは次のように言及した。

「政府は、不法に市民を殺害した疑いのある治安部隊に対する法の執行には限定的な処分しか下さなかった…2008年、政府は国際的な調停による政治決着の一環として選挙後暴力についての調査委員会（CIPEV）を創設した。CIPEVは選挙後期間に405人が射殺されたことを文書に残した。その大多数は警察によるとされた。CIPEV最終報告書は、そのような暴力に関与した疑惑のある個人を調査する特別法廷を設置するよう政府に勧告した。ところが、特別法廷はケニアに設置されなかった。政府は年末までに他の手段によって選挙後暴力に関与した疑惑のある個人を調査することも起訴することもしていなかった。しかしながら、[2010年] 12月15日、国際刑事裁判所（ICC）の首席検事は、2007/8年の選挙後暴力に関与した疑いにより人道に対する罪で6人のケニア国民に召喚を出すよう予審法廷に要請したことを発表した。」 [4b] (セクション1a)

8.63 同じ情報源が次の指摘もした。

「今の法体制では国家文民検察官の数が不足しているため（全国で警察検察官が315名に対し、文民検察官は72名）、警察が治安判事裁判所レベルではすべての犯罪を捜査し起訴する責任を負っていた。文民検察官は高等裁判所レベルの事件を処理した。警察は通常、IMLUおよび他の人権機関によって提供された治安部隊の拷問に関する証拠を無視した。ほとんどの場合、拷問の申し立ては完全には調査されたことはなく、加害者が訴追されることもなかった。

「2009年7月の国民調和（National Accord）で合意した改革の一環として、政府は真実公正調停委員会（Truth, Justice, and Reconciliation Commission, TJRC）を設立した。この委員会の任務には、独立以後の拷問の疑いのある事件の調査も含まれていた。しかしながら、TJRCは年末までに聴聞を実施することはなかった。」 [4b] (セクション1c)

8.64 UN CAT Report 2009は次のように指摘した。

「UN委員会は、法執行官によって行われた拷問行為および他の残忍で非人間

的で下劣な扱いまたは体罰に対する迅速かつ公平な調査を保証するための特定の法的枠組みが存在しないことを懸念している。UN委員会はさらに、拷問・虐待行為が調査され訴追されることはめったにないこと、また、犯罪の重大性に基づかないため、加害者が有罪判決を受けることはめったになく、あったとしても軽微な刑罰ですまされていることを懸念している。これに関連して、UN委員会は、拷問・虐待行為の加害者を処罰しない風潮が全国的にあることに懸念を表明している。（芸術。2条、4条および12条）」[62a] (p7、パラグラフ23)

8.65 国連特別報告者はUN SR Report 2009の中で、警察が『好き勝手に殺人を行う』ことができる理由として6つの主要な要因を特定した（その詳細な一覧については、裁判なしの殺害に関するサブセクションを参照のこと）。それらの要因には次のものが含まれる。「警察の内部および外部に説明責任の仕組みが事実上存在しないこと、疑惑の警察虐待に対する調査はほとんど行われず、独立した調査も事実上全くなされないこと…虐待の証人は脅迫されることが多いため、報告・証言することを恐れること…および警察隊は十分な訓練、規律および職業意識に欠けていること。」[61a] (p6-7、パラグラフ5-6)

8.66 UN UPR Compilation 2010は次のように指摘した。「UNCTは、一般的に法の支配の尊重に欠けている一方、罪を犯しても処罰されない（刑事免責）という風潮がはびこっていることを伝えた。OHCHR Missionは、罪を犯しても処罰されないという永遠に続く負の遺産は、暴力と対立の絶え間ない復活に寄与し、さらにそれを増長させ続けると報告した。」[61c] (p7、パラグラフ36)

8.67 Daily Nationは2010年5月6日付の記事で次のように報じた。

「ケニアは、刑事免責の調査、および惨たんたる人権記録に関して前進があまり見られないため国際連合のフォーラムで非難を浴びた。

「米国、英国および多くの欧州連合加盟国からの代表は、汚職に取り組むこと、および選挙後暴力の証人および他の人権改革運動家を保護することに消極的であるとして、木曜日に国を非難した。

「また、それらの国々の多くは、警察と司法の基本的改革の実施にあまりにも時間がかかっていることが人権保護への主な障害になっていることに懸念を表明したため、政府はその理由を説明するのに追われた。

「木曜日、国の法執行機関は、裁判なしの殺害、恣意的逮捕、無実の市民からの賄賂の強要、および法の支配の順守の不履行に関して槍玉に挙げられた。」[16a]

8.68 しかしながら、同じ報告書によると、「ケニア司法大臣Mutula Kilonzo…は、国の人権記録を強く擁護して、すべての新しい取り組みや必要な改革の支援を含め、あらゆる人権侵害を根絶するために、政府はできる限りのことをしていると述べた。」[16a]

8.69 UN SR Report 2011によると、「政府が着手する改革は賞賛されるべきである。特別報告者は、改革がすぐに実現しないことを認識している。法律を実

践に移すには、努力が必要である。執行機関が一夜にして変わることはない。進捗度を評価するには、継続的に評価を行わなければならない。」[61g] (p8)

法的救済措置に関する情報については、非政府武装勢力による人権侵害、司法および逮捕と拘留 – 法的権利も参照のこと。人権機関、団体および活動家に関するセクションでは、KNCHRに関して詳細に説明する。

ケニアの警察の改革については、国家警察改革タスクフォース報告書（簡略名）を参照のこと。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書「*Hold Your Heart*」は、2006年からのエルゴン山地域における行方不明他の人権侵害への政府の対応についての詳細を明らかにしている。

## 9. 犯罪および治安

- 9.01 2010年1月付のLandinfoの報告書 *Mungiki: Abusers or abused?* (Landinfo report 2010) はその序論において次のように指摘した。

「複数の過激な暴力集団やいわゆる自警団がケニア各地で、特に都市環境の中で、またナイロビの巨大スラム地区の中で活動する。警察の権限や影響力がほとんど及ばない、そして基本的には関心の薄い、犯罪の横行する貧しい地区において、それらの集団は違法活動を行う。異なる暴力集団が利害の絡み合う地区で商売、取引、人間を巡って敵対し合う。それらの暴力集団には、タリバン、Kosovo boys、Baghdad boys、Chinkororo、Kalenjin Warriors、Mungikiも含まれる。2002年、ケニア政府はそうした集団（後者の集団も含む）の活動を禁止した。」[65a] (p5)

- 9.02 2009年2月の視察後に報告された2009年5月26日付の報告書 *Report of the [UN] Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston* (UN SR Report 2009) の中で、アルストン教授は次のように指摘した。「ケニア人は無差別かつ組織的に行われる暴力犯罪に著しくさらされている。武装強盗、カージャックおよび暴力的な路上犯罪は全くありふれた光景である。さらに、犯罪組織は、地理的にかなりの広い地域を悪の支配下に入れ、ナイロビと中央州のスラム街の底辺を支配している。」また、アルストン教授は、Mungikiは特に勢力を伸ばしてきたが、多くの犯罪集団が存在し (p7-8、パラグラフ7-8) と述べ、その中に次を含めた。「…Sungu Sungu、Kisungu Sungu、およびタリバン（主にルオ族による自警団で、東ナイロビのスラム街で活動）。」[61a] (p7、脚注8)

- 9.03 2010年5月に開かれたケニアの普遍的定期審査 (universal periodic review、UPR) の一環として人権理事会に提出された提言集といえる、2010年2月16日付の *Compilation [of UN bodies] prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (b) of the annex to Human Rights Council* (UN UPR Compilation 2010) の中で、ケニ

ア国連国別チーム（UN Country Team in Kenya）によって、次のような指摘がなされた。「都市犯罪、一般的な治安の悪さ、およびMungikiとKisungusunguなどの武装集団（主に失業して公民権を奪われた若者たちで構成される）による犯罪活動は活発化している。UNCTは、逮捕された犯罪者に対する裁判の保証を含む多面的な取り組みが長期的に求められることを示唆した。」[61c] (p6、パラグラフ26)

- 9.04 ケニア国民対話および和解（KNDR）モニタリングは、2010年7月～9月期間を対象とした*Review Report October 2010*の中で次のように指摘した。

「最後審査報告書は、暴力の減少（不法集団の活動における小休止状態、および長く続いた雨期による豊作後の食糧安全保障の改善に起因する状況）を指摘した。国内治安省の最新の統計によると、全面的には、犯罪発生率は4%低下した。しかしながら、ナイロビ州では犯罪発生率が最高に達した。これは、IDP [国内避難民] の流入（強奪集団の人々が追い出されて、リフト・バレーからナイロビ市に逃げてきた）に起因した。」[64a] (p14、パラグラフ25)

- 9.05 同じ報告書は次のように言及した。

「政府は、組織犯罪および犯罪集団に対処するための新法 [組織犯罪防止法（案）] を成立させた。同法は、組織犯罪への関与に過酷な罰を科すことを規定している。興味深いことには、同法が施行されるのに合わせて、Mungiki（不法集団）に対する全国規模の『取り締まり』が再開された。過去においては、そうした手段（裁判なしの殺害を含む人権侵害をもたらすことが多かった）は、組織犯罪集団に対処するための政策指針と戦略を持っていなかったために採用された。組織犯罪法（Organised Crime Act）は不法集団の犯罪の特徴に焦点を当てたものであるが、そうした集団を増殖させた社会経済的政治的問題に対応していない。」[64a] (p14、パラグラフ27)

- 9.06 ピーター・ガストロー（Peter Gastrow）（国際平和研究所（IPI）のプログラム部長および上級研究員）は、2011年9月にIPIによって発表された同氏の報告書*Termites at Work: Transnational Organized Crime and State Erosion in Kenya*の中で、次のように指摘した。

「上記の6つの各カテゴリー（麻薬、模倣品、野生生物製品、人間、小型武器の密売、およびマネーロンダリング）での国際組織犯罪の水準は、ケニアでは上昇中にあり、過去10年間に深く浸透した。犯罪者のつながりは政治階級にまで及んでいる。また、選挙に資金提供し、議会および調達手順に影響を与える能力があることに対して懸念が高まっている。」[86a] (p8)

## MUNGIKI

- 9.07 2009年10月27日付のBBC Newsの記事は、ムンギキ（Mungiki）について「主にケニア最大の民族であるキクユ族の出身者で占められる秘密のセクト…」と説明し、ムンギキは「ケニア版マフィアと見なされている…」と報じた。[10f] UN SR Report 2009は次のように指摘した。

「ナイロビ内とその周辺の多くのスラム街では、従来から治安の悪さは高い水準にあり、国家のサービスはほとんど受けられない。1990年代始め、ムンギキ（元々は文化宗教的な運動）はスラム街において治安と基本的なサービスを提供するところから始まった。こうした活動の多くは当初、スラム街の住人に感謝されていたが、ムンギキが大きくなるとともに、管理の規模も大掛かりになり、組織を維持するために情け容赦のない戦術が用いられた。今日、ムンギキは殺人を含む多くの犯罪に関与している。私は、ムンギキが現在、支配している地域に住み働く多くの人々と話をした。住民と事業主は『保護』料金を強要される。Matatu（バス）のドライバーは日常的に嫌がらせを受ける。組織犯罪者集団に抵抗する人たちは、脅迫され、暴行され、多くの場合は、特に残忍な方法で殺害される。次第に暴力的になる犯罪者による周辺地区の支配に、住民の恐怖は増している。」 [61a] (p7-8、パラグラフ7-8)

- 9.08 同じ報告書は次のように指摘した。「ムンギキ活動は主としてナイロビと中央州に住む住民に影響を与える。中央州の州職員が私に提供した情報によれば、中央州でのムンギキ活動によって最も影響を受ける地域はThika、Kiambu、Murangの南部、Nyandarua、およびMurangの北部である。」 [61a] (p8、脚注10)

- 9.09 Landinfo report 2010は次のように指摘した。「ムンギキは主にナイロビのスラム街、中央州、およびリフト・バレーで活動する。ムンギキはスラム街で貧しい住民に対し保護と社会奉仕を行うが、恐喝と暴力が彼らの活動形態をなす傾向がある。民間人、敵および脱退者に対して行われる過度の人権侵害の原因はそうした恐喝と暴力にある。」 [65a] (p5)

- 9.10 2010年3月29日付の*Daily Nation*の記事*Uneasy calm as former turfs of Mungiki group regain life*によると、

「[中央州の] Murang'aでは、ムンギキによって破壊された地域に正常な生活がゆっくりと戻りつつある…最も影響を受けた地域は、Kahatia、Kahuro、Mbari ya Hiti、Gitiri、YamugweおよびMurarandiaであった。

「Chege氏が言うように、状況は好転しつつあるが、そうした地域のかなりの数の住民は、楽観的になるにはまだ早過ぎると感じている。確かに、ムンギキの拠点と見なされていた地域のKigumoとMaraguaの一部では、状況は全く異なっている。他の暴力集団がその状況につけ込んで、住民の間に恐怖をもたらしたため事態は悪化さえした…そのセクトはもうないという世間一般の考えとは対照的に、そのセクト自体が変貌し、今はカルテルとして活動し、地域の経済活動を支配する。

「地域でのセクトの活動について質問することは、災いを自ら招くようなものである。セクトは張り巡らされた情報収集網（地面に耳を付け、セクトの話が出れば、それを拾い集める）持っているのではないかと、住民は恐れる。」 [16b]

- 9.11 前記パラグラフで引用した、2010年3月29日付の*Daily Nation*の記事*Uneasy calm as former turfs of Mungiki group regain life*はまた、次のように言及した。

「セクトに加わることを拒絶する若者は見逃されることはなく、その姿勢に対しムンギキのメンバーから嫌がらせを受けることになる。

「影響を受ける地域の何百という若者たちは、同一年齢層の若者による攻撃やセクトへの勧誘を恐れて、田舎の家から離れるほうを選択した。

「セムンギキのメンバーの大多数が学校中退者であることから、若者がセクトに勧誘される比率が高いのは失業のせいであると考える者もいる。

「16歳ほどの少年が暴力集団に入っている一方、親はセクトに入ってしまった子供を管理することができない。というのは、しつけを主張したとしても、セクトは殺すと言って脅すからである。[16b]

- 9.12 2010年8月16日付の*Daily Nation*の記事*Residents fear over rise in phone threats*によると、

「Nyeriの益々多くの住民が非合法セクトのムンギキのメンバーと主張する人々からとされる脅迫文を受け取っている。

「匿名の電話の相手は被害者を殺すと脅し、助かりたければ、身代金を寄こせと要求する。

「Nyeriの商人（彼は問題の性格上から名前を明かさないう求めた）は、ムンギキの首領と主張する1人の男から電話を受け取った（その男は電話で『やぎ』を要求した）と言った。

「電話の相手が商人に話したところでは、ヤギは、商人の命を助けるのに彼が要求している5,000シリングの額に相当した。

「『俺たちは今日、おまえを殺したかったが、もう一度、チャンスをおまえに与える。俺たちはヤギを生け贄に使い、おまえの代わりに（儀式で）その生き血を注ぐつもりだ』と電話の相手は脅し、M-Pesaでそのお金を送るよう商人に伝えた。震え上がった商人は警察にその事件を届け出た。

「匿名の電話相手はすでに刑事（100シリングをその番号に送って、SIMカードの所有者の身元に関する詳細を掴んでいた）によって追跡されていた。

「今は、電話所有者はサービスプロバイダーで登録を行うことが義務付けられている。登録期限は8月31日まで延長されたが、それ以後、未登録者は電話を利用できなくなる可能性がある。」[16c]

## 警察の対応

- 9.13 2010年3月29日付の*Daily Nation*の記事*Uneasy calm as former turfs of Mungiki group regain life*によると、

「地元住民によれば、地域で活動する [ムンギキ] セクトのメンバーは治安部隊員によく知られた存在であるが、彼らに対して何らの処分も下されない。

「最近、治安関連事項がムンギキのメンバーに漏れていたことが明らかになった後、Kigumoの州行政府は、すべての村の長老を綿密に調べるよう命じた。

「村の長老の中には、息子が非合法のセクトのメンバーである者もあり、治安委員会が会議で討議した詳細な内容をその息子に漏洩する者もいると信じられている。」 [16b]

- 9.14 2010年7月21日付のDaily Nationの記事Politicians and police 'allies of violent gangs'は、ケニア当局とムンギキとの間に共謀が見られると伝えた。

「犯罪暴力集団、警察および政治家の間に不自然な同盟関係があることが議会に提出された新しい報告書で明らかにされた。

「その報告書は、法執行官と暴力集団のメンバーが恐喝で共謀したとして非難している。政治家は、特に選挙運動で活動を禁止された集団に資金提供したとして非難されている…Ndaragwa選出のJeremiah Kioni議員が委員長を務める委員会は、ムンギキを最も組織された悪の集団（それに続くのはタリバン）と特定した。

「『警察は彼らをゆっくりと取り締まり、場合によって、彼らを守っているようにさえ見られた』ことに、委員会は人権団体との会議で記録された議事録から気づいた。

「また、恐喝では、警察およびナイロビ市議会（City Council）のaskaris（警察官）とのつながりがある。『恐喝はまた、非合法集団によるだけでなく、警察および市議会の警察官によっても行われた』と報告書には言及され…政治家については、報告書には、非合法集団を結成し資金提供し関与すると記載されていた。」 [16d]

- 9.15 しかしながら、2010年7月6日付のRadio France Internationalの記事は、ナイロビの警察はムンギキのメンバーによる恐喝を止めようとしていたと伝えた。

「ケニアの警察は、ナイロビのミニバスドライバーから金銭を恐喝した容疑でセクトのメンバー120人を拘留した。ケニアの報道機関は、ムンギキのメンバーを取り締まり、警察に反対するデモを防ぐよう命じられたと伝える。

「警察は、月曜の夜および火曜の朝にナイロビのmatatu（ミニバス）ステーションで容疑者の多くを逮捕した。

「『容疑者、matatu（ミニバス）ドライバーから金銭を恐喝していたmatatuの乗り口で逮捕された。』と警察署長のAntony Kibuchiは記者たちに語った。

「容疑者は、ムンギキというセクト（キリスト教の教義と伝統的なアフリカの慣習を融合した）に所属している。

「ムンギキは恐ろしい殺害、誘拐および恐喝をしたとして非難されており、また、ナイロビの複数のMuntatuラインを管理する。」 [17a]

- 9.16 これに加えて、2010年7月5日付のDaily Nationの記事Ex-Mungiki boss is under police watchによると、

「元ムンギキの首領Maina Njengaは、法律で禁止された集団の活動に関連して警察要注意リストに載せられた。

「Njenga氏は、ナイロビでムンギキのメンバーに会って、警察に反対するために計画されたデモに資金提供したとされている。

「Daily Nationに掲載された情報記事によると、その打ち合わせは [2010年] 6月16日、Hurlinghamの政党事務所で開かれた。

「その記事（州警察官、CID警察官および地区隊長（divisional commander）に配布される）は、彼らがそのセクトのメンバーに対する取り締まりを強化し、デモを防ぐことを伝えている…さらに、打ち合わせの出席者はナイロビのDandora Phase 4 Estateから来た者であり、Njenga氏に会う代表団を連れてきた男の名前を告げた。

「メンバーたちは、警察の嫌がらせ（これが結局、[2010年] 6月15日にDandora内でKimani（彼らの同僚）の殺害へとつながったと彼らは主張した）に対して懸念を表明した。したがって、Njenga氏は、日時を特定しないまま、デモを組織するように彼らに助言したと言われている…また、同じことを促進するために彼らに金銭を与えた。」 [16e]

ムンギキに関する詳細な情報は、[Landinfo報告書](#)から入手できる。

## その他の集団

- 9.17 2010年2月27日付のDaily Nationの記事Kenya militias turn into criminal gangs, pose threatは、ケニア国内に結成されたその他の集団について、以下のよう

に伝えた。

「前回の総選挙で最悪の暴力のうちのいくつかを起こした民兵組織は、犯罪暴力集団に変貌しており、国の治安に重大な脅威を与える。

「選挙後暴力の終了を交渉した、コフィー・アナン主導のアフリカ賢人委員会（Panel of Eminent African Personalities）によって委託された最新の監視報告書によれば、それらの民兵組織のほとんどは、地域密着型の自警団として合法性を主張するため、コミュニティ警備プロジェクト（community policing project）を悪用している。その暴力では約1,300人が殺害され、65万人が家を追われた。

「コミュニティ警備プロジェクトを改良しようとする政府の動きは、負の結果を生みつつあると報告されている。同プロジェクトは2005年に改良され、その予算配分は2009/2010会計年度に840億シリングへと20倍に増額された。

「『自警団によるコミュニティ警備は地域の治安の悪化の原因になりつつ

ある。自警団と同様に不法集団も、貧しい近隣地区の治安のための費用を要求する』と報告書の中に書かれていた。

「報告書は、昨年末までにナイロビ州、中央州およびニャンザ州で調査を行ったコンサルタント会社South Consultingによってまとめられた。

「賢人委員会によって委託され、2008年1月から2009年2月にかけて同じ会社によって前回の報告書は、自警団員として一般に知られている治安集団は解雇された警察官に浸食され、犯罪暴力集団に変貌していたと警告した。

「警察スポークスマンのEric Kiraitheは、それは深刻に受け止める問題だと語った。同氏は、犯罪暴力集団の出現が警官隊内に犯罪情報部隊（CIU）を創設した理由の1つであると述べた。『我々は、それらの集団のほぼすべてを把握したので、次の計画は、犯罪を行った個々のメンバーを逮捕、起訴することである』とKiraithe氏は言った。

「報告書では、そのような団体は32団体、ナイロビでは20団体が確認されている。これらの団体には、ムンギキ、タリバン、Sungu SunguおよびChinkororoなどのよく知られた団体は含まれない。

「『治安は商品化された。個人、家族および会社は、個人の安全および財産の保護に代価を払う。治安部隊として組織された自警団は、対価を払いたくない個人や家族を攻撃するか、財産を破壊する』と報告書の中には書かれていた。

「報告書では、キベラ（Kibera）の交通輸送業界を餌食にする新たな暴力集団としてBumps Ahead、Karanja Youth、Kaberengeが特定された。監査報告書でも、同じ地区でYes We Can、14 Gendarmerie、12 Flamingos、12 Disciples、Bunkers、Kosovo、Tuff Gong、Dego Youths、40 Ndugus、ODM Youths、Darajani、Jipange、Super 14を含むもっと多くの暴力集団が特定された。

「ナイロビ北県（Nairobi North）では、報告書はThaaiとWailerの集団が特定された。中央州では、The Hague、Kenda Kenda、Bantu、Ngorokoが特定された。ニャンザ州には、Nyalenda Base、Chief Squad、Nyamasira Massive、Baghdad for Peaceがある。」 [16f]

- 9.18 ケニア国民対話および和解（KNDR）モニタリングは、2010年7月～9月期間を対象としたReview Report October 2010の中で次のように指摘した。

「不法集団は自己増殖している。知られた不法集団の一部の首領は悪いイメージを削ぎ落として、公職の候補者として自分を売り込もうとしていたため、過去4か月間は、そうした不法集団の活動は小休止状態にあった。しかしながら、ナイロビ州、中央州およびニャンザ州（Kisii地域）で恐ろしい殺人が増えたことから、不法な武装集団の復活の可能性について懸念が高まっている。特に都市部の低所得層の地域で、恐喝暴力集団の増殖は、治安に対して深刻な脅威を与え続けている。ナイロビでのインタビューで、恐喝暴力集団が公共交通産業を牛耳り、罪を犯しても処罰されないという風潮が彼らをつけあ

がらせたことが明らかにされ…政府を組織犯罪と犯罪集団に対処するために新しい法律を制定した。同法は、組織犯罪への関与に過酷な罰を科すことを規定している。興味深いことには、同法が施行されるのに合わせて、Mungiki（不法集団）に対する全国規模の『取り締まり』が再開された。過去においては、そうした手段（裁判なしの殺害を含む人権侵害をもたらすことが多かった）は、組織犯罪集団に対処するための政策指針と戦略を持っていなかったために採用された。組織犯罪法（Organised Crime Act）は不法集団の犯罪の特徴に焦点を当てたものであるが、そうした集団を増殖させた社会経済的政治的問題に対応していない…不法集団の再でっち上げ、恐ろしい殺害への回帰、および裁判なしの殺害の復活は、警察および他の制度改革において急を要する部分である。全国合意および和解（National Accord and Reconciliation）協定の署名からすでに2年以上を経過しているのに、警察および他の制度改革があまり進んでいないため、望ましい影響を得られていないという決定を下すのには、この期間は十分な期間である。必要な警察改革のないままに次の選挙に入ることは、全く勧められない。新憲法を作っただけでは安定は保証されない。新憲法の精神と書かれた文字に責任を持つことのみが安定を可能にする。新しい意志を示すには、根本的な警察改革を加速させなければならない。」 [64a] (p14、パラグラフ26-28)

政府のムンギキおよび他の犯人グループへの反応についての詳細は、治安部隊も参照のこと。

## 10. 司法

- 10.01 フリーダム・ハウスは、2011年5月16日に公表した報告書*Freedom in the World 2011*のcovering events in 2010（2010年に起きた出来事）の中で、次のように言及した。

「司法の行為は、独立以後の大部分の期間にわたり行政府の優位性を反映したものであった。また、司法の腐敗は依然として法の支配の障害になっている。裁判所は人員と財源が不足しており、このため、長引く裁判は適正な手続きに対する被告の権利を侵害する。新しい憲法には、裁判官の任命を扱う独立司法業務委員会（Independent Judiciary Service Commission）の設立を含む、司法の独立性を強化することを目的とした規定が含まれている。2008年選挙後暴力に関連して「真実、公正および和解委員会」が2009年に設立されたが、2010年10月に活動を開始したにすぎない。」 [18a]

- 10.02 2010年5月に開かれたケニアの普遍的定期審査（universal periodic review、UPR）の一環として人権理事会に提出された提言集といえる、2010年2月16日付のCompilation prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (b) of the annex to Human Rights Council（UN UPR Compilation 2010）の中で、ケニア国連国別チーム（UN Country Team in Kenya）は、

「司法は独立性がないと広く見なされていると強調した…。HR委員会は、主

に人的物的資源の不足、および遅々として進まない訴訟手続きにより、司法行政に重大な機能不全があるという報告書について懸念していた。とりわけまん延する汚職、家庭裁判所と司法救済の利用の可能性は限られていることを、HR委員会は懸念を示しながら指摘し、さらに、追加的に懸念材料として、裁判所命令および判決を執行することができないことが多いことも指摘した。それに対する2006年の補足対応では、ケニアが資源に対するより強い監督権を司法に与え、干渉から司法を守るための複数の方策に着手したことを強調した。」 [61c] (p7、パラグラフ34)

- 10.03 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 Human Rights Practices: Kenya (USSD 2010 Human Rights Report) は、裁判所への出頭に遅れがあることを指摘した。

「長期に及ぶ公判前の拘留は依然として、刑務所の混雑の一因になる深刻な問題である。政府は、死刑の容疑で公判前の拘留に費やされる平均時間は16か月であると主張した。しかしながら、多くの拘留者は裁判が終了するまでに3年以上を刑務所で過ごすとの報告があった…人員・財源不足は、警察が拘留者を輸送することができないように見える、または輸送する手段がないことを意味した。したがって、そのような拘留者は次の法廷審問を待つことを強いられた。司法によれば、民事と刑事の両方を含めると、未処理のままの裁判は約80万件に上った。その年 [2010年] は、収監されて裁判を待っている人数は1万7,000人以上であった。」 [4b] (セクション1d)

刑務所の環境を参照のこと。

- 10.04 民事裁判制度に関しては、USSD 2010 Human Rights Reportは次のように言及した。

「まん延する汚職は民事法律制度のすべてのレベルで存在した。賄賂、恐喝および政治的配慮は、多くの民事事件の結果に影響を及ぼした。

「提訴と審理のための裁判費用（裁判官の前で民事事件を争うのにかかる費用は1日に付き最低でも2,040シリング（28ドル））が原因で、多くの国民は有効に裁判所を利用することから締め出された。」 [4b] (セクション1e)

## 組織

- 10.05 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「憲法はKhadhi法裁判所を規定し、Kadhi（イスラム式）裁判所の管轄権は、手続き（すべての当事者がイスラム教を信仰し、Kadhi裁判所の管轄権に委ねる）において人事、結婚、離婚、相続に関連したイスラム法の問題…にまで拡大するものとする」と明記している。」伝統的裁判所はその他にはない。国家裁判所は、制定法と矛盾しない限り、個人的問題で指針として民族の伝統法を使用した。伝統法はほとんどの場合、伝統法に基づいた元々の契約のある結婚、死亡および相続の裁判に使用された。結婚または他の契約を結んだ場合、国民は国家法と伝統法のどちらを選んでもよい。ただし、それらの裁

判所は、どちらの法が契約の履行に影響をするかを決定する。實際上、現行法は男性に有利になるよう解釈され適用されるので、女性の組織の中に、いくつかの婚姻法案によって、伝統法を廃止するよう求めた組織もあった。」[4b] (セクション1e)

- 10.06 国連人権理事会によって着手された各国の人権の普遍的定期審査過程の一環として提出された、2010年2月5日付のステークホルダーの *Summary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1* (UPR Stakeholder Summary 2010) は、次のように言及した。

「IRPP [宗教および公共政策研究所] の報告によると、ケニアの独立以降、イスラムのシャリア法は、すべての当事者がイスラム教徒であり、1967年Kadhi裁判所法によって管轄権が特定の地区に限定され、また人事、結婚または相続の民事問題に限定された裁判の場合に認められている。司法業務委員会によって指定されるKadhiは全部で17ある。IRPPIは、新憲法が現在起草されているため、Kadhi裁判所の存在が揺るぎないものかどうかはイスラム教徒とキリスト教徒の間は論争的となる問題になったと付け加えた。」[61f] (p5、パラグラフ26)

## 独立性

- 10.07 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「憲法と法律は司法の独立を規定している。しかしながら、行政府は司法に政治的影響力を振るう場合がある。司法はすべてのレベルで腐敗していた。大統領選挙結果の議論呼ぶ発表後の2008年、野党指導者は公正な審理を期待しなかったため、その発表に対して裁判を起こすことを拒絶した。

「大統領は、司法長官、最高裁長官、上訴裁判所裁判官および高等裁判所裁判官の任命権を含む、多方面にわたる任命権を掌握している。しかしながら、この権限は新憲法の下で縮小されるだろう。最高裁長官と司法長官を含む重要な裁判官の任命には、今は議会の承認が必要とされる。司法業務委員会は、裁判官の任命に関して候補を推薦する責任を負っている。」[4b] (セクション1e)

- 10.08 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書 *Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、次のように指摘した。

「ケニアの司法制度…実際には、行政府に強く支配され、すべてのレベルで汚職が横行している。司法の独立性および完全性がないことが、国の最も強力な集団および個人による不正行為への刑事免責を認めてしまう中核要因である。英連邦による報告書 (2002) および国際法律家委員会による報告書 (2005) は、酷い欠陥を詳細に説明し、明確な改善案を提示した。第1次キバキ政権は、改革の責任を引き受け、政府が何人かの裁判官および長官をくびにした一方、司法部の構造、その財源不足および外部影響に対するその感受性は、重大に今日、ケニアで法の支配を破壊する。

「大統領は司法長官、最高裁長官、および最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所の裁判官を任命する。司法業務委員会はそれらの任命に関して提言するが、その委員会自体は最高裁長官、司法長官、公務員管理委員会委員長、および高等裁判所か上訴裁判所の裁判官2名からなり、その全員が行政の被任命者である。この過程は、主に現政権から恩恵を受ける司法を生み出してきた。ただし、個々の法律家の中には、裁判所の決定に対する行政による軽視がはっきりと示されても、最も高い地位にある場合でさえ法を執行しようと努めることで独立性を実際に示す者もいる。」 [18c] (法の支配)

## 公正な裁判

### 10.09 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「非公開審理で証言がなされる場合もあるが、民間人は公開で裁判にかけられる。法律は推定無罪を規定しており、被告には、裁判に出頭し、証人に対峙し、抗弁に際しては証人および証拠を提示する権利がある。適時弁護人と協議する被告の権利は一般に尊重された。しかしながら、大多数の被告は金銭的に弁護人を雇うための余裕がないため、法定弁護人なしで裁判を受けた。死刑裁判の場合を除き、被告には貧乏であっても、国選弁護人を請求する権利はない。公式な法的支援制度がないため、多くの貧しい被告は十分に抗弁する機会を奪われた。法的支援の利用は、いくつかの人権団体（中でも女性弁護士連盟（FIDA））がある主要都市に限られていた。

「証拠開示法（discovery law）は明確に定義されていないため、被告弁護人はさらに不利になる。文書は裁判の前に被告に提供されるようにするという高等裁判所の決定の実行は遅い。被告弁護人は多くの場合、公判前に国が持っている証拠を閲覧することができなかった。政府は時に、証拠の保持の根拠として公職守秘法（Official Secrets Act）を行使した。被告は高等裁判所に控訴し、最終的には上訴裁判所に上訴することができる。法制度は、陪審裁判は設けておらず、裁判官がすべての事件を審理する。

「反逆事件と殺人事件では、高等裁判所の副書記官が3名の裁判所補佐人（一般市民で、高等裁判所の裁判官とともに座る）を任命することができる。裁判所補佐人は評決を下すが、判決はそれに拘束されず、また、そのやり方は2009年から段階的に廃止されていた。被告の弁護人は個々の裁判所補佐人の任命に反対することができる。適切な裁判所補佐人の不足は、長期に及ぶ審理での裁判の遅れにつながる場合が多かった。

「NGOによれば、1人の警察医務官だけに性的暴行被害者の検査と証言の聴取をやらせるといふ警察のやり方は、性的暴力事件の調査と起訴に根本的な障害をもたらした。」 [4b] (セクション1e)

### 10.10 UPR Stakeholder Summary 2010の報告では、

「Eastern Paralegal Network（EPN）は、高い弁護士費用と裁判費用、農村地域では裁判所や警察署までの距離によって、司法制度の利用が進んでいな

いと報告した。一般市民は法的文盲で正規の教育を受けていないために理解できない複雑な用語や手続きが原因となって、裁判所の環境は冷淡、異様、威圧的であると、同団体は述べた。さらに、これによって司法行政に対する信頼は低下する。」[61f] (p5、パラグラフ28)

10.11 UN UPR Compilation 2010の報告によると、

「HR委員会は、ほとんどの容疑者が拘留の初期段階に弁護士を利用できないこと、さらに殺人容疑で死刑の恐れがある個人のみが法的支援制度を利用できることに懸念を表明した。財源不足が司法の利用の障害ではないこと、また、国選弁護人室（Office of Public Defender）の設置と合わせて公的な法的支援制度を緊急に実施することを、CATはケニアに訴えている。」[61c] (p8、パラグラフ40)

10.12 FHCC Report 2010は次のように指摘した。

「ケニアの法律では、ある罪で起訴された容疑者は有罪が証明されるまで無実であると推定され、公聴会を保証され、弁護人に相談することが許されている。しかしながら、政府は死刑裁判にのみ弁護人を提供し、ほとんどの被告は弁護人を雇う余裕はない。政府と裁判所は時に、秘密法の使用により被告に証拠を示さず、無料法律相談の規模は、それに対する巨大なニーズを満たしていない。裁判所は財源も人的資源も慢性的に不足しており、未処理のままの裁判であふれている。逮捕者は、死刑に相当しない犯罪事件では24時間以内、死刑に相当する犯罪事件では14日以内に起訴されなければならないという法的要件は、いずれの場合も尊重されない場合が多い。多くの容疑者は保釈の規定があるにもかかわらず、劣悪な環境の下、公判前拘留で何か月も何年も拘束される。高等裁判所料金、法的権利に関する貧弱な知識、言葉の壁、そして、多くの農村地域では、法的基盤のないことも、ほとんどのケニア人が司法を利用するのに大きな障害となっている。」[18c] (法の支配)

## 刑法

10.13 ケニアの刑法はケニア法判例集（Kenya Law Reports） ウェブサイトで閲覧できる。

## 刑事訴訟法

10.14 刑事訴訟法はケニア法判例集 ウェブサイトで閲覧できる。

警察に関する詳細な情報については、治安部隊を参照のこと。公判前と公判後の拘留については、刑務所の環境を参照のこと。死刑に関する詳細な情報については、死刑のセクションを参照のこと。

## 11. 逮捕および拘留 - 法的権利

- 11.01 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 *Human Rights Practices: Kenya* (USSD 2010 Human Rights Report) は、次のように言及した。

「刑事訴訟法の下では、警察には広範な逮捕権限がある。犯罪が起こったのではないか、起こっているのではないか、または今にも起こりそうではないかと警察が疑った場合、警察は逮捕状がなくても逮捕することができる。死刑に相当しない事件で拘留された者は、24時間以内に裁判官の前に立たなければならない。死刑に相当する事件で拘留された者は、14日以内に裁判官の前に立たなければならない。しかしながら、政府は実際にはこの法律を尊重しなかった。裁判所は、被告の憲法上の権利が侵害されたか否かを考慮して、この欠点に対処した。多くの場合、被告（殺人罪に問われた者も含む）が、上記規定の期間を超えて拘留された場合に釈放された。

「拘留の適法性について司法が決定を早める権利は多くの場合、実際には尊重されなかった。法律は、公判前の拘留者に家族および弁護人と接見する権利を与えている。拘留者が弁護人を雇う余裕のある場合、警察は一般に弁護人との接見を許した。しかしながら、弁護士との接見を拒絶する場合もあった。賄賂を払った場合のみ接見を許されたと訴える拘留者の家族が多くいた。保釈制度はあるが、多くの容疑者は保釈金を納めることができないため、公判中の数か月を獄中で過ごした。重罪と見なされる犯罪および死刑に相当する犯罪の容疑で起訴された個人は、公判中の保釈は認められていない。」[4b] (セクション1d)

- 11.02 逮捕と拘留に関する法律は、刑事訴訟法に含まれており、ケニア法判例集 ウェブサイトで閲覧できる。同法の第21条を以下に示す。

「(1) 逮捕の際には、警察官または逮捕を行う他の者は、言葉または行動により降伏させ、身柄を確保する場合を除き、逮捕する容疑者の身体を実際に押さえ込む、または拘束するものとする。

「(2) 逮捕しようとして容疑者が力づくで抵抗した場合、または容疑者が逮捕を逃れようとした場合、警察官または他の者は、逮捕を果たすのに必要なあらゆる手段を用いることができる。

「(3) この条項のいかなる規定も、武器が犯罪者の逮捕に用いられる、または必要とされる特別な状況において合理的であるとされる範囲を超えて武器の使用を正当化しないものとする。」[22d] (21章)

- 11.03 同法の第29条は、令状のない逮捕について規定している。

「警察官は、治安判事の命令なしで、また、令状なしで次の者を逮捕することができる。

「(a) 裁判権内にある違法行為を犯したとする合理的な根拠に基づいて警察官が容疑をかけた者

「(b) 面前で治安妨害を犯した者

「(c) 公務執行中の警察官を妨害した者、あるいは合法的な拘留から逃れた、または逃れようとした者

「(d) 財産の中に合理的に見て盗難物品であると疑われる物が見つかった者、あるいは当該物に関連して違法行為を犯したと合理的に疑われる者

「(e) 国軍からの脱走兵であるとする合理的な根拠に基づいて警察官が容疑をかけた者

「(f) 夜間に幹線道路、庭または他の場所にいるのが見つかった者で、重罪を犯した、または犯すところであったとする合理的な根拠に基づいて警察官が容疑をかけた者

「(g) 暗い時刻に通りまたは公共の場所で見つかった者で、不法目的または乱暴目的でそのような場所にいたとする合理的な根拠にもとづいて警察官が容疑をかけた者、あるいは満足のいく身分証明を行うことができない者

「(h) ケニア国外で行われた行為（ケニア国内でその行為が行われた場合は、犯罪行為として罰せられたと考えられる行為で、逃亡犯罪人引き渡し（隣接諸外国）法および逃亡犯罪人引き渡し（英連邦加盟諸国）法に基づいて引き渡し対象となる）に関与していたとする合理的な根拠に基づいて警察官が容疑をかけた者

「(i) 正当な理由なく押し込み強盗の道具を所持する者（その理由を説明する責任は本人にあるものとする）

「(j) 第344条に規定された条件の違反、またはそれに基づいて作られた規則の違反を犯した出獄者

「(k) 逮捕状が発行されたと信じるに足る合理的な理由がある容疑者。」[22d] (21章)

11.04 ケニア憲法第49条は次のように規定する。

「(1) 逮捕者は下記の権利を有する。

(a) 本人が理解する言葉で速やかに次の点を知らされること

(i) 逮捕の理由

(ii) 黙秘権があること

(iii) 黙秘しない場合の影響

(b) 黙秘し続けること

(c) 弁護士、および必要な援助を提供する他の者と連絡を取ることに

(d) 本人に不利になる証拠に利用される恐れのあるあらゆる告白または自白を強制されないこと

(e) 刑に服している者と一緒に拘置されないこと

(f) 合理的に見てできる限り早く裁判所への出頭を命じられ、以下より遅れないこと

(i) 逮捕から24時間

(ii) その24時間が通常の法廷時間外に終了した場合、あるいは通常の公判日でない日の場合、翌公判日の終わり

(g) 最初の出廷で、起訴されるか、拘留延長の理由を知らされるか、または釈放されること

(h) 釈放されないやむを得ない理由がある場合を除き、起訴または公判まで、合理的な条件で保釈により釈放されること

「(2) 犯罪が罰金刑にしかない場合、あるいは禁固6か月以下に処せられるものである場合、その犯罪で再勾留されないものとする。[22a] (第49条)

逮捕および拘留に関する権利の実際の適用については、治安部隊を参照のこと。

## 12. 刑務所の環境

12.01 King's College Londonの国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies）ウェブページ*Prison Brief for Kenya*（更新不明、2011年11月22日にアクセス）は、ケニアの刑務所資産および収容率の統計的内訳を示している。

|                    |                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国                  | ケニア                                                                                                                                                       |
| 所管官庁               | 内務省、遺産・スポーツ局（Ministry of Home Affairs, Heritage and Sports）                                                                                               |
| 刑務所管理              | ケニア刑務所局（Kenya Prisons Service）                                                                                                                            |
| 連絡先                | P.O Box 30175, Nairobi, Kenya                                                                                                                             |
| 電話・ファックス・ウェブサイト    | 電話: +254 2 722 668 または +254 2 722 9<br>ファックス: +254 2 727 329 または +254 2 714 7<br>ウェブサイト: <a href="http://www.homeaffairs.go.ke">www.homeaffairs.go.ke</a> |
| 刑務所管理の最高責任者（および役職） | Isaiah Samuel Osugo<br>刑務所長官（Commissioner of Prisons）                                                                                                     |
| 刑務所収容者総数（公判前の拘留者・  | 49,757<br>2010年12月31日現在 49,757（Legal Resources                                                                                                            |

|                                         |                               |                                       |       |
|-----------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|-------|
| 未決被拘禁者を含む)                              | Foundation Trust)             |                                       |       |
| 刑務所人口比（国の人口 10 万当たり）                    | 120                           | 2010 年末時点での国の推定人口 4,140 万（国連統計より）に基づく |       |
| 公判前の拘留者・未決被拘禁者（刑務所人口比）                  | 43.3%（2009 年 6 月 5 日現在）       |                                       |       |
| 女性受刑者（刑務所人口比）                           | 4.5%（2009 年 6 月 5 日現在）        |                                       |       |
| 年少者・未成年者・青年受刑者<br>定義含（刑務所人口比）           | 0.5%（2009 年 6 月 5 日現在－18 歳未満） |                                       |       |
| 外国人受刑者（刑務所人口比）                          | 0.7%（2009 年 6 月 5 日現在）        |                                       |       |
| 施設等の数                                   | 99（2011 年）                    |                                       |       |
| 全刑務所の公式可能収容者数                           | 22,000（2010 年 12 月 31 日現在）    |                                       |       |
| 占有率（公式の収容者数に基づく）                        | 226.2%（2010 年 12 月 31 日現在）    |                                       |       |
| 最近の<br>刑務所人口推移<br>(年、総刑務所人口、<br>刑務所人口率) | 1992                          | 28,914                                | (115) |
|                                         | 1996                          | 41,064                                | (144) |
|                                         | 1998                          | 33,610                                | (113) |
|                                         | 2001                          | 38,739                                | (120) |
|                                         | 2004                          | 52,000                                | (149) |
|                                         | 2007                          | 45,271                                | (118) |

[72a]

12.02 2011 年 4 月 8 日に公表された米国国務省の報告書 2010 *Human Rights Practices: Kenya*によると、

「刑務所と拘留センターの環境は依然として過酷で命に関わる状態であった。2009 年の 1 年間を評価した KNCHR [ケニア国民人権委員会] 刑務所アセスメントは、拷問、下劣で非人道的な扱い、不衛生な状態、および極端に過密な状態は刑務所にまん延しているという結論を下した。刑務所長官は、刑務所はその年 [2010 年] には、可能収容者数の 200% の受刑者であふれていると報告した。Legal Resources Foundation Trust (LRF) によれば、望ましい収容者 2 万 2,000 人に対し、その年の末日時点の受刑者数は 4 万 9,757 人であった。受刑者数のおよそ 36% は、裁判の未処理により公判を待つ未決被拘禁者である。Daily Nation の記事によると、[2010 年] 2 月、カカメガ未決刑務所 (Kakamega Remand Prison) は 500 人を収容するために建てられた施設なのに、裁判を待つ 900 人の収容者を収容していると報告した。

「市民団体は 2003 年に刑務所訪問を開始し、これらの訪問によって、拷問を含む非人道的な扱いを受けたとする受刑者の申し立てとともに過酷な環境が

継続的に明らかにされた。たとえば、KNCHRは2009年2月にナイロビ未決刑務所（Nairobi Remand Prison）とメル女子刑務所（Meru Women's Prison）で、さらに2009年4月にキスム女子刑務所（Kisumu Women's Prison）で、刑務官による受刑者へのむち打ちや暴行を文書に記録した。

「カミチ刑務所（Kamiti Prison）の看守は2008年、禁制品差し止めの活動中に熱湯で受刑者を火傷させるとともに鞭打ちにした。1人が死亡し、20人が病院に送られた。3人の看守が停職処分にされた。年末、その事件への警察の捜査は継続した。

「受刑者通常、1日3食与えられたが、量は不十分であり、時に罰として半分の量を与えられることがあった。その年 [2010年]、LRFは、刑務所の環境は財源不足、過密状態および貧弱な管理により劣悪な状態にあると報告した。また、政府は井戸を1つ作り、2つの水処理設備を修復したが、水不足（刑務所外部の問題）も引き続き問題であった。結核患者のための医療も貧弱であり、結核またはHIV/AIDSの患者は、薬物療法で消化を助けるための補助食品を与えられなかった。裁判所は通常、重篤な場合には、病院への紹介の要請を承認したが、一般の受刑者に対する刑務所内での医療は貧弱であった。しかしながら、輸送など管理上からの遅れにより、裁判所命令による病院での手当が遅れることが多かった。Skikusa刑務所はその年 [2010年] に電気が通ったが、全般的には、多くの受刑者は換気の悪い監房棟の薄暗い中で大半を過ごした。これは特に、裁判を待っている3分の1の受刑者について当てはまった。それらの受刑者は監房を出ることが許される作業プログラムに従事することができないからだった。衛生設備は受刑者の増加に対応できよう建設されていなかった。

「2009年、刑務官は、主に受刑者同士でのレイプが相変わらず起こっていると述べた。報道機関の記事によると、刑務官が女性受刑者をレイプすることも日常的になっていた。2009年9月、1人のトランスジェンダーがナイロビのカミチ刑務所で男性受刑者と看守によって虐待されたと訴えた。[2010] 12月、高等裁判所は、非人道的な扱いに対し51万1,252シリング（6,250ドル）の損害賠償金を彼に与える評決を下し、彼は年末、独房に監禁されて過ごした。

「何百人もの受刑者が毎年、過密状態、非衛生的な環境、および不十分な医療でまん延した感染症で死亡した。その年 [2010年]、刑務所長官によれば、入所中に218人の受刑者が病死した。2009年8月、18人の受刑者がコディアガ刑務所（Kodiaga Prison）で結核および肺炎と見られる病気で死亡した。

「受刑者は時に、最高90日と法的に定められた日数よりはるかに長期間にわたり独房に監禁されることがあった。受刑者と拘留者は時に、血縁者や弁護士と連絡をとる権利を拒絶されることがあった。家族が受刑者を訪ねたいと考えた場合、様々な官僚的・物理的な障害が家族を待ち構えており、多くの場合、障害を乗り越えるには、賄賂の支払いが必要であった。LRFによれば、プライバシーが守られる場所はなかったとはいえ、その年 [2010年]、受刑者はそれほど問題なく弁護士を含む訪問者に会うことができる。しかしながら、ケニア弁護士協会のキタレ（Kitale）支部が、弁護士によるストライキに対する罰として、35人の弁護士が裁判所命令により受刑者への接見を拒否された

と語ったと、Daily Nationは5月25日に報じた。

「また、受刑者は裁判所に申し立てをし、本人が出頭せずに裁判所にパラリーガルの書状を送ることができることを、LRFはその年 [2010年] に報告した。一部の刑務所にはパラリーガルクリニックが置かれた。一部の治安判事および裁判官もまた、その年 [2010年] に刑務所を訪問して、苦情を申し立てることができるように受刑者に別の手段を提供した。KNHRCは、刑務所を訪問して、非人道的な環境に対する申し立てを調査する権限を与えられていた。刑務所長官によれば、その年 [2010年]、人権研修が刑務所で行なわれた。刑務所局は、刑務所の環境および不正を報告する情報官を刑務所に潜入させた。」 [4b] (セクション1c)

- 12.03 2010年6月7日に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書*As Kenya Locks Up People Without Condoms, Aids and TB Are Breaking Out of Prisons*によると、

「アフリカの多くの国々と同様、ケニアの刑務所内の環境は危険なまでに劣悪である。2008年7月、刑務所の環境に関する内務省の報告書では、過密な汚れた環境および不十分な医療のため、毎月46人の受刑者が死亡すると推計された…ケニアでは、ケニア刑務所局によれば、10人に1人受刑者がHIVに感染する。また、結核感染率はあまり大掛かりに測定されていないが、ある最近の研究で、ケニアの刑務所の1つの結核罹患率は一般人よりも7倍高いことがわかった…ケニアのHIVに対する国家戦略において、受刑者を社会的弱者と特定し、ケニアの役人は、受刑者間で性交渉が行われ、かなりの数のHIV感染が刑務所の内部で起こっていることを認めた。

「ところが、最も簡単な解決策（コンドームの配布）が実行されていない。その結果、人々は感染するようになり、死に向かっている。」 [9c]

- 12.04 2010年2月26日付の報告書*Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment*によると、

「ケニア国民人権委員会の重要な役割が拘置所を訪問することにあることを認識して、特別報告者は、同委員会はその役割を果たすために必要な資源に乏しいことを懸念し、また、同委員会が拘置施設を訪問することを拒絶される場合があったことを遺憾に思っている。同じく、司法は、能力または意志の欠如のため、刑務所を訪問し調査することが少ない。特別報告者は、政府に対し拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT）を批准し施行するとともに、条約第22条に基づき、個人通報制度を認めるよう強く勧める。

「…特別報告者はさらに、拘留中の大多数の人への法的援助が利用できない可能性を懸念しており、政府に法的支援制度の導入を進めるよう勧める。さらに、特別報告者は、拷問の被害者の十分な賠償を受ける権利の欠如、および民事訴訟を通じて賠償を得ることの難しさについて遺憾に思っている。」 [61d] (p96、パラグラフ45-46)

- 12.05 2010年2月22日に公表された（ケニア政府の）*人権理事会決議5/1 (Human Rights Council resolution 5/1)* 付属文書パラグラフ15(a)に従って提出された

国家報告書によると、刑務所改革は以下のように進行中である。

「受刑者は、憲法および他の国際的な人権基準によって保証された基本的自由を受ける権利があるという事実を鑑みて、政府は人権に基づく戦略課題に焦点を当て、刑務所管理においてガバナンスと民主的な慣行を促進するプログラムを導入することによってケニア刑務所サービスを刷新した。これはすでに、ケニア人が2009 Outstanding Correctional Service Employee Global Awardを受賞したことから明らかのように実を結びつつある。刑務所留置にある少年の複数のニーズと課題を実現できるよう、少年院法（cap 92）を見直しと連動させるために少年院法を見直す計画も進行中である。

「政府はまた、全国規模で多くの刑務所施設の基盤改良および土木工事を通じて刑務所の環境を改善する目的で刑務所開発プログラムに着手した。これらの施設は、受刑者の収容設備のスペースを広げて、一般的な刑務所の環境を暖かみのあるものにする。」[61e] (p7、パラグラフ40-41)

## 選挙権

- 12.06 Business Dailyは2010年2月8日に次のように報じた。「…刑務所改革の最近の試みは称賛に値するが、受刑者の投票権の問題はケニアでは決して解決されていない。」[20a] その後、BBC Newsは2010年6月23日に次のように報じた。「ケニアの裁判所は、新憲法の国民投票において受刑者の投票が認められるという裁定を下した…その裁定は [2010年] 8月の国民投票での投票にのみ適用されるが、それは今後の選挙についてのさらなる譲歩につながる可能性がある」と、記者は言う。」[10g]

## 刑務所内の子供

- 12.07 USSD人権は、2010が次のように述べたと報告する：

「公判前の拘留については未成年者専用の施設はなかった。市民団体の活動家は幼い子供、女性および男性が同じ監房で暮らすのを目撃した。2008年、IMLU [独立メディコ・リーガル・ユニット] は、未成年の少年がブンゴマ刑務所（Bungoma Prison）に拘留されていると報告した。さらに、刑務所の環境に関する2008年の政府報告書は、未成年の女性犯罪者（安全があまり確保されていない訓練学校への編入が不適格）が成人の女性受刑者と一緒に収容されていると指摘した。刑務所長官によれば、母親と一緒に刑務所で暮らす4歳未満の子供は338人いた。LRFは、刑務所には子供のための施設、学課、ベッド、特別食もなければ、医療を利用することもできない。」[4b] (セクション1c)

法的手続きについての詳細は、治安部隊および司法も参照のこと。ケニアの子供の一般的な状況についての詳細は、児童を参照のこと。

- 13.01 ケニアの憲法は第26条(1)の生存権を保証するが、第26条(3)は「この憲法または他の制定法によって認められる範囲を除き、人は、故意に生命を奪われないものとする。」[22a]
- 13.02 ケニアは、2011年3月28日付のアムネスティ・インターナショナル報告書 *Death Sentences and Executions 2010* (Amnesty death sentence report 2010) によって次のような国として説明されている。「…殺人などの一般犯罪に対する死刑の適用を維持しているが、過去10年間に処刑を下した例はないという点で、実際には死刑廃止国と見なすことができ、処刑を実施しない政策または確立した慣習を持つと信じられている。」[15e] (p45)
- 13.03 さらに、アムネスティ・インターナショナルの2010年死刑宣告報告書によると、「ケニアでは、少なくとも5人が2010年に死刑を宣告された」[15e] (p18) が、一方で、

「刑法第204条（殺人事件における強制的な死刑宣告を規定）は、死刑宣告が軽減される機会を当事者に与えなかったことから、『非人間的もしくは下劣な処罰または扱いに対する保護、および公正な裁判に関する憲法の規定と対極にある』とケニア上訴裁判所は2010年7月30日に裁定を下した。その判決では、殺人罪に対する強制的な死刑の拒絶の背後にある論拠は、反逆罪、暴力を伴う強盗、暴力を伴う強盗未遂など、刑法で予期した他の死刑に相当する犯罪にも適用される可能性がある」と、同裁判所は明確に表明した。新憲法（2010年8月4日に国民投票で採用された）は、生存権を保証しているが、第26条で死刑の使用を禁止することに失敗している。」[15e] (p37)

- 13.04 2010年7月30日、*Daily Nation*は上訴裁判所の決定について次のように報じた。

「金曜日の上訴裁判所裁判官の3名は、殺人罪に対する強制的な死刑宣告を違憲であると宣言した。

「画期的な決定では、3名の裁判官は、非人道的な扱いに対する保護に関する憲法上の規定を支持し、殺人に対する唯一の宣告を死と規定する刑法第204条は憲法に反すると宣言した。

「しかし、ケニア人が死刑を廃止することを決定する時まで、死刑は合法的であり続けると、3人の裁判官は語った。

「裁判官のRiaga Omollo、Philip WakiおよびOnyango Otienoによる決定によって、第一審裁判所は本案の理非に基づいて、死刑を科すか刑を変えるかを選択する権限を与えられた。」[16g]

- 13.05 死刑はもはや強制的ではないが、Capital FMは2010年9月16日、次のように報じた。

「40歳の男性が、2年前にKiambuで妻と肉屋を射殺した罪で死刑を宣告された。「高等裁判所裁判官Jessie Lessitは、KiambuのNderiトレーニングセンターで2008年11月1日にKeziah WairimuとJessee Gitau Kabiruを殺害した罪

で有罪判決を下して、Henry Karanja Muiruを絞首台に送った…減刑を求めて、Muiru氏は死刑宣告はもはや強制的でないと主張し、死刑を科さないよう裁判所に訴えていた。また、彼が今では、彼の保護の下にある2人の子供の唯一の生き残った親であるというのも彼の主張であった。「しかし、裁判官は『銃を手に入れて、妻を撃った男はいかなる慈悲も同情も期待してはならない。子供は彼が母親の死の原因を作ったことを常に思い出すだろうから、子供を自分の弁護に利用してはならない…動機がはっきりしない襲撃は残忍で不必要なものであったと考え、この事件のいきさつを考慮しても、死刑が唯一の適切な判決である』と述べた。」 [21a]

- 13.06 この他に、Hands Off Cainは2010年10月22日、「2009年にイタリア人カトリック教会司祭の殺人の罪で有罪となった後、男性と女性はケニアのナイロビで死刑を宣告された」と報告した。 [73a]

司法および刑務所の環境も参照のこと。

#### 14. 所属政党

このセクションは、人権機関、団体および活動家、および言論と報道の自由と合わせて読むことが望ましい。

### 政治的表現の自由

- 14.01 2011年4月8日に公表された米国国務省2010 *Human Rights Report:Kenya* (USSD Human Rights Report 2010) によると、

「憲法と法律は、国民に自由で公正な多党選挙によって政府を交代する権利を与え、一方、国民は、国民参政権に基づいて実施される一般に自由で公正な地方選挙と議会選挙によってこの権利を行使する。しかしながら、2007年の大統領選挙結果が計算された方法は、この権利が大統領のレベルで実際上尊重されたかどうかに関して重大な疑問を投げかけた。」 [4b] (セクション3)

- 14.02 2011年5月16日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書Freedom in the World 2011, Kenya (FH Report 2011) は、covering events in 2010の中で次のように指摘した。

「ケニアは選挙民主主義国ではない。2007年12月議会選挙で不正行為があったとする主張はほとんど見られなかったが、不備のあった大統領選挙は明らかな不正投票、および現職大統領のムワイ・キバキに有利な計らいをした行政による他の操作を特徴とした。ある国際調査委員会は2008年9月、選挙結果の正当性は、不備のある投票者登記名簿および広範囲にわたる不正行為を含むいくつかの要因によって損なわれたことに気づいた。その委員会が提言した選挙制度改革はいまだに十分に実施されていない。しかしながら、2010年8月に行われた憲法に関する国民投票の実施は、正当で競争的であったと見なされ、選挙の透明性に改善があったことも示された…イデオロギー的、地

域的、民族的な様々な利害の範囲を代表する政党は、活発に活動し自由に意見を言い、また、政党の結成に障害となるものはあまりない。」[18a]

- 14.03 しかしながら、2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書 *Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、2007年の大統領選挙と同様に議会選挙にも不備があったと指摘した。

「2007年の選挙まで、通常、当局の制約がほとんどなく、政党は全国で支援を結集するために辛抱強く活動した。同時に行われた議会選挙および地方選挙は、オブザーバーが最初に疑ったよりも最終的にははるかに重大であることがわかった局所的な問題があったとはいえ、一般に自由で公正な選挙であると認められた。…投票率は高く、投票はほぼ整然と行われ、地方での議会選挙およびすべての選挙区の結果は最初、論争を引き起こすようには見えなかった。後の報告書では、2002年選挙運動中に強調された重大な不備はその前の選挙の再現であったことが特定された。ケニアの選挙管理委員会(ECK) (その構成と権限は選挙前から疑問視されていた) は後の分析で、その任務の遂行において重大な過失があることがわかった。有権者登録から票の集計までの選挙管理の多くの領域で、国際基準とケニアの法律の規定に遠く及ばなかった。これらの広範囲の欠陥についての最も詳細な分析は、独立調査委員会 (Independent Review Commission、IREC) による公式報告書に示されている…IRECによれば、『票の買収および票の水増しは非常に広範囲に及んでいて、かつケニアの選挙では至る所で大目に見られる習慣のように見えるため、その問題は 自由で公正な選挙は純粋に可能であるか否かはまさに尋ねても質問』であり、加えて『2007年選挙の実施は実質的に不備があったため、IRECであれ何であれ、大統領選挙と議会選挙における真実の、つまり信頼できる結果を立証することは不可能である。』

「数人のオブザーバーグループ (欧州連合と英連邦を含む) もまた、選挙過程に深刻な不備があることに気づいた…両グループの報告書は、政府系報道機関はキバキ大統領とPNUに対して明らかに好意的であると指摘した…政党に関する新たな財務的な説明責任の仕組みおよび公的融資が2008年政党法に組み入れられたが、抜け穴が閉じられ、透明性の仕組みが強化されるかどうかははっきりしない…選挙の立法府の部分では、ODMとその同盟政党が103議席を獲得したのに対し、PNUとその関連政党が77議席を獲得した。IREC報告書は、選挙過程全体が非常に危うい状態にさらされ、初期の開票結果は予想した結果と一致し、野党ODMが議会選挙では完全にリードし、多くの現職議員や現職大臣が敗北した。」[18c] (説明責任および世論)

- 14.04 2010年8月に施行された憲法の第38条は、国民の政治的権利を説明している。

「…すべての国民は自由に政治的選択をすることができる。これには以下の権利が含まれる。

- (a) 政党を結成する、または政党の結成に参加すること
- (b) 政党の活動に参加する、または党員を勧誘することあるいは
- (c) 政党またはその大義のために運動すること

- (2) すべての国民は、国民参政権に基づく自由で公正な通常選挙、および下記について有権者の意志の自由な表明に対する権利を有すること
- (a) 本憲法の下に設けられた公選職
  - (b) 国民が一員であるいずれかの政党の公職

- (3) すべての成人国民は不合理な制限なく以下の権利を有する。
- (a) 有権者として登録されること
  - (b) 選挙または国民投票で秘密投票により投票すること。
  - (c) 公職の候補者、または国民が一員であるいずれかの政党内の公職の候補者になり、選挙で選ばれた場合は、その公職に就くこと」[22a]

14.05 United Nations News Serviceは2010年8月6日、次のように報告した。

「国際連合は本日、ケニアの新憲法に対する国民投票の結果を歓迎し、投票が平和裏に整然と行われたこと、また、東アフリカの国の人民が大勢、投票に出向いて一票を投じたことを賞賛する。

「潘基文事務総長はケニアの国民に祝辞を送り、国の最も基本となる新しい法律を『国の長期的な課題に取り組む上での重要な一里塚』と説明した。」

「潘事務総長のスポークスマンは『国際連合が選挙管理委員会に支援を行い、国のリーダー、機関、市民社会を巻き込んだ国の紛争予防努力を支援できて嬉しく思う』と言い、続けて、国連は引き続き、和解を進め、発展を加速させ、国の民主的制度と統治を強化しようと努力するケニア政府と国民を支援する所存であると述べた。」[23a]

14.06 ケニア国民対話および和解（KNDR）モニタリングは、2010年7月～9月期間を対象としたReview Report October 2010の中で次のように指摘した。

「新憲法に関する国民投票は平穏に行われた。新憲法案を巡る数か月の活発な運動の後、ケニア人は2010年8月4日に国民投票に向かった。投票と集計過程は、国内各地で平穏に始まり平穏に終了した…ケニア人が2007年の選挙後暴力と同じように選挙後の混乱への恐怖を表明したように、国民投票に先立つ数日間には不安に埋め尽くされていた。平和構築NGOは、暴力の勃発しそうな場所を選び出し、早めに警戒すべき徴候を特定した。これらの徴候としては、ヘイトスピーチの出現、および特定のグループに一部の地域（特にリフト・バレーの地域）を離れることを求めた警告文の配布が挙げられる。しかしながら、その期間に報告された暴力はなかった。」[64a] (p31、パラグラフ60-61)

14.07 さらに、KNDR Review Report October 2010は次のように言及した。

「いくつかの要因が重なって、平和的な国民投票が行われた。政治、制度、構造、および民族性に関連した要因があった…PNUとODMの同盟は支持を固めた…すべての主要な民族政治的集団は、リフト・バレーの一部の地区を除き、憲法支援で活動が活発化した…NCIC [国民団結および融合委員会 (National Cohesion and Integration Commission)] の反ヘイトスピーチ運動

は暴力のため動員をかけるのを中止した…同委員会は、ヘイトスピーチについて幹部政治家を喚問し、それらの政治家を逮捕するよう要求した…国民投票運動は徐々に基本的な問題になり、政治家は期待したほど抗議活動やデモに動員をかけることができなかった。全体的に見ると、NCICは、特に運動を監視することによって、平和的な国民投票に向けた運動を維持した…暫定独立選挙管理委員会（Interim Independent Electoral Commission、IIEC）に対する国民の信頼は、投票結果の正当性を高めた。人々は、2010年8月4日の国民投票前に行われた複数の補欠選挙の透明性のある運営についてIIECを賞賛した…さらに、すべての政党は国民投票の結果を受け入れた。憲法反対派は敗北を認めて、その支持者に向けて平和を維持して新憲法の実施に参加するよう促した。実施体制に非支持者を含めるべきか否かを巡り、初期の党内分裂および市民の間での論争があったにもかかわらず、新憲法の承認を支持した指導者はまた、実施過程に非支持派をも含めるよう呼び掛けた…国民投票の数日前に、政府は正規警察（Regular Police）、警察総合任務部隊偵察中隊（General Service Unit）、行政警察（Administration Police）、ケニア野生生物庁（Kenya Wildlife Service）およびケニア刑務所局（Kenya Prisons Service）から動員した数千人もの警備職員を暴力の発生しそうな場所として特定した地域に配置した…リフト・バレー地域の指導者は政治的暴力に関連することを望んでいなかった…とりわけウアシン・ギシュ県（Uasin Gishu）の国際色豊かな地域では、異なるコミュニティの住民が様々な投票所、特に住民自身の民族グループが多数を形成する投票所に登録した…カレンジン族の人々もまた、キクユ族が多くを占める投票所とは別の投票所に登録した。この慎重な分離は、リフト・バレー全体に行われたわけではないが、コミュニティ間の不信が中々消えないことを明らかにしていた。」 [64a] (p 31-34、パラグラフ62-71)

国民投票過程に関する情報については憲法、ケニアの政治理論に関する詳細については政治制度も参照のこと。ケニアの政治団体の一覧については、付録Bを参照のこと。

## 結社および集会の自由

### 14.08 憲法の第36条および37条によると、

「36. (1) すべての者には、結社の自由の権利があり、これには、あらゆる種類の結社の活動の開始、加入または参加に対する権利が含まれる。

(2) いずれの者も、いずれの種類の結社に加入することも強制されないものとする。

(3) あらゆる種類の結社の登録を義務付ける法律は、以下を規定するものとする。

(a) 登録は不当に留保することも取り消させることもできない。

(b) 登録が取り消される前に、公正な聴聞を受ける権利があるものとする。

「37. すべての者は武装せず平和的に、デモを行い、ピケを張り、嘆願書を当局に提出する権利を有する。」[22a]

#### 14.09 FH Report 2011によると、

「憲法は集会の自由を保証する。この権利は広く尊重されるが、デモにおいて不必要に武力が行使された場合があり、2008年の選挙後暴力の期間には集会が抑圧された。ケニアの市民社会セクターは最近の政治的二極化の期間でさえ活気を失わなかった。しかしながら、ムンギキ犯罪セクトの関係者の死に関連して警察の権力乱用を調査していた2人の主要な人権活動家が、2009年に殺害された。その人権団体に情報を提供した警察の内部告発者もまた、その年に殺害されたが、警察はその犯人を特定することができなかった。2010年は類似した死が報告されることはなかった。

「約50万人の労働者を代表する労働組合は国内に約40団体ある。ほとんどの労働組合は、唯一国公認の組合連合である労働組合中央機構（Central Organization of Trade Unions）に加盟している。2007年労働関係法（2007 Labour Relations Act）は、組合登録に関する緩やかな基準を定め、組合の登録を停止したり拒否したりすることは制限されている。しかしながら、スト権は制限されており、所管の政府省庁は労働法と労働者保護を十分に強化しなかったことで非難されてきた。歴史的には、労働組合運動の多くは当局に服従してきた。」[18a]

#### 14.10 USSD Human Rights Report 2010によると、

「憲法および法律は、集会の自由を規定しているが、実際には、政府はこの権利を制限することが多かった。集会の主催者は、公開の集会を開く前に地元警察に通知しなければならない。ただし、それはその集会が禁止されていることを警察が主催者に通知しない場合である。同じ会場で既に予定された集会がある場合、あるいは具体的に治安に対する脅威が認識された場合に限り、法律に従って、当局はそのような集会を禁止してもよい。しかしながら、警察は慣例的に、人権活動家が届け出た集会の申請書を受理せず、また、禁止命令が出されていない集会を解散させた。市民団体は、使用許諾方針に従おうとしても、警察は適時に許可証を発行することを拒絶することが多かった…憲法および法律は結社の自由を規定しており、政府は通常、この権利を尊重した。結社法（Societies Act）は、すべての結社に対し登録するか、結社登録局（registrar of societies）から登録免除を受けることを義務付けている。

「ムンギキ犯罪組織のメンバーであることを禁じる2002年命令は、引き続き有効であった。ムンギキは、社会の主流派の間で論争の的になっている政治観および文化的慣習を擁護した。また、ムンギキが特に公共交通部門でみかじめ料を要求し、住民に嫌がらせや脅迫をしていたため、政府は2002年、その集団を犯罪組織と宣言した。ムンギキは貧困層と失業者層から大きな支持を得ていた。政治的もしくは文化的な外見をまとった他の禁止犯罪組織としては、Kamjesh、Chinkororo、Baghdad Boys、Jeshi la Embakasi、Jeshi la Mzee、Amachuma、Sungu Sungu、および『タリバン』という地元集団がある。」

#### [4b] (セクション2b)

これらの禁止された集団に関する詳細については、犯罪および治安を参照のこと。

#### 15. 言論と報道の自由

このセクションは、所属政党と、人権機関、団体および活動家と一緒に読むのが望ましい。

- 15.01 2009年9月1日～2010年9月1日の期間を対象とした、2010年10月20日付の Reporters sans Frontiersの*World Press Freedom Index 2010*は（報道の自由の侵害を測定）は、ケニアを178か国中70位と評価した。[74a] 2011年9月23日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書*Freedom of the Press 2011, Kenya* (FH Press Freedom Report 2011) は、covering events in 2010の中で、ケニアの報道環境は「部分的に自由」と見なした。[18b] (ケニア)

- 15.02 2011年4月8日に公表された米国国務省2010 *Human Rights Report: Kenya* (USSD Report Human Rights Report 2010) は、次のように指摘した。

「憲法は言論と報道の自由を規定しているが、政府は時にこれらの権利を制限することがある。前年 [2009年] と異なり、治安部隊が報道機関の記者等を殺害したという報告はなかった。しかしながら、その年 [2010年] 中に、治安部隊は、報道機関の記者等に嫌がらせをしており、ジャーナリストは自主規制をしていた。

「政府は時折、表現の自由を制限することができるよう法律を解釈した。この制限は2009年9月に緩められたが、法廷審理中の問題の議論に対する禁止は、様々な政治的問題についての協議を制限した。政府は様々な種類の市民社会の集会を監視し、個人が報復を受けることなく政府を公然と批判することは必ずしも認められるとは限らなかった。2009年9月、議会議長は、過去がそうであったように議会が討議するのを防ぐために司法審理中の問題の議会審議を禁止した、長期に及ぶ『継続中の』訴訟手続きを利用して、議会が公共の利益に関する問題を討議することを禁じることはできないという判断を下した…政府高官や治安部隊によって脅迫されるようなことがあっても、活字媒体の主流報道機関は、独立性を確保していた。国際的なメディアは自由に活動した。」[4b] (セクション2a)

- 15.03 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書*Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、次のように指摘した。「報道機関は一般に自由であり、個人経営の新聞社等は活気にあふれているが、政府からの圧力は時折、自主規制に走る…暴力集団他もまた、日々の報道活動に対して個々のジャーナリストを脅した。」[18c] (説明責任および世論)

- 15.04 国連人権理事会によって着手された各国の人権の普遍的定期審査過程の一環として提出された、2010年2月5日付のステークホルダーの *Summary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1* (UPR Stakeholder Summary 2010) は、次のように言及した。

「報道機関は比較的自由であるが、政府と報道機関の間のいがみ合いは続き、脅迫、侮辱、および罰金賦課となる形式をとる、と第19条は説明している。また、ジャーナリストが殺害された事件が1件あり、有効な調査は行われなかった…JS2は近年の一連の事件および法的手続きの例を提供したが、それらの例は報道機関全般、および特定のジャーナリストに対する直接的な警告として見なされた…JS2はまた、多くのジャーナリストは報復を恐れて、特定の問題はあえて取材対象と見なさないとしぶしぶ認めたと報告した…JS2はさらに、主流の報道機関以外の報道機関に記事を書いた記者は当局に嫌がらせを受けやすいと示唆できるだけの証拠もあると付け加えた…第19条によれば、2007/2008年の選挙危機および暴動中に報道機関内部にも深刻な機能不全（自主規制、および政治的に動機づけられた暴力と民族間分裂に対する不十分な取材）を起こしていた。政府は、表現の自由に長年影響力を持っていた報道機関に対して厳しい制限を設けた…」 [61f] (p7、パラグラフ39-40)

- 15.05 2011年11月21日に最終更新されたBBC News Kenya Country Profileは、報道機関、および主要新聞社、ラジオ局ならびにテレビ局のリンクについて役に立つ概要および評価を行っている。[10c]

## 報道の自由に関する法律

- 15.06 憲法第33条および34条は次のように明記している。

「33. (1) すべての者には表現の自由に対する権利があり、それには以下のものが含まれる。

(a) 情報または意見を求める、得る、または与える自由

(b) 芸術的創造の自由

(c) 学問の自由および科学的研究の自由

(2) 表現の自由に対する権利は以下のものに及ばない。

(a) 戦争の宣伝

(b) 暴力の扇動

(c) ヘイトスピーチ

(d) 以下を構成する憎悪の擁護

(i) 民族的扇動、他者への中傷、または危害を引き起こす扇動

(ii) 第27条(4)に明記または示唆された差別の根拠に基づくもの

(3) 表現の自由に対する権利の行使において、すべての者は他者の権利および名誉を尊重するものとする。

「34.(1) 電子、印刷およびその他のあらゆる種類の媒体機関の自由および独立性は保証されるが、第33条(2)に明記された表現には適用されない。

(2) 国家は以下を行わないものとする。

(a) 放送、刊行物の製作もしくは配布、または媒体機関による情報の提供に携わる者に対する支配権または介入権を行使すること

(b) 意見もしくは見解、または放送、刊行もしくは提供の内容に関して人を罰すること

(3) 放送局および他の電子的媒体機関には、以下の免許手続きのみを条件として設立の自由がある。

(a) 電波およびその他の形態の信号分配を調節するために必要である手続き

(b) 政府、政治的利害または商業的利害による支配と無関係である手続き

(4) すべての国営報道機関は以下を条件とする。

(a) 自主的に放送または他の通信の編集内容を決定することができること

(b) 公平であること

(c) 異論および少数意見の表明のための公平な機会を提供すること

(5) 議会は、以下を条件とする報道機関の設立を規定する法律を制定するものとする。

(a) 政府、政治的利害または商業的利害による支配と無関係であること

(b) 社会のすべてのセクションの利害を反映すること

(c) 報道機関の基準を設けて、それらの基準の順守を規制し、監視すること。」  
[22a]

15.07 FH Press Freedom Report 2011によると、

「ケニアは8月、報道と表現の自由を拡充させたとして広く賞賛された新憲法を制定した。第33条は特に意見または情報を求め、受け取り、与える自由を保証する。扇動、ヘイトスピーチ、戦争時における反政府宣伝、およびプライバシーに関するこれらの自由の享受に対する潜在的な制限はあるが、旧憲法に明記された制限ほど厳しくない。新憲章はまた、民間報道機関の所有者、

配布者、製作者もしくは代理店に対する国家統制、またはそれらへの介入を禁止しているとして、また、常に公平であり公正の原則に従うよう国営報道機関に要求しているとして賞賛された。

「ジャーナリストは名誉毀損で告訴される場合がある（立証責任は被告にある）。扇動防止法（Law on Sedition）などの国家安全保障に関連する法もまた、批判的報道を禁止するために用いられる。2010年の中頃、ジャーナリストのJoel Eshikumoは、名誉毀損罪で8か月の実刑に服した後に釈放され、また、様々な記者に対する他の訴訟は年末時点で係争中のままであった。政府は1月、内容の検閲、異なる種類の報道機関の所有権に対する禁止、選挙報道の内容に関する新規則、および放送局に対する7年間の免許期限を含む新放送規制を発表、即時施行された。しかしながら、これらの規則が報道の自由を制限するために利用されるのではないかという恐れは、年末まで現実化していなかった。情報省（Information Ministry）が草案を作成し、2007年に公表された情報公開法案（freedom of information bill）は、まだ議会に提出されていないが、新憲法の可決とともに情報の入手が容易になった。報道機関に保証された新しい権利は、公職守秘法（国家安全保障を理由に情報の公開を妨げた）などの秘密法の効力を弱めている。

「2007年放送法（2007 Media Act）によって設立されたケニア・メディア会議（Media Council of Kenya）は、ジャーナリストの行為および規律を規制するが、資金不足でその活動は妨げられている。同会議の委員は報道機関のステークホルダーによって指名され、情報省によって任命されるため、この規制団体の独立性に疑問に残る。同メディア会議に関する法案は、2007年法の修正のもと2010年に提出された。同法案は報道倫理および基準を規制するために法制上の措置の使用を維持しつつ、同会議により強い独立性を与え、国際基準に一致する倫理規定を制定することになろう。ケニア通信委員会（Communications Commission of Kenya）は、放送免許許諾および公共放送規制に責任を負う。新憲法に従って、放送部門に対する独立規制監視機関を設立するために法案が提出された。この機関は既存の委員会に取って代わることになる。メディア会議法案も通信委員会法案も年末までに可決されなかった。」 [18b] (ケニア)

#### 15.08 FHCC Report 2010は次のように指摘した。

「国は国内最大の放送網であるケニア放送協会（Kenyan Broadcasting Corporation）（現政権を強力に支持するという昔からの立場を維持し続けている）の経営権を確保している。ケニアの憲法は明確に報道の自由を保証しているわけではなく、報道機関の運営は様々な法律および管轄権の対象となる…」ケニア・メディア会議を策定した2007年報道法（2007 Press Act）、および『ヘイトスピーチ』の禁止を含む2008年末に可決された新通信法は、表現の自由擁護派が過剰と考えるほどに、政府が報道機関を規制する権限を強化していた。2009年1月に制定された2008年ケニア通信（改正）法はまた、『公共の安全』を維持するために放送機材を破壊または押収する権限を与えている。ジャーナリストおよび表現の自由擁護派による組織的活動（この活動期間中の2008年12月に当局は多くの抗議者を逮捕した）は2009年5月、同通信法のより過酷な条項を改訂または撤廃するという政府の約束を勝ち取っ

た…刑事名誉毀損に関連する法律は、公平さに評価が分かれる裁判所で、時にジャーナリストに不利になるよう使用される場合がある。2008年国民団結および融合法（National Cohesion and Integration Act 2008）では、民族憎悪を増長させようとして脅迫的な、乱暴な、または侮蔑的な言葉を使用することは違法行為とされた。一部の政府省庁では、政府自身の汚職防止委員会に職員がアクセスするのを遮断しようとしたという報告があるとはいえ、インターネットおよび他の電子通信は妨害されていない。」[18c] (説明責任および世論)

## 印刷媒体

### 15.09 FH Press Freedom Report 2011によると、

「ケニアの主要な報道機関は、特に新聞雑誌部門では、政治家および政府の行為に批判的な場合が多い。主要な広告主の利益のためにも迎合的になる場合が多いとはいえ、報道機関は報道においては多元論的で、正確で、しかも大胆である。日刊紙は5紙、そのうち1紙は経済紙であり、その他に複数の地方週刊紙がある。さらに、不定期に発行される多くの独立系タブロイド紙は政府に極めて批判的である。」[18b] (ケニア)

## テレビ・ラジオ

### 15.10 FH Press Freedom Report 2011によると、

民間放送局の数は着実に増えているが、政府が管理するケニア放送協会（KBC）が主要な都心部から出ると独占状態であり、与党に有利な報道をする傾向がある。民間会社のStandard Media GroupとNation Media Groupの2社は、独立系のテレビ放送と評判の高い新聞を経営する。FMラジオ局、特に民族系は大幅に増えており、電話による視聴者参加型番組のおかげで、政府に好意的でない解説だけでなく国民の声も増えた。しかしながら、コミュニティ放送は普及が遅れている。英国放送協会、ラジオ・フランス・アンテルナショナル（Radio France Internationale）を含む国際報道機関の放送をケニアで広く視聴できる。報道内容を統制するために広告を割り当てたり公告から撤退したりする場合と同様、ニュース報道に影響を与えるために政治関係者が賄賂を使うのは、懸念材料である。」[18b] (ケニア)

### 15.11 USSD Human Rights Report 2010によると、

「ナイロビで放送されている複数のテレビ局のうち、国営ケニア放送協会（KBC）は唯一、全国テレビネットワークとケーブルテレビ、AMラジオとFMラジオ、および短波放送送信を持つ放送局である。KBCの報道は全体としてはバランスがとれていると見なされていたが、KBCによる全国放送の独占は、選挙民と意思の疎通を図ろうとする政府反対派の能力を限定的なものにした。政府反対派が全国放送を独占するKBCから被った不利益は、2007年の総選挙前の時期に特に顕著であった。」[4b] (セクション2a)

## インターネット

15.12 FH Press Freedom Report 2011によると、「政府がインターネットアクセスを制限したという報告はなかった。ケニア人の約21%は2010年においてインターネットにアクセスした。近年、ソーシャルメディアのサイトの使用だけでなく、オンラインニュース出版も伸びている。インフラの遅れと電気不足により、インターネット利用は依然として都市部に限られているが、携帯電話を利用したインターネットへのアクセスが増えてきた。」[18b] (ケニア)

15.13 USSD Human Rights Report 2010によると、

「政府によるインターネットへのアクセス制限はなかった。個人やグループは、電子メールを含むインターネットを通じて意見の平和な表明に関わることができた。インターネット・サービスはインフラストラクチャーの不足により田園地帯で制限された。国際電気通信連合の2008年の統計によれば、国の居住者の約8.6%はインターネットを使用した。

「政府は2009年7月、すべての携帯電話使用者は各携帯電話回線の所有者の氏名と識別番号を政府に提供しなければならないと発表した。この発表もまた、携帯電話ベースのモデム（政府はこのモデムからインターネットの使用状況を監視することができる可能性がある）を通じてインターネットにアクセスする市民に影響を与えた。」[4b] (セクション2a)

## ジャーナリスト

15.14 FH Press Freedom Report 2011によると、

「国家および非政府組織による裁判なしの報道機関への攻撃は、地域的標準から見るとめったに起こらないが、ジャーナリストへの当局の嫌がらせやジャーナリストを標的とした殺人は時折報告されている。2010年12月、ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)は、民間のDaily Nation紙の記者Sam OwidaがやはりジャーナリストであったFrancis Nyaruriの殺人事件を取材中に脅迫電話を受け取ったことを報告した。Nyaruriは警察の汚職についての記事を民間のWeekly Citizen紙に掲載した後の2009年1月、首を切り落とされた状態で発見された。その殺人事件を扱った主任治安判事は[2010年] 10月、自らを担当不適格として、2人の殺人容疑者の裁判の担当を降りた。一部のジャーナリストは微妙な問題について自主規制をかけた。2010年3月、国際刑事裁判所(ICC)はケニアで起こった2007年選挙後暴力の調査を開始した。人道に対する犯罪に関与したとされる6人の容疑者のうち、ジョシュア・サング(Joshua Arap Sang) は、Kass FMのラジオショーを利用して、国家統一党の現職大統領の支持者に対して犯罪を行うよう呼び掛けたとされる。」[18b] (ケニア)

15.15 USSD Human Rights Report 2010によると、

「政府は、政治的に都合の悪い意見を抑え込む理由として国家安全保障や治安を挙げた。ケニア国民対話および和解モニタリング・プロジェクト(KNDR)は、Star紙の2人のジャーナリストが国家安全保障を脅かしたとして、2009

年に法廷で罪に問われたと報告した。KNDRは2009年10月、治安部門について記事を書いたジャーナリストが頻繁に政府高官によって脅され、情報源を明らかにするよう要求されていたと報告した。」[4b] (セクション2a)

- 15.16 オープン・ガバナンス・アフリカ・センター (Africa Centre for Open Governance) は2010年11月に次のように報告した。

「オープン・ガバナンス・アフリカ・センター (AfriCOG) Investigative Journalism Fellowshipは、ナイロビの主要報道機関に汚職が広がっていることを明らかにする。その調査資料は非常に重苦しい読み物となっている。それは単に報道の代わりに記者が賄賂を受け入れる、いや、要求するということだけではない。それははるかに悪い。

「ニュースデスクは汚れたお金の到着場所である。政治家や企業のボスに雇われているジャーナリストがいる。役人とイベントの主催者は、ジャーナリストを買収するためにお金を取っておく。良心的な記者は、その上司が秘密の取引を陰で行った後に、大掛かりな汚職を追及したために職を失った。…今日のケニアでは、誰もが報道機関のことでワクワクする。世論調査によれば、報道機関は最も信頼される組織であり、宗教団体でさえ勝てない。新憲法の起草段階が正に終了した中で、[2010年] 8月4日の国民投票の前に、国民にとって最も信頼できる情報源として浮上したのは報道機関であった。今のところ、一般に政治家を信頼しないケニア人は新しい最高法規の完全な施行を見守るために報道機関を仰ぎ見る。

「実際のところ、汚職が当たり前の世の中で、ジャーナリストが高潔の士として傑出していると期待するとしたら、馬鹿げている。しかし、説明責任と透明性を常に要求するのが報道機関であるとすれば、偽善の非難を免れることはできないだろう。」[75a]

報道機関中の腐敗についてのさらに詳しい情報はAfriCOG報告書で見つけることができる。

報道の自由についての個々の裁判に関する詳細な情報は、国境なき記者団およびジャーナリスト保護委員会のウェブサイトで見ることができる。

## 16. 人権機関、団体および活動家

このセクションは、表現の自由の全体像について、所属政党および言論と報道の自由と合わせて読むべきである。

- 16.01 2011年4月8日に公表された米国国務省*Human Rights Report 2010:Kenya* (USSD Report 2010) は、次のように指摘した。

「多くの国内外の人権団体は一般的に政府の制限なしに、人権事件に関する事実の調査および公表を行った。警察を例外として、政府高官は通常、協力

的でこれらの団体の質問に対応した。しかしながら、役人がNGOを脅迫したりNGOの活動を妨害すると言って脅したりしたという報告や、特に農村地域では、州行政官および治安部隊が比較的名前の知られていないNGOの邪魔をしたという報告があった。たとえば、2008年には、地元当局は、エルゴン山地域の治安部隊に対する人権侵害の申し立てを記録するのに貢献した2名の者に対して刑事訴訟を起こした。WKHRW [西部ケニア・ヒューマン・ライツ・ウォッチ] 職員は2008年、地元の役人からの脅迫を受けた後に国外へ脱出した。ただし、2009年には帰国した。人権活動家もまた、治安機関が彼らの活動の監視を行っていたと主張した…国内の約15団体が国内で人権擁護の活動をし、そのうち14団体は政府と無関係の団体であった。いくつかのNGOは、地元で起こった人権侵害に関する包括的な資料を残した。多くの弁護士が報酬なしで貧しい人権運動家の代理人を務めた。ただし、支援を必要とした人々のうち、彼らに対処できたのはほんの一握りの人々であり、しかもナイロビ他の大都市に限られていた。政府は時に、人権団体が警察の拘留中に死亡した人の検死に立ち会うのを認めることがあった。政府はまた、NGOが受刑者に法律相談を提供するのを許した。KNCHR [ケニア国民人権委員会]は、人権侵害の報告件数は常駐の法律家補助員のいる刑務所では減少したと指摘した。

「NGOはKNCHRおよび外国の外交使節団と協力して、2009年と2010年の補欠選挙、さらに [2010年] 8月4日の憲法に関する国民投票を監視した。

ケニア人権委員会、IMLU [独立メディコ・リーガル・ユニット]、KNCHRを含む多くの人権団体が人権侵害を列記した報告書をまとめた…国民合意で義務付けられたように、政府は2009年7月、独立以降の政治的民族的に動機づけられた人権侵害を調査するTJRC [真実、公正および和解委員会] を設立した。TJRCは年末までに聴聞会を一度も開くことはなかった。」 [4b] (セクション5)

- 16.02 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書 *Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、次のように指摘した。

「市民団体が果たす役割の重大性は近年、より一層明白になった。ケニアの市民団体は一般に、国際援助団体と一緒に多いが、自由に活動する。活力のある市民社会セクターは議論の口火を切り、多種多様な信頼性の高い報告書を提供し、ガバナンスと発展の問題に関連した解決案を示した。そのたくましい特徴はまた、民族間の壁を超えて人権および平等の機会の問題に取り組むことができるという希望を与えるものである。Bunge la Mwananchi、つまり『人々の議会』などのネットワークは、組織的な変化に向かって草の根的支援を構築中である…これらの市民団体は報道機関から大きな注目を集め、議員手当や土地の所有権などの問題に対して民衆の圧力を高めた。法的登録に伴う問題は多くの開発途上国の場合と異なり、論争の的になる問題ではなかったが、非政府組織 (NGO) の現在の取り組みの中心は、1990年NGO調整法 (1990 NGO Coordinating Act) の改訂についてであり、この法律は恣意的で、憲法に違反する恐れのある規定の成文化と見なされている。その一

方で、NGO他の市民団体の透明性および説明責任を強化するのに十分な規制を設けることができない…」[18c] (説明責任および世論)

## ケニア国民人権委員会 (KNCHR)

16.03 ケニア国民人権委員会 (KNCHR) はウェブサイト (更新不明、2011年11月22日にアクセス) 上で、同委員会は「2002年ケニア国民人権委員会法 (Kenya National Commission on Human Rights Act 2002) という議会制定法に従って、政府が設立した国民の人権を扱う第三者機関である。委託された主要な役割は、ケニアでの人権の保護と促進を図ることである。多くの国々でも、人権に関して政府を監査する同様の機関が設置されている」と言及。[24b] また、KNCHRのウェブサイトによると、「戦略目標によれば、重要なプログラム領域は、申し立ておよび調査、救済の提供、改革と説明責任、経済的・社会的・文化的権利 (ECOSOC) と公教育と研修、および地域アウトリーチ活動とパートナーシップ構築である。」[24a]

16.04 2010年5月に開かれたケニアの普遍的定期審査 (universal periodic review、UPR) の一環として人権理事会に提出された提言集といえる、2010年2月16日付の国連の *Compilation prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (b) of the annex to Human Rights Council* (UN UPR Compilation 2010) は、次のように指摘した。「ケニア国民人権委員会は2005年、人権の促進と擁護のための国内機関に関する国際調整委員会 (International Coordinating Committee of National Human Rights Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights、ICC) によって『A』ステータスと認定され、さらに2008年にも再認定された…ICCは、ケニア国民人権委員会は財政的に自立する必要があると強調した…」[61c] (p3、パラグラフ8) ICCの現在の人権機関ランキングの詳細については、国内機関ステータスチャートで確認することができる。

16.05 FHCC Report 2010は次のように指摘した。

「自主的なKNCHRは、刑務所の環境を検証し、刑務所の環境に関する申し立てを受け付け、権利の主要な監視役およびすべてのケニア人の虐待被害者への救済の供給役として活動する権限を有する。KNCHRは独立組織と広く受け取られており、様々な権利に関する問題に人々の関心を向けさせている一方、政府および社会全体に権利意識および保護を改善するためのプログラムの策定に努めている。KNCHRは、拘留者の釈放および権利侵害被害者への補償を命令する権限を有しているが、訴追権限はない。」[18c] (市民的自由)

16.06 USSD Human Rights Report 2010によると、

「KNCHRは、召喚状の発行、受刑者や拘留者の釈放、損害賠償の支払い、他の法的救済などの一部の裁判所権限を有する。しかしながら、政府はそのような召喚および命令を無視し続けた。警察はKNCHRによって容疑者の釈放を命じられても、いつも決まってその命令を拒絶した。

「2009年、司法長官はKNCHRから司法権を剥奪するよう主張して、高等裁

判所に準備書面を提出した。高等裁判所は最終判決を下していないが、KNCHRが調査委員会を召集するのを禁止する命令を出した。その結果、KNCHRは警察および司法の違法行為の事案に介入することから締め出された。」[4b] (セクション1e)

国家機関による人権侵害、申し立ての手段、および刑事免責に関する情報については、治安部隊および適切なサブセクションを参照すること。

## 人権活動家

- 16.07 2011年10月25日に公表された国際人権連盟（International Federation for Human Rights）の報告書*Steadfast in Protest - Annual Report 2011*は、次のように指摘した。「2010～2011年には、人権に対する重大な侵害について暴露、公表し、調査および告訴を促した人権擁護者は、高まる危険性と報復の可能性に直面した。性的少数者の権利の擁護者もまた、その活動のために嫌がらせの被害者であった。」[87a] (ケニア)

- 16.08 UN UPR Compilation 2010の報告によると、

「表現の自由に対する権利に関する特別報告者、および人権擁護者の状況に関する特別報告者は共同で、そして別々に、さらに拷問の問題に関する特別報告者も、人権擁護者に対する脅迫、嫌がらせ、恣意的逮捕、尋問および拷問の疑惑に関する通信を、そしてデモに対する暴力による鎮圧に関する通信を数多く送った。」[61c] (p9、パラグラフ46)

- 16.09 国連人権理事会によって着手された各国の人権の普遍的定期審査過程の一環として提出された、2010年2月5日付のステークホルダーのSummary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1 (UPR Stakeholder Summary 2010) は、次のように言及した。

「[NGO Front Line] FLは、憲法が集会と結社の自由に対する権利を保護すると報告した。しかしながら、多くの擁護者は、平和的な抗議運動への参加の容疑で警察または治安部隊によって逮捕され、『非合法デモに参加した』または『騒乱を引き起こした』罪で起訴された。いくつかの人権団体は報道によれば、事務所を搜索され、所有物を押収され、職員は逮捕された…FLはそうした事件の例を示した…また、人権擁護者が人権活動への報復として司法制度が人権擁護者に対して使用されたいくつかの例を報告したことについても、FLは示唆した…裁判なしの、恣意的な、即座の処刑に関する調査で、国連特別報告者が2009年2月に訪問した後の余波の中で、国連の専門家に情報を渡した擁護者支持者は特別に標的にされていることについて、FLは言及した。少なくとも3人の人権擁護者が殺害され、約15人が身を隠すか、亡命せざるを得なかった…KNCHRは、特別報告者と接触した者は全員、脅迫電話や脅迫文を受け取ったと報告した…ケニアに対し、人権擁護者の安全と保護を確保するための緊急の措置を講ずるよう、また、人権擁護者に対して行われた攻撃および侵害への刑事免責の問題に取り組むための緊急措置も講じるようFLは勧告した…」[61f] (p7、パラグラフ41-42)

国家機関によって行われた人権侵害については、治安部隊も参照のこと。

## 17. 汚職

- 17.01 2011年5月16日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書*Freedom in the World 2011, Kenya*は、covering events in 2010の中で次のように言及した。

「汚職は依然として非常に深刻な問題である。政党、非政府組織、報道機関、さらに一部の公的機関からは、汚職および違法行為の多くの例が露呈した。しかしながら、公的調査や訴追では、まともな結果は得られなかった。2003年に設立されたケニア汚職防止委員会（Kenya Anti-Corruption Commission）の取り組みでは、幹部役人を有罪にすることはできなかった。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の2010年腐敗認識指数（2010 Corruption Perceptions Index）では、ケニアは調査した178か国中154位であった。国内外の監視機関は、警察、司法および国防省が国内で最も腐敗した機関に入ると特定した。」 [18a]

- 17.02 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書*2010 Human Rights Report: Kenya*（USSD Human Rights Report 2010）は、次のように言及した。

「法律は役人の汚職に対する刑事罰を定めている。しかしながら、政府は有効にこれらの法律を施行せず、役人は多くの場合、刑事免責を伴う腐敗行為に関与した。世界銀行の2009年世界ガバナンス指標（2009 Worldwide Governance Indicators）には、汚職の抑制および法の支配が深刻な問題であることが反映されていた。

「政府の汚職についての度重なる報道は、大掛かりな汚職が政府の最上層部および議会にまでまん延していて、政府は最悪の汚職に対して公的措置をほとんど講じないという国民の間に広がっている認識をさらに強めるものとなった。報道機関はまた、その年の最終四半期に軽い汚職の罪で数10人の警官が逮捕されたと報じた。

「[2010年] 9月、監査長官による報告書によって、使途不明金が政府省庁内で総額76億シリング（9,500万ドル）あることが明らかになった。Mars Group Kenya（地元の汚職防止NGO）は、政府予算における歳入の漏れに対する調査に力をために、その年 [2010年] にKACCとチームを組んだ。」 [4b] (セクション4)

- 17.03 Reuters Africaは2010年10月27日、「汚職防止委員会（KACC）は、政府資金における不正利得および悪用は国内総生産の30～40%になると述べた」と報じた。 [57a] トランスペアレンシー・インターナショナルは、2010年10月26日に発表した2010年腐敗認識指数において、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ-ブラザビル、ギニアビサウおよびロシアと並んでケニアを178か国中154位とした。 [13a] (p3)

17.04 Reutersはまた、2010年10月27日に次のように報じた。

「調査者が海外の大使館の建物の購入取引に関わる詐欺の調査を進める中で、ケニア外務省の複数の高官が水曜日に追い詰められる形で辞職した。

「外務大臣Moses Wetangulaは事務次官の辞職の直後に、いずれにしても議会の解任決議で辞職を強いられる恐れがあったことから、その前にその地位を辞した…[2010年10月20日] 水曜日前には、ムワイ・キバキ大統領はすでに、一時的に外務省事務次官の職を辞したいというThuita Mwangiの希望を受け入れていた。

「そうした動きは、海外の大使館に関連して水増しされた費用を支払うことを承認した結果、数百万ドルもの損失を出したことで辞任するようWetangulaとMwangiに促すという記事によって持ち上がった疑惑に基づく国民と報道機関の圧力を背景にして起こったものである。」 [57b]

17.05 2010年10月26日、BBC Newsは次のように報じた。「ケニアの首都ナイロビの市長は、市内の墓地の土地売却に関与したとして汚職の罪で起訴された。Geoffrey Majiwaは、問題の詐欺に関わったとして起訴される者の中で最も知名度のある人物である。複数の役人が、問題の土地の購入に360万ドル（240万ポンド）の税金を注ぎ込んだ罪に問われている。その土地の実際の価値は、購入額の10%に過ぎず、しかも権利証書もなかった。」 [10l]

17.06 USSD Human Rights Report 2010によると、「2009年に報道機関が報じた政府関連の3大汚職事件としては、石油、教育およびトウモロコシ関連が挙げられる。KACC報告書によると、容疑者は全員疑惑を晴らした。[2010年] 年末までには、これらの事件で起訴された者はいなかった。」 [4b] (セクション4)

17.07 2011年10月20日に公表されたトランスペアレンシー・インターナショナルの*East African Bribery Index 2011*によると、

「東アフリカ賄賂指数（East African Bribery Index）[EABI] は、地域の5か国で公共部門と民間部門の両方で回答者がサービスを求めた際に経験した賄賂を測定して導き出される年間指数のことである。[13b] (x)

「…調査では、過去1年間でサンプリングした回答者の中でサービスの提供と相互作用があるものを16,085と記録した。これらの相互作用のうち、賄賂は取り引きの28.8%で期待されるか、要求された。これは、37.5%の類例があった2010年から賄賂の要求・期待が低下したことを示す。住民が相互作用があったと報告したすべての機関のうち、賄賂は報告された相互作用の16.8%で支払われた。結果から、賄賂は女性よりも男性によって払われる可能性が高いことがわかった。[13b] (p8)

「その調査では、賄賂の出来事を報告した回答者の比率を確立しようとした。この関連で報告するのは、汚職役人に対して処分を下すと期待できる権限のある立場の人に賄賂事件を知らせるためである。[13b] (p8)

「賄賂を求められた回答者のうちのわずか7.1%がその出来事を報告し、92.9%は報告しなかった。この数字は、賄賂を要求された人たちの10.8%がその出来事を報告したとする2010年から下がった。[13b] (p8)

「贈賄の出来事はほとんどの場合、賄賂の出来事が起こった機関の管理部門に報告される。39.3%は、管理部門に知らせる一方、15%は所長や審議官などの行政官に報告し、14.3%は警察に報告する。[13b] (p8)

「回答者は、賄賂事件を報告しない理由として様々挙げている。最も言及のあった理由は、利用できる汚職防止体制を信用していないというもので、回答者の39.9%は、賄賂の出来事を報告しても何の措置も取られないだろうと述べた。次の表は、最も言及のあった理由から最も言及の少なかった理由の順に様々な回答を示したものである。」[13b] (p8)

## 汚職との闘いの試み

- 17.08 ケニア汚職防止委員会（KACC）のウェブサイトは、この委員会は「2003年汚職および経済犯罪防止法（Anti-Corruption and Economic Crimes Act, 2003）に基づいて作らせた公的機関である。ケニア汚職防止委員会（KACC）は、委員長（Director）（最高責任者でもある）が指揮し、これを最大4人の副委員長（Assistant Director）が補佐する。委員長および副委員長はケニア汚職防止諮問委員会（Kenya Anti-Corruption Advisory Board）によって選ばれ、議会の裁決後に大統領によって任命される。（KACCウェブサイト、010年10月15日にアクセス）[25a]

- 17.09 国民が直接汚職を報告することができように、KACCウェブサイトにはリンクが張られている（『内部告発者』として匿名で報告できるオプションもある）。ウェブサイトには次の記載がある。

「当委員会が受け取ったすべての申し立ておよび報告は、厳密な分析過程を経る。報告書の取り扱い方法および最終処分方法を考慮するに当たって、当委員会は汚職および経済犯罪防止法（2003年）に従う。

「当委員会は、申し立てのあった違反行為の有無、汚職防止法、および当委員会の判断で、調査に値する違反行為か否かに基づいて、報告書を調査してもよい。

「当委員会の管轄権にあると見られる報告書は、当委員会の調査および資産追跡理事会（Directorate of Investigations and Asset Tracing）が調査するか、または当委員会が教育もしくは予防活動の開始を決定してもよい。

「汚職防止法に規定されたように、当委員会の権限の対象には入らない違反行為を提示する報告書は、適切な措置のできる所轄省庁機関に付託される。これは汚職防止法に規定されている。しかしながら、当委員会は、こうした報告書について措置が講じられていることを確認するため追跡調査をする。

「調査について競争した後、KACCは調査ファイルを適切な提案を添えて、

訴追を指揮する法務長官に送る。」[25b]

17.10 USSD Human Rights Report 2010によると、

「KACCは2008年12月、総額2,000万シリング（25万ドル）の手当を詐取したとして、7人の現職と元職の議員に対し返還を求める訴訟を起こした。その訴訟は [2010年] 年末時点で係属中であった。

「政府は2003年にKACCを創設し、2004年に委員長他の幹部職員を任命した。KACCは訴追権限を持たず、訴追すべき事案を司法長官に勧告することができるのみである。2009/2010会計年度の期末時点で、KACCによれば、KACCは訴追すべき事案として461件を司法長官に勧告した。この中には、大臣9人、議員4人、事務次官12人、公的機関の議長7人、最高公的機関の委員長および最高責任者67人、および公的機関の他の幹部級管理職員96人が含まれていた。司法長官はそれらの事案のうち391件の勧告を認め、そのうち74件で有罪を勝ち取ったが、そのすべてが中級と下級職員が関与した事案であった。

「地元の腐敗防止関連のNGOは、政府によって資金的に十分な支援を受けているにもかかわらず、KACCが達成したものはほとんどないと主張した。一部の市民団体は、政府もまた、その委員会を使って批判者に嫌がらせをしていると報告した。キバキが2002年に大統領に就任して以来、数多くのスキャンダルがあったにもかかわらず、見事に汚職で起訴された政府高官は一人もいなかった。

「キバキ大統領は2009年8月、一方的にAaron RingeraをKACCの委員長として再任した。この行動は、広く議会、一般の人々、NGOコミュニティ、および国際オブザーバーの間に激しい怒りを巻き起こした。というのは、その任命は、KACC諮問委員会による勧告、および議会の承認を必要とする規則を無視するものであるからである。したがって、議会は、Ringeraの再任命を無効にする動議を可決した。ただし、行政府はその動議に拘束力はないと主張した。Ringera（KACCの創設以降、その長を務めてきたが、無能であると広く見なされていた）は2009年9月、自発的に辞職した。」[4b] (セクション4)

17.11 ケニア国民人権委員会は、汚職防止プロジェクトを展開、その下に、「当委員会は汚職に反対の声を挙げる一方、汚職と人権の間に線を引き、その2つの強い関係を注視する。KACCは、公的資金の保護を促進し、公的資金の不法な転用によって最も傷つけられる人々の声を聞き、説明責任と透明性を要求する一般国民に権限を与え、貧弱な統率力の制御役を務めようと努力する。」  
(KNCHRウェブサイト、2010年10月15日にアクセス) [24c]

公的サービス機関内部の汚職に関する詳細な情報については、治安部隊および司法を参照のこと。Freedom House Countries at the Crossroads Report 2010 [18c] には、ケニアにおける汚職防止対策に関する詳細な情報が掲載されている。

18.01 2011年9月13日に発表された米国国務省の報告書 July-December, 2010 International Religious Freedom Report: Kenya (USSD IRF July-December 2010 Report) は、同国の宗教の人口分布を次のように説明した。「人口のおよそ80%はキリスト教徒であり、11%がイスラム教徒である。人口の1%未満を構成する宗教集団には、ヒンズー教徒、シーク教徒、バハイー教徒が含まれる。残りは様々な土着宗教が続く。キリスト教徒の内訳は、58%がプロテスタントで、42%がローマカソリック教徒である。」 [4d] (セクションI)

18.02 米国国務省の2010年7-12月IRF報告書 (USSD IRF July-December 2010 Report) は宗教団体の一般的な扱いについて、次のように指摘した。

「政府は一般的に、法律的にも实际的にも信教の自由を尊重した。政府による信教の自由に対する尊重の姿勢には、報告期間において変化は見られなかった。ただし、イスラム教の一部の指導者は、政府がイスラム教徒に敵対していると非難し続けた。

「宗教、信仰、または実践に基づいた社会的嫌がらせまたは差別の報告はほとんど見られなかったが、一部のイスラム教徒は、圧倒的に多数を占めるキリスト教徒の国で2級国民として扱われていると理解している。一方、キリスト教徒の指導者は海岸州および北東州の歴史的にイスラム教徒の多い地域では、意識させられる差別について不平を言った。」 [4d] (序論セクション)

18.03 2010年8月27日に承認されたケニア憲法は第170条で、イスラム法の適用は Khadi court (イスラム式裁判) で行われてもよいと規定する。

「170. (1) Chief Kadhi (首長の意)、および議会法の下で規定されてもよい他のKadhi (少なくとも2人) がいるものとする。

(2) 人は以下の場合を除き、Kadhiの地位に就く、またはその役目を務めるよう任命される資格を与えられないものとする。

(a) イスラム教を明言する

(b) 司法業務委員会の見解において、Kadhi裁判所を開く人の資格を持つ者として、いずれの宗派であれイスラム教徒に適用されるイスラム法の知識を有する

(3) 議会はKadhiの裁判所を定めるものとし、各裁判所は(5)項に従うことを条件として、法律によって与えられた管轄権および権限を有するものとする。

(4) Chief Kadhiおよび他のKadhi、またはChief Kadhiおよび議会法の下で規定されてもよい他のKadhi (少なくとも3人) はそれぞれケニア国内に管轄権を有するKadhiの裁判所を開く権利を与えられるものとする。

(5) Kadhiの裁判所管轄権は、すべての当事者がイスラム教徒であることを明言し、管轄権のあるKadhiの裁判所に提出する手続きにおいて人事、結婚、離婚または相続に関するイスラム法の質疑の判定に限定されるものとする。」

[22a]

- 18.04 2011年5月16日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書*Freedom in the World 2011, Kenya*は、covering events in 2010の中で次のように指摘した。  
「当局は一般に信教の自由を支持する…宗教団体は政府に登録することが義務付けられており、登録することで免税資格を申請することが許される。イスラム過激主義と関係していた1998年と2002年のテロ攻撃以降、宗教的緊張は高まっているが、2008年始めの政治的民族的な混乱では、宗教は主要な要因ではなかった。」 [18a]

ケニアの司法制度に関する詳細な情報については司法も参照し、信教の自由の背後にある法理論に関する情報については憲法も参照のこと。

19. 民族集団

民族の人口分布

- 19.01 2011年11月10日に更新された中央情報局のWorld Factbook, Kenya (CIA World Factbook) は、ケニアの民族上の分類を次のようにまとめた。「キクユ22%、ルヒャ14%、ルオ13%、カレンジン12%、カンバ11%、キシー6%、メル6%、他のアフリカ人15%、非アフリカ人（アジア人、ヨーロッパ人、およびアラビア人）1%。」 [3a]
- 19.02 2010年8月31日にケニア国家統計局によって発表された2009年センサスの結果を用いて、民族別の人口を以下にまとめた。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 「キクユ        | 6,622,576 |
| ルヒャ         | 5,338,666 |
| カレンジン       | 4,967,328 |
| ルオ          | 4,044,440 |
| カンバ         | 3,893,157 |
| * ケニア系ソマリア人 | 2,385,572 |
| キシー         | 2,205,669 |
| ミジケンダ       | 1,960,574 |
| メル          | 1,658,108 |
| * トウルカナ     | 988,592   |
| マサイ         | 841,622   |
| テソ          | 338,833   |
| エンブ         | 324,092   |
| タイタ         | 273,519   |
| クリア         | 260,401   |
| サンプル        | 237,179   |
| ザラカ         | 175,905   |
| ンベーレ        | 168,155   |
| ボラナ         | 161,399   |

|        |              |
|--------|--------------|
| バスバ    | 139,271      |
| スワヒリ   | 110,614      |
| ガブラ    | 89,515       |
| オルマ    | 66,275       |
| レンディーレ | 60,437」 [7b] |

19.03 これらの数字は以下のとおり、CIAの*World Factbook*からの数字と対照的である。

| 民族集団  | 2009年センサスをベースにした対人口比 [7b] | CIA <i>World Factbook</i> をベースにした対人口比 [3a] |
|-------|---------------------------|--------------------------------------------|
| キクユ   | 17.2%                     | 22%                                        |
| ルヒャ   | 13.8%                     | 14%                                        |
| カレンジン | 12.9%                     | 12%                                        |
| ルオ    | 10.5%                     | 13%                                        |
| カンバ   | 10.1%                     | 11%                                        |
| キシー   | 5.7%                      | 6%                                         |
| メル    | 4.3%                      | 6%                                         |

[3a] [7b]

- 19.04 Daily Nationは2010年9月28日、「[センサスからの] 結果はTurkana Central、Turkana South、およびTurkana North…[を含む] 北部地区で取り消されたため、トゥルカナ族（Turkana）の数字には疑問が残る。」[16h] *Kenyan Star* は2010年9月1日、ケニア系ソマリア人の数字もまた疑問が残ったと報じた。「ほぼ10万の調査票が北東州およびナイロビのEastleigh地域のイスラム教聖職者および村の長老に配布され、彼らはそれを記入したため、誇張された数字になった…*Kenyan Star*は、同じコードの700がケニア系ソマリア人とケニア系アジア人を数え上げるために使われた。」[76a]

- 19.05 結果の発表に続いて、BBC Newsは2010年8月31日、次のように報じた。

「2007年と2008年の選挙後暴力の後の民族間の緊張を解くために設立された国民団結および融合委員会（NCIC）の議長は、一部の集団は公的資金を得るために結果を利用する恐れがあると述べた。

「『それは、国民団結および融合委員会が目を見離してはならない様々なものの1つである』とMzalendo KibunjiaはBBCのFocus on Africaという番組で語った。

「『自分たちは支配的な民族だからだと言え、次は公的資金配分の点から優遇を受けると言うことになる。それは間違っていることである。』彼は言った。[10h]

## 差別および人権侵害

- 19.06 2011年4月8日に公表された米国国務省の*Human Rights Report: Kenya*（USSD 2010 Human Rights Report）によると、「憲法と法律は、人種…民族または社会的出身、肌の色に基づく差別を禁止する…政府当局はこれらの規定の多くを有効に実行しなかった。また、政府高官および反対派幹部は民族的暴力に寛大で、場合によってはそれを扇動した。」[4b] (セクション6)
- 19.07 2010年8月27日に発表された新憲法の第27条は、次のように規定する。

「(4) 国家は、人種、性別、妊娠、結婚の有無、健康状態、民族的もしくは社会的出身、肌の色、年齢、障害、宗教、良心、信条、文化、服装、言語または血筋を含むいかなる理由に基づいても、直接的間接的を問わず人に対して

差別しないものとする。

「(5) 人は、(4)項で明記された、または考慮された理由のいずれに基づいても直接的間接的を問わず他の人に対して差別しないものとする。」 [22a]

19.08 制定の第33条は、表現の自由に関して、それを述べる:

「(2) 表現の自由に対する権利は以下のものに及ばない。

(a) 戦争の宣伝

(b) 暴力の扇動

(c) ヘイトスピーチ

(d) 以下を構成する憎悪の擁護

(i) 民族的扇動、他者への中傷、または危害を引き起こす扇動あるいは

(ii) 第27条(4)に明記または示唆された差別の根拠に基づくもの」 [22a]

19.09 2011年5月16日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書*Freedom in the World 2011, Kenya*は、covering events in 2010の中で次のように指摘した。

「ケニアの人口は40以上の民族で構成され、民族間の摩擦によって、差別の申し立てが繰り返され、暴力が断続的に発生した。土地紛争は多くの場合、民族の衝突の根底にあり、長く待ち望んできた土地改革は放置された。主にキクユ族の若者からなるムンギキ・セクトは、選挙後暴力および他の犯罪的暴力に関与していた。さらに、継続的なソマリア難民の存在および関連の犯罪活動は、ケニアに元々からいるソマリア人少数派が直面する問題を悪化させた。民族的緊張の原因となる他の要因としては、まん延する銃の所持、伝統的な放牧牛の商業化、景気低迷、干ばつおよび無能な治安部隊が挙げられる。」 [18a] (政治的権利および市民的自由)

19.10 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書*Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya* (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、次のように指摘した。

「ケニアの個別の法制は、ケニアの多くの民族集団 (個人の『人種、部族、出身地、居住地もしくは他の地元のつながり、政治的意見、肌の色、または信条』に基づく差別は憲法上、禁止されている) の平等を規定するが、政治的後援が、特に疎んじられた少数民族の社会を取り込んだ非公式な臍盾体制を定着させた。ソマリア族ケニア人は特別な無視と嫌がらせに苦しめられた。ソマリア族ケニア人は、その国籍を証明する2つの身分証明書を提示することが義務付けられた唯一の民族集団である。さらに、彼らは、北東州の政府開発努力の不足による経済的機会の不平等、および警察、国軍、官公庁に職を求める際の差別に直面する。」 [18c] (市民的自由)

#### 19.11 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「国民は、およそ42の民族集団に分かれ、民族間の差別および時折の暴力は常習的になった…キクユ族およびそれと関連の集団が民間の商業および工業の多くを支配し、しばしば従来のキクユ居住地区以外の土地を購入、それが時に他の民族集団の激しい憤りを生んだ。数的に小規模で縮小傾向の南アジア人社会が商業分野で不釣り合いなほどに大きなシェアを占めていた。

「北東州、東部州およびリフト・バレー州の乾燥地帯では、争い、山賊、および牛泥棒がSomali、Turkana、Gabbra、Borana、Samburu、Rendille、Pokotといった民族集団の間で頻繁に発生していた。盗まれた牛を取り戻すために治安部隊による2009年の介入で、警察は牛を没収したが、それらの牛は盗まれたものでなかったため、民族的緊張を刺激する結果になった。

「政府は、2008年にEl Wak、GarriおよびManderaにおいて違法な武器の捜索中に警察が犯した虐待疑惑を調査しなかった…政府は州行政府を通じて、選挙後暴力に影響を受けた地域社会の和解を促すため、市民集会を開いて、対話と対立の平和的解決のためのフォーラムを定着させた。NGOは、和解の取り組みの実施は一貫したものではないと報告した。

「土地保有政策に対する長年の怒り、不足する農地を巡る競争、銃の拡散、従来の牛泥棒の商業化、現代版の戦士・山賊文化（伝統文化と異なる）、無能な地元の政治的指導力、深刻な地域の干ばつに影響を受けた集団の縮小していく経済の見通し、政治競争、および暴力を十分に抑え込む能力のない治安部隊、といった多くの要因が異民族間の対立の原因になっていた。土地所有者と無断居住者の対立は、特にリフト・バレー州と海岸州で深刻であったが、一方、水と牧草を巡る競争は、特にリフト・バレー州と東部州の北部地区、および北東州で深刻であった。

「民間企業および公共部門では、ほぼすべての民族集団において、構成員は通常、同じ集団内の別の構成員に有利になるよう別の集団の構成員を差別する。異民族間の結婚は都市部ではかなり一般的になったが、特に首都のスラム街では、一部の近隣地区は民族的に分離される傾向がある。」[4b] (セクション6)

ケニアの一部の少数民族の扱いに関する詳細な情報については、Minority Rights Group Internationalの[Overview on Kenya](#)を参照のこと。

### 2007/2008年の異民族間暴力への対応

#### 19.12 AP通信は2010年9月21日、次のように報じた。

「論争を呼んだケニアの2007年大統領選挙の後、暴動および民族間の戦いで1,000人以上が死亡し、60万人以上が家を追われた。

「[ルイ] モレノ・オカンポ [国際刑事裁判所の首席検事] は、暴力の波の中には、人道に反する犯罪に相当するとして殺人、レイプおよび強制追放が含ま

れると語った。

「新政府によって設立された委員会は、特別法廷を設けて犯人を起訴するよう勧告したが、議会は昨年、その勧告案を拒絶した。」 [27a]

- 19.13 2010年12月15日、ルイ・モレノ・オカンポ (Luis Moreno Ocampo) は、ウィリアム・ルトー (William Samoei Ruto)、ヘンリー・コスゲイ (Henry Kiprono Kosgey)、ジョシュア・サング (Joshua Arap Sang)、フランシス・ムタウラ (Francis Kirimi Muthaura)、ウーフル・ケニヤッタ (Uhuru Muigai Kenyatta) およびムハンマド・アリ (Mohamed Hussein Ali) の出頭を求める召喚状を出すよう国際刑事裁判所に要請した。 [11b]

ICC検察局に関する詳細な情報については、最近の進展および歴史を参照のこと。

## 20. レズビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー

レズビアン、女性の両性愛者およびトランスジェンダーを考慮するに当たって、社会の中での彼女たちの立場に関する詳細な情報を得るため、女性に関するセクションを読んでおくことが望ましい。

### 法的権利

#### ゲイおよび男性の両性愛者

- 20.01 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 Human Rights Report: Kenya (USSD 2010 Human Rights Report) によると、

「刑法は『自然の理法に反する交接』（同性愛 [男性同性愛] 活動を禁止すると解釈される）を刑事罰の対象し、最高14年の実刑を明記している。さらに、制定法は男性同士の性交を刑事罰の対象し、最高21年の実刑を明記している。しかしながら、その年 [2010年]、性的嗜好または同性愛活動の罪で個人が告訴されたという報告はなかった。」 [4b] (セクション6)

- 20.02 2009年に改訂された、男性同性愛を規定をした刑法の条項は次の通り（2010年10月22日にアクセス）。

「162. 次の者をいう。

- (a) 自然の理法に反して交接を行う者
- (b) 動物との交接を行う者
- (c) 男性に自然の理法に反して交接を行うことを許した者。これは重罪とされ、実刑14年の対象となる。(a)項に基づく犯罪行為の場合、その犯罪行為が以下の場合であれば、実刑21年の対象となるものとする。

「(i) 犯罪行為が肉体的に知った相手の同意なしに行われた場合(ii) 犯罪行為

は同意によって行われたものであっても、その同意は力づくで、何らかの脅迫もしくは威喝の手段によって、または肉体的危害の恐怖によって、または行為の性質に関して不真実な表明によって得られた場合

「163. 第162条に明記されたいずれかの犯罪行為を行おうとした者は、重罪とされ、体刑の有無を問わず、実刑7年の対象となる。

「164. 14歳未満の少年に対する強制わいせつ罪。撤廃されたが、2006年の性犯罪法に含まれた。

「165. 人前か否かを問わず、他の男性と目に余るわいせつ行為を行う男性、または他の男性をあっせんして、その者と目に余るわいせつ行為をする男性、または人前か否かを問わず、自身もしくは他の男性と他の男性とによるかかる行為のあっせん料を手に入れようとする男性は、重罪とされ、体刑の有無を問わず、実刑5年の対象となる。」 [22b] (ケニア刑法)

- 20.03 NGOのAct Up internationalは、2011年11月14日付のKenya - Know your rights when arrested for engaging in gay sexという記事の中で、同性愛活動の罪で男性（および女性）を起訴し、法的手続きを適用するのは困難であると指摘した。

「同性愛の性的嗜好を持っていることは、ケニアの法律の下では罪ではない。しかし、男性が他に女性のいる他の男性もしくは女性と性交をした場合、その行為はケニア刑法第162条に基づいて犯罪行為となる。また、ケニア刑法第163条に基づいて同じことをしようとする場合も犯罪行為となる。

裁判所でこの犯罪を証明するには、警察は性器挿入の証拠を示さなければならない。

「…警察はいつ、ゲイまたはレズビアンの性交の容疑で逮捕することができるのか。

警察は、次の場合には逮捕することができる。

- 性交をしている時で、その性行為を見たと証明する証人がいた場合に逮捕される。
- 相手が性行為を進んで受け入れていなかった場合（レイプ）で、被害者が警察に届出をした場合

仮に私と私の相手が性交をしているのを聞いたと、隣人が主張した場合はどうか。

公判を維持するには、これは十分な証拠ではなく、警察がこの証拠に基づいて逮捕したとすれば、警察は単にあなたに嫌がらせをして、裁判手続きを悪用しているだけだ。」 [1]

- 20.04 2010年8月13日付のアムネスティ・インターナショナルの声明文は、新憲法

は全体的に進歩的な内容になっていることを賞賛する一方、新憲法について、次のような懸念をいくつか投げかけた。「憲法第27条(4)では、禁止される差別の根拠に性同一性と性的嗜好を明示的に含めることができていない…。」[15b]

- 20.05 Daily Nationは2010年8月30日、David Kuria（GALCKの代表）が「当団体はケニアの新憲法を創案する専門家チームに請願書さえ提出したと述べ、また、国は同性結婚を認める法律を成立させる必要があるというGALCKの提案を、専門家委員会が無視したことに気づいて開いた口がふさがらなかったと述べた」ことを報じた。[16j]

#### レズビアンおよび女性の両性愛者

- 20.06 女性同性愛は刑法に言及されていない。2011年5月付の国際レズビアン・ゲイ協会（International Lesbian and Gay Association）の報告書State-sponsored Homophobia: A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults（ILGA State-sponsored Homophobia report 2011）は、女性同性愛が合法であることを示した。しかしながら、女性（または男性）同士の関係を肯定的に制定した法律、たとえば、同性結婚、つまり同性間での結婚を合法化する法律や、性的嗜好に基づくヘイトクライムを禁止する法律はない。[77a] (p12、44-50)

- 20.07 2011年2月2日付のVoice of Americaの記事Kenyan Gays Battle Prejudiceによると、

「Denis Nziokaはナイロビで暮らし、東アフリカで最も著名なゲイ権利活動家のうちの1人である。同氏は、ケニア・ゲイ・レズビアン連合（Gay and Lesbian Coalition of Kenya）、アフリカ・ゲイ活動家同盟（Gay Activists Alliance of Africa）などの様々なNGOのために活動する…他のいくつかのアフリカ諸国と同様、ケニアではレズビアンは合法的である。Nziokaによれば、これは女性同性愛が『ケニアのアルファメール文化を脅かさないからである。この国は家父長制が強い。女性は、レズビアンであったとしても、単に無視されるだけである。』

「しかし、最近の過去を振り返っても、ケニアの警察は、Nziokaが言うには、警察が賄略を集めるための戦略である『公然わいせつ』または『目に余る違法行為』の容疑で何人かのレズビアンを逮捕している。『警察官は、「わかってると思うが、これは裁判所とは関係ないからね」とか言うだろう。たった5,000か10,000（ケニアシリング）くれたら、これで解決だ。』」

「Nziokaは、これらの女性のほとんどは『公恥を恐れて』賄略を払うと言う。『したがって、ケニアのレズビアンはすっかり隠されてしまう』とNziokaは言う。『それが、ケニアで女性間性交渉者について、また、このグループのHIV罹患率について統計を集めるのが非常に難しい理由の1つである。』」[85a]

#### トランスジェンダー、性転換者および両性具有者

- 20.08 2009年2月に公表されたILGAの報告書Human Rights Violations on Kenya's

Transgender Communityによると、「ケニア憲法は性転換およびトランスジェンダリズムを刑事罰の対象としないが、ケニアでは、制度化された差別形態も制度化されていない差別形態も存在する。」[77b] (序論) 国の資金援助によるILGAの同性愛嫌悪に関する報告書(2010年)は、性別適合手術後の性別認識に関する法律がないと指摘した。[77a] (p50) アムネスティ・インターナショナルの報告書Sexual Minorities and the Law: A World Survey (2006年7月更新)は、トランスジェンダーの法的地位について、「データがなく、法的な状況も明確ではない。伝統的にトランスジェンダーには、社会に受け入れられるスペースがあった。」[15f]

- 20.09 Capital FM Kenyaは2010年12月2日、両性具有という言葉は法的に認識されていないと伝えた。

「憲法裁判所は、両性具有者の受刑者が第3のジェンダーを認めるよう求めて起こした歴史的な訴えを却下した。議会のみが法律の制定を通じて性を定義する権限を有している以上、Richard Muasyaが求めた第3のジェンダーを認める命令を出すことはできない…しかしながら、裁判所はMuasya (死刑囚) に、類似の条件を持つ者を特定しない以上、同じような他の人々の認識のために命令を求める主張をすることはできないと伝えた。

「『裁判所は経験的データを持ち合わせていないため、そのような身体を持つ人々が認識を必要とするという結論を下すことはできない』と3人の裁判官で構成された法廷は裁定を下した。」[21c]

## 国家当局による扱いおよび国家当局の姿勢

- 20.10 USSD 2010 Human Rights Reportは次のように指摘した。「…その年 [2010年] に性的嗜好または同性愛活動の罪で個人が起訴されたという報告はなかった。」同報告書はさらに、「ケニア・ゲイ・レズビアン連合 (GALCK) などのレズビアン・ゲイ・両性愛者・トランスジェンダー (LGBT) の擁護団体は、活動を登録して実施することが許されていた」と指摘した。[4b] (セクション6)

- 20.11 BBC Newsは2010年11月29日、「[11月28日] 日曜日、オディンガ [首相] は、同性愛行為に関わったことがわかった者は、男女を問わず逮捕すると警告した。同氏は後で、憲法が同性結婚を禁止していると言ったに過ぎないと述べた」と報じた。[10m] また、同じ報道の中で「ケニア・ゲイ・レズビアン連合のDavid KuriaはBBCに、ライラ・オディンガのコメントはゲイやレズビアンからお金をゆすり取ろうとする連中をけしかけることになると語った」とも伝えた。[10m]

- 20.12 2010年10月6日、Plus Newsは次のように報じた。

「社会にゲイをさらに受け入れるよう呼び掛けたケニア政府の閣僚がは、『アフリカ的でない』行為を促進すると非難され、辞職を要求された。

「特別プログラム担当大臣のEsther Murugilは先週、海岸都市のモンバサで開

かれた『最もリスクの高い人々』に関する国民シンポジウムで、男性間性交渉者（MSM）に対してもっと寛容になるよう提言した。

「Federation of Evangelical and Indigenous Christian Churches of Kenyaを含め、複数のキリスト教やイスラム教の宗教指導者が、Murugiの辞任を求め、直ちに解任しない場合は、街頭抗議活動を行うと脅した。」 [30b]

LGBTに対する宗教団体の姿勢に関する情報については、社会の扱いおよび姿勢を参照のこと。

Mtwapaで起きた2010年2月の事件に関する詳細な情報については、社会の扱いおよび姿勢を参照のこと。

20.13 Plus Newsは2009年11月9日、次のように報じた。

「計画された男性間性交渉者（MSM）に関する全国調査は、このリスクの高い人々を国のHIVプログラムに組み入れる政府の計画における第一歩となるだろうと、ある政府高官は語った。MSMを『最もリスクの高い人々』と分類して、HIV/AIDSに関する国の国民戦略計画があるにもかかわらず、MSM向けのHIVプログラムは非常に制限されている…その調査（12月に始まり6か月間続く予定）は、MSMの特定の性的健康リスクとニーズ、全国のMSMホットスポット、およびMSMが利用しやすい保健医療施設の数などの情報を捜すことを目的とする。

「その調査では、ゲイ宣言者を雇って、ゲイであることを秘密にしておきたい他のMSMに接触を図るというRDS法を用い、調査の実施を容易にするためMSMが利用しやすい保健医療施設を使用する…国内でMSMにサービスを提供する唯一の組織であるCare and Treatment of the Liverpool VCT（自発的に受けるカウンセリングと抗体検査）のMSMコーディネーターLorna Diasは、政府が最も感染リスクの高い人々の間に広がる感染症への取り組みに本気であることを示しているのが計画の調査であると述べる。

「『それは前向きな一歩であり、政府が現実を明らかにする用意ができていることを示すものである。男性間性交渉者が本当のHIV/AIDSプログラムに組み込まれない限り、彼らはHIVとの闘いで大きなリスクを負うという現実を受け入れる用意が政府にできていることを示す』とDiasは言う。『次の段階は、MSMに再び烙印を押さないこと、そして他の人と同じようにサービスを必要とする普通の人としてMSMを見ることである。』」 [30a]

HIV/AIDS－抗レトロウイルス療法も参照のこと。

両性具有者

20.14 2010年12月2日に公表されたRichard Muasya (RM v 法務長官) の裁判では、次の決定がなされた。

「…原告は国民IDカードを取得する努力をしなかった。また、有権者カードを取得する努力もしなかった。我々は、原告が投票権を決して否定されたわ

けではないことがわかった…両性具有者としての原告が結婚に関連して差別されたとの主張がなされた。これは、ケニアの法律が男女間の結婚のみを認めていたからであり、男性でも女性でもないとする原告は、有効な婚姻を結ぶ立場になかった。原告は実際には、困難さは伴うものの、これらの2つの障害でとはいえこれらの2つの範疇のうちの1つに分類することができるという我々の事実認定であり、原告の主張を否定するものである。」[22e] (p47-48、パラグラフ136-137)

- 20.15 Captial FMは2010年12月2日、「裁判官Hannah Okwengu、George Dulu、Ruth Sitatiは、Muasyaが刑務所で受けた侮辱に対して50万シリングの賠償を認めた」と報じた。[21c] その裁判の詳細な判決内容は、[ここ](http://kenyalaw.org/Downloads_FreeCases/79392.pdf) (http://kenyalaw.org/Downloads\_FreeCases/79392.pdf) をクリックすると閲覧できる。

## 社会の扱いおよび姿勢

- 20.16 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「その年 [2010年]、性的嗜好に基づく社会的差別が繰り返し広範に行われていた…たとえば、その年 [2010年]、人々がGALCK委員長および他のLGBT活動家の『必要とされない』ポスターをナイロビ周辺に貼っていた。また、それらのポスターには、同性愛者を罪と描いた聖書の詩が書かれていた。その年 [2010年] 2月12日、モンバサの近くで、200～300人の武装した暴徒がKEMRI [ケニア医学研究所] を取り囲んだ。警察が到着して、2人のKEMRI研究員を確保したが、暴徒を逮捕することはなかった。翌週まで、同じ地域で暴徒は、ゲイの疑いのある他の人々を攻撃し、危害を加えた。」[4b] (セクション6)

- 20.17 Daily Nationは2010年8月30日、次のように報じた。

「わずか数年前に、地元のゲイ・コミュニティの権利を擁護する団体を設立することを考える者がいたならば、町を追い出されていたことだろう。

「他のアフリカ諸国と同様、ケニアは1つの広大な反ゲイの領土であった。つまり、『同性愛』や『レズビアン』という微妙な言葉が社会純粋主義者の不快を引き寄せる『汚れない』地域であった。

「その後、ゆっくりと、変化の風はその領土全体に吹き始めていた。南アフリカでは、同性間結婚を認める憲法改正が2006年になされた。

「大陸諸国は、非アフリカ的で人間の尊厳と価値を墮落させたと言って、その動きを声をそろえて非難した。しかし、非難の嵐は間もなく次々に萎えてしまい、『寛容』と『心の広さ』それに取って代わった…Kuria氏 [ケニア・ゲイ・レズビアン連合の委員長] は、同性愛の問題を口をつぐんで何も語らない手法を取り入れた社会、または、性的な好みさえも処罰するほどに大胆で間違った社会は、社会の不協和音を作り出す可能性が高いと言い、警察は彼らを脅す代わりに人生の選択を理解すべきであると続けた…『ケニア（そして、アフリカの多くの国）での私たちの行動は、激しい反撃にあい、少し

でも前進は可能なのかと考えてしまう』とKuriahは嘆いた。」 [16]]

- 20.18 Behind the Maskは2010年6月23日付で、Before It's News（このウェブサイトではその「編集指針」に従って一般人の会員が書いた記事を発表する）の記事を再発表した。常時寄稿家のAbdulkarim Jimaleの書いたその記事によれば、ケニアでは、同性愛嫌悪が増加している。

「アフリカで、ケニアで、同性愛は新しい驚く文化であり、イスラム教徒とキリスト教徒のケニア人は、それは西洋諸国からのまねと信じている。大多数のキリスト教徒および30%のイスラム教徒は、同性愛に反対する立場の指導者の下にまとまっている。

「『我々の社会は非常に同性愛嫌悪であり、ゲイまたはレズビアンであると公に宣言することはできない、嫌がらせを受けるかもしれないからだ』とJoshuaはBefore It's Newsに語った。

「他のアフリカ諸国のほぼすべてが同じように同性愛嫌悪である。

「ゲイとレズビアンはケニアでは人前に出ることを恐れる。ケニアは、同性愛であることが刑務所生活、またはイスラム教徒とキリスト教徒の両方の市民からの嫌がらせにつながる国である…2010年2月12日、ゲイのカップルが最近、ケニアの海岸都市モンバサのイスラム教徒の多いMtwapa地区で公開結婚式をあげたいと思っていた。しかし、二人は、地元のイスラム教社会とキリスト教社会の激しい怒りを買った。彼らは警察によって助けられた。警察は素早く彼らをその場所から連れ出したが、後に彼らを留置場に拘束したと報告された。

「『非常に同性愛嫌悪の社会であるケニアで、これが実際に起こるとは夢にも思わなかった』とモンバサ住民のHassanは言った。『その出来事は私に衝撃を与えた。警察がいなかったら、二人は腹を立てた暴徒によってリンチされていただろう』と彼は言い、今はケニアの若者の将来についてこれまで以上に心配していると言いつつ添えた。

「その結婚式はケニアで最初のゲイの公開結婚式であった。ケニア出身のゲイカップルが最近、ロンドンで結婚したが、それはケニア国内の人々からの批判を呼び、ケニア国内にいるカップルの家族に激しい怒りを向けた者さえいた。」 [29b]

- 20.19 ウェブサイトのBehind the Maskに投稿された、2010年4月14日付のKenya's Anglican Bishop calls for LGBTI pastoral careという記事は、次のように伝えていた。「ケニアの一人の主教は、LGBTIのパストラルケアを行うよう国内の英国国教会指導部に呼び掛けたが、現実…ケニア西部のNambale教区のJosiah Were主教は、教会内外の社会を取り巻く同性愛嫌悪の問題に取り組む上で、ゲイ社会に対する継続的な差別は何の助けにもならないだろうと述べた。」 [29a]

- 20.20 2010年8月30日付のDaily Nationの記事Treat us with decorum, pleads gay

communityは、次のように言及した。

「ナイロビのJamiaモスクのSheikh Juma Amirは、分別のない振る舞いを正当化できるものは何もなく、寛容と受容に関するこの話は単にNGOが作り出した騒音に過ぎないと言う。

「『これは、単に全く承諾しがたい文化を促進しようとする人々の寄せ集めである』と彼は言う。『それは全くイスラム的でない。』彼の意見にChrist is the Answer Ministriesの司教David Ogindeは賛同し、女性同性愛と男子同性愛を社会的も宗教的にも受け入れられない『不自然な性向』と言う。

「『私は、生活様式として同性愛を受け入れた世界にあるいかなる宗教も招致していない』とOginde主教は言い、続けて、トランスジェンダーと性転換者に対してはその状態を『直すために』治療を受けるように、と語る。」 [16j]

- 20.21 2010年2月12日付のDaily Nationの記事Mob attacks gay 'wedding' partyによると、

「ケニア初となる予定であったゲイ結婚式は [2010年2月12日] 金曜日、モンバサ近くのMtwapaで抗議の若者たちと警察によって暴力的に中止された。それは開催予定の数時間前の出来事であった。

「数十人ものキリスト教徒とイスラム教徒の若者が、ゲイカップルを含む3人の男性が結婚式に備えていたアパートに、結婚を止めさせるために彼らを追い出そうと躍起になって突入した時、警察が介入した。

「警察は同性愛者と見られる5人を逮捕した。この中には、彼らの処罰を求めて吠える若者たちの中から救い出された2人も含まれていたが、地元の警察署長は後に、告訴することはないだろうと述べた。

「『彼らが男性間のあの結婚を行おうとしていたため、彼らの処罰を求めて吠える怒った住民から、私は彼らを救うためにMtwapa OCSを派遣した』とGrace Kakai警察署長は言った。

「2人の間の結婚は個人の別荘で行なわれる予定だった。しかし、いわゆるOperation Gays Outの旗印の下で連帯した抗議の若者たちの行動は終わっていなかった。」 [16i]

- 20.22 同じ出来事に関して、ヒューマン・ライツ・ウォッチは2010年2月17日、次のように報告した。

「[2010年] 2月12日、200～300人の武装した暴徒が [モンバサの北東にある海岸の町Mtwapaの] KEMRI医療センター を取り囲んでいた。Faridiという男性（暴徒のまとめ役）が、KEMRI職員の1人が安全な性交渉の推進Tシャツを着ているから同性愛者であると言っているのを目撃したことを、複数の人たちがヒューマン・ライツ・ウォッチに語った。これに対応して、その現場にいた警察はその職員ともう一人のKEMRI職員を確保した。

「同日、それよりも早く、Faridiは別の個人の家にいる2人は同性愛者であると主張して、警察とともにその家に強制的に押し入っていた。警察はその2人も確保した。いずれも告訴されず、その後、全員が釈放されたこと、また、彼らを確保することによって保護しようとしていたことを、地元の活動家がヒューマン・ライツ・ウォッチに通報した…その暴徒は医療センターに近づいてきた別の男性を暴行して気絶させ、その男性に火を付けようとした時に警察が到着して、その男性も確保した…1人の暴徒は2月13日、KEMRIの別のボランティアを激しく暴行し、警察が再びその被害者を確保した…6人の男性の拘留についての発表された理由は、彼らを保護することであったが、ニュース報道によれば、当局はその男性たちに、同性愛者かどうかを判断するための法医学検査を受けるよう求めていた。そのうちの5人は拒否し、6人目は同意し検査を受けたが、同性愛の『証拠』は見つかったと報告されている。同性愛行為を『証明する』ための法医学検査は、原始的で怪しげなものである。本当の同意なしに実施された場合、法医学検査は拷問または非人道的もしくは下劣な扱い扱いとなる可能性がある」と、ヒューマン・ライツ・ウォッチは述べた。」 [9g]

また、この事件に関する詳細な情報は、以下をクリックして閲覧のこと。  
<http://www.hrw.org/en/news/2010/02/17/kenya-halt-anti-gay-campaign>

- 20.23 2009年8月23日付のRed Pepper誌は、レズビアンへの扱いに関する記事Coming out in Kenyaで次のように報告した。

「Pauline Kimaniは、23歳のゲイの権利活動家で、フェミニストで、性的嗜好を公に認めたケニアでは数少ないレズビアンの1人である…『私は恐れている』とPaulineは言う。『なぜなら、同性間の求め合いは正常ではなく、邪悪で非アフリカ的と見なされているという話を、特に学校で聞かされているからである』…ケニアでは、[男性同性愛] は最高14年の懲役刑に処せられる可能性がある。有罪になった者は1人もいないが、この法律があるため、ケニアのレズビアン・ゲイ・両性愛者・トランスジェンダー（LGBT）の人々はその性的嗜好を秘密にしてきた。自殺と薬物乱用の発生率は高く、また、差別およびヘイトクライムに遭遇しても法的手段がない…レズビアンを標的にしたレイプは非常に一般的である。

「ケニアのゲイの連帯にとって重要な1つの突破口としては、Liverpool VCT（ケニアで唯一のLGBTのためのHIVカウンセリングおよび治療センター）との協力が挙げられる。」 [31a]

- 20.24 ウェブサイトwww.trust.orgに、2011年9月16日付で公表されたLife risky for Kenyan gays despite growing public confidenceという記事によると、

「女性に性的に引き付けられるにもかかわらず、Kate Kamunde は保守的で同性愛嫌悪のケニア社会において、必死に『正常』でありたいと努力する中で男性と結婚した…ゲイやレズビアンが結婚し子供を儲けるのは、自分の評判を守り家族を喜ばせなければならないため、ケニアでは一般的である。

「同性愛は、ケニア前大統領ダニエル・アラップ・モイがアフリカにない『天

罰』として非難したタブーである。」

「米国のシンクタンクPew Research Centerの2007年の調査によると、ケニア人の約96%は、同性愛は社会によって拒絶されるべきであると考えている。

「『秘密にしている大部分のレズビアンは実際に結婚している』とKamundeは言った。

「ケニア人権委員会（KHRC）は2011年の調査で、レズビアン・ゲイ・同性愛者・トランスジェンダー（LGBT）のうち、自分の性的嗜好を家族に話していたのはわずか18%であることを見つけた。話した者のうち、89%はその結果、縁を切られた…眉、鼻、唇にピアスを入れた30歳のKamundeはもはや順応しようとは考えていない。

「彼女はLGBTのケニア人の勇気ある新世代の1人であり、隣国ウガンダ（LGBTは高まる同性愛嫌悪により地下に潜伏している）とは対照的に自分たちの権利のために公然と運動を行っている。」 [84a]

20.25 個人の両性具有者の裁判（RM v 法務長官）に対する裁判官の決定によると、

「原告が受けた社会的な名誉については、多少なりと懸念している。しかしながら、我々の見解では、社会的な名誉の問題は法律の問題ではない。しなければならないことは、両親およびかかる特殊な条件を持つ者がその状況について隠し立てすることではなく、そのような人々の尊厳を人間として敬うように社会を教育することである。裁判所として、我々は命令を出し宣告をすることはできるが、不名誉は両性具有者についての一般人の限られた知識に基づく公共認識と関連していることを考慮すると、こうした命令や宣告はほとんど効果はないだろう。性転換者や同性愛者と異なり、両性具有者人のジェンダー定義の問題は必要なことであり、選択の余地はないという事実を十分に理解している者はあまりいないように思われる。この領域における寛容と受容は、知識の蓄積とその条件についてのよりよい理解につながる適切な情報の普及とともにもたらされる。大衆を教育するという取り組みは、政府および市民社会とともにある。実際、これは精神障害者の裁判で起こっていることである。社会は彼らの状況だけでなく、障害児用の特殊学校の必要性についても認識するようになった。間違いなく、そのような精神障害児が文化的偏見や通説により殺害されたり遺棄されたりした頃から、社会は長い道のりを歩んできた。そのような発展および姿勢の変化は、時とともに徐々にしか現れない。」 [22e] (p51、パラグラフ145)

## LGBTの団体

20.26 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「ケニア・ゲイ・レズビアン連合 [GALCK] などのレズビアン・ゲイ・両性愛者・トランスジェンダー（LGBT）の擁護団体は、活動を登録して実施することが許されていた。」 [4b] (セクション6) GALCKのウェブサイト（2011年12月19日にアクセス）によると、

「GALCKリソースセンターは2008年に設置された時から、一貫して同センタ

ーに常に集まって様々な任務に携わるLGBTIメンバーにとっての安全なスペースゾーンである。ナイロビを拠点とするメンバーグループは、GALCKの隠れ家の中に收容される。

「GALCKが提供するスペースは、グループがメンバーと会議をしたり他の作業をしたりする場所を確保する上で非常に役に立ってきたものであり、スペースの取得こそ、LGBTIの団体を芽吹かせるための真の課題となっている。

「また、世界エイズデー、GALCKオープンデーなどの親睦会が開かれるのも、このGALCKリソースセンターである。同センターはまた、GALCKおよび他のLGBTI団体が能力開発トレーニングをそれぞれのメンバーに対し実施できるようにスペースを提供している。

「同センターは、題名にLGBTIを付けた書籍・資料等を納めた図書館を完備し、メンバーはセンターでそれらを読むことができる一方、引き続き貸出システムを改善する方法を探っている。

「GALCKと呼ぶ『ワンストップショップ』のメリットは、LGBTI問題に関する情報や援助が必要な場合、メンバーはGALCK職員やメンバーグループの助けを借りて快適に目的のものに辿り着くことができる。

「GALCKリソースセンターは、報告用テンプレート、組織運営に役立つプロジェクトの取り扱いなどの仕組みを設定する上で欠かせない職員チームによって運営されている。」 [28a]

- 20.27 別のゲイの権利に関するNGOはMinority Women in Actionで、これもケニアで活発に活動している。2011年12月8日に更新されたその団体のウェブサイトで、その使命について次のように述べている。「レズビアン・両性愛者・トランスジェンダー・両性具有者（LBTI）の女性たちの権利を保証し保護し、LBTIの女性たちが自己の心と身体に対して完全な権利、自己達成と発達の権利、法の完全かつ平等な保護、および差別と暴力からの真の解放を確保できるように図ること…」 [32a]

- 20.28 2011年12月13日に更新されたTransgender Education & Advocacy（TEA）ウェブサイトは、この団体が「トランスジェンダーと両性具有者に対する人権侵害の撲滅を目指して活動している人権団体である」と表明している。 [78a]

## 21. 女性

### 概要

- 21.01 国連条約（UN Treaty）ウェブサイト（更新不明、2011年1月13日にアクセス）には、ケニアが1984年3月9日、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約（UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women、CEDAW）に加盟したことが明記されている。 [33a] 2006年

10月16日に公表されたUN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women: Combined Fifth and Sixth Periodic Reports of States Parties, Kenyaは、[ここ](http://www.unhcr.org/refworld/docid/45f6c7af2.html) (http://www.unhcr.org/refworld/docid/45f6c7af2.html) をクリックすると閲覧でき、また、2007年8月10日に公表されたConcluding Comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Kenyaは、[ここ](http://www.unhcr.org/refworld/docid/46d280ff6.html) (http://www.unhcr.org/refworld/docid/46d280ff6.html) をクリックすると閲覧できる。ケニア政府が2009年11月10日付でCEDAWに提出したConsideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Seventh periodic report of States parties, Kenya (未編集の最新版) は、[ここ](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/AdvanceVersions/CEDAW.C.KEN.7.pdf) (http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/AdvanceVersions/CEDAW.C.KEN.7.pdf) をクリックすると閲覧できる。

21.02 ケニア女性弁護士連盟 (Federation of Women Lawyers in Kenya、Fida) は、ケニアは「CEDAW選択議定書を批准していない」と指摘した。[34b]

21.03 2011年5月16日に公表されたフリーダム・ハウスの報告書Freedom in the World 2011, Kenyaは、covering events in 2010の中で次のように指摘した。

「ケニアの女性は依然として深刻な障害に直面している。女性は財産権を否定されているため、貧困、暴力、ホームレス状態、および病気に陥る高いリスクがある。2009年、女性のHIV罹患率は8%で、男性の4.3%のほぼ2倍である。ケニアの女性の権利擁護団体は、2008年選挙後暴力に起因する告訴の60%はレイプ事件に関わるものであり、証拠からは警察が最も女性の権利を侵害したことがわかる。従来からの古い姿勢は政治における女性の役割を制限しているが、法的な規制は全くなく、多少の前進が見られる。2007年の選挙により、女性は議会での議席を20議席 (全体の約8%) へと伸ばした。新憲法は、選挙で代表を選ぶすべての政府機関や国民委員会において、女性の代表が少なくとも3分の1を占めることを保証する。[18a]

21.04 2010年4月7日に発表されたフリーダム・ハウスの報告書Countries at the Crossroads 2010, Country Report - Kenya (FHCC Report 2010) (コロンビア大学国際公共政策大学院 (Columbia University School of International and Public Affairs) 国際問題の連携准教授Thomas R. Lansner著) は、次のように指摘した。

「ケニアの法律は男女に基づく差別を禁止しているが、伝統的慣行・法律は依然として男女平等を制限する…様々な根拠から、女性および少女は特別に、しかも普通に国軍、警察、民族の民兵組織、および犯罪者集団の標的にされる。2007年選挙後暴力の期間中、多くの女性および少女が警察によると報じられたものも含め性的暴行を受けた。

「警察は、ジェンダーに基づく暴力を調査し取り組む特別部隊を編成するために、Waki Reportの提案に従ったが、その有効性は未だに証明されていない。児童売買および性的搾取目的の人身売買を禁止する法律があるにもかかわらず、UNICEF [国連児童基金] は2009年、『ケニアは人身売買に関して、中継国と最終目的地であるばかりか、供給国としても急速な伸びを示していると

いう証拠がある』と報告した…女性性器切除は2001年に禁止されたが、多くの地域社会では相変わらず広く行われており…女性の財産権は相続および継承の慣習法および制定法の下で制限されている。市民社会によって支持され、2009年7月に内閣によって承認された国家土地政策（National Land Policy）案は、土地相続に対する女性の権利の拡大を図り、差別的な法を近代化する提案であった…それが議会で可決されたとしても、族長制の強い社会で変更を行うことは難しいことであり、伝統的裁判所は特に農村地域では、女性に対して偏見を持っている。議会の222議席のうち、女性は選挙で選ばれた15人と指名された6人だけである。人身売買防止法案（Anti-trafficking in Persons Bill）、家庭内暴力防止法案（Domestic Violence (Family Protection) Bill）、機会均等法案（Equal Opportunities Bill）および婚姻財産法（Matrimonial Property Bill）は依然として議会で審議中である。」 [18c] (市民的自由)

## 法的権利および政府機関

### 国際文書・条約

- 21.05 2010年7月6日に公表されたアムネスティ・インターナショナルの報告書 *Insecurity and indignity: Women's experiences in the slums of Nairobi, Kenya*によると、

「ケニアは女性に対する暴力を明示的に禁止する国際人権条約の加盟国である。これらの人権条約として、アフリカ人権憲章（African Charter on Human and Peoples' Rights）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）、拷問等禁止条約（Convention against Torture and other Cruel）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）、女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）等が挙げられる。ケニアはアフリカ女性の権利に関するアフリカ人権憲章議定書（Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa）に署名したが、まだ批准していない。

「ケニアは1984年に女子差別撤廃条約を批准した。女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW）は、女性差別撤廃条約の実施を監視し、同委員会の一般勧告19（General Recommendation 19）で、女性に対する暴力が国際的に認識された女性の人権に対する侵害をなすことを明記する責任を負う。」 [15d] (p40)

### 国内法および政府機関

- 21.06 ケニア憲法（2010年8月改正）は第27条の下で、平等および差別からの自由に関する権利、とりわけ以下を規定する。

「…(3) 女性および男性は、政治的、経済的、文化的、社会的活動における機会均等の権利を含む平等な取り扱いに対する権利を有する。

(4) 国家は、人種、性別、妊娠、結婚の有無、健康状態、民族的もしくは社会

的出身、肌の色、年齢、障害、宗教、良心、信条、文化、服装、言語または血筋を含むいかなる理由に基づいても、直接的間接的を問わず人に対して差別しないものとする。

(5) 人は、(4)項で明記された、または考慮された理由のいずれに基づいても直接的間接的を問わず他の人に対して差別しないものとする。

(6) 本条の下で保証された権利の実現に十分な効力を与えるために、国家は、過去の差別が原因で個人または集団が被る不利益を是正することを目的とした差別是正措置プログラムおよび政策を含む、法的措置および他の措置を講じるものとする。

(7) (6)項の下で講じられる措置は、真の必要性に基づく利益を十分に提供するものとする。

(8) (6)項で考慮される措置に加えて、国家は、選挙によるか任命による機関のメンバーの3分の2以下が同じジェンダーであるものとするという原則を実行する法的措置および他の措置を講じるものとする。」 [22a]

21.07 とりわけ男女平等を促進する責務を政府省庁は、ジェンダー・児童・社会開発省（Ministry of Gender, Children and Social Development）である。その省の中核業務は次のとおりである。

- 「● 男女平等の促進、および国家の開発におけるジェンダー・メインストリーミングによる女性の権限付与
- ジェンダー・社会開発の政策、プログラムおよびプロジェクトの開発、見直し、実施、監視および評価の調整
- 地域社会のコミュニティ開発を促進して、地域社会がジェンダー・社会開発プログラムとプロジェクトを特定し、設計し、計画し、実施し、監視し、評価すること
- ジェンダー・社会開発計画およびプログラムの策定のための男女別の集計データの生産と分析を調整すること
- 女性、男性、少年および少女の性的権利と出産の権利の促進および保護
- Women Enterprise Fund の実施を監督し監視すること [66a] (中核業務および特定役割)

21.08 2011年9月15～17日にかけて開催された女性と少女に対する暴力に関するアジアの議会向けの地域セミナーにおいて、Hon. Njoki.S. Ndungu（ケニア最高裁判所裁判官）が提示した報告書Kenyan Experienceには、次の指摘があった。

「世界的な傾向は、過去20年に、各国政府は法律・政策立案において女性の進出を促進するための計画的な取り組みを行ってきた…多くの政府は今、憲法や政党の政策に差別是正措置を組み入れて、法律制定を通じて女性の声を正式な措置に転換するよう図ってきた。

「ケニアはそうした国々の1つではない。政治経済の近代化にもかかわらず、

ケニアの議会はアフリカの中でも最も家父長的である。この理由から、女性の解放の問題に関して支持活動やロビー活動につながる環境が生まれない。実際、独立以後、ケニアの議会はそのような法案に反対した（すなわち、結婚法案の否決）だけでなく、女性に保護および権利を与える法律を積極的に逆行させた（認知法（Affiliation Act）の廃止）。1981年相続法の場合、女性に多少の利益をもたらしたと言われてきたが、その同じ法律には、偏見を伴う差別的な条項が含まれており、事実上、それらの条項は主として性差別主義的である。差別是正措置、機会均等および土地の相続に関係のある法律をもたらす取り組みもまた、同様に拒絶されてきた。」 [88a]

- 21.09 家族の権利、雇用、女性に対する暴力からの保護およびセクシュアルハラスメントを定める法律に関する情報は、次のサブセクションで提供する。

女性を目的とした法律、政府の政策とプログラムについては、ケニア政府が2009年11月10日付でCEDAWに提出したConsideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Seventh periodic report of States parties, Kenya\*（未編集の最新版）（Kenya Government CEDAW Submission 2009）を参照のこと。さらに、女性に対する暴力に関する国連事務総長のデータベースには、女性および少女に対する暴力に対抗する法律および政策の一覧が掲載されている。

女性に利用可能な法的な援助についての情報については、下記の法的な援助サブセクションを参照する。

## 政治的権利

- 21.10 2011年11月10日に更新された中央情報局のWorld Factbook, Kenyaによると、ケニアの女性は18歳で投票することができる。[3a] (政府) 女性の政治参加に法的な障害はないが、2011年4月8日に公表された米国国務省のHuman Rights Report: Kenya（USSD 2010 Human Rights Report）によると、

「女性の選挙政治への参加は相変わらず低かったが、2007年の議会選挙と地方選挙では、嫌がらせや暴行があったにもかかわらず、女性候補者の数は史上最高を記録した。女性は、議会の議員候補のわずか10%を占めるのみで、議会で議席を獲得したのは、222議席中21議席であった。また、40ポストある大臣職のうち、女性は7人であった。12人の指名議員のうち6人は女性であった。

「新憲法は、女性、青年、障害者、少数派民族、および周縁社会が議会に占める割合を規定する。」 [4b] (セクション3)

- 21.11 ウェブサイトCaucus for Women's Leadership（更新不明、2010年10月19日にアクセス）は次のように指摘した。

「ケニアの議会および地方政府の決議機関における女性の占める割合は、独立から40年経っても依然として非常に低い（10%未満）。この問題に取り組

むために、コーカスはケニアで有名な4年間のプログラム Gender and Governance Programmeを実施する機関の1つである。このプログラムにおけるコーカスの2つの目玉は、地方統治における男女平等（Gender Equality）と女性の参加、および政党プロセスにおける男女平等と女性の権限付与である。

「2007年総選挙の準備に際して、コーカスは105人の地域社会のリソースパーソンを訓練した。そのリソースパーソン（男女両方）に託された役割には、選挙までの準備期間における女性の候補者への支援の動員化が含まれた。

「集会の奉仕活動を活用して、広範囲な市民教育が選挙問題に関して、また、信用できる女性の候補者を支援する必要性を巡って行なわれた。このプログラムの成功は、2人の女性の議会の議席獲得という輝かしい勝利で最高潮に達した。Hon Lorna Labosoの議会への旅は、女性の地方集会（Women's Regional Assembly）構造が女性の議会進出に向けた最良のツールであることを証明している。」 [36a] (Our work/Gender and Governance Programme)

21.12 BBC Newsは2011年8月19日、次のように報じた。

「ケニアの連立政権は、女性が議会の3分の1の議席を占めるという新憲法の要件を断念したい。

「来年予定の選挙で女性枠の要件を実現させるのは、『技術的に不可能だろう』と大統領府は述べた。

「政府は、政党が議席に女性枠を設けるよう強いられた場合、政党内に深刻な分裂が引き起こされることを恐れているという識者もいる。」 [10o]

## 社会的経済的権利

21.13 2011年2月に公表されたUNICEFのState of the World's Children 2011には、以下のとおりケニアの女性と少女に関する基本的な社会経済的統計資料が示されている。

|                   |             |                                                    |                                                               |
|-------------------|-------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 平均余命：女性の対男性比（%）   |             | 2009                                               | 102                                                           |
| 成人の識字率：女性の対男性比（%） |             | 2005-2008<br><br>[データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す] | 92 [データは列の見出しに明記されている期間以外の年または期間を指し、標準的な定義と異なるか、または国の一部のみを指す] |
| 就学率・出席            | 初等教育 2005 - | 純就学率                                               | 101                                                           |

|                     |                                                   |                                                 |     |
|---------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----|
| 率: 女性の対男性比 (%)      | 2009[データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す]             | 純出席率                                            | 104 |
|                     | 中等教育 2005 - 2009[データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す] | 純就学率                                            | 96  |
|                     |                                                   | 純出席率                                            | 105 |
| 避妊法の普及率 (%)         |                                                   | 2005 - 2009 年 [データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す] | 46  |
| 出産前のケアが行われている率 (%)  | 少なくとも一度                                           | 2005 - 2009 年 [データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す] | 92  |
|                     | 少なくとも4回                                           |                                                 | 47  |
| 分娩時にケアが行われている率 (%)  | 専門技能者が付き添う出産の比率 (%)                               | 2005 - 2009 年 [データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す] | 44  |
|                     | 保健施設での出産の比率                                       |                                                 | 43  |
| 妊産婦死亡率 [国内当局の報告による] | 2005-2009[データは列の見出しに明記されている期間で入手可能な最新年を指す]        | 報告のとおり                                          | 490 |
|                     | 2008                                              | 調節済み                                            | 530 |
|                     |                                                   | 生涯に妊娠・出産で死亡する危険                                 | 38  |

[67a] (表8)

家族法：結婚権、離婚権、相続権および財産権

21.14 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「法律は男女平等の権利を定め、特にジェンダーの理由で差別することを禁止するが、女性は、結婚権、財産権および相続権において広範な差別を経験した。女性は農業就業人口の推定75%を構成し、都市部の小規模な事業所に従事していた。女性の平均月収は男性のほぼ3分の2であった。女性の土地所有はわずか6%で、多くの民族では女性は土地を所有することができなかった

た。女性は非伝統的な分野に進出することが難しく昇進も遅れ、一時解雇にされやすかった。社会的差別は農村地域で最も明らかであった。女性はまた、雇用やクレジットの使用で差別された。司法制度（特に慣習法）は女性を差別することが多く、政治的、経済的に女性の権利を制限し、女性を2級市民に追いやった。」[4b] (セクション6)

21.15 同じ報告書が続く。

「相続法（相続権を定める）は、男性と女性の子供を平等に配慮しているが、寡婦は再婚すると相続権は終了する。さらに、子供の同意がない場合、寡婦は夫の財産の唯一の遺産管理人になることはできない。また、同法により、司法省は伝統に敬意を表して特定の地域社会を同法の適用から除外することができ、男性の財産を平等に息子間で分配することを定める場合もある。同法により、男性の国籍のみが配偶者および子供に自動的に移転される。

「特定の地域社会では、妻の相続が行われており、男性はその兄弟または近親者の寡婦を、その寡婦の意思に関係なく相続する。他の強制的結婚も一般的であった。貧しく無教養な女性ほど相続されるか、または財産および相続差別に苦しむが、るおよび相続区別に苦しむ可能性がありそうだったが、著名で教養のある女性も時に被害者になることがあった。」[4b] (セクション6)

21.16 経済協力開発機構のSocial Institutions Gender Index, profile of Kenya (OECD SIGI)（更新不明、2010年10月19日にアクセス）は、ケニア家族法（Family Code of Kenya）に関する情報を提供していた。

「ケニア政府は、法定結婚の最低年齢を男女とも16歳と定めている。しかしながら、イスラム式の結婚または慣習的な結婚には年齢制限がない。法定結婚の方を選択する者は国民の少数しかいないことを考えると、早婚が多いのは驚くに当たらない。2004年の国際連合の報告書の推計によると、15～19歳の少女の17%が既婚者、離婚者、または寡婦であった。

「一夫多妻制は法定結婚では禁じられているが、イスラム式結婚または慣習結婚（結婚総数の推定60%）では許されていた。離婚では、夫婦は法定結婚であった場合のみ裁判手続に従うことが義務付けられ、程度に差はあれ女性に平等が与えられる。離縁はイスラム式結婚と慣習結婚では許され、いずれの場合も、夫は正式の離婚手続に従わなくても結婚を終わらせることができる。対照的に、妻がそのような結婚を終了させることは非常に難しい。

「法定結婚では、親権は等しく男女で共有されることが規定されている。イスラム式結婚と慣習結婚はこの問題において差別的である。法定結婚では、離婚後は、母が通常、子供が16歳になるまで養育し続ける。イスラム教の家族の場合には、幼い子供は通常、母親と過ごす。父親は7歳以上の息子、14歳以上の娘の親権を与えられる。慣習結婚が離婚で終わると、親権はほとんどの場合に父親に与えられる。

「1991年、ケニアは、男女平等を強化した相続法を制定したが、すべての国民に適用されず、また、一部の裁判官はその法律を尊重していない。たとえ

ば、裁判官は時に、既婚の娘は相続する資格がないと裁定するか、あるいは相続人の間で係争中の場合には、差別的な習慣に従う長老会議に問題を移してもよいと裁定する。娘は通常、息子が相続できる遺産の半分しか相続できないという点で、イスラム教のシャリア法は差別的である。

「憲法は、すべてのケニア国民に対して所有権の平等を保証する。女性は自由に選んだ資産を購入し、所有し、売却することができる。しかしながら、実際には、女性による土地、および土地以外の財産の所有は慣習法によって厳しく制限され、特に女性が土地を所有することは基本的に禁じられている。実際、女性はケニアで4%の土地しか所有していない。女性が資産を得ることができる時でさえ、夫が多くの場合、その取引で仲介役を務める。

「また、こうした状況は、女性が銀行の貸付を利用する場合、マイナス要素になる。ケニア女性は自分の資産を持っていることが少ないため、貸出機関によって要求される担保を提供することができない。

「所有権および借金に対するこのような制約は、ケニアの下層階級の女性の間では普通であり、一方、中流階級や上流階級の女性にとってそれほど一般的ではない。」 [37a]

## 独身女性および未婚の母

21.17 Inter Press Serviceは2008年8月2日、未婚の母に関して次のように報じた。

「ケニアでは、未婚の母が増えている…Single Mothers' Association of Kenya (Smak) の創設者であるAngelina Nandwaは1991年、未婚の母を助けるためSmakを開始した。

「『ケニアでは、一たん結婚すると、親は娘が実家に戻ることを認めない。私の母は、私に夫のもとに戻り、彼女が私の父に我慢したように我慢するように私に話した。しかし、私は自分の人生を自分で切り開きたい、たとえ、それが苦労しながら子供を育てることを意味したとしても』とNandwaは、彼女の仕事の背後に隠れた熱い思いについてIPSに語った…ケニアの多くの未婚の母と異なり、Nandwaは教養のある都市の女性である。彼女はドイツ開発基金（German Development Foundation）の奨学金を得て、地域社会開発に関する研修を受けた後、現場に復帰すると自分の団体を設立した。現在、必要に応じてSmakから援助を受けている依頼人は数百人いる。

「Ruth Njeri（20歳の家庭内労働者）もその中の1人である。彼女は妊娠した後、学校を辞めなければならなかった。父親が彼女の扶養も赤ん坊の扶養も拒否したため、彼女は仕事を求めて、Nakuru地区の村からナイロビにやってきた。

「『私はForm-IV（後期中等教育）を終了していたが、子供が生まれた後、家族も学校も私が戻ってくるのを望まなかった。私はさらに勉強を続けたかったなら、異なる学校へ行かなければならない』と [Njeriは言った]…Nandwaは、未婚の母の統計をまとめた者はいないと言う。しかし、未婚の母が増え

ていることを示すデータがある。ナイロビを拠点とするCentre for the Study of Adolescenceは、最高13,000人のケニア人少女が毎年、妊娠の結果、学校を中退していると推測する。これらの若い少女は多くの場合、家族からのけ者扱いされる。その多くは失業、健康リスクおよび栄養不良に直面して都市にやってくる。

「ケニアにある女性の権利を擁護するNGOのネットワークが充実するにつれ、社会の重要なグループとして未婚の母の存在が認識されつつあると、Nandwaは言う。『私たちは何と13歳で母親と働き、早ければ40歳で寡婦になる。彼女たちのニーズはそれぞれ異なっているため、それらに取り組む女性たちのネットワークが必要…』『妊娠した未婚の少女を待っているのは3つの選択である。子供の父親と結婚することもあり得るが、学校に通っているなら、たいてい中退することになる。妊娠と同時の結婚は望まれず、すぐに離婚または放棄という結果になり、多くの場合、社会的非難および経済的苦難を経験する。あるいは、妊娠中絶することもできるが、普通は違法で安全でない。』…Smakの非公式学校プログラムなど、数多くのプロジェクトがあり、それらは退学させられた少女たちに代替の教育機会を提供する。」[26a]

未婚の母になる子供の教育に関する詳細な情報については、子供：教育を参照のこと。

- 21.18 2011年9月23日付のDaily Nationの意見記事It's a Tough Life for Single Mumsの指摘によると、未婚の母が直面する問題のうちの1つは、

「…未婚の母が名字として自分の名前を付ける正当な選択を行う時である。

「だから、今は多くのMoses Njeris、Joe Wanjikusがいて、そして、私たちはみんな、今はなき有名なSamuel Wanjiruを思い出すべきである。

「自分と異なる人に嫌がらせをするという話になると、子供ほど悪意があり残酷であるか想像できない者はいないはずだ。まして、名前が少女のような少年に対してなら、なおさらだ。

「未婚の母にとって別の選択肢は何か。父親から名前を借りるべきか、勝手に不在の父親の名前を子供に付けるべきか、それとも恐らく烙印となるだろう少女のような名前を子供に付けるべきか。」[16q]

## 移動の自由

- 21.19 経済協力開発機構のSocial Institutions Gender Index, profile of Kenya (OECD SIGI) (更新不明、2010年10月19日にアクセス)によると、「女性のケニア国内の移動の自由に対する法的制限はない。しかし、妻が旅行をしたり友だちのところを訪ねるのを拒否することによって、この移動の自由を否定する夫の例が報告されている。」[37a]

## 出産の権利

- 21.20 ケニア憲法は、第26条4項において、「経験のある医療従事者の意見により、

救急処置の必要がある、または母親の生活もしくは健康が危険な状態にある、または他の制定法が認める場合を除き、妊娠中絶は許されない」と明記している。[22a]

21.21 リプロダクティブヘルス団体のPathfinder Internationalは、「非政府組織、地域社会ベースの組織、政府機関、公的・民間部門の施設等60以上の団体と密接に」協力して、「母子保健医療における避妊方法やカウンセリングを含むリプロダクティブヘルス情報およびサービスをケニアで最も貧しいいくつかの地域社会に提供してきた。今日、ケニアはアフリカで最も成果を挙げている進んだ家族計画プログラムの1つを実施しており、既婚女性の39%は最新の避妊方法（アフリカ基準では高い）を使用している。」[38a]

21.22 Population Services International (PSI) ケニア支部のウェブサイトによると、PSIは、「コンドームを社会的に市場に提供するために1990年に設立され、それ以降、マラリア、リプロダクティブヘルス、HIV/AIDSおよび子供生存に関連するプログラムを扱うまでに拡大した。」PSIは「8州のうち7州」で活動中である。PSIは「収入の少ない弱い立場にあるケニアがより健康な生活を送ることができるように支援するため5,000以上の営利企業との間に支援ネットワークを構築」した。[39a]

21.23 さらに、USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「コンドームと経口避妊薬を含む補助金付きの避妊方法の方も、男女ともに全国各地で利用できるようになった。ただし、農村地域の方が利用は困難であった。技能の高い産科・分娩後ケアは主要病院で用意されていたが、多くの女性は、それらの病院から遠いため、または費用を負担する余裕がないため利用できなかった。国連の推計によれば、2008年の妊産婦死亡率は新生児10万人当たり530人であった。」[4b] (セクション6)

21.24 2010年3月31日に公表されたCentre for Reproductive Rightsの報告書In Harm's Way: The Impact of Kenya's Restrictive Abortion Lawによると、「毎年、少なくとも2,600人の女性がケニアで安全でない妊娠中絶から死亡し、さらに21,000人の女性が年間、不完全で安全でない妊娠中絶から、自発性か誘発性かは別にして、合併症を起こして入院している…こうした数字は…保健医療施設を訪れなかった女性や死因が記録されなかった女性で、安全でない妊娠中絶によって死亡した女性や身体に障害を負った女性の数は含まれていない。」[68a] (p9)

ケニアの女性による避妊法使用に関する詳細な情報については、ケニア国家統計局（Kenya National Bureau of Statistics）のDemographic and Health Survey 2008-09第5章を参照のこと。[7a]

## 保健医療

21.25 2010年7月に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書I Am Not Dead, But I Am Not Livingによると、

「ケニアは、女性および少女の母体・リプロダクティブヘルスの向上に向けた積極的な手段を数多く講じてきた。これらの取り組みには、家族計画サービス、出生前・出産後のケア、および母から子へのHIV母子感染の防止等の治療費の無料化も含まれる。政府は、女性が熟練した助産婦のいる保健医療施設で分娩するよう奨励するため、健康相談所と保健センターへの送迎の費用も無料化した。」 [9e] (セクションV、p45)

- 21.26 2011年1月24日に公表された、2010年の出来事を対象としたヒューマン・ライツ・ウォッチのAnnual Report 2011によると、

「部分的には保健医療制度の欠陥により、何万人ものケニアの女性および少女が毎年、分娩時と妊娠中に死亡し、一方、さらに多くの女性および少女が避けられなかったはずの負傷、重篤感染症および身体障害に苦しんでいる。妊産婦の死亡は、妊娠・出産可能年齢の女性の全死亡数の15%（国連によると、39人に1人が分娩中に死亡）を示す一方、推定30万人の女性および少女が瘻孔の治療を受けないまま生活している。ケニアの限定的な人工妊娠中絶法（一般に妊娠中絶を刑事罰の対象とする）は、妊産婦死亡および身体障害の原因の1つである。安全でない妊娠中絶が妊産婦死亡の約30%の原因となっている。」 [9b] (ケニア1、p138)

保健医療制度の基礎情報については、医療問題を参照のこと。

## 女性に対する暴力

- 21.27 OECD SIGI Kenyaプロフィールによると、「憲法は公式には、身体を損なう脅威に対して平等の保護をすべての国民に保証する。しかしながら、女性に対する暴力は依然として問題である。一般的な国民の意見として普通に受け入れているそのような暴力に対する特定の法律はなく、女性は頻繁に夫から暴行を受ける。女兒（14歳未満）との性行為は犯罪行為と認めらず、また、配偶者のレイプも同様である。警察および司法制度では多くの場合、他のレイプ事件も起訴されない。」 [37a]
- 21.28 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「法律はセクシュアルハラスメントを禁止するが、セクシュアルハラスメントは引き続き問題になっている。それは報告されない場合が多く、起訴に至ることはほとんどない。 [4b] (セクション6) また、同じ報告書は次のように指摘した。「法律はレイプ、陵辱、買春旅行およびセクシュアルハラスメントを刑事罰の対象とするが、その実施は相変わらず限定的であり、性的犯罪の何と95%は警察に報告されなかった。法律は特に配偶者のレイプを禁止しない。」 [4b] (セクション6)
- 21.29 2010年6月に発表されたケニア国家統計局Demographic and Health Survey 2008-09 (KNBS survey) によると、「…ジェンダーに基づく暴力を取り巻く沈黙の文化は、この微妙な問題に関するデータの収集を特に難しくしている。家庭内暴力の経験について話したいと思う女性さえ、恥または恐怖の感情から話すことをためらう場合がある。」 [7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p245) 同じ調査には次の記載がある。「…[ケニアの] 女性の39%は、身体的な暴力を経験したことがあり、4人に1人（24%）は調査の前12か月の中でそうした暴

力を経験した。」[7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p247)

人口統計データを含む女性に対する暴力に関する統計の詳細については、KNBS調査書を参照のこと。

- 21.30 2011年1月セッション向けに作成され、2010年11月30日に公表されたアムネスティ・インターナショナルのBriefing to the Committee on the Elimination of Discrimination against Womenによると、

「スラム街および無断に定住した居住地に暮らす女性の場合、トイレや入浴のための衛生施設を利用することができないことは…条約の第1条（General Recommendation 19により解釈されたように）および条約の第12条に基づく違反になる。これは一部には、入浴中やトイレ中に女性がプライバシーを確保できないことにより、暴力を受ける危険性が増すことに関係している…トイレやバスルームの不足と利用しづらさ、さらに有効な警察による巡回の全般的な少なさ、および治安の悪さによって、女性はレイプやジェンダーに基づいた他の形態の暴力の被害を受けやすくなる。」[15c] (p6)

- 21.31 2010年5月に開かれたケニアの普遍的定期審査（universal periodic review、UPR）の一環として人権理事会に提出された提言集といえる、2010年2月16日付のCompilation [of UN bodies] prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (b) of the annex to Human Rights Council（UN UPR Compilation 2010）では、次の指摘がなされた。

「CESCR [経済的、社会的、文化的権利委員会] は家庭内暴力の発生、申し立て件数の少なさ、およびそのような暴力を刑事罰の対象とする刑法規定の不在について懸念を表明した…女性に対する暴力に関する特別報告者は2009年、別離時または離婚時に平等な財産権を保証することができないため、女性は暴力の多い結婚生活から離れられないと言及した…人身売買、特に女性および子供の人身売買に関する特別報告者は2007年、強制的結婚と関連した風習について指摘した…2009年の国連婦人開発基金（UNIFEM）の報告書は、複数の要因によって、性的暴力の被害者は治療、保護および支援…CESCR…CEDAW …HR委員会…およびCAT…を受けることができないことを明らかにし、さらに、女性性器切除がケニアで依然として行われていることに懸念を示した。CESCRは、その慣習は子供が犠牲になる場合のみ禁止されているため、成人女性の性器切除を刑事罰の対象とする法律の採用が望ましいと指摘した…」[61c] (p7、パラグラフ29-30)

## レイプと性的暴力

- 21.32 USSD 2010 Human Rights Reportは、レイプは違法であるが、が配偶者のレイプは刑事罰の対象とされないと指摘した。また、同じ報告書によると、

「法律はレイプの最高刑を終身刑と規定しているが、通常は、一番軽い10年を上回ることにはなかった。性的暴行の虚偽の申し立てを刑事罰の対象とした法律の規定は、性的犯罪の報告を妨げていると、NGO活動家は非難した。

「2008年の公式警察統計データは、その年に627件のレイプがあったことを示したが、人権団体は、21,000件を超えるレイプが毎年起っていると推計した。レイプの報告件数と起訴件数は依然として少ない。この理由としては、警察の手続きにおいて、被害者が警察医による検査を受ける必要があること、公の場で性について話をするのを抑制してしまう文化的理由、被害者が報復を恐れること、特に家族の一員、友人、知人がレイプを犯した場合に、警察は介入に積極的でないこと、検察官が未熟であること、有罪に必要な証拠を提供する医師がいないことが挙げられる。

「NGOによれば、レイプ・性的暴行事件を扱う警察の手続きが、レイプ・性的暴行の容疑者の調査および起訴を行う上での実質的な障害になった。警察検察官は、調査を開始するに当たって、警察医による検査を受けるよう性的暴行の被害者に求め、裁判中には証言を行うよう同じ警察医に求めた。2009年末時点で、ナイロビの警察医は1人のみであり、警察医は通常、農村地域にはいなかった。ナイロビの警察医は他の医療専門家の所見と矛盾する検査報告書を発行することが多く、また、検査に現れなかったり裁判所に出廷しなかったりすることも多かった。その結果、性的暴力と疑われる多くの事件は、警察によって調査されず、また、多くの裁判は警察医の不在により裁判所によって却下された。

「政府は、2008年に論争を呼んだ選挙の後に広範囲にわたって性的暴力があったとされる事件を調査したり起訴したりすることはなかった。公衆衛生省（Ministry of Public Health）の下に性的暴力の管理に関する国家指針が出されたが、実施方法は貧弱なままであった。警察は、被害者から採取した検体の扱いを含め、数多くの事件に対応する能力に欠けていた。」[4b] (セクション6)

#### 21.33 KNBS調査によると、

「ケニアの女性の5人に1人（21%）は性的暴力を受けたことがある…性的暴力は、被害者の知っている人物によって行われた場合がほとんどで、見知らぬ人による性的暴力はわずか6%…性的暴力を受けたことがある女性の37%は、現在の夫ないしパートナーが犯人であると報告しており、それに続くのは現在ないし元のボーイフレンド（16%）と元の夫ないし元のパートナー（13%）である。既婚女性の間では、性的暴力は主に現在と元の夫およびパートナーによって行われるという事実は、注目に値する。未婚女性の間では、性的暴力は主にボーイフレンドによって行われるが、未婚女性のほぼ5人に1人（19%）は友達ないし知人によって行われ、見知らぬ人による（17%）とそれほど変わらない。」[7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p250)

#### 21.34 同じ調査によると、「15～49歳の女性の12%は、最初の性交渉は自分の意思に反して強制されたものと報告している。」[7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p249)

人口統計データを含む女性に対する性的暴力に関する統計の詳細については、KNBS調査を参照のこと。

## 家庭内暴力

21.35 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「女性に対する家庭内暴力は、まん延する深刻な問題であったが、多くの場合、社会および裁判所によって許された。刑法は家庭内暴力に対する具体的な規定を明記していないが、暴行としてそれを扱う。警察は通常、個人的な家族問題と見なして家庭内暴力事件の調査を差し控えた…ケニア弁護士会（Law Society of Kenya）、FIDA [ケニア女性弁護士連盟] を含むNGOが家庭内暴力の被害者に無料の法律支援を提供する。その年 [2010年] 中に実施されたFIDA調査は、国の女性および少女の83%が1回以上の身体的虐待の体験を報告したことを示している。」 [4b] (セクション6)

21.36 KNBS調査によると、15歳以後に身体的暴力を経験した女性で、かつ既婚者であるか、結婚していたことのある女性の場合、その64.8%は現在の夫ないしパートナーによって暴行され、19.1%は元の夫ないしパートナーによる。調査で暴力を経験したとしたすべての女性のうち、0.3%は現在のボーイフレンドによって暴行され、1.4%は元のボーイフレンドである。 [7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p249)

21.37 同じ調査によると、調査を受けた女性で、かつ結婚したことがある女性のうち、43.7%は現在の夫ないしパートナーによって暴行され、15.6%は元の夫ないしパートナーによる。調査で暴力を経験したとしたすべての女性のうち、16.2%は現在ないし元のボーイフレンドによって暴行された。 [7a] (ジェンダーに基づいた暴力、p249)

## 女性性器切除 (FGM/C)

21.38 ケニアでは、18歳以下の女性性器切除を行なうことは違法である。18歳を超えた女性には、同じ保護は存在しない。（Women's enews、2005年2月8日） [40a]

21.39 2009年2月26日に公表されたPopulation Councilの報告書Overview of FGM/C in North-Eastern Kenya and the Religious Oriented Approachはさらに、データは民族によって偏りがあると報告した。

- Somali、Abagusii、Kuria、Maasai、Samburuの間では普遍的に普及（90%以上）
- Taita Taveta（62%）、Kalenjin（48%）Embu（44%）、Meru（42%）の間では高度に普及
- Kikuyu（34%）とKamba（27%）ではより少ない程度に実行される
- いくつかの民族、知られたところではLuo、Luhya、Teso、Turkanaの間では実行されていない [41a] (p5)

21.40 USSD 2010 Human Rights Reportはまた、次のように言及した。

「法律は、18歳未満のFGMを禁止するが、特に農村地域では実行されていた。FGMは通常、幼い頃に行なわれた。UNICEFによれば、15～49歳の女性の3

分の1はFGMを経験し、2009年6月、ある産科医は、女性の32%はその施術に苦しんだと推測した。国の42の民族グループのうち、4つのグループ（Luo、Luhya、Teso、Turkana）のみが伝統的にFGMを実行しなかった（この4民族を合わせると、人口の約25%に当たる）。ジェンダー・子供省（Ministry of Gender and Children Affairs）によると、2008年には、Somali、Kisii、Kuria、Maasaiの地域社会の少女の90%がこの施術を行った。他の地域社会の間での割合を見ると、Taita Taveta（62%）、Kalenjin（48%）、Embu（44%）、Meru（42%）、Kamba（37%）Kikuyu（34%）であった。この慣習を止めるための啓蒙運動プログラムがあり、政府高官も頻繁に参加していた。[4b] (セクション6)

- 21.41 IRIN Newsの2010年7月19日の報告にあるように、女性性器切除は、産科瘻孔（身体的合併症および社会的排除を引き起こす恐れのある産道の裂傷）をもたらす場合がある。「一部の地域社会で実行される陰門封鎖は、月経血の排泄のためのマッチ棒の大きさほどの穴を残すだけで、少女の生殖器を切って縫い合わせることから、特に有害である。この穴はその後、分娩時に粗雑に切り開かれるため、結局、膀胱が切断されてしまう場合もある。」[42a]

女性性器切除に関する詳細な情報については、子供：FGMを参照のこと。

## 人身売買

- 21.42 2011年6月27日に公表され米国国務省の報告書Trafficking in Persons 2011によると、

「ケニアは、強制労働と性的人身売買の対象とされる男性、女性、子供の供給国、中継国および最終目的地である…人身売買業者は、家族、部族、または宗教のつながりを通じて貧しい家族の信用を得てから、子供には養育と教育を約束し、女性には魅力的な仕事に就かせると約束して欺瞞的に募集する。ケニアの男性、女性、子供は仕事を求めて自主的に他の東アフリカ諸国、欧州、そして中東（とりわけ、サウジアラビア）に移住するが、そこでは、家庭内強制労働、マッサージパーラーと売春宿、および建設産業を含む強制単純労働へと売買されていく。」[4c] (ケニア)

人身売買に関する詳細な情報については、同じ見出しの章を参照のこと。

## 女性向けの支援

### 政府

- 21.43 2010年7月6日に公表されたアムネスティ・インターナショナルの報告書Insecurity and indignity: Women's experiences in the slums of Nairobi, Kenyaによると、

「ケニアは女性に対する暴力を明示的に禁止する国際人権条約の加盟国である。これらの人権条約として、アフリカ人権憲章（African Charter on Human and Peoples' Rights）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）、拷問等禁止条約（Convention against

Torture and other Cruel)、児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)、女性差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)等が挙げられる。ケニアはアフリカ女性の権利に関するアフリカ人権憲章議定書(Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa)に署名したが、まだ批准していない。

「ケニアは1984年に女子差別撤廃条約を批准した。女性差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW)は、女性差別撤廃条約の実施を監視し、同委員会の一般勧告19(General Recommendation 19)で、女性に対する暴力が国際的に認識された女性の人権に対する侵害をなすことを明記する責任を負う。」[15d] (p40)

- 21.44 2010年7月日付のアムネスティ・インターナショナル(AI)の報告書Insecurity and Indignityは、2002年の初期のAI声明文の補足説明、および2008年にケニア女性弁護士連盟(FIDA)がまとめた報告書を参照しつつ、以下について指摘する。

「ケニアでは一般的に、ジェンダーに基づいた性的および他の形態の暴力の被害女性は、一般国民および暴力の被害者の側に広がる法律についての無知、警察へのそのような暴力についての報告率の低さと事件数に比べてさらに低い起訴率、医学的証拠の収集に関連した困難な問題、および非効率・高い費用・利用の難しさ・差別的といった側面のある裁判所、および被害者のための保護施設もしくは安全な場所の欠如を含む、公正を求めようとする試みの中で無数の障害に直面する…」[15d] (p38)

- 21.45 2009年4月16日に公表された世界保健機構ブリティンDelivering post-rape care services:Kenya's experience in developing integrated servicesは、2003年時点におけるレイプ被害者が利用可能な施設について説明している。

「2003年における状況分析では、限定されたレイプ後のサービス、方針の欠如、およびサービス提供拠点施設でのHIV担当スタッフとリプロダクティブヘルス担当スタッフとの間の緊迫関係が明らかにされた。施設は治療のための治療計画および秘密保持スペースに欠けている。診察は医者によって始められるという条件の他に、報告条件はなく、またモニタリングやサービス評価をなかった。さらに、被害者は公的施設で薬やサービスの代価を支払うことを要求された。HIV検査カウンセリングが存在したところでも、それは自発的HIV検査とカウンセリング(VCT)との関連で提供されていた。性的外傷のための公式のカウンセリングは、それがあっても、HIV検査を考慮しなかった。」[69a] (ケニアの事情)

- 21.46 ブリティンはさらに続けて、試験計画の一環として次の説明をした。

「ケニアの非政府組織(Care & TreatmentのLiverpool VCT)と共同で、2003年、現場からの知識とともに直接的に国の方針を知らせることを目的として、サービスが3つの異なる地区(Thika、Malindi、Rachuonyo)の政府保健医療

センターで確立された…各チームはレイプ後ケアサービスの調整を個々のメンバーに割り当て、次に個々のメンバーは、保健医療センターへの被害者の即時照会を確保するため、地元警察と連絡を取った。サービスは、既存の公的保健医療機構および幅広い職員研修を通じて宣伝された。

「被害者が最初に助けを求める避難所は、1日24時間体制を敷く死傷者（緊急）課で、そこでは、医師による身体検査が行われ、記録が取られ、さらに照会がなされた。緊急避妊法、経験的STI治療、および2薬HIV曝露後感染予防（PEP）投薬計画のスターターパックが、必須薬品の一部として被害者に施され、日常的に提示があれば被害者に提供された。証拠の収集を促進するために、地元で組み立てられる『レイプ後』キットは、地区の消毒・外科課によって提供された…警察は、被害者から採取した検体について署名して、証拠の分析過程の管理を開始した。データは申し立てられた暴行の過程についてファイルに保存され、療法が提供され、検体が収集された。被害者からの照会后、レイプ後カウンセリングサービスがVCT施設で提供され、研究所職員はHIV他の検査の結果を記録し、HIVケア担当職員は継続中のPEPを処方し記録した。

「2つの別個のピアレビュー研修プログラムが地区内で先行的に実施されたが、これは他の状況の使用にも活用できる…レイプ後ケアに携わるすべての専門の第一線臨床医を対象とした3日間研修コースには、臨床評価、リスクアセスメントおよび法的文書作成が含まれていた。それよりも長期にわたるコースは、施設でHIVカウンセラーの実践を積むことを目的とし、外傷カウンセリングの技能と観察実践、レイプ後のHIV検査、PEP順守および法的情報に焦点を当てていた。」 [69a] (システム開発過程)

21.47 ブリティンはさらに次のように言及した。

「2004年中旬、ケニア・リプロダクティブヘルス部（Kenyan Division of Reproductive Health）が状況分析の結果を公表した…委員会は設立され、レイプおよび性的暴力に関する医療管理の国家指針が承認され、2005年に公表され、リプロダクティブヘルス部の利用者負担の提案は撤回された。保健省（Ministry of Health）によって同意、承認された普遍的データ形式は、ケニアの裁判所において性的暴力の法的提示に関して認められた最初の臨床書式になった。研修カリキュラムはピアレビューされ、2006年に国家マニュアルとして承認された。2006年以降、研修を受けた保健医療従事者の数、サービスを提供する保健医療施設の数、研修を受けた警察官の割合、およびレイプ後ケアを提供する抗レトロウイルス療法施設の割合を含むレイプ後ケア指標は国家計画に組み入れられた…全国照会およびティーチングホスピタルを含む、レイプ後ケアサービスを提供する保健医療施設は、2007年6月までに13施設になっていた。それらの施設はその間、2,000人以上の成人と子供にサービスを提供しており、そのうちの96%は提示があれば、PEPを開始する資格があった。」 [69a] (ポリシーを知らせるためのレッスンの使用)

21.48 ブリティンは以下を付け加えて終わった。

「保健医療セクターおよび司法制度の関係を改善できる可能性は、ケニアではまだ実現されていない。裁判所に証拠を提示するのに十分な標準的な検体

収集は、市販用の検体収集キットの不足、またはタンパー証拠シール、交換衣類および子供に適した検鏡などの追加要件の利用可能性によって損なわれた。さらに、DNA鑑定検査の不足があった。我々は、法的支援を受けた被害者の人数、または収集された証拠が果たした役割を決定することができなかった。このため、レイプ後ケアの提供における実践とポリシーの間のギャップは埋まらないままである。」[69a] (ポリシーを知らせるためのレッスンの使用)

レイプ後ケアのためのサービス提供方法の表はブリティンに含まれており、[ここ](http://www.who.int/bulletin/volumes/87/7/08-052340-table-T1.html) (<http://www.who.int/bulletin/volumes/87/7/08-052340-table-T1.html>) をクリックすると閲覧できる。警察およびその一般的な有効性に関する情報については、[治安部隊](#)を参照、法制度の詳細については[裁判所](#)を参照のこと。

## 非政府組織

人権団体および市民社会については、[人権機関](#)、[団体および活動家](#)を参照のこと。

- 21.49 ケニア政府CEDAW Submission 2009によると、2007年に女性のNGOは13万8,753団体あり、メンバーは5,417,850人（そのうち96.5%は女性）いた。**[70a] (p64)**

- 21.50 様々なNGOがケニアで女性に支援を提供できた。その中の1つであるGender Violence Recovery Centreのウェブサイト（2010年10月19日にアクセス）によると、

「Gender Violence Recovery Centre (GVRC) は、ナイロビ・ウィメンズ病院の非営利で不偏不党の慈善信託である。GVRCの主な目的は、ジェンダーに基づいた暴力の被害者に無料の治療および心理社会的サポートを供給するために資源を動員することである。治療法には、HIV/AIDSの感染を防ぐ支援を行うため、暴行後72時間以内に施されるHIV曝露後感染予防（PEP）がある。他の治療法には、妊娠予防、性行為感染症予防およびB型肝炎ワクチンがある。GVRCは、その開始（2001年3月）以来、ジェンダーに基づいた暴力の被害者1万6,260人以上を治療し、そのうち男性は3%、女性は58%、男性は39%であった。センターは、1か月当たり平均260人の被害者を受け入れる。」**[44a] (ホームページ)**

- 21.51 GVRCは、2008/2009年次報告の中で以下のデータ（更新不明）を示した。

「GVRCは、ジェンダーに基づいた暴力事件の件数が年間（2007/2008年）で2750件から2805件へと増加、このうち女性被害者は91%で、男性被害者は9%であったと記録していた。2805件のうち、支援を受けた2357件はレイプ/陵辱、388件は家庭内暴力、41件は性的暴行事件および19件は身体的暴力事件であった。合計4507件の被害者はセンターで心理的支援（カウンセリング）を受けた。この数字は新しい事件と補足事件の両方を意味し、一方、138人の被害者はさらに心理社会的サポートを受けるために他の団体（主に保護施設と法律相談）に照会された。」

「報告された年にはまた、2つの新プロジェクト（擁護プロジェクトおよび救

助サービス）が導入された。Plan Danidaによって支持された擁護プロジェクトは、性的家庭内暴力の被害者に関するGVRC独自の掘り下げ洞察と懸念、および被害者がポリシー擁護を得ることを目的として直面する日常の現実に基づいている。ジェンダーに基づいた暴力の子供被害者、および困難を抱えた家族に救助サービスを提供することを目的として、2008年12月に締結された合意によってChild Line Kenya（CLK）の協力を得て、救助サービスは提供されて、また、Child line Kenyaや子供ヘルプラインの職員によって照会される。報告期間に、5人の子供が救助された。」[44a]

- 21.52 ケニア女性弁護士連盟（FIDA）は犯罪被害者に支援を提供した。2010年10月19日にアクセスしたウェブサイトには、次の記載があった。

「ほとんどの依頼人は、心理的外傷や身体的外傷を多く経験した後にFIDAケニアに来る。

「カウンセリングによって、依頼人は心理社会的サポートを通じて自らの状況に関して情報に基づく選択を行うことができるようになる。個別カウンセリングセッションとは別に、集団療法セッションが今、導入された…FIDAケニアのカウンセラーは確実に良質のサービスを提供することができるように、評判の良いカウンセリング機関と連絡を取り、毎月2回、その指導を受ける。これはまた、燃え尽き症候群を最低限に抑えるための報告会としても機能する。報告会は制度化されており、法的支援チーム（Legal Aid Team）の活動の一環となっている。」[34a]

- 21.53 権利教育啓発センター（Centre for Rights Education and Awareness, CREAW）は「個人および集団療法支援と暴力を含むSGBV [性的暴力・ジェンダーに基づいた暴力] の被害者に支援サービスを提供する。」[35b]

- 21.54 一部の援助は、FGMから逃れた女性と少女が利用できる。USSD Human Rights Report 2010によると、

「一部の教会およびNGOは、FGMを避けるために家から逃れた少女に保護施設を提供するが、地域社会の長老が、それを止めさせようと干渉してくる。様々な地域社会とNGOは、FGMの代わりとして少女のために『女性器切除のない』成人式を設けた。

「2009年8月、2人の少女がNarokで自分たちの意思に反して強制的に性器切除されてしまった。この少女たちは実は以前、家族からFGMの脅威を受けて家から逃げていたのだった。」[4b] (セクション6)

FGMを逃れた女性と少女が利用可能な援助に関する詳細な情報については、子供：FGMを参照のこと。

女性を支援するケニアのNGOの一覧は、国連アフリカ特別顧問室（UN Office of the Special Adviser on Africa）のNGO Directoryから入手可能である。ケニアの一般的なNGOに関する詳細な情報については、人権機関、団体および活動家を参照のこと。

## 法的支援

21.55 ケニア女性弁護士連盟（FIDA Kenya）のウェブサイト（2010年10月19日にアクセス）で、同団体はケニアで女性のために擁護サービスを提供していることを表明した。同団体の「Access to Justice」（公正への道）システムは、正式な司法制度の利用法を提供する。

「FIDAケニアは、ナイロビ、キスムおよびモンバサにある3つの法律相談クリニックで1日平均、合計100人の依頼人から相談を受けている。FIDAケニアは以下の種類の相談を受け付け解決を図る。

- 「● 相続および継承
- 家族法の訴訟（別離、離婚、子供の保護、夫婦財産を含む）
- 性に基づく差別がある雇用訴訟
- これも性に基づく差別がある土地訴訟
- レイプ、陵辱、近親相姦および暴行など、ジェンダーに基づいた暴力に関する訴訟
- 公益裁判」 [34a]

21.56 また、FIDAは次のように記載した。

「…FIDAケニアのサービスを必要とする女性が増え続けていることに対応するため、1997年にPro Bono Schemeを設立した。同スキームを通じて、全国各地で弁護活動をする多くの男性と女性の弁護士が、FIDAケニアの依頼人のために訴訟事件に取り組んでいる。同スキームの弁護士は、訴訟に携わるだけでなく、PIL [公益訴訟]、仲裁および自己表現の研修に携わる。自己表現プログラムは2000年、FIDAケニアで始められた。同スキームでは、女性が自己表現を通じて司法に関わっていくことができるように研修を受ける。同スキームの主な目的は、司法を利用できる女性を増やすことである。FIDAケニアの弁護士の数は限られているため、すべての弁護士が裁判所に出廷していた場合、司法を利用できる女性の数は限られてしまうという現実、当スキームは基づいている。このスキームでは、色々なバックグラウンドを背負った貧しい女性に権利を教育する。その女性たちに自己表現の技能を教えて、裁判に立ち会っても自己の権利を守ることができるように、法定手続きに精通してもらう。いずれの裁判も是を是として非を非として扱われ、依頼人が出廷して意見を表明させられるべきか、出廷して意見を自ら表明すべきかについての選択は、訴訟の複雑さ、裁判手続きが進められる特定の裁判所の受容力、さらに問題の依頼人の適応性など、いくつかの要因によって左右される。これから、FIDAケニアは、元依頼人および地域社会の人たちにFIDAから最小の技術サポートを受けて自己表現を促す介入を行ってもらうつもりである。」 [34a]

21.57 FIDAウェブサイト（2010年10月19日にアクセス）は次のように報告した。「法律相談クリニックにおいてレビュー期間に扱われた事件のほとんどは、夫婦の問題およびジェンダーに基づいた暴力に関係している。」 [34a]

- 21.58 権利教育啓発センター（CREAW）ウェブサイト（2010年10月19日にアクセス）には、次の記載がある。同グループは「ケニア、ナイロビに拠点を置く非政府で不偏不党の会員制の組織である。この生活の転換を図ろうとする組織は、共通の目標と目的（社会で女性の本当のニーズと権利に対する女性の意識の低さに立ち向かうこと）を持った数人の女性弁護士によって1998年に設立された。CREAWはケニアの法律に従って、NGOとして登録した1999年、完全な法的資格を得た。」 [35a] (ホームページ)
- 21.59 CREAWはとりわけ、以下の副次的目的とともに「ケニアの社会を、女性の権利を尊重し、守り、実現する人々のコミュニティに転換する」ことを目的としている。
- 「I. 女性の権利の実現に向けて地元の地域社会に市民教育を施し、促し、推進すること
  - 「II. 女性の権利に対する意識の向上を図り、その実現を要求するため、地域社会を敏感にさせること
  - 「III. 女性の権利の向上を妨害する社会文化的、政治的問題に関する適切なステークホルダーとの戦略的約束を築き維持すること
  - 「IV. ローカルおよび全国レベルでリーダーシップおよび意志決定プロセスで女性の意味のある参加を強くする。」 [35a] (ウェブサイト、2010年10月19日にアクセス)
- 21.60 組織はウェブサイト上に以下の成功事例を記載する（2010年10月19日にアクセス）。「設立以来、CREAWは、法の公正を求めてケニアの貧しい女性や周縁化された女性のため、それらの女性に代わって、1万6,000件以上の裁判事件を扱ってきた。前述の事件は、陵辱を含む性的およびジェンダーに基づいた暴力（SGBV）、女性の財産権、検認と管理（相続と継承）、夫婦（保護、維持、財産の分割、別離および離婚）、早婚、および女性性器切除を含む様々な女性の人権の侵害から発生する数多くの訴訟を引き起こす。

「CREAWはまた、戦略的インパクト訴訟（Strategic Impact Litigation）を開始しており、現在のところ、中でも、係属中の裁判の中なのが、職場でのセクシュアルハラスメント、市民であることの権利（Citizenship Rights）、財産権の訴訟である。」 [35b]

## 22. 児童

### 概要

- 22.01 ケニアは1990年1月26日に国連子供の権利条約に署名し、1990年7月30日に批准した。（国連条約集、2010年10月19日にアクセス） [33b] ケニアは2000年9月8日に武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in armed conflict）に署名し、2002年1月28日に批准した。（国連条約集、2010年10月19日にアクセス） [33c] また、ケニアは2000

年9月8日に児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）に署名したが、まだ批准はしていない。（国連条約集、2010年10月19日にアクセス）[33d]

- 22.02 2011年2月に公表されたUNICEF [国連児童基金] の報告書State of the World's Children 2011（UNICEF SOWC Report）には、以下の統計がある。

|                           |                                                    |        |
|---------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| 5歳未満児死亡率の順位               |                                                    | 39     |
| 5歳未満児死亡率（出生 1,000人当たり）    | 1990年                                              | 99     |
|                           | 2009年                                              | 84     |
| 乳児死亡率（1歳未満）（出生 1,000人当たり） | 1990年                                              | 64     |
|                           | 2009年                                              | 55     |
| 新生児死亡率（出生 1,000人当たり）      | 2009年                                              | 27     |
| 総人口（1000人）                | 2009年                                              | 398012 |
| 年間出生数（1000人）              | 2009年                                              | 1530   |
| 5歳未満児の年間死亡数（1000人）        | 2009年                                              | 124    |
| 出生児の平均余命（年）               | 2009年                                              | 55     |
| 初等教育純就学／出席率（％）            | 2005～2009年<br>[データは、列の見出しに明記した期間に利用可能な最新年のものを意味する] | 74     |

[67a] (表1)

- 22.03 米国国務省2010 Human Rights Report: Kenya（USSD Human Rights Report 2010）によると、「国籍は親子の関係によって決定される。公式出生証明書がないことで、教育、医療などの公共サービスの提供において差別が生じた。」[4b] (セクション6)

- 22.04 2009年4月30日付のUNICEFの文書Report of the field visit to Kenya by members of the Bureau of the Executive Boardは、次のように指摘した。

「人口の半分以上は18歳未満であり、推定600万人の子供が特別の世話および保護を必要とする。およそ240万人の子供は孤児であり、ケニアの事情では、これはその子供たちは片親または両親を失っていることを意味する…訪問中に代表団に提供された情報によれば、ケニアがMillennium Development Goal 2（普遍的な教育の達成）およびGoal 6（HIV/AIDS、マラリアおよび他の伝染病との闘い）を達成する可能性があり、また、Goal 3（ジェンダーの平等の促進、教育におけるジェンダーの格差の撤廃）の下で1つの目標を達成する可能性がある。Bureau of the Executive Boardは、ケニアの国民が向き合っている大きな格差に強い衝撃を受けた。最も影響を受けている2つの地域は、ソマリアの国境に接する北東州と、国の南西地域である…

「Goal 4（小児死亡率の軽減）に関しては、2003年の人口保健調査（Democratic

and Health Survey) (最新公式データの情報源) は、幼児と小児の死亡率は新生児1,000人当たりそれぞれ77人と115人であると報告した。子供の生存に焦点を当てたにもかかわらず、新生児1,000人当たりの乳児死亡率の達成目標を26人、新生児1,000人当たりの5歳児未満の達成目標33人は、依然として厳しい課題である。中央州では、5歳児未満死亡率が新生児1,000人当たり54人であったのに対し、ニャンザ州南西部は5歳児未満死亡率が新生児1,000人当たり250人にも上った…同様に、Goal 5 (妊産婦死亡率の軽減) の下で期限までに新生児1,000人当たり147人を達成するという目標は、可能性が低いように思われる。新生児1,000人当たりの現在の妊産婦死亡率414人は、毎年推定4,500人が妊娠関連の合併症により死亡すると置き換えることができる…女性性器切除 (FGC) で最も過酷なやり方 (特に北東州に多いが、そこに限定されない) は、将来、妊娠関連の合併症の原因にあり、第一子の流産を招く場合もある。子供の50%は熟練の助産婦の助けなしに生まれる…栄養不良、高い病気の発生率、不十分な保健医療と衛生慣習、環境衛生の悪さと生活状態、およびHIV/AIDSの大流行は、すべての要因が子供の保健医療の劣悪が原因である。追加する要因としては、限定的な保健医療へのアクセス、場所によっては施設迄の距離が遠いこと、および薬、補給品、熟練した職員の欠如が挙げられる。ケニアで5歳児未満の子供の3分の1は栄養不良であると推測される。ケニアの人口の半分のみが安全な常水や衛生設備を利用できる…学校の約70%は適切な汚物処理施設または安全な給水設備を設置していない。

「…ケニアの子供保護の挑戦は真面目な取り組みであるが、子供の保護の問題に関する国のデータは非常に限定的である。およそ240万人の孤児は家族一員によって世話をされているが、多くは路上、慈善団体の児童施設、または家庭児童施設 (child-headed household) で生活する。体刑は公式には禁止されているが、学校、機関および家ではまだ実行される。2006年のUNICEFの調査は、海岸地域の4つの観光地では、3000人の子供が性労働者として働いていることを明らかにした。その調査によれば、それらの地域で暮らす12～18歳の少女の30%は、不特定多数を相手にする商業的性産業に関わっている。さらに、何十万もの子供が路上で生活していると推測される。2007/2008年の選挙後暴力中に、いくつかの地域社会では、女性と少女のほぼ半分がレイプされたか、性的虐待を受けた。ケニアが人身売買の中継国および最終目的地であるだけでなく、急成長している供給国であることを示す証拠がある。2003年のケニアのDemographic Health Surveyによれば、15～19歳の少女の34%が女性性器を切除され、北東州ではその数字は98.9%である。」 [67b] (p2-4、パラグラフ8-19)

## 基本的な法的情報

22.05 2008年12月3日に公表された世界拷問反対機構報告書 ( World Organisation Against Torture Report) Violence against women and children in Kenya: An alternative report to the Committee against Torture (OMCT report 2008) は、以下のように子供の定義についての概要を示した。

「児童法 (Children Act) は子供を18歳未満の人間と定義する。最低年齢に関する特定の法規定は次のとおりである。

- ケニアにおいて刑事責任を問われる最低年齢は8歳である

- 性的同意の最低年齢は16歳に引き上げられた。ただし、これは単に16歳より若い少女に適用するためのものであるため、16～18歳の少女に、さらに少年はそれほど保護されない
- 結婚の最低年齢は法律上18歳である。ただし、ヒンズー婚姻および離婚法 (Hindu Marriage and Divorce Act) は、16～18歳の少女の結婚を認めている。さらに、様々な形式の慣習法の下であれば、18歳未満の少年および少女は結婚してもよい。複数の矛盾した法律が依然として有効であるため、早婚を禁止する児童法が一貫して適用されるとは限らないことに、NGOは非常に懸念している。
- 雇用へ入る許可用の最低年齢は、13年まで最近低下した。」 [47a] (p28-29、パラグラフ2.1)

22.06 2011年11月10日に更新された中央情報局World Factbook, Kenyaは、参政権は18歳からであり、これは普遍的であると説明した。[3a] (政府) 同報告書はさらに、国軍の最低入隊年齢は18歳であるが、親の同意があれば、その年齢より下でも入隊することができる。[3a] (国軍)

## 法的権利

22.07 2001年児童法2001は、ケニアの子供が与えられる基礎的な法的権利を規定する。同法は、第4条を以下のように規定した。

「(1)すべての子供は生まれながらの生存権を持ち、政府および家族は子供の生存および発達の責任を負うものとする。

(2) 子供に関係するすべて行為は、公共または民間の社会福祉機関、裁判所、行政府、または立法府のいずれかによって行われたとしても、子供の利益が最優先で考慮されるものとする。

(3) すべての司法機関および行政機関、およびこれらの機関の名の下に行動するすべての者は、本法律で与えられる権限を行使する場合は、以下を行うのに適した行動規範の採用と矛盾しない範囲において、子供の利益を第一かつ至高の考慮事項として扱うものとする。

(a) 子供の権利および福祉を保護し促進する

(b) 子供の福祉を保守し促進する

(c) 子供の福祉にとっても、また、公益においても必要なだけの指導および矯正を子供のために確保する

(4) 子供に影響を与えるいかなる手続きにおいても、子供は、自らの見解を表明する機会を与えられるものとし、また、子供の見解は、子供の年齢および成熟度を考慮に入れて適切であると思われる範囲で考慮されるものとする。  
[22c]

22.08 2007年6月19日に公表された国連子供人権委員会 (UN Committee on the Rights of the Child) のConcluding Observations on Kenyaは、次のように指

摘した。

「委員会は、2001年の児童法（Cap 586 Laws of Kenya）の制定を歓迎するとともに、第2期間報告書（CRC/C/KEN/2）にリストに記載された締約国によって試みられた様々な法的措置に注目する。しかしながら、立法府はさらに調和と強化を必要とする…委員会は締約国が立法府の調和を継続するよう勧告する。とりわけ、孤児および脆弱な子供に関して法的調査を完了することによって、これを行うよう図る。また、協力して、さらなる遅れがないように、子供の利益となり、子供を保護する様々な法案や政策案を採用し、施行し、児童法の有効な実施を優先事項として必要なあらゆる努力と資源を確保するよう勧告する。委員会はまた、締約国が適切な法規定および規制を通じて、すべての子供被害者または犯罪の目撃者、たとえば、虐待、家庭内暴力、性的経済的搾取、誘拐と売買、およびかかる犯罪の目撃者が条約によって義務付けられている保護を、United Nations Guidelines on Justice in Matters involving Child Victims and Witnesses of Crime（Economic and Social Council resolution 2005/20, annex, of 22 July 2005）を十分に考慮に入れて提供するよう図ることを勧告する。[49a] (p3、パラグラフ8-9)

## 子供に対する暴力

22.09 OMCT report 2008によると、

「子供への拷問禁止条約（Convention Against Torture to children）の実施に関して懸念される主要な問題は次のとおりである。

- 有害な伝統的慣行
- 子供に対する日常的な下劣な扱いを構成する体刑の一般的な実行
- 性的暴力および搾取
- 子供の売買。」 [47a] (p27-28)

22.10 USSD 2010 Human Rights ReportIによると、

「子供レイプおよび危害は引き続き重大問題であった。警察は、1,626人の子供が2008年に陵辱されたと報告した。法律は、陵辱（貫通を含む子供との性行為と定義される）罪について最低刑を定め、子供が11歳未満の場合は終身刑、子供が11～16歳の場合は20年の実刑、子供が16～18歳の場合は10年の実刑となる。新聞には、血縁者、隣人、教師、警察および聖職者による危害やレイプを報じる記事が頻繁に掲載される。NGOのCRADLEとCare Kenyaは、Robbing the Cradleという題名の2006年の報告書を発表した。この報告書は、子供への性的虐待の増加と最年少の被害者の低年齢化を示した。最も脆弱な被害者は、18歳未満の少女と3～8歳の少年であった。ほとんどの児童虐待者は隣人、父親および他の血縁者であった。専門職では教師が最悪の犯罪者で、それにわずかに遅れて追走するのは、警察官と聖職者であった。」 [4b] (セクション6)

22.11 さらに、その報告書はさらに次のように言及した。

「子供買春は、貧困と、HIV/AIDSによって孤児になった子供の増加で最近増

えた。観光産業の高い伸びもまた、未成年の少女および少年と性を求める外国・国内の観光客の大きな伸びに結びついた。政治指導者は、干ばつに襲われた地域社会の未成年者が学校を卒業して、彼らの基本的ニーズを満たすために売春に誘惑されていることに懸念を示した。」[4b] (セクション6)

22.12 USSD 2010 Human Rights Reportはまた、次のように言及した。

「2008年には、教育省は、80,000人の子供が強制的結婚と児童労働により毎年、学校を中退すると推測した。地元のNGOであるCherish Othersは、2009年にTransMara地区で子供の結婚が30件あったことを報告しただけでなく、地方役人が多くの子供結婚を防いだことに注目した。UNICEFは2008年、貧しい世帯の子供は10人のうち9人は初等教育を終了できなかったと報告した。

「政府は、子供が学校に行かない、または行かせない世帯の親を逮捕するように州行政府に命じた。しかしながら、この法律は一律に執行されなかった。

「政府は、学校での体刑を禁止したが、体刑は1年を通じて行われているという報告があった。」[4b] (セクション6)

#### 兵役募集および暴力集団の勧誘

22.13 子供兵士の従軍禁止を求める連合グローバル・レポート：ケニア（Coalition to Stop the Use of Child Soldiers Global report 2008: Kenya）（2011年1月20日にアクセス）は次のように報告した。

「児童法は『子供は戦闘に参加したり武力紛争にかり出されたりしないものとし、武力紛争が起こった場合、子供への敬意、子供の保護と世話は法律に従って維持されるもの』とし、『武装紛争の被害者になる場合がある子供の保護、リハビリ、回復、正常な社会生活への復帰を図ることができるようにする』のは政府の責任であることを明記している。選択議定書の宣言の中で、政府は『兵士を募集する場合、最低年齢は法律により18歳と決められている。募集は完全かつ真に自発的で、兵士志願者に状況をよく説明して同意を得た上で行われる。ケニアには徴兵はない』と述べた。しかしながら、軍隊法（Armed Forces Act）第199章は、親、後見人、または県知事の同意があれば、18歳未満の者を募集することを認めている…軍隊で18未満の者が兵役に就いているという報告はなかったが、出生届を出す有効な制度がないため、18歳未満を採用する恐れはあった…子供が武装犯罪集団の活動（武器の輸送を含む）に関与していることはよく知られている。」[19a]

22.14 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「子供が暴力集団や民兵組織に加わったりしたという記事や、Mungiki集団が学校から若者を勧誘したという記事はあった。ソマリアで活動している武装集団、とりわけ、アルShabaab民兵軍、暫定的な連邦政府を支援する市民軍は、ソマリアで戦うために北東部州および国の難民キャンプから未成年者を募集したと疑われている。」[4b] (セクション6)

#### 強制労働

22.15 2011年10月3日に公表された米国国務省の報告書2010 Findings on the Worst Forms of Child Laborは次のように指摘した。「2010年、政府は新しいケニア憲法、および人身売買防止法（Counter-Trafficking in Persons Act）を制定した。いずれも児童労働の最悪の形態に関連した問題を扱っている。これらの努力にもかかわらず、ケニアは有効に児童強制労働法を強化するための資源を十分に投入できなかった。子供は引き続き最悪の形態の児童労働、特に農業と漁業に従事している。」 [4e] (p411)

22.16 同じ報告書は次のような指摘をした。

「ケニア政府は児童労働法の施行のための機関を指定した。労働省は、ジェンダー・児童・社会開発省（Ministry of Gender, Children and Social Development）との協力で雇用法の下に法律を執行する。労働省は正式な労働セクターを検査する。ジェンダー・児童・社会開発省は、児童労働と関係するすべての地域の四半期の査察および調査を行なう。報告期間に、労働省は、180の地区を担当する30人の労働検査官を雇用した。MOLには、その任務を遂行するための適切な人員および施設、交通手段および燃料がない。さらに、労働検査官は児童労働問題に関する研修をほとんど受けておらず、認識に一貫性がないように見える。労働検査官は、どのような労働環境であれ、子供と雇用者との雇用契約を解除することができる。しかしながら、検査官には、作業場所労働侵害があっても、罰金または罰を出す能力がない。」 [4e] (p413)

これに関連した問題をより広く見るには売買を参照すること。

女性性器切除（FGM）

#### 発生率

22.17 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「法律は18歳未満の女性へのFGM [18年未満については、女性におけるFGM/Cを参照のこと] を禁止している。FGMは通常、幼い頃に行なわれた。UNICEFによれば、15～49歳の女性の3分の1はFGMを経験し、年6月、ある産科医は、女性の32%はその施術に苦しんだと推測した。国の42の民族グループのうち、4つのグループ（Luo、Luhya、Teso、Turkana）のみが伝統的にFGMを実行しなかった（この4民族を合わせると、人口の約25%に当たる）。ジェンダー・子供省（Ministry of Gender and Children Affairs）によると、2008年には、Somali、Kisii、Kuria、Maasaiの地域社会の少女の90%がこの施術を行った。他の地域社会の間での割合を見ると、Taita Taveta（62%）、Kalenjin（48%）、Embu（44%）、Meru（42%）、Kamba（48%）Kikuyu（34%）であった。この慣習を止めるための啓蒙運動プログラムがあり、政府高官も頻繁に参加していた。 [4b] (セクション6)

22.18 2010年6月に発表されたケニア国家統計局Demographic and Health Survey（KDH survey 2009）によると、「…女性の96%は女性性器切除について聞いたことがあり。27%が女性性器切除された。後者は1998年のKDHSで報告された38%、2003年の32%から下がっている。」 [7a] (p264)

22.19 2011年6月5日付のAfrica Press InternationalのKenya: Legislation failing to curb FGM/Cによると、

「児童法（2001）は、FGM/Cに対する子供の従属を刑事罰の対象とするが、その法律に違反した者は刑事罰の対象となる。しかしながら、2008/2009 Kenya Demographic and Health Surveyによると、Ruth's Kisii民族グループはFGM/Cの発生率が96%である。Kisiiのやり方は、陰核の一部が取り除かれたところで、切除として知られているFGM/Cの形式を実行する。

「全体として、2008/2009の報告書は、FGM/Cの発生率が国レベルでは、1998年の38%から27%へと下がり、2003年の32%からも下がったが、職員の話では、法律の大きな影響は、その施術が密かの行われるようになったことである。

「『児童法のなどの法律の施行とともに、この慣習を行う者は密かに隠れて行う道を選ぶようになった』とKisii県の子供担当官Pamela Mbuviと言った。

「ですから、調査は減っていることを示しても、それは、人々がこの慣習を捨てつつあるという意味ではないかもしれない。しかし、また、今は秘密にやることがわかって、法律がそれに追い付くといけなから、報告しない。

「『私たちはそれをしていた数人捕まえて、少なくとも5人は刑務所に送られた。それが、私の知っている限りである。しかし、犯人が用いる秘密主義は、この慣習を終わらせるために法律を有効に使うことを難しくしている…FGMを特にターゲットとした法律はこの慣習を終わらせるのに重要であるが、法律だけではそれをするにはできない。なぜなら、それは伝統的な慣習であり、それは深く根を張っているからだ。強く文化を信じる人々は時にそのためになら死ぬ用意ができてい』とKilimoは言った。…高い代償を払わないといけなくなるから、あえて伝統に挑もうとする人は少ない。Violet Masogoは、FGM/Cから逃げるため家を出た少女を保護する救助センターを運営しているが、彼女が娘たちを『甘やかしている』と主張して、彼女を襲ったため、彼女はKisiiからKisumuに移り、センターにこなければならなかった」[82a]

年齢・民族・地理による変化を含む人口統計に関する詳細については、人口保健統計を参照のこと。

#### 法的地位および政府支援

22.20 2010年10月に発表されたUNICEFおよびInnocenti InsightのペーパーThe dynamics of social change:Towards the abandonment of female genital mutilation/cutting in five African countries（UNICEF FGM報告書）によると、

「ケニア政府は、FGM/Cおよび他の有害な慣習の放棄に対する明瞭なスタンスをとった。これは、以下のように多くの特定の政策ガイドラインおよび法律によって明示されている。

・ ケニア議会は、18歳未満の子供へのFGM/Cの実行を刑事罰の対象として、児童法（No. 8 of 2001）を可決した。第14条は以下を明記する。\* 人は子供を、子供の生活、健康、社会福祉、尊厳または肉体的・精神的発達に悪影響

を及ぼす女性性器切除、子供結婚または他の文化的儀式、習慣もしくは伝統的な慣習に従属させないものとする。」子供へのFGM/Cの強制に対する罰は、12か月の実刑または50,000ケニアシリング（約710USドル）の罰金、または両方である。

- ・ ジェンダー、子供および社会開発省は、各省庁、NGO、ドナー国、および国際機関によって実施されるすべての対FGM/C活動の調整をおこなう機関として2005年に調整役として選ばれた。それは、ケニアにおけるFGM/Cの放棄を推進するための国家計画を開始した（2008～2012年）。

- ・ 2009年6月、ジェンダー、子供および社会開発省は、内閣に提出することを条件として、FGM/Cの放棄のためのケニアの政策の開発を支援した…法改正はFGM/Cを終わらせるための重要な一步ではあるが、ケニアで慣習を刑事罰の対象とすることがまた、悪影響を生んできた。この慣習に関連する合併症は時に、起訴されることを恐れて医療機関に気づかれない。さらに、公式の儀式として扱われることが少なくなる傾向があり、この慣習は内密に行われてきた。」 [67c] (p35-37)

22.21 2011年9月14日付の報告書Enforce the law prohibiting FGM strictly:First Ladyによると、

「大統領夫人Mama Lucy Kibakiは法の執行者に、完全に運用できるようになったら、女性性器切除（FGM）に関する法が厳格に執行されるように求めた。

「State House Nairobi Wednesday [9月14日] から発表された声明文で、大統領夫人は、FGMの禁止が少女および女性の発達にいい影響を及ぼすだろうと述べた。

「『FGMが普通だった地域社会に暮らす少女も今は、何の心配もすることなく、自分の勉強に専念できる』と大統領夫人は言った。

「キバキ夫人は、2010年女性性器切除禁止法案を可決成立させた第10回議会に感謝の意を述べて、今月始めにこの法案が可決成立したことは歓迎すべき展開であると言った。

「大統領夫人は『法案が、FGM犯罪で有罪を宣告された者に対し7年の実刑、または50万ケニアシリングを含む刑罰を規定しているのを知り嬉しく思う。さらに、FGMの実行中に人を死に至らしめた者は、終身刑を科される可能性がある。もし有効に強化されれば、これらの懲罰の罰は十分に制止する。』

「しかしながら、彼女は、法律が成立した今、次の課題はこの法律を有効に国中に執行することであると警告した。

「大統領夫人は、法律がFGMを禁止することは重要であるが、法的な禁止だけでは習慣や伝統を変えることはできないので、退化した慣習に対する戦争の中では第一歩にすぎない。

「この点では、キバキ夫人は、関連の政府機関がこの法律、およびこの慣習によって女性に課せられる危険性について啓蒙を進めるための措置を講じる必要があることを表明した。

「彼女は、地域社会が完全にFGMを放棄することができるようにFGMの危険についての情報を広め、啓蒙を図る必要があることを強調した。

「FGMの禁止が単にその慣習を隠れた場所で行うようにおいやり、若い少女に対して秘密に処理が施されるのであれば、何にもならないからと、大統領夫人は法の執行官、そしてケニア人一般に、FGMとの戦争が成功するために常に警戒を怠らないように要望した。」 [8c]

## NGO からの援助

22.22 UNICEF FGM report 2010によると、

「国の一部の地域では、民族グループ内で力や影響力を行使する伝統的なリーダーによって取られた立場からわかるように伝統的社会規範および命令もまた変化している。2009年8月の公開宣言中に、Njuri Ncheke Supreme Council of Ameru EldersはFGM/Cを非難し、Meruのすべての地区（東部州）において、その慣習を行った、または参加した地域社会のメンバーには、罰金を課す決定をした。[67c] (p35-37)

22.23 USSD Human Rights Report 2010によると、「一部の教会およびNGOは、FGMを避けるために家から逃れた少女に保護施設を提供するが、地域社会の長老が、それを止めさせようと干渉してくる。様々な地域社会とNGOは、FGMの代わりとして少女のために『女性性器切除のない』成人式を設けた。」 [4b] (セクション6)

22.24 国際連合IRIN Newsは2008年12月17日、次のように報告した。

「数百人もの7～17歳までの少女たちが、儀式的な陰核の除去（非合法であるにもかかわらず依然として広く行われている慣習）を逃れるため、ケニア西部の教会に庇護を求めている。少女たちの救済は、政府やWorld Vision、the Maranatha Church、スウェーデンのパートナーなどの機関により与えられた。Kuria地区におけるFGM/Cの放棄の促進に関わっている他の団体には、Action Aid、ADRA、GTZ/MOH、World Visionがある。[42b]

22.25 世界拷問反対機構報告は2008年、FGMを中止させる取り組みについてさらに報告を行っている。

「FGMを除去する取り組みは、多くはCivil Society Organizationsに負うところが大きかった。さらに、特に周縁化された地域の行政官は、少女を救助し、FGMを犯した者を逮捕するのに協力的であったが、かなりの人数の役人が実際に、自分たちの地域ではその慣習を大目に見ていて、さらには、FGMに参加する者さえいた。その問題についてより具体的で実際的な取り組みが政府によって行われるようになっており、それは、脅迫を受けていたり救出されていたりした少女に安全な居住施設の提供、また、その慣習を大目に見たりその慣習に参加したりした行政官や警察官の処罰にまで拡大するだろう。<sup>1</sup> 齧

しい罰は、自分の娘を与えて強制的に結婚させようとしたことが判明した親にも与えられるべきである。」[47a]

## 22.26 国際連合IRIN Newsはさらに2009年8月31日に報告をした。

「関わった者の身体的な危険性、また、社会における女性の隷属的な立場のさらなる固定化に人々が気づくようになるにつれ、女性性器切除FGM/Cの慣習、つまりかつてMeruの間で女らしさの根源であったものがゆっくりと死に向かっている。しかし、そこにはまだ、抵抗が見られ、FGM/Cを放棄することはMeruの価値観、つまり地域社会の中で女性になる若い少女に内在すると思われるものを根底から覆すと多くの人たちが信じている。

「『女性性器切除儀式には二元的役割があった。カット、はい、しかし、カットに続く引き離しの期間がさらにあり、その期間、少女はMeru社会の女性の在り方を教えられた。つまり、女性は上品な社会でどのように振る舞うのか、どのように男性と交流すべきか、どのように社会の尊敬すべきメンバーになるか』とGilbert Musaiは言った。MusaiはRoman Catholic Diocese of Meruのメンバーである。この団体はCatholic Relief Services NGOを持ち、地元の少女に新しい学校の価値観と古い学校の価値観を、FGM/Cの代替価値観として教えるalternative rite-of-passage (ARP) を運営している。「『私たちは古い制度と新しい制度を結び付けたい方法を見つけようと努めている。』」[42c]

## 22.27 World Vision Internationalは2010年2月19日、次のように報告した。

「わずか11歳で、Ireneは、家から、そして地域社会が彼女に信じ込ませたものの、つまり、伝統的な義務である女性性器切除から逃げざるを得なかった。

「World Visionの支援を通じて、Ireneは、救助センターの安全避難所を提供されていた。その安全避難所は意思に反して女性性器切除されている少女や、Ireneのようにその慣習を受ける前に逃げた少女に宿泊所を提供していた。

「ケニアのMarigat地域のWorld VisionのプログラスマネージャーPamela Wamalwaは、World Visionの女性性器切除反対キャンペーンについて楽観的な意見を述べた。女性性器切除および早婚はその地域では少しずつ、しかし着実に減っている。[46a]

女性のFGMに関する詳細な情報については、[Women: FGM](#)を参照のこと

## 子供結婚

## 22.28 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「新聞は、ある特定の民族グループで一般的に行われている子供結婚について良く取り上げる。UNICEFによれば、若い女性の25%は子供の頃結婚していた。結婚法は、16歳未満の結婚を禁止するが、マホメットの結婚と離婚の法によって、イスラム教の少女は若くして結婚することが可能である。結婚が法律の規定の下に結ばれた場合、その結婚に関連する法廷審問はその裁判を決定する時に法律の規定に適用される。[4b] (セクション6)

## ストリートチルドレン

22.29 Daily Nationは2010年4月14日、次のように報じた。

「議会は主要都市にあふれるストリートチルドレンの流入にいらだっていた。政府さえそれらの子供たちの多くがどこで眠っているかわからないと認めた。担当する省もまた、全国のストリートチルドレンの詳細な記録を持っていないと認めた…2000年までの記録はあったが、6000…に固定されていた国の主要な都市、ナイロビ、ナクル、モンバサおよびキスムにはたくさんのストリートチルドレンがいるが、彼らの多くは、まだ社会復帰ができていない。彼らの一部は、2004年の一掃作戦通りから連れて出されたが、今は戻っている。当局がホームレスの人々を都市から一掃する約束でためらっているうちに、さらに多くのストリートチルドレンが戻ってきている。」 [16k]

22.30 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「政府は、プログラムを組み、ストリートチルドレンを保護施設に入れて、NGOを支援し、NGOは教育、技術研修、カウンセリング、法律相談、および虐待された少女や商業性産業で搾取されたこどもを支援した。[4b] (セクション6)

22.31 Daily Nationは2010年4月17日、ナイロビにあるそのようなNGO1つについて報じた。

「New Dawn Africaは…何年もプロジェクトを運営してきた、人々が多く住むSouth Bの周りのスラム街の若者の生活を向上させるため、…定期配食プログラムがあり、干ばつ時には、充実させている…New Dawnは、若者のために研修を支援していて、洋裁、メカニックス、建設、および他の工芸の研修がある…Waithera [Chege, New Dawnの理事長] は、過去4年間に100人以上の若者が自立していると推計した。みんなの努力のおかげ。」 [16m]

一般の人身売買に関する詳細な情報については、同じ見出しの章を参照のこと。

## 育児および保護

22.32 2009年4月30日付のUNICEFの文書Report of the field visit to Kenya by members of the Bureau of the Executive Board (UNICEF field report 2009) は、次のように指摘した。

「ケニアの子供保護の挑戦は引き続き重大であり、同時に、子供保護の問題に関する全国データは非常に限定されている。はおよそ240万人の孤児は家族一員によって世話をされているが、多くは路上、慈善団体の児童施設、または家庭児童施設 (child-headed household) で生活する。体刑は公式には禁止されているが、学校、機関および家ではまだ実行される。2006年のUNICEFの調査は、海岸地域の4つの観光地では、3000人の子供が性労働者として働いていることを明らかにした。その調査によれば、それらの地域で暮らす12～18歳の少女の30%は、不特定多数を相手にする商業的性産業に関わっている。さらに、何十万もの子供が路上で生活していると推測される。2007/2008

年の選挙後暴力中に、いくつかの地域社会では、女性と少女のほぼ半分がレイプされたか、性的虐待を受けた。ケニアが人身売買の中継国および最終目的地であるだけでなく、急成長している供給国であることを示す証拠がある。2003年のケニアのDemographic Health Surveyによれば、15～19歳の少女の34%が女性性器を切除され、北東州ではその数字は98.9%である。」[67b] (p4、パラグラフ19)

22.33 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「貧困およびHIV/AIDSのまん延が子供ホームレスを直撃している。2007年には、政府は、20地区の家族とAIDSで親を失った子供とを結ぶ試験的プログラムを開始した。2007年には、このプログラムにより5,000人の子供たちが家庭で過ごした。ストリートチルドレンは警察その他、および少年収容施設内で嫌がらせや身体的性的虐待を受けた。

「政府は、プログラムを組み、ストリートチルドレンを保護施設に入れて、NGOを支援し、NGOは教育、技術研修、カウンセリング、法律相談、および虐待された少女や商業性産業で搾取されたこどもを支援した。」[4b] (セクション6)

22.34 Children's Legal Aid Network (CLAN) ウェブサイト (2010年10月19日にアクセス) は「子供たちの生活を改善を図るための良質な法律相談を提供」する団体である。地元のパートナーと手を結んで、私たちは住民参加を促進し、世界の最も脆弱な人々—子供—の権利を支持する個人と組織の能力を強くする。」[45a] (ホームページ) そのウェブサイトは、さらに次のように述べている。「CLANの使命は、無料の法律相談および関連のサービスを提供することを通して、子供の権利と福祉を支持し、保護し、高めることによって、子供のための公正推進することである。この使命の最も重要な要素は、政府、は、政府、市民社会団体、家族および子供を含む前線のサービス・プロバイダーとともに活動することである。」[45a] (ホームページ)

## 教育

22.35 UN CRC Kenya報告書によると、

「委員会は感謝とともに、次のように指摘する。2003年の初等教育の導入の結果、教育にアクセスできない子供の割合が高いという背景があるにもかかわらず、就学率が大幅に向上した。委員会は、幼児ケア幼児教育機関の就学率の低さ、および平等の教育へのアクセスにおける格差（特に少女および放牧民や狩猟採集民の子供を不利な立場に置く）に懸念をしている。委員会はまた、就学生の急速な増加は、財源の十分な分配に問題を起こし、その結果、物理的な学校環境において、十分なインフラ、研修を積んだ教師、および水道・衛生設備が不足することも指摘する。委員会は、就学が中等教育において無料ではなく、これが出席率を押し下げる可能性があることを遺憾に思っている。また、非学問的な職業向けの青年が利用できる基礎的な職業訓練についても懸念している。」[49a] (p15-16、パラグラフ57)

22.36 2011年10月3日に公表された米国国務省の報告書2010 Findings on the Worst

Forms of Child Labor - Kenyaは次のように指摘した。「ケニアでは、教育へのアクセスは教師不足、学校内での過密、および子供の未登録状態によって妨げられている。現在、農村地域のケニアの子供の44%は、無料の出生登録にもかかわらず無登録のままである。国民であることを証明できない、無登録の子供は、学校に通う機会を失う恐れがある…児童法は…13歳までの無料の義務教育を規定する。しかしながら、制服および教科書などの授業料に関係ない費用就学を妨げている。」 [4e] (p412)

#### 22.37 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「初等・中等教育は授業料が無料であった（ただし、中等教育では初等標準試験で良い成績を収めた学生に限定される）が、教師と予算の不足のため、教室は過密状態であった。2007年のUNICEFのデータによれば、就学適格者の子供の約79%は初等教育に就学登録していたが、就学適格者の未成年者の13%は中等教育に就学登録していなかった。中等教育では、少年は少女に比べ約25,000人も就学者が多かった。農村の家族では、少年に比べ少女の教育に投資することを嫌う傾向があり、特に高等教育ではそうであった…2008年に、青年期に関する研究センターは、10,000～13,000人の少女が妊娠により学校を毎年中途退すると報告した。教育法（Education Act）は妊娠した少女が出産まで、さらに出産後も教育を継続して受ける権利を保証したが、学校は多くの場合、この権利を尊重せず、時には退学させることもあるとNGOは報告した。」 [4b] (セクション6)

#### 22.38 KDH Survey 2009によると、

「2003年のKDHSと比較すると、学校に通ったことのない子供および青少年、特に10～14歳および15～19年の間で割合が下がっている…NAR [純出席率] …を見ると、初等教育年齢の子供の79%は学校に通っている…驚くことに、NARは少女（80%）が少年（78%）よりも高い。初等教育におけるNARは予想通り、都市部（84%）が農村部（78%）に比べて高い。所得五分位階級別に見ると、初等教育におけるNARは最低の所得階級の65%から最高の所得階級の88%へと所得階級が高いほど高くなる…NARおよびGAR [総出席率] は予想通り、中等教育のほうが初等教育よりもひくい。しかしながら、2003年のKDHSデータと比較すると、2008/2009年の中等教育のNARにかなりの改善が見られ、2008/2009年のNARは2003年KDHSのNARよりも5%高い。中等教育における最低の所得階級層のNARと最高の所得階級層のNARとの差は、6%に対して45%と非常に大きい。

「ジェンダー均等指数（gender parity index）は、男性GARに対する女性GARの比率を示す。初等教育では、ジェンダー均等指数は1に近く、男女間に均等が見られる。しかしながら、中等教育のGPI（ジェンダー均等指数）は0.75まで低下し、男性が有利な立場にあることがうかがわれる。2003年のKDHSデータとの比較から、初等教育のGPIはあまり変化していなかったことがわかる…男女両方の若年層の出席率は、6～10歳の年齢層（91%）および11～15歳の年齢層（95%）では等しい。しかしながら、16～20歳の年齢層では、男女の間に際立った大きな差が見られる。2008年、男性の73%が授業に出席したのに対し、女性は57%であった。この傾向は21～24歳の年齢でも続き、男

性は2008年、女性よりも2倍も多く学校に通っていた（男性の27%、女性の11%）。[7a] (p15-19、パラグラフ2.3.1-2.3.2)

- 22.39 KDHS 2009はさらに、教育を受けていない少女の3分の1が出産経験者（32%）であったのに対し、中等教育以上の教育を受けた少女は10分の1にすぎなかった。[7a] (p56、セクション4.7)

ケニアにおける教育の提供の詳細については、人口保健調査を参照のこと。ケニアの教育の達成と水準に関する詳細は、2010年5月14日に公表された報告書UwezoのKenya National Learning Assessmentを参照のこと。

## 保健福祉

- 22.40 以下はUNICEF SOWC 2011報告書に示された保健衛生のデータである。

|                                                       |                         |             |                                  |       |         |
|-------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|----------------------------------|-------|---------|
| 改善された水源を利用する人の比率（％）                                   |                         |             | 2008 年                           | 合計    | 59      |
|                                                       |                         |             |                                  | 都市部   | 83      |
|                                                       |                         |             |                                  | 農村部   | 52      |
| 適切な衛生施設を利用する人の比率（％）                                   |                         |             | 2008 年                           | 合計    | 31      |
|                                                       |                         |             |                                  | 都市部   | 27      |
|                                                       |                         |             |                                  | 農村部   | 32      |
| 政府資金による定期 EPI 用ワクチンの購入率（％）                            |                         |             | 2009 年                           | 合計    | 該当データなし |
| 予防接種                                                  | 1 歳                     | ツベルクリン      | 対応                               | BCG   | 75      |
| 2009 年                                                | 予防接種を受けた子供の比率（％）        | DPT (3 種混合) | ワクチン：                            | DPT1  | 80      |
|                                                       |                         | ポリオ         |                                  | DPT3  | 75      |
|                                                       |                         | はしか         |                                  | ポリオ   | 71      |
|                                                       |                         | HepB        |                                  | はしか   | 74      |
|                                                       |                         | Hib         |                                  | HepB3 | 75      |
|                                                       |                         |             |                                  | Hib3  | 75      |
|                                                       | ワクチン破傷風から保護された新生児の比率（％） |             |                                  |       | 78      |
| 肺炎と疑われる症状を呈していた 5 歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率（％）             |                         |             | 2005～2009 年                      |       | 56      |
| 肺炎と疑われる症状を呈していた 5 歳未満児のうち抗生物質による治療を受けた比率（％）           |                         |             | 該当データなし                          |       |         |
| 下痢をした 5 歳未満児のうち ORT および授乳・食事の継続による対応をされた比率（％）         |                         |             | 2005～2009 年                      |       | 33      |
| マラリア（2006～2009 年）[データは、列の見出しに明記した期間に利用可能な最新年のものを意味する] |                         |             | 最低 1 枚の殺虫剤入り蚊帳（ITN）を所有する世帯の比率（％） |       | 54      |
|                                                       |                         |             | ITN の中で眠る 5 歳未満児の比率（％）           |       | 46      |

|  |                                          |    |
|--|------------------------------------------|----|
|  | 発熱した 5 歳未満児のうち<br>抗マラリア剤を与えられた<br>比率 (%) | 23 |
|--|------------------------------------------|----|

[67a] (表3)

22.41 UNICEFの2009年現地報告書によると、

「…栄養不良、高い発病率、不十分な保健医療と衛生対策、劣悪な環境と生活状態、およびまん延するHIV/AIDSはすべて子供の保健医療の低水準に原因がある。他の要因としては、部分的には保健医療施設までの遠い距離、医薬品・補給品・熟練した要員の不足を含む不十分な保健医療体制による保健医療サービスへのアクセスの制約が挙げられる…ケニアの人口の半分しか、安全な飲料水や衛生設備を利用できない。これが下痢性疾患の危険性を増しており、すべての子供の死亡原因の20%に上る。学校の約70%は適切な汚物処理施設または安全な給水設備を設置していない。」 [67b] (p3、パラグラフ13-15)

栄養

22.42 UNICEFの2009年現地報告書は、「ケニアの5歳未満児の3人に1人は栄養不良であると推定される」と指摘した。栄養不良がすべての子供死亡の半分以上の重大要因であると推定される。急性栄養失調のレベルは、国内の乾燥地域で特に高い…」 [67b] (p3、パラグラフ14)

22.43 以下はUNICEF SOWC報告書に示された栄養に関するデータである。

|                                   |                     |               |    |
|-----------------------------------|---------------------|---------------|----|
| 低出生体重児出生率 (%) (2.5kg 未満)          |                     | 2005～2009 年   | 8  |
| 子供の比率 (%) (2005～2009 年)           | 母乳早期開始 (出生後 1 時間以内) |               | 58 |
|                                   | 母乳のみ                | (6 か月未満)      | 32 |
|                                   | 母乳と補助食品             | (6～9 か月)      | 83 |
|                                   | 母乳育児継続              | (20～23 か月)    | 54 |
| 栄養不良の 5 歳未満児の比率 (%) (2003～2009 年) | 低体重 (WHO)           | 中・重度          | 16 |
|                                   | 低体重 (WHO)           | 重度            | 4  |
|                                   | 消耗症 (WHO)           | 中・重度          | 7  |
|                                   | 発育障害 (WHO)          | 中・重度          | 35 |
| ビタミン A の補給率 (6～59 か月児) (2008 年)   |                     | 完全補給の比率 (%)   | 51 |
| ヨード添加塩を使う世帯の比率                    |                     | 2003 年～2009 年 | 98 |

[67a] (表2)

HIV および AIDS

22.44 UNICEFの2009年現地報告書によると、

「ケニアは、HIV/AIDSの継続的な女性化に加えて、全年齢層で高いHIV/AIDS発生率に苦しんでいる。全国罹患率は現在7.4%である。都市部ではその数字は安定しているが、農村部では、罹患率は引き続き上昇傾向にある…出生時にHIVに感染したすべての子供の半数は、2回目の誕生日を迎える前に死亡す

る。この主な原因は、問題の重大性が長い期間にわたって隠され続けていたことにある。子供の主要感染源は母子感染である…」[67b] (p4、パラグラフ16-17)

22.45 *United Nations General Assembly Special Session on HIV and AIDS Country Report - Kenya, 2010*によると、

「約1000の保健医療施設はHIVの早期幼児診断（Early Infant Diagnosis）を示している。子供のHIV検査数は2008年30,640（37.8%）から2009年49,344（61%）に増加した。小児科治療は報告期間（2007年に治療を受けた子供は13,000人、2008年は20,517人、2009年は28,370人）も増加しており、ARTの必要な子供の約24.2%を占める。ART治療を受けた子供の数は2008年から2009年にかけて増加したが、治療適用の比率は低下した。これは、すべてのHIV感染の18歳未満児はART治療を必要とするという新しいガイドラインを踏まえて分母が変わったためである。[79b] (p16-17)

緩和ケア

22.46 2010年9月9日に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書Needless Painは、次のように報告した。

「ケニアは小児疾患と小児死亡率が高く、また増加傾向にある。何十万もの子供が、AIDS、癌、鎌状赤血球症、他の慢性疾患、多くの場合は、死病、別の言い方をすれば、生命を脅かす病気に苦しんでおり、また、これらの子供はしばしば衰弱を伴う激痛を味わう…ケニアでは、病気の子供の苦痛を和らげる鎮痛剤を入手するのが難しい…ケニア医療品供給機関（Kenya Medical Supplies Agency、KEMSA）は、他の必須医薬品のように経口モルヒネを調達していないため、公的病院がそれ入手するのは、一層難しい。」[9d] (p4-6)

22.47 その報告書はさらに次のように言及した。

「…約250の公的病院のうち唯一7つの病院が緩和ケア治療を行い、中度から重度の慢性痛に効く経口モルヒネを施すことができる。AIDSや癌の患者に一般に見られる損傷した神経によって引き起こされる神経障害性痛を治療する医薬品もまた、大部分は利用不可能な…である。ケニアの大多数の重病の子供は家庭で介護されるが、保険医療制度は家庭介護による緩和ケアの支援にはほとんど役立っていない。親は強い鎮痛剤があることに気付いていない場合が多く、そのため、そうした薬を子供のために探し求めようとしない。HIV罹患率が高いということは、多くの病気の子供は親戚またはその他の介護者と一緒に住む孤児であり、そのため、そうした子供が特に是弱な状態にあることを意味する。大多数の介護者は病気の子供の介護に最善を尽くすが、一部の介護者はそうした子供を虐待し、介護を放棄する。重い負担を強いられている弱体な児童保護制度が、それらの子供にまで辿り着くことはめったにない。」[9d] (p8-11)

医療問題も参照のこと。

## 23. 人身売買

- 23.01 2011年6月27日に公表された米国国務省の報告書Trafficking in Persons Report 2011 (USSD Trafficking Report 2011) は、ケニアについて次のように言及した。

「ケニアは、強制労働および性的人身売買の対象にされた男性、女性および子供の供給国、中継国、そして最終目的地である。国内では、ケニアの子供たちは、家庭内労働、性的人身売買（海岸観光地の性産業に関わるものも含む）、さらに農業（花プランテーションを含む）、漁業、牛放牧、露天販売および飲食店での労働を強いられた。家族、部族、または宗教のつながりを通じて貧しい家族の信用を得てから、子供には養育と教育を約束し、女性には魅力的な仕事に就かせると約束して欺瞞的に募集する。ケニアの男性、女性、子供は仕事を求めて自主的に他の東アフリカ諸国、欧州、そして中東（とりわけ、サウジアラビア）に移住するが、そこでは、家庭内強制労働、マッサージパーラーと売春宿、および建設産業を含む強制単純労働へと売買されていく。ブルンジ、エチオピア、ルワンダ、ソマリア、タンザニアおよびウガンダからの子供たちが、ケニアで強制労働と性売買の対象とされる。報道によれば、中国、インドおよびパキスタンの女性は、ナイロビを経由してヨーロッパの性産業で搾取されている。」 [4c] (ケニア)

- 23.02 2011年11月2日付のGuardian（英国の新聞）の記事*Human trafficking on the rise amid Horn of Africa's drought and famine*によると、

「Womankind Kenya（ケニアの北東州のガリッサを拠点とするNGO）は、若い娘50人が毎週、ナイロビへ売買または密輸されると推測している。『ケニアからソマリアにmiraa [葉の付いた麻薬] を運んで戻る車両には大勢の若い娘や女性が載せられており、これらの女性はナイロビで売春婦になるか、ケニア以外の国に送り出される』とHubbie Hussein（Womankind Kenyaの理事長）は言う。

「ケニアで面積と人口がともに最大の州であるリフトバレー州の州警察副長官のEphantus Kiuraは、この事実を認めている。『200人以上の不法移民が毎週、スーダン、エチオピア、タンザニア、ウガンダおよびソマリアから、[侵入しやすい400kmの国境]（それらの国と共有する国境）を通過してこの州に送り込まれる』とKiuraは言う。

「国際移民機関（International Organisation for Migration）は、1万人以上が毎年、ケニアの海岸州に売買されると推定する。同機関によると、ルワンダ、タンザニア、エチオピア、ソマリアおよびウガンダから売られてきた子供たちはケニア国内の家庭内労働者、性労働者および牛飼いとして働く。『[2011年] 9月28日時点で、Dadaab難民キャンプには45万2,000人を超える難民（大部分はソマリ族）がいた。難民の大量の流入は、地域の人々の流れを複雑にした。それは、人身売買、密輸などの搾取の形態に対して人々の脆弱性を増大させた』とJean-Phillipe Chauzy（IOM [国際移民機関]）のコミュニケーション担当責任者）は言う。

「ナイロビは、ケニアの他の様々な地域に、そして他の国々に少女たちを送り出す中核市場であると、Husseinは言う。『ナイロビから多くの少女がモンバサに送られ、ここで、未成年の少女は買春観光産業に売られる。彼女たちはマッサージパーラーまたは美容院に連れて行かれ、ツアーオペレーターとホテルの連絡係がそこにやってきて、買春観光産業で働く性労働者として連れて行きたい少女を選ぶ』とHusseinは言う。

「Womankind Kenyaの理事長は、これらのツアーオペレーターとホテル従業員はブローカーとして働き、主に性的奴隷として売るために10～15歳の若い娘に600ドルを請求する。『売買された子供は、買春観光産業が栄えるモンバサの閑静な別荘に連れて行かれる』とHusseinは言う。

「国際平和研究所（International Peace Institute）と開かれた統治アフリカセンター（Africa Centre for Open Governance）によって [2011年] 10月に発表された報告書によると、東アフリカで人身売買された大多数の人々は、売春または強制労働をするために売られる女性および子供である。その報告書によると、人身売買業者や密輸業者は、干ばつ、貧困、アフリカの角の紛争を儲けの餌にして、より良い生活の約束のもとに人々をナイロビへ、そして世界へ密輸する。」 [81b]

## 法的権利および政府支援

### 23.03 USSD Trafficking in Persons Report 2011によると、

「ケニア政府は、完全に人身売買の根絶に関する最低限基準を順守しているわけではないが、根絶に向かって多大な努力をしている。報告期間に、政府は包括的な人身売買防止法を制定し、2人の人身売買違反者を有罪とし処罰した。政府は、ホットラインの範囲および有効性を拡充し、子供の人身売買反対する運動を開始し、性的人身売買の子供被害者に弁護士を提供し、ジェンダー、子供および社会開発省内に人身売買防止室を設置した。しかしながら、政府は、国家行動計画を完了または実施することも、法執行官の人身売買共犯問題に取り組むことも、外交官、警察、労働検査官および児童担当官を含む役人に対して人身売買防止のための十分な研修を行うこともできなかった…政府の人身売買防止法の執行努力は、報告期間に著しい成果を挙げ、初めて、この報告書に含められるような努力に関するデータを提供した。2010年7月、ケニア議会では、人身取引対策法案（Counter-Trafficking in Persons Bill）の3回目の提出がなされ、10月、大統領はそれに署名して法律として成立させた。人身取引対策法（Act 8 of 2010）第1条は、あらゆる形態の人身売買を禁止し、第3条(5)は、レイプなど他の重大な犯罪に対する刑罰に釣り合った最低15年の実刑を科す十分に厳しい刑を規定する。第3条(6)は、人身売買の犯罪取引を取り仕切るか、資金提供したことによる加重犯罪に対しては最低30年の実刑を規定する。さらに、2006年性犯罪法（Sexual Offenses Act of 2006）第14条、15条および17条は、児童買春観光産業（最低10年の実刑を伴う刑罰を規定）、児童買春（最低10年の実刑を伴う刑罰を規定）、および強制買春（最低5年の実刑を伴う刑罰を規定）の促進を禁止する。しかしながら、これらの条項が検察官によって広く使用されているわけではない。

「政府は、報告期間における人身売買犯罪者について、236件の捜査、10件の起訴、6件の有罪があったことを報告したが、有罪となった事件のうちのわずか2件のみが実際に人身売買犯罪に関わるものであった。2010年9月、たとえば、ナイロビの裁判所は、子供をタンザニアから誘拐し、ナイロビの路上で物乞いをさせた疑いにより、非合法的な児童労働および違法な蔵匿の罪で起訴されたタンザニア人とそのケニア人妻の2人に有罪を宣告し実刑2年の判決を下した。2010年6月、キタレの警察は、ケニアのTrans-Nzoia県とBungoma県からスーダンのJubaとToritの町に、性産業で働かすことを目的に子供を人身売買した容疑で、1人の男を逮捕したが、この事件な罪状は不明である。法執行当局および他の役人による汚職は引き続き、人身売買業者を裁判にかけようとする努力を阻害する役割を果たした。一部の地域では、腐敗した警察、移民担当官、または労働担当官は共犯になり、賄賂を受け取って人身売買の犯罪を見逃したり罪を軽くしたりすることもある。そうした犯罪の捜査を妨害することもある。政府は報告期間において、人身売買に関与、または加担した疑いのある役人を調査したり訴追したりする姿勢を見せなかった。政府は報告期間において、法執行官に人身売買の研修を提供することはなかった。」

[4c] (ケニア)

- 23.04 国際連合IIRIN Newsは2010年12月8日、新しい人身売買防止法がどのように受け取られたかについて報告した。

「反人身売買を訴える専門家は、ケニアで最近成立した法律（人身売買を法的に定義し、犯罪として認識した初の法律）は、脆弱な人々を保護するのに役立ち、被害者を助ける一方、犯罪者に対する抑止力として働くだろうと言う…ケニアのムワイ・キバキ大統領は10月、法案に署名して新しい法律として成立させた。有罪の場合、懲役30年の実刑、または3,000万ケニアシリング（37万米ドル）が科される…CRADLE（弁護士活動を通じて子供の問題に取り組むNGO）の弁護士であるTony Oderaは、多くの人身売買事件は報告されているが、法律による明確な定義がなかったことが容疑者の起訴を複雑にした。

「『新しい法律は、人身売買に関係する問題を扱うための包括的な法的枠組みを提供するだろう』とOderaは述べ、さらに、その法律により、人身売買対策諮問委員会の設立が可能となり、起訴と賠償請求期間における守秘義務についても規定できるだろう…一部の貧しい親や年老いた親は子供に売春を強制すると言われている。CRADLEは、ケニアの海岸地域の『セックススポット』に頻繁に現れる未成年者が約1,500人いると推測する。」 [42d]

## 保護

- 23.05 2010年1月に公表された国際移民機関（IOM）情報シートCountering Human Trafficking In Kenya through Capacity Building, Awareness Raising and Assistance to Victims Phase IIによると、

「IOMは2005年半ば以来、ケニアで反人身売買活動を実行している。IOMは現在、ノルウェー王国大使館が資金援助するCapacity Building, Awareness Raising and Assistance to Victims（Phase 2）を通じて、ケニアで人身売買

対策（Countering Human Trafficking）プロジェクトを実行している…2008年9月、IOMは、人身売買の被害者に支援を提供する保護施設を作るため、地元の提携先としてCentre for Domestic Training and Development（CDTD）と協力協定を結んだ。国内的に人身売買されたケニア人被害者、および英国、サウジアラビアおよび南アフリカに人身売買されたケニア人被害者、さらにウガンダ、ルワンダおよび他の近隣の諸国から人身売買されてきた外国人被害者は、そのプロジェクトの枠組み内で支援された。さらに、IOMは、人身売買の被害者の中でも社会で脆弱な立場の者に身元のはっきりしたサービスプロバイダーの名簿をまとめ、照会を目的としてそれを政府機関およびNGOに配布した。

「IOMは、政府役人、NGO、国際機関および援助国が定期的に会い、一堂に会するためのCounter Trafficking Stakeholders Networkを設立した。反人身売買活動に携わる関係団体は、そのネットワークに自由に参加できる。この大きなネットワークを通じて、IOMは、全国照会体制の確立に向けた第一歩としてサービスディレクトリーを作成したので、今後も、できるだけ多くのパートナーに手を差し延べるための手段として、これを使用し続ける。」 [48a]

#### 23.06 USSD Trafficking in Persons Report 2011によると、

「政府はその年 [2010年]、人身売買被害者の身分証明および被害者人身売買保護データを蓄積した。人身売買防止法の被害者保護規定を実施するためのガイドラインがまだ策定されていないため、政府は引き続き脆弱な人々の中から人身売買の被害者を特定する仕組み、および援助の必要な被害者をNGOに送るための正式な照会手順の両方に欠けていた。政府はその年、政府役人がサービスプロバイダーに照会した被害者の人数の記録を保持していなかった。しかしながら、保護サービスを受けた被害者の人数は不明確なままであるが、警察、児童担当官および労働担当官は2010年に236人の人身売買被害者を確認したことを、政府は報告した。2010年には、ジェンダー、子供および社会開発省の450人の児童担当官（子供の権利を擁護し、子供に必要なサービスを確保する責任を負う役人）は、地域にある2,427の子供諮問委員会（Children's Advisory Committee）の活動を調整し、一方、子供諮問委員会は警察と連携して、子供の人身売買と闘い、サービスを子供に提供する機関を監視し、地域レベルで人権について意識向上を図った。報告期間において、報道によれば、児童担当官はまた、人身売買の捜査に参加し、被害者にカウンセリングを行ったという。モンバサでは、児童担当官は、救助センター（Rescue Center）（性人身売買被害者の保護施設）の管理委員会の委員を務め、被害者の事件評価および被害者へのサービス照会を行った。ジェンダー省および地域のNGOは引き続き共同で、子供の人身売買、労働および虐待の事件報告を受ける24時間フリーダイヤルのホットラインを運営した。ホットラインは政府所有の建物に置かれ、一部には児童担当官（救助を円滑に進め、適切な地区役人に照会した）が配属される。報告期間において、ホットラインは子供買春を含む子供の人身売買の報告を100件、児童労働に関連した報告を350件以上を受け付けた。2010年の始め、政府はホットラインを管理する国家運営委員会を設立した。この委員会は国際的なNGOと共同で、地元で利用可能な被害者向けサービスを子供が利用しやすくするために、北東州とリフトバレー州に追加のコールセンターを開設した。ジェンダー省はまた、モ

ンバサ、マリンディ、エルドレット、ガリッサに4つの照会センターを運営して、カウンセリングおよび指導サービスを提供し、さらに家に戻ることでできない子供の他のセンターへの照会を行っていた。ただし、その年 [2010年]、これらのセンターが人身売買被害者にそのようなサービスを提供したかどうかは不明である。

「子供の人身売買被害者に対するケアとは対照的に、政府は、サウジアラビアで確認された一部のケニア人被害者を除いて、人身売買された大人にサービス（保護施設、医療、精神・社会的ケアを含む）をほとんど提供しなかった。リヤドのケニア大使館は報告期間中に、家庭内強制労働の被害者の少なくとも1人に、本国送還を含め、援助を行ったが、他の複数の被害者は、大使館は仲裁に入るのが遅く、迅速に旅券等の処理を行わず、物質的支援も行わなかったと苦情を言った。外務省（2010年にはそれまで以上に人身売買問題に対応していることを実証した）は、サウジアラビアから帰国する1人の被害者に600ドルの旅費を提供した。報告期間中には、人身売買犯罪の捜査および起訴に関してケニア人被害者が支援するよう働きかけをしていると政府は報告しているが、そのような実例を示す情報を政府は提供しなかった。人身売買された直接的な結果として行ってしまった不法行為については、政府は被害者として確認されたケニア人に対しては不適切に投獄したり、別の方法で刑罰を科したりすることはなかった。」 [4c] (ケニア)

女性および児童も参照のこと。

## 24. 医療問題

### 治療および医薬品の利用可能度の概要

- 24.01 2010年4月27日にまとめられたケニア民間部門同盟（Kenya Private Sector Alliance）素案Baseline Study on Healthcare Delivery in Kenya（KEPSA report 2010）は、ケニアの施設に関する分類を以下のように示した。

| レベル | 施設のタイプ          |
|-----|-----------------|
| VI  | 三次病院            |
| V   | 二次病院            |
| IV  | 一次病院            |
| III | 保健センター、産院、養護ホーム |
| II  | 健康相談所、クリニック     |
| 連絡  |                 |
| I   | 地域社会：村／世帯／個人    |

[71a] (序論、p1)

- 24.02 KEPSA report 2010はさらに、次のように言及した。

「保健部門は本来、多元的であり、保健サービスは、ケニア政府（GOK）および半官半民の組織による公的部門、Faith Based Organisations（FBO）を構成する民間部門、非政府組織（NGO）および営利目的の民間施設を含む多く活動主体によって提供される。公的部門は保健サービスの最大の提供者であり出資者であり、全国で保健医療施設を運営し、こうした施設の約52%を占める。

「全国照会と教育または三次病院は、保健医療制度の三角形の頂点にある。公的部門では、これらの代表的機関はナイロビのケニヤッタ国立病院（Kenyatta National Hospital）およびエルドレットのモイ医科大病院（Moi Teaching and Referral Hospital）である。民間部門では、それらに相当する機関はアガ・カーン大学病院（Aga Khan University Hospital）およびナイロビ病院（Nairobi Hospital）である。照会制度では、高度な診断・療法・リハビリテーションサービスを提供する。

「州立病院または二次病院は、それぞれの地区病院への照会を行う。それらの病院は、地区の保健医療サービスの実施を監視し、質的水準を維持し、すべての地区の関連活動を管理する。モンバサとキスムにあるアガ・カーン病院はこのレベルに当てはまる。

「地区・サブ地区病院または一次病院は、保健センターへの照会およびガイダンスを提供する。同時に、そのレベルで必要とされる中核機能に活動の中心を置く。

「保健センターに関しては、地元住民に最も適合した予防・治療サービスに重点が置かれる。保健センターはまた、地域社会に外来サービスを提供する。

「健康相談所は、地域社会との最初の接点になるように意図されている。この機能はまた、保健センターと共有している。健康相談所は、個人の生活様式と地域社会に焦点を当てた保健医療部門改革の実現において最も重要な広範囲に及ぶ予防的な保健医療サービスを提供する。それらはまた、基本的な治療サービスも提供する。

「村・世帯・個人で構成される地域社会レベルは、保健医療サービスを提供するための新たな仕組みであるKEPH [Kenya Essential Package for Health] 制度においてサービス提供の優先事項のベースとなる。村保健委員会（Village Health Committee）は、個人および世帯が参加し、本人と地域社会の健康に寄与することができるフォーラムとしての役割を期待されている。

「公的保健医療サービスは、民間企業、NGO、信仰に基づく社会奉仕活動を行う団体（faith-based organisation）および個人が所有する営利目的の施設および非営利施設によって補完される。これらの施設としては、病院、産院およびクリニックが挙げられる。これらは国の保健医療施設の45%以上を占める。」 [71a] (序論、p2)

ケニアの病院一覧については、[Hospitals Worldwide](#)を参照のこと。ケニアの保健医療施設名簿については、[Official Kenya Medical Directory](#)を参照のこと。

ケニアの必須医薬品一覧（前回更新は2003年）は、[ここ](http://apps.who.int/medicinedocs/documents/s16187e/s16187e.pdf)（<http://apps.who.int/medicinedocs/documents/s16187e/s16187e.pdf>）をクリックすると閲覧することができる。

## 保健医療の利用可能性

- 24.03 2010年7月に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書「Am Not Dead, But I Am Not Living」によると、

「公的病院の利用に対する全額または一部の医療費免除の体制を導入することによって、政府は、貧しい患者が保健医療の利用を向上するための対策を講じてきた。しかしながら、特定の重要な領域において、前進があまり見られず、時に全く見られない状況から、ケニアは健康に対する権利に関してその義務を果たす意思があるのかどうか疑問視されている。ケニアの保健医療部門に影響を及ぼしている問題の多くは、長年にわたる問題である。それらの問題としては、医療従事者の不足、農村地域や貧困地域に不利となる利用可能な医療関係者および保健医療施設の不均衡配分（偏在）、家族計画医療品を含む医療品の頻繁な不足、および貧困層による保健医療サービスの利用を容易にすることの失敗が挙げられる。」[9e] (セクションV、p45)

- 24.04 Business Dailyは2010年10月6日、次のように報じた。

「必須医薬品の価格が高く設定されることを受けて、政府は必須医薬品コンセプト（Essential Drug Concept）の導入を決定した。このコンセプトは1985年に開かれた会議で生まれた概念であり、必須医薬品は患者と政府の両方にとって買うことのできる価格に設定する必要があることを訴えた会議でもある。

「その会議で合意を見た戦略の中に、ジェネリック医薬品の採用の必要性が含まれていた…国内の医薬品企業はそれ以後、ジェネリック医薬品を製造してきたが、地元の需要を満たすために、多くの場合、ブランド医薬品よりも低価格に設定された。」[20c]

- 24.05 治療の利用可能性に関しては、Business Dailyは2010年9月13日、次のように報じた。

「医療サービスを利用する際に高額な費用がかかることから、ローエンド市場をターゲットとする新しい革新的な製品の市場投入の準備は整っており、それによって保険業者と医療従事機関にとっても新しい収益の道が開けることになる。

「保険業者は、医療費は医薬品と診療器具の価格上昇に刺激されて、この1年間に少なくとも20%の上昇を見たと言う。

「これは、保険料を押し上げて、かなりの数の世帯を基本的な保健医療から締め出す結果になり、保険業者はより手頃な価格の商品を開発せざるを得な

くなった。

「新商品は、Changamka Micro-Healthによって市場に投入されたChangamka（マイクロ健康保険）である。

「Changamka（加入すれば、指定病院で診察1回当たり最低450シリングを払うと治療を受けることができる）は、マイクロ健康保険の対象範囲のリストを増やしている。

「別の保険会社には、Bima Ya Jamii（リスクカバーを提供する一方、貯蓄を促すマイクロ健康保険サービス）を提供するCIC Insuranceがある。

「Eagle Africa Insurance Brokersもまた、Afya Milele（1日当たり35シリングを負担すると入院患者および外来患者の医療費を補償する商品）を販売している。

「『Afya Mileleに加入すれば、低所得の世帯でも1日当たり35シリングの費用で家族の4人の医療費が補償される』とSam Ncheeri氏（Eagle Africaの代表取締役）は言った。

「補償範囲は妊娠出産費用、診察費、毎日の入院費および処方薬を含む。」  
[20d]

- 24.06 2011年1月31日付のケニア放送協会（KBC）の記事Corruption plagues Kenyan health sectorによると、「保健医療部門、特に医薬品および医療用品の調達部門では、様々なレベルで汚職が横行していると、新たに発表された報告書が明らかにした。

「トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）による報告書『Kenya Health Sector Integrity Study Report』は、保健医療部門における人材採用と昇進は、汚職、縁故者登用および部族主義にまみれ、また、政治家や他の利害関係者に影響される。

「同報告書は、公的病院における医薬品および他の必須な医療用品の深刻な不足を非難し、さらに国および地域の優秀な拠点センターを構築して、重要な管理および専門的技能に関する研修を行うことを勧告している。

「また、医療サービス省、公衆保健衛生省における人材管理制度の強化、国内の各地域への医療従事者の公平な配分、および仕事が厳しい領域で働く職員に対する昇給などの報奨の提供や研修機会の提供を提言している。

「その報告書の発表でTI-Kenyaの代表取締役Samuel Kimeu Mbithi が語ったところによると、調査に協力した患者は、看護師その他の医療従事者に対して医薬品を秘蔵し、密かに民間の薬局に供給して、それを公的病院で入手できなかった患者が購入することになるとして非難した。

「ケニア医療品供給機関（KEMSA）は医療サービス省の上級官僚や政治家の影響下にあるため、医薬品を調達して効率的かつ有効に公的病院に供給する

ための制度面での能力、自主性、財源・人材面での能力に欠けていると、Mbithiは述べた。

「同氏は、KEMSAによる調達手続きの長期化、財務省と医療サービス省との間と長期間に及ぶ省庁間交渉は、入札価格の高騰および予算的制約を招くと言った。

「TIの代表取締役は、医療サービス省と公衆保健衛生省の間の二重行政によって起こる対立は政策の実施において最大な障害となっていると言った。

「『調達手続きおよび法律を見直して、特に医薬品の調達に関して、もっと素早く対応できるようにする必要がある。KEMSAは、保健医療担当の上級役人や政治関係者の介入を抑えるために自主性を与えられるべきである』と同氏は言った。

「医療サービス省と公衆保健衛生省の両省は2010/11会計年度に415億ケニアシリングを受け取ったが、Mbithiは、保健医療部門が直面する数多くの問題を考えれば不十分であると述べた。

「これらの問題には、有資格のヘルスワーカーの深刻な不足、医療従事者の劣悪な報酬、公的保健医療機関における医薬品および医療用品の不足、および高額な保健医療サービスが含まれている。」 [8b]

## HIV/AIDS - 抗レトロウイルス療法

24.07 UNAIDSは、ケニアにおける2009年のHIV罹患率の推計を以下のように示した。

|                            |           |                        |
|----------------------------|-----------|------------------------|
| HIV 感染者数                   | 1,500,000 | [1,300,000 -1,600,000] |
| 15～49 歳の成人罹患率              | 6.3%      | [5.8% -6.5%]           |
| 15 歳以上の HIV 感染者数           | 1,300,000 | [1,200,000 -1,400,000] |
| 15 歳以上の女性の HIV 感染者数        | 760,000   | [650,000 -860,000]     |
| 0～14 歳の子供の HIV 感染者数        | 180,000   | [98,000 -260,000]      |
| AIDS による死亡者数               | 80,000    | [61,000 -99,000]       |
| AIDS によって親を失った 0～17 歳の子供の数 | 1,200,000 | [980,000 -1,400,000]   |

[79a]

24.08 ケニア国家統計局のDemographic and Health Survey 2008-09の第14章には、年齢、ジェンダーおよび地域を含む様々な人口統計的要因別にHIVの状況に関するデータが示されている。

24.09 USSD 2010 Human Rights Reportによると、「政府および民間機関は、無料のHIV/AIDS診断を提供する8,000以上のカウンセリング・検査センターのネットワークを支援した。他の性感染症の診断は全国の病院およびクリニックで受けることができた。HIV/AIDSは社会的に不名誉とされ、また、多くの国民が社会的圧力により検査を受けることを避けた。」 [4b] (セクション6)

24.10 United Nations General Assembly Special Session on HIV and AIDS Country Report - Kenya 2010（更新不明）によると、

「抗レトロウイルス療法を提供する保健医療施設の数、2008年の731から2009年の943へと増加した。それは国内の保健医療施設の合計の14%に相当する。2007年には、合計17万2,000人のHIV感染者がARTの治療を受けており、その数は2008年には23万6,881人（成人23万0,059人、子供2万0,517人）に、さらに2009年には33万6,980人（成人308,680、子供2万8,370人）に増加した。ART治療を受けた感染者の少なくとも3万人は、栄養補給も受けている。全体として、ART適用は2007年の42%から2009年の70.4%に上昇した…約1,000の保健医療施設がHIVの早期幼児診断（Early Infant Diagnosis）を提供している。子供のHIV検査数は2008年30,640（37.8%）から2009年49,344（61%）に増加した。小児科治療は報告期間（2007年に治療を受けた子供は13,000人、2008年は20,517人、2009年は28,370人）も増加しており、ARTの必要な子供の約24.2%を占める。ART治療を受けた子供の数は2008年から2009年にかけて増加したが、治療適用の比率は低下した。これは、すべてのHIV感染の18歳未満児はART治療を必要とするという新しいガイドラインを踏まえて分母が変わったためである…KAIS 2007によれば、HIV感染の成人の12.1%は、感染症を防ぐため毎日、コトリモキサゾールを服用している。HIV感染の母親から生まれた幼児のうち、出生後2か月以内にコトリモキサゾールの体内摂取を開始した者は、2008年では3%低く、2009年では6%低かった。2007年のKAIS調査から、HIV感染者と見られている者のうち、76.1%は毎日、コトリモキサゾールを服用していた…HIVの検査を受けたTB患者の適用は、2008年の80%から2009年の88%へと増加した。ART治療を受けたHIV陽性のTB患者の割合は、2006年の16%から2008年の31%、さらに2009年の36%へと増加した。」  
[79b] (p16-17)

24.11 ケニア放送協会は2010年10月6日、次のように報じた。

「国家エイズ対策委員会（National Aids Control Council、NACC）の代表 Francis Muu博士は、ARV治療および母子感染予防（Prevention of Mother to Child infections、PMTCT）の目標を達成したと言った。

「同博士は、普遍的な治療の実現に向けて非常に重要なものとして検査を挙げて、この病気のまん延および影響を減らす上で問題となるのは、ケニア人の大多数が自分のHIVの状態を知らないことであると指摘した。

「同博士は、毎年、16万6,000人のHIV感染者が新たに生まれ、そのうち3万4,000人が新生児であり、感染者の数を減らすための仕組みを拡充する必要があることを強調した。

「『国家エイズ対策委員会は、2013年までにこうした数字を50%減らすことを目指しているが、HIV/AIDSによる死亡率は少なくとも25%減ると予想されている』と同博士は補足した…医療サービス長官 Francis Kimani博士によると、医療サービス省はHIV/抗レトロウイルス療法の提供を含むHIV/AIDSの外来患者治療サービスに適用する新しい国民健康保険制度を導入する可能性を探っ

ていたという。

「Kimani博士は、政府がHIV/AIDSの治療と予防を続けるために、HIV/AIDS治療薬への財政的支援を増やすと述べた…Kimani博士は、ケニアにおけるARV療法の導入は、患者数を数年の間に2003年の10万人以下から現在の40万人に増加させた…世界保健機構（WHO）が最近開始した規制に対応するため、医療サービス省はART治療の早期開始を進めることによってプログラムを調整し、母子感染を阻止するために予防を延長したと、Kimani博士は言った。」  
[8a]

- 24.12 ケニアで活動するNGOであるCare and TreatmentのLiverpool Voluntary Counselling Testing（LVCT）はHIVケアサービスを提供している。そのウェブサイト（2010年10月22日にアクセス）には、同団体について次のような説明があった。

「1998年に設立され、2001年に登録されたケニアの非政府・非営利団体である。LVCTは、HIV予防・ケアに迅速に対応してケニア政府（GoK）およびパートナーに技術的支援を提供する。LVCTは、国家エイズ対策委員会（National AIDS Control Council、NACC）および国家エイズ・性感染症対策プログラム省（Ministry of Health's National AIDS and Sexually Transmitted Infections Control Programme、NASCOP）と提携して、品質を保証したHIVカウンセリング・検査サービス、治療・ケアプログラム、および脆弱な集団または特別なニーズを伴う集団（性的暴力の被害者、聴覚障害者、男性間性交渉者（MSM）、若者、性労働者…）へのサービスを拡大し充実させる。LVCTは現在、1万3,000人の患者にケア・治療を、6,500人の患者に抗レトロウイルス療法を提供している。臨床指導、サービスの分散および能力構築はそれらの実現にとって重要な鍵である。HIVへの対応能力を強化するため、LVCTは年間、700人以上の保健プロバイダーの研修を行い、また、全4,500人のVCTカウンセラーの70%、およびHIVカウンセラー指導員の90%にも研修を行っている。カウンセラーの95%以上がLVCT内に設定された公的保健サービスの状況の中で性的暴力に続く精神的外傷のカウンセリングを施すのは、LVCTで行われる研修である。」 [50a]

- 24.13 2011年5月24日付のDaily Nationの記事Kenya: Aids Control Council Allays Fears Over Drug Shortageによると、

「ナイロビ発 — AIDS対策委員会は、ケニアは抗レトロウイルス薬の供給は10分間に合っていると述べた。

「国家AIDS対策委員会によれば、40万人の治療に必要な量は十分にある。

「『昨年の国家予算では、これらの医薬品の確保に9億シリングを割り当てた』とケニア人がこれらの薬を持っていることを保証するためにSh900に100万を割り付けた」とSobbie Mulindi博士（同委員会の調整・支援担当副委員長）は [2011年5月24日] 火曜日に語った。

「同氏は、コンドームを購入できない人のために、いつでも無料でコンドー

ムを提供する措置を講じてきたと付け加えた上で、『女性にももちろん支給される』と述べた。」

「Mulindi博士は、疑うことを知らないwananchi [市民] に偽物のARVが施されているという主張を言下に否定した。

「『ケニア基準局（Kenya Bureau of Standards）は、政府が供給する医薬品が高品質であることを確認しており、また、それらの医薬品を供給する機関を規制している。

「『保健省を通じて、我々はケニア国民が良質の薬を受け取っていることを知っている』と同氏は言った。

「[2011年] 3月、市民社会団体の全国HIV感染者・AIDS患者エンパワーメント・ネットワーク（National Empowerment Network of People Living with HIV/Aids in Kenya）は、延命のための薬の不足が迫っていると語っていたが、それは政府が反論したものである。」 [16u]

## 癌治療

24.14 Capital FM Kenyaは2010年7月18日、次のように報じた。

「ケニヤッタ国立病院（KNH）は、治療を求める膨大な数の癌患者に対応できないと語った。

「これは、ケニアで癌治療を提供できる唯一の公的病院であるという事実による。

「癌治療センターの所長Onyango Opiyo博士は、この病院では新しい癌患者は2か月の順番待ちであり、つまり、新患者が医師に診察してもらうのに、その期間ずっと待っていなければならないということであるとCapital Newsに語った。

「『また、我々は1週当たり約40人の新規癌患者が待機しているということになり、2か月では、どの時点においても約320人の患者が医師に診てもらうのを待っているという計算になる』とOpiyo博士は説明した。

「同博士は、癌治療センターが毎年約4,000人の患者を受け入れると言った。

「放射線療法を要求する患者は、設備が大勢の患者に対応できないから4週間待たなければならず、一方、化学療法を要求する患者は2か月間待つことになると、同博士は述べた。

「『国が他に癌センターを建てる必要があることは明白であり、これは我々が調査しようとしている地域である。設備の面で見れば、ここの施設は不十分であり、また、癌の分野では人材の開発も必要である』と同博士は言った。

「『最も重要な点は、我々がいくつかの予防策を持つ必要があるということ

である。』

「同博士は、子宮頸部癌がガン治療センターで一番多く発見される癌で、次が乳癌で、その後に頭頸部癌であると言った。」 [21b]

24.15 Business Dailyは2010年9月29日、「ケニアは毎年、診察を受けた平均1万8,000人の既知の癌患者に対して、癌専門医の数は15人に満たない」と報じた。 [20e]

24.16 ケニア癌協会（Kenya Cancer Association、KENCASA）ウェブサイト（2010年10月22日にアクセス）によると、同協会は「…癌がこの国で主要な死因の1つになりつつあるという認識のもとで1995年、ケニアで設立された非営利の任意団体である。その中核的な使命は、癌についての一般市民の認識の向上を図り、政府がプログラムにおいて癌を優先させることも含め、利害関係者の動員とロビー活動を行うことである。」 [51a]

24.17 その役割には、次のものが含まれる。

「すべてのケニア人が、以下を通じて質の高い証拠に基づく癌治療を受けられるよう促進すること

- i. KESHOおよび他の専門機関からなる協会との協働
- ii. 延命に必要な癌治療を通じて援助が必要な症例に対する治療のための基金の設立、および国内外の篤志家による治療支援イニシアチブの調整
- iii. 支払い可能なアクセス可能な癌治療を提供するために政府の関係省庁および産業界へのロビー活動
- iv. 癌治療の提供に必要な熟練した人材の育成の支持。」 [51a]

KENCASAの活動に関する詳細な情報については、KENCASAのウェブサイト参照のこと。

24.18 2011年11月2日付のStandard（ケニアの新聞）の記事MPs pass motion for free cancer treatmentによると、

「議会は、すべてのケニア人に無料で癌治療を行うことを政府に課す動議を可決した。

「これが実施されれば、その病気に苦しみ、法外な費用のため治療を受けられない数千人ものケニア人にとっての安心になるだろう。癌治療の外科手術は、ケニヤッタ国立病院で推定25万シリングかかるとされる。

「推計によれば、この病気で毎年、約1万8,000人が死亡し、さらに年間、新たな患者が8万2,000人生まれている。議員は、癌予防対策研究所（Cancer Prevention and Control Institute）を設立する法案も議会に提出されると考えて、その病気と格闘するために曖昧な戦略を立てた。

「Kandara議員（Maina Kamau）の提案した動議は、癌治療を受けるための費用が高額であり、その病気の罹患率の上昇を考えると、今こそ政府が国民のために治療を無料にする時であるというものであった。

「医療サービス大臣Anyang' Nyong'oは、動議を支持する一方で、十分な財源を医療サービス省に与えないことに苦情を述べつつ、癌治療に比べたらお金など大したことはないと指摘した。

「その病気との闘いは、さらに腫瘍学者および治療用の機械の不足によって不利になっている。国の公的病院で働いている腫瘍学者は5人のみである。

「Nyong'oは、医療サービス省は財源として毎年約170億シリングを要求し、5年間で保健医療部門を改良し、国内各地に45の照会病院を建設すると述べて、国の公的病院は病気に対応するだけの能力があると言った。」 [83a]

## 腎臓透析

24.19 Business Dailyは2010年1月17日、次のように報じた。

「腎臓患者は、政府が州立病院を近代化したため、医療的な恩恵を被った。これにより、国の2つの主な照会病院の透析プロセスは各地に分散されるだろう。

「腎臓患者は従来、血液から毒素を毎週、除去するために国を横断することを強いられ、薬剤投与および透析プロセスの負担に加え、高い交通費も負担した。

「ケニヤッタ国立病院とモイ医科大病院のみが、腎臓病に苦しむ400人以上の患者の要求に応えられる透析機械を備えた公的医療施設である。

「他の選択肢として民間病院があるが、その費用は大部分の患者には手の届かない。公的照会病院では、透析プロセスは1セッション当たり約4,500シリングの補助金が公布される一方、民間の医療施設では、その2倍以上の金額が請求される。腎臓専門家は、週当たり2セッションが望ましいとした。

「3つの州立病院は、2つの公的照会病院における患者の必要性を認めて第1段階で指定された。

「『我々はすでに12台の透析機械を調達し、それらの機会は現在、設置されている』とWycliff Magia博士（医療サービス省医療サービス担当副長官）は言った。

「約2か月で、Mombassaとナクルは5台の機械を持つだろう。その一方でキスムは2を持っているかもしれない。」 [20f]

24.20 Daily Nationは2010年1月13日、次のように報じた。

「ケニア最大の照会病院が低費用の腎臓移植手術を行うようになってから、腎不全の患者にとって、[1月13日] 水曜日に頼みの綱となった。

「国際的な製薬会社Norvatisおよびスペインの医療チームと新しく提携して、

ケニヤッタ国立病院もまた、補助金の付いた料金で医薬品を患者に提供することになる。『そのプロジェクトは、海外で治療を受けることを思いとどまらせることになる』と同病院の院長代理のCharles Kabetu博士は言った。

「Anthony博士（同病院の腎臓科部長）によれば、142人の患者が現在、腎臓透析を受けており、そのうち110人は腎臓移植を必要としている。ケニヤッタ病院では、移植前分析および移植手術の費用は52万シリングである。提携により、スイスのバーゼルの医師は、ケニアの医師とチームを組んで移植手術を行うことになる…試験段階の後、薬局は割引料金で患者に薬剤を提供する予定である。『新しい提携の下で、プログラムの対象の患者は1か月当たり3万シリングで薬剤を入手できるだろう』とKabetu博士は述べた。

「透析患者の費用はKNHで1セッション当たり4,500シリングであるのに対し、別の方法を選ぼうとすれば、それははるかに費用が高くなる民間病院を選ぶということになる。スペインの医師Fredericho OppenheimerとAntonio Alcarazは2日間の見学旅行中で国内にいる。」 [16]

## メンタルヘルス

- 24.21 2010年6月28日のInternational Journal of Mental Health Systemsに掲載された論文Mental health policy in Kenya - an integrated approach to scaling up equitable care for poor populationsによると、

「精神病は [ケニアでは] 一般的な病気であるが、専門医の治療を受けることはほとんどなく、一次医療では、保健需要に対応するのに苦労する。非保健部門（たとえば、教育、刑務所、警察、地域社会開発、ジェンダーおよび子供、地方行政、および地方政府）では、メンタルヘルスに関して大きな懸念があるが、一般的な公衆衛生プログラムでは、身体的健康目標にとってメンタルヘルスがどれほど重要であるかについて評価するのが驚くほど

- 24.22 メンタルヘルスNGOのBasic Needs（2010年10月22日にアクセス）によると、

「ケニアでは、メンタルヘルスに関する支援の提供がほとんど見られない。

「メンタルヘルスのプログラムがあるにもかかわらず、地域社会の精神衛生ケアに焦点をおいて、政府は保健医療予算のうち、メンタルヘルスに対する予算はわずか0.01%である。

「これは、精神科医が50万人に1人しかいないことを意味する。これらの精神科医の3分の1のみが公的部門で働き、残りは多額の費用を請求して医療費自己負担の患者を診察する。」 [53a]

- 24.23 2011年3月10日付のDaily Nationの記事Why Citizens Would Rather Take the Mentally Ill to a Faith Healerによると、

「ケニア人の20人に1人は、精神障害の患者を病院に連れて行くよりも、祈禱をしてくれる信仰治療師またはまじない師のところに連れて行きたいと考え

ると、研究者は言う。

「メンタルヘルスの専門家は、一般に精神病、そして、特に国の最大の公的照会精神病院（Mathari）と結び付いたスチグマとの闘いに勝つには、時間がかかるだろう…さらに、その研究によれば、若くて比較的高い教育を受けた人たち、および未婚のケニア人は精神障害になりやすい。

「『最大の問題は、患者が治ったのか血縁者がわからないことである』とモイ精神医科大学（Moi University's School of Psychiatry）のLawrence Atwoli博士は言う。

「同博士は、スチグマに反対する国民運動を呼び掛ける中で、国のメンタルヘルスの専門家からなる小グループに参加する（ケニアにはメンタルヘルスの専門家は77人しかいない）…専門家によれば、ケニア人の4人に1人は、抑うつ病から精神分裂症まで何らかの精神衛生問題に苦しんでいる。

「臨床的鬱病はケニアの精神衛生問題では一番上位に来る症状であり、最新の研究によると、400万人ものケニア人が精神障害である可能性があるという。

「ナイロビ大学の教授David Ndeti の率いるメンタルヘルス研究者のチームによって行われた研究によれば、ケニア人の10人に1人は自殺を考えるほどに鬱状態に陥るという。

「さらなる研究では、ケニア人の6%は精神障害の患者をまず、資格を持つ精神科医のところではなく、まじない師または他の伝統的な心霊治療家のところに連れて行くことが示された。

「これは、専門家によれば、悪魔と悪霊が精神障害者を所有するという間違った思い込みによって大部分は動かされている…スチグマに対抗しようとする絶望的な取り組みとして、国の最大の照会精神病院（Mathari）はその最初の名称Mathari Mental Hospitalから『Mental』を外すことであった。

「しかし、メンタルヘルスの専門家は、名称変更が逆効果であったと言い、むしろスチグマを一層強力なものにした…優秀な学生で精神医学を専攻する者は少ない。その結果、国にはメンタルヘルス専門医がわずか70人しかいない。この70人のうち、25人のみが政府の仕事に就いている。

「また、すべてのヘルスワーカーはメンタルヘルスに関する基礎的な研修を受けているが、大部分はメンタルヘルスよりむしろ伝染病を扱うだろう。

「その結果は一般的な誤解であり、Mathari病院が精神障害の治療に当たるケニア唯一の精神医療施設ということである。」 [16t]

25.01 憲法は第39条で次のように規定する。

- 「(1) すべての人は、移動の自由に対する権利を持っている。  
(2) すべての人には、ケニアを去る権利がある。  
(3) すべての国民には、ケニアのいかなる場所にも入り、そこに留まり、かつ居住する権利がある。」 [22a]

25.02 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 Human Rights Report: Kenyaによると、「憲法と法律は、国内移動、外国旅行、移住および帰還の自由を規定し、政府は一般にこれらの権利を尊重した。」 [4b] (セクション2d)

25.03 Shelter Forumのウェブページに2010年10月14日に公表されたThe State of Kenya's Human Rightsによると、「一般に侵害されないケニア人の人権が多くある。移動と旅行の自由、信教の自由および結社の自由はすべて憲法上守られる、普通は問題に上らない。」 [43a]

25.04 経済協力開発機構のSocial Institutions Gender Index, profile of Kenya (OECD SIGI) (更新不明、2010年10月19日にアクセス)によると、「女性のケニア国内の移動の自由に対する法的制限はない。しかし、妻が旅行をしたり友だちのところを訪ねたりするのを拒否することによって、この移動の自由を否定する夫の例が報告されている。」 [37a]

非ケニア人の市民の移動の自由に関する情報については、外国人難民を参照のこと。誰がケニアの市民権の資格があるかについては、市民権および国籍を参照のこと。

## 26. 国内避難民 (IDPS)

26.01 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 Human Rights Report: Kenyaによると、

「2009年9月、キバキ大統領は、2008年選挙後の民族間暴力の結果、リフトバレー州、中央州、ナイロビおよび国の他の地域で家を捨てて避難した35万人のうちの約7,000人がまだ、故郷の地域に戻っていないことについて命令した。2008年、政府は難民キャンプの国内避難民の帰郷を進めるため、『Operation Rudi Nyumbani』 (帰郷作戦) を発表した。大多数の国内避難民は、元の家近くの通過場所に移住することを選択した。2008年末までに、政府はIDPキャンプへのサービスの提供を中止したが、2009年、ケニア赤十字社が、9万9,198の国内避難民が通過場所に居住していることを報告した。IDPキャンプ住民は警察が武力を使ったこと、また、再定住中に適切な補償を提供しなかったことに不満を述べた。

「キャンプの住民、地元住民、時に警察員によって行われたとされるレイプがIDPキャンプで発生した。2008年、国内避難民の人権に関する国連事務総長の代表が国を訪問し、一部の国内避難民の帰還は自主的でもなければ、イ

ンフォームドチョイスに基づいてもないと結論を下した。

「2008年の報告書では、KNCHR ケニア国民人権委員会] は、政府がキャンプから国内避難民を排除するために威嚇および武力を使用したこと、および住宅、食糧、飲料水を再定住したキャンプ住民に供給しなかったことを見つけた。KNCHRはまた、再び定住させられた住民が性的暴力と嫌がらせにさらされたことを知った。

「2009年、政府による低収入の地区における家の追い立てと破壊が国内避難民を生む結果となった。たとえば、その年の7月、警察はナイロビのGithogoro Villageで家々をブルドーザーで破壊して、3,000人の住民を国内避難民にした。

「土地紛争および鉄砲水を含め、2009年の立ち退きには、他に多くの原因があった。NGOは、数百人の牧羊者が北東州、東部州、およびリフトバレー州の半乾燥地域で、牧草地および水飲み場を巡る紛争で家を追い立てられた。ウガンダのカラモジョン族は、西リフトバレー州で国境を越えて牛泥棒にやってきたことから、Pokot民族とTurkana民族の人々の間で死ぬ者や家を追われた者が出た。

「1990年代からの民族紛争によって家を追われた数千人の人々のうち、暴力が再び起こることを恐れて戻ってこなかった人の割合はわかっていない。」  
[4b] (セクション1c)

26.02 IRIN News は2011年5月26日、次のように報じた。

「NGOのケニア人権委員会（KHRC）は、5万人の国内避難民の記録を持ち、国内避難民については、2008年の選挙後暴力以前、多くは20年前までさかのぼることができる。

「国内避難民モニタリングセンター（IDMC）によれば、ケニアには現在、全国で20万～25万人の国内避難民がいる。Muthoni Wanyeki (KHRCの代表) は、2007年選挙の時に議論を呼んだ選挙結果によって暴力が起こり、約60万の人々が家を捨てて逃れたが、それ以前に国内避難民になった人々に十分な注意が払われていなかったと、IRINに語った。

「『KHRCは単なる1つの団体にすぎない。衝突が起きて、その結果、1997年と1992年に国内避難民が発生したことを伝える報告書はあるが、それらの報告書のいずれも決定的なものではない』と彼女は言った。

「『基本的に、国内避難民の根本的な理由がまだはっきりしていない。土地省は、リフトバレー州と海岸州の土地に対する様々な [競合する] 申し立てを処理する方法と手段に関する議論を開始すべきである』と彼女は言った。」  
[42f]

26.03 国内避難民モニタリングセンターは2010年6月10日、次のように報告した。

「選挙後暴力は、[権限分割協定の一環として国民対話および和解] 協定の署名でひとまず終結を見たが、暴力はその後も国内の別の地域で新たな国内避

難民を生んだ。国内避難民は、民族間の衝突、および主に牧羊者のコミュニティを標的とした国家主導の武装解除計画の結果、2009年と2010年の始めに北部ケニアの乾燥地域で報告されている。牧羊者コミュニティの民族間の衝突は一般に暮らしを弱体化し、国内避難民化させる傾向があった。従来、牧羊者のコミュニティは、近隣の部族に対して自己の優位性を示すために牛泥棒していた。しかしながら、携帯兵器の最近の拡散、牛泥棒の商業化、および天然資源を巡る競争の高まりは、こうした紛争をより暴力的になり、しかも頻繁に行われるようになった。2009年、400人以上のケニア人が牛泥棒の結果、死亡し、ほぼ9,000人の人々が家から逃げた（IRIN, 17 November 2009, The Standard, 08 December 2009; OCHA, February 2010）。

「2009年11月、何百人もの家族がIsiolo地区で家を追われたが、これは武力攻撃で11人が死亡した事件の後のことであった。何百頭もの家畜がこれらの襲撃で盗まれたが、これによって影響を受けたのは女性の暮らしであり、子供の教育であった（IRIN, 17 November 2009）。2009年12月、Pokot部族の武装強盗がTurkana East Districtの村を襲撃し、3人が死亡、数百人もの人々が国内避難民となった（The Standard, 8 December 2009）。

「2009年後半、数百人もの人々、特に女性が、牧羊者の武装解除を目的とした政府の作戦によって家を追われたが、この作戦は数多くのコミュニティに影響を与える人権侵害の様相を呈している。ケニア国民人権委員会は、人命の損失および他の人権侵害を引き起こした過剰な武力を使用したとして政府の治安部隊を非難した（Kenya Broadcasting Corporation, 5 December 2009; Daily Nation, 24 December 2009）。2008年、西部ケニアのエルゴン山地域でも政府の治安部隊によって同様の作戦が展開され、その結果、数百人もの人々が国内避難民化した（Medecins Sans Frontieres, 17 June 2008; Human Rights Watch, 28 July 2008; Daily Nation, 25 August 2008）。エルゴン山地域に戻った人々がいるとの報告があるものの、多くの家族が離ればなれの状態にあり、子どもの教育が中断され、暮らしの基盤は失われてしまった。」[54a]

#### 26.04 政府の反応について、同報告書は次のように言及した。

「政府の国家緩和・再定住人道基金（National Humanitarian Fund for Mitigation and Resettlement）は、住まいの補償の提供および生活支援と和解によって選挙後暴力によって国内避難民になった人々の再定住と支援を行うよう機能してきた。それによって、多くの家族は農場に再定住し帰還することができた。しかしながら、市民社会団体や報道機関は、その基金は甚だしく誤った運営がなされ、政府が国内避難民となった家族を再定住するために土地を買うという政府の約束は守られていない。大統領府（Office of the President）によってまとめられた監査報告書は、リフトバレー州行政府の汚職により、特別プログラム担当省（Ministry of State for Special Programmes）がIDP再定住のために充当された2億シリング（270万ドル）の損失を出したとして非難した（Daily Nation, 7 January 2010; The Standard, 7 January 2010; OCHA, February 2010）。

「政府は、国連機関を含む国内外の広範な利害関係者とともに、国内のIDP政策について協力して活動してきた。また、特別プログラム担当省（MOSSP）

と司法省（Ministry of Justice, National Cohesion and Constitutional Affairs）は2010年3月憲法草案を発表した。この草案が採用される前に、内閣と議会に提出しなければならない。

「2008年3月に権限分割協定（これによってケニアの連立政権が誕生した）が署名さえしているため、政府によるIDPに対する反応は揺れていた。

2010年3月、ケニア議会議長は、まだキャンプにいる数千のIDPのことを忘れないよう議員に求めた。議長は、国民協定が署名された後に国内避難民を忘れたとして議員を非難した（The Standard, 15 March 2010）。国家当局の注意を引き自分たちの苦境を訴えようとして大統領宮殿に向かって2010年2月に行進しようとしたIDPの試みは、治安部隊によって妨害された（Daily Nation, 17 February 2010; The Standard, 17 February 2010）。

「紛争によって誘発された国内避難民の発生が続く乾燥・半乾燥地域では、政府の人道機関と非政府機関の人道的な反応は非常に鈍いままであり、政府はリフトバレーほど強い関心を示すことはなかった（ODI, November 2009; IRIN, 17 November 2009; Daily Nation, 21 December 2009; The Standard, 17 February 2010）。[54a]

## 27. 外国難民

### 27.01 2011年4月8日に公表された米国国務省の報告書2010 Human Rights Report: Kenyaは、次のように報告した。

「法律は、庇護を申請する者に庇護または難民資格の付与を規定し、政府は難民保護するために、UNHCR [国連難民高等弁務官] と協調する。その年 [2010年]、難民省（Department of Refugee Affairs、DRA）は、2006年難民法（2006 Refugee Act）の実施指針の作成のため、難民政策を立てるコンサルタントを雇用した。しかしながら、年末までに、政府はそのコンサルタントを解雇し、新しいコンサルタントを探している最中であった。さらに、難民長官が汚職疑惑により辞任し、その疑惑事件が調査されるまで長官代理がその職に就いた。

「政府とUNHCRはその年 [2010年]、9万人の新しい難民を登録し、さらに新たに到着した約6万5,000人もダダーブ（Dadaab）難民キャンプで登録した。ダダーブ難民キャンプの過密状態は深刻であった。UNHCRは、2万人の難民を既存の難民キャンプに隣接した土地に移動するため県（county）の許可を受け取っていたが、地元の政府役人によって阻止された。政府は、人種、宗教、国籍、特別な社会集団の一員であること、または政治的意見により、生命または自由が脅かされる国への難民の追放または帰還に対して保護を提供した。しかしながら、その年 [2010年] を通じて、ソマリア人の難民申請者の強制帰還について、信頼できる報告があった。ケニア・ソマリア国境は公式に閉鎖され、難民申請者が合法的に国に入ることは制限された。政府は、ソマリ人の難民申請者のためのLiboi Registration Centerの再開を計画したが、

政府による正式の許可はまだ、下りていなかった。ケニア・ソマリア国境からダダーブ難民キャンプへ移動するには、ソマリア人難民申請者は伝えられるところでは、1家族当たり7,500～15,000シリング（100～200ドル）を賄賂および交通費として支払った。HRWは、ケニア・ソマリア国境沿いには、警察官の「組織的な恐喝ネットワーク」があり、ソマリア難民申請者への深刻な人権侵害を犯していると報告した。

「2009年、国際的な援助団体が、難民申請者を登録し、難民資格の決定を完了する責任をUNHCRから政府に移行するためのプログラムを開始した。しかしながら、その計画は止まり、UNHCRは依然としてasylee登録および難民資格決定を行うことになる。政府はまた、国の北東地域にあるダダーブキャンプの難民を登録したが、多くの難民は、[2010年] 末までに、身元証明書などの文書を受け取っていない…2009年、政府はキャンプの人々向けの移動裁判所を導入し、その裁判所は完全な裁判所の役割を果たし、犯罪と暴力を抑える上で役に立った。」 [4b] (セクション2d)

27.02 2010年6月17日に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告Welcome to Kenyaによると、

「彼らが国の残忍な紛争から逃れるようになってから20年が経ち、ケニアは32万5,000人の登録済のソマリア人難民を庇護しているが、恐らく同じ数の未登録の…ケニアが閉鎖した公式の国境検問所の近くで、警察は勝手気ままに、密入国斡旋業者の助けを借りて毎月、国境を超える推定1万人の難民（そのほとんどはソマリア人）が進むのをできるだけ多く妨害する。女性、子供および男性を区別することなく、警察は多くの場合、暴力を振るい、また恐ろしい人であふれかえる場所に非合法に拘束し、国外追放すると脅してお金を強請り取る。一部の警察官は、国境近くで女性をレイプする。2010年の最初の10週間に、数千とはいわないまでも、数百人ものソマリア人難民申請者がお金を払えなかったことから、非合法にソマリアに送り返された。

「警察の妨害と虐待による脅迫が横行しているため、難民申請者は国境と難民キャンプを結ぶ主要道路から外れた細い道路を通らざるを得ず、その細い道では、常習の犯罪者（多くの場合、難民申請者が言うには、『制服を着ていない男』）が難民申請者を狙い、女性に対してはレイプし、なけなしのお金を奪う。

「ケニアに逃れたすべてのソマリア人の約半分は、世界最大の難民定住地で登録をする。その定住地は北東ケニアの町ダダーブの近くにある3か所の人口過密なキャンプで構成され、今はほぼ30万人が暮らしている。他の半数はケニアの首都ナイロビに向かうが、それでは、政府および国連難民高等弁務官（UNHCR）の権限が限定的であるため、難民として登録できる者はあまりいない…警察は到着したばかりのソマリア人難民を逮捕して、非合法にケニアにいるから、ケニアの移民法（必要書類およびビザなしでケニアに入国することを禁じる）に基づく罪で起訴すると、不正確に言う。しかし、その法律は、国に入った瞬間から30日間に、ケニアの難民法に基づいてKenyan Refugee Commissionerの最寄りの事務所で当局に難民として登録する難民申請者には適用されない。ソマリアから陸路で国境を越えてきたソマリア人

にとって、最寄りの事務所はダダーブキャンプを意味する。」[9f]

## ダダーブ・キャンプ (DADAAB CAMPS)

27.03 USSD 2010 Human Rights Reportによると、

「政府は、UNHCRが3つのダダーブ難民キャンプの1つに辿り着いた新しい難民を登録し支援することを認めた。UNHCRはその年 [2010年]、ダダーブキャンプに到着した6万5,207人の難民を登録し、キャンプの規模は30万人以上へと増加した(3つのキャンプは9万人を収容する予定であった)。[2010年] 1月、Garissa County Councilは、ダダーブのIfo難民キャンプをさらに9万人収容できるように広げるというUNHCRの要請を承認した。しかしながら、地元の役人とUNHCRとの意見の不一致により、Ifoの拡張部分は開設されなかった。UNHCRは、その土地の改良を始めるとともに、その場所に4万人の難民を移した。北西地域にあるKakuma難民キャンプは、新しい難民を加えて、[2010年] を通して増え続け、その年に到着した難民は1万1,387人に上り、キャンプの人口は8万1,000人までなった。UNHCRは、地元のコミュニティがKatumaキャンプ地の拡張に同意したことにより、5,000人をさらに収容できると報告した。UNHCRはまた、その年 [2010年]、Kalobeyeiで追加キャンプ用の土地を取得する交渉を進めていた。

「UNHCRは、ダダーブキャンプの中に新たにやってきた難民のための土地を確保できないでいたため、限られた食糧以外の品物(特に石鹸のみ)支援に制約があり、また、同じ氏族と宿泊したり、ダダーブ外で宿泊したりする場合の指示にも限界があった。コレラ、髄膜炎、H1N1および麻疹発生はすべてダダーブの中で報告された。多くの新しい難民は、ダダーブキャンプの環境により迂回して、直接Kakumaキャンプやナイロビ向かうことが続いた…ダダーブ難民キャンプでは民族的な暴力事件が起こることがあった。[2010年] 8月、13歳のソマリア人の若者がDagahaleyキャンプで殺害されているのが見つかった。殺人の陰惨さに反応して、ソマリア人難民のグループが数人のスーダン人難民を攻撃しひどく負傷させた。NGO職員や襲われたり物が壊されたりしたが、物品に多少はできたが、怪我は軽微であったというという報告がなされた。UNHCRはDagahaleyからIfoキャンプまですべてのスーダン人をキャンプから出した。UNHCRによれば、ダダーブ内で起こった国際的人道的機関に対する暴力は、しばしば職員の間で議論を呼んでいた。」[4b] (セクション2d)

27.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書Welcome to Kenyaによると、

「2010年3月のダダーブキャンプでは、6日間にわたって、ヒューマン・ライツ・ウォッチがキャンプ内および周辺に起こった警察の虐待や性的暴力について、102人の難民をインタビューした。被面接者の半数は、死につながる過剰な暴力や墮胎、レイプ、鞭打ち、殴打、蹴りを含む警察の虐待について話した。15人は、ケニアに入るとすぐに警察は彼らを逮捕して、拘束した(拘束されたところには他に約220人がいた)。8人は、警察は彼らをソマリアに追い返して、他の152人も、お金を払うことができなかったため、ソマリアに追い返された。ヒューマン・ライツ・ウォッチのキャンプはキャンプ内で限

られた時間で調査を行わなければならなかったが、その数からして、この報告書に記録した虐待は組織的で横行しているものであることがわかる。

「UNHCRは、この報告書の中に記録された種類の虐待に関する情報を収集するための有効な監視システムを導入することができなかった。国連難民機関によれば、多くの要因が保護権限を実行する能力に影響を与えている。つまり、キャンプ内での活動を制限する安全の懸念、人材と財源の不足、および慢性的な過密状態と資金不足のキャンプ内での人道的な状況に関連する無数のニーズに取り組む上での時間と資源の枯渇状況である。」 [9f]

- 27.05 2011年1月24日に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチAnnual Report 2011（2010年の出来事）によると、「北東ケニアにある長く伸びすぎたダダブの難民キャンプは、この年も新たな難民を数千人と受け入れ続け、その中には[2010年] 1～9月の間に受け入れた約34,000人もいる。」 [9b] (ケニア、p137)
- 27.06 2011年9月30日付けのオックスファム現況報告はそれを示した：「9月26日時点で、ダダブには44万9,615人がいる。8月の到着は3万7,934人で、ピークの7月の4万1,334人からはかなり減った。図は、9月の月間の数字で低くなっているが、それほど下がったというわけでもない。今週は、6,211人の難民が到着した。」 [6a]
- 27.07 Daily Telegraphは2011年9月17日、次のように報じた。「ダダブはかつては、どこにも接することのないちっぽけな町だった。それは、灰色の砂漠を車で2時間行ったところなるケニアの一番外側にある。そこにはいつでも、強盗、カージャックおよび銃がある。難民キャンプは1991年に開設され、収容人数は9万人、すでに20年がたち、ダダブはケニアで3番目な『都市』であり、難民の人口は50万（98%はソマリ人）近い。6,000人は第三世代、つまり、最初に到着した難民の孫である。 [2a]
- 27.08 同じ報告書は次のような指摘をした。

「ダダブの生活の主な特徴は列である。到着したら、それが始まる。きちんと列に並ぶ。大家族（決まった話では15人までいる）、小家族、女性だけ、男性だけ（ソマリア人は男女が別々の方を好む）。今日、Ifoの受付の列は、すでに500メートルの長さ。

「一旦、ゲートを通して、難民が指紋をとられ、リストバンドを付けられ、体重が量られ、21日間の緊急食糧をもらう。杓子一杯のトウモロコシの粉、塩、そしてエンドウ豆。（最も大事な『優先順位』は流れがどんどん進む、高カロリーのビス。）次の3週以内に、配給の日に、彼らは登録センターの外で列に並ぶ。難民の役人になるために、そして配給カードをもらうために。その後は、週に2回の分配。」 [2a]

## 移動の自由

- 27.09 ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書come to Kenyaによると、「何千人もナイロビで登録しているが、ケニアは現在、1951年難民条約に違反して非合法

に難民をキャンプに拘束し、難民の移動の自由、居住の自由を否定する。この政策の下では、警察は難民が許可なく（時には、許可があっても）旅をすると逮捕する、お金を恐喝し、時に罰金を取ったり、刑務所に送ったりするために難民をガリッサの裁判所に連れて行く。[9f]

## 28. 市民権および国籍

### 28.01 憲法の第14条および15条は市民権の条件を定めている。

- 「14. (1) 人は、誕生の日にケニアで生まれたか否かに関係なく、母親または父親が市民であれば、生まれながらにして市民である。  
(2) (1)項は同様に、母親または父親が市民であるか市民であった場合は、ケニアで生まれたか否かに関係なく、有効な日付前に生まれても市民権を適用される。  
(3) 議会は、ケニアの外で生まれたケニアの市民の子孫に関して、(1)項および(2)項の効力を制限する法律を制定することができる。  
(4) ケニアで見つかった子供で、8歳未満であるか、そのように見える子供で、かつ国籍および親が市民であるか否かわからない場合は、生まれながらに市民であると推定される。  
(5) 生まれながらにケニア人である人で、他の国の市民権を取得したために有効日にケニア人であることを止めた人は、ケニア市民権の再取得を申請する資格がある。
- 「15. (1) 少なくとも7年間市民である人と結婚した人は、申請により市民として登録する資格がある。  
(2) 少なくとも7年の連続して合法的にケニアの住人である人で、かつ議会法により規定された条件を満たす人は市民として登録されるための申請を行うことができる。  
(3) 市民でないが、市民によって養子になる子供は市民として登録されるための申請を行う資格がある。  
(4) 議会は、市民権が他の国々の市民である個人に与えられる場合のある条件を確立する法律制定するものとする。  
(5) 本条は発効日から人に適用されるが、その人が市民として登録される資格のある前に満たさなければならない要件は、その人が有効日の前または有効日の後に、そして部分的には有効日の後に、その人がそれらの要件を満足させたかどうかに関係なく、満足されたものと見なされる。[22a]

### 28.02 第16条は、「生まれながらの市民は別の国の市民権を得ることにより市民権を失わない」ことを定める。[22a]

### 28.03 第17条は、市民権の取消しを規定する。

- 「17. (1) 人が登録によって市民権を得たならば、次の場合には、市民権が無効にされることがある、  
(a) 重要事実の不正行為、虚偽の表示あるいは隠蔽によって市民権を得た場合

- (b) ケニアが関わった戦争中に、敵国と非合法に取引をした、または通信をした、あるいは戦争で敵国を支援するような方法でそれと知りつつ行った事業に携わった、または関係していた場合
- (c) 登録後5年以内に、犯罪行為で有罪とされ、3年以上の実刑判決を言い渡された場合
- (d) 登録の後のいかなる時点であれ、反逆罪で有罪とされるか、以下の場合
  - (i) 少なくとも3年の実刑判決を科される可能性がある場合
  - (ii) それ以上の刑罰が科される可能性がある場合
- (2) 生まれながらの市民であると推定された人の市民権は、第14条(4)を熟考するとともに、以下の場合、無効にされることもある
  - (a) 市民権が、重要事実の不正行為、虚偽の表示あるいは任意の人による隠蔽によって得られた場合
  - (b) 人の国籍が親が明らかになり、別の国の市民だったことが明らかにされた場合
  - (c) 人の年齢が明らかになり、ケニアで見つけられた時点において、8歳より年上であることが明らかにされた場合。」 [22a]

28.04 2011年9月1日付のNairobi Star記事Kenya: Citizenship Law Benefit for the Stateless Peopleによると、

「ケニアで暮らす無国籍の人々、外国国籍の人と結婚しているケニア人、および市民権を失った数千人の人々は、議会によって可決され、法律として制定された新市民権法の最大の受益者である。

「ケニア市民権と移住法はまた、適法にケニア人である一部の人々が長年市民権を持たず生活することの問題を扱っている。

「移民法によれば、前政権が二重国籍を認めなかったことが原因で市民権を失ったケニア人は市民権を回復することができることになる。こうした人々には、米国の市民権を得た数千人に上る人々、および外国で結婚しているか就労している数千人に上る人々が含まれる。『我々は、これらのケニア人の市民権を回復するだけでなく、国民として居住している国が二重市民権を認めないことが理由で市民権を回復することができない者たちの要求にも応じることを提案していた。後者について、我々は家族がいたり、歴史的にケニアとの関係が深いなどの理由でケニアでの永住権を与えることを提案した。また彼らは、彼らが居住している国々が法律を改正して二重市民権について規定した場合、市民権の取得を自由に申請することができるようになる。こうした法案が可決して嬉しく思う』と、市民権に関する特別調査委員会のムモ・マテム（Mumo Matemu）議長は昨日行われたStarによる独占インタビューの中で語った。…彼はStarに対して、自身が率いる特別調査委員会が、憲法の規定に準じれば『8歳未満と見られ、自身の市民権と両親が不明であると見られる』ケニアで見つかった子どもたちに関する国民投票の期間にケニア人たちにより表明された懸念事項に対応したと述べた。

「その懸念事項とは、もしそうした子どもたち全員が『（ケニア）国民として出生したものと推定される場合、この解釈が乱用され、ケニアは隣国から

の捨て子が集まる土地になってしまう。我々は、事実が立証され、裁判所の介入も可能となるあらゆる疑念が解消され得るプロセスを提案した。ケニア人たちは、こうした解釈が乱用されないようにこのプロセスに介入および参加する機会を持つことになる。もちろん、乱用した場合には重罪が科せられることになる』と彼は語った。

「この法律がもたらした最大の成果は、新しい憲法が対応していない無市民権の人々に関する問題について解決策をもたらしたという点である。この法律は、ケニアで出生したが両親はケニアで出生していない人々に利益をもたらす…この法律は、ケニア人の男性と結婚したが、市民権を与えられるために必要とされる7年が経過する前に夫と死別した外国人の女性たちを窮状から救うことになる。」[80]

## 29. 偽造された公的文書、不正に取得された公的文書

### 29.01 2010年6月21日付のKenya Starは、以下のように報じている。

「国家安全情報局は、近日中にケニアのパスポートを申請する人々の素性を調査する作業をやめるであろう。

「先月、公共サービス担当の閣僚フランシス・マタウラ（Francis Muthaura）は、入国管理局の職員に対して、パスポートの発行の迅速化を図る目的で安全保障上の検証を実施しないように指示する回覧を発行した。

「現在、安全保障機関はすべての申請書について入念な調査を実施することが求められており、申請者には許可が下った場合にのみパスポートが発行されるのである。

「この指令に関して、国内安全保障・入国管理省の内部で意見が分かれ、依然として協議が始まっていないため、この提案は実現に至っていない。

「入国管理局の職員たちはこの提案を歓迎しているが、情報局は安全保障上の検証が緩和されることで犯罪者や内戦状態の隣国からの外国人が虚偽の申請が行う件数が増えるのではないかと懸念している。…ソマリア系を中心とする数多くの外国人が、ケニアのパスポートを所持していたとして他国で逮捕されている。こうした事例は、南アフリカ、タンザニア、そして最近ではザンビアで報告されている。ザンビアの事例では、一人のケニア人がケニアのパスポートを使って12人のソマリア人を南アフリカに密航させようとして逮捕されている。

「安全保障の専門家であるウェルンガ・シムユ（Welunga Simuyu）は、ケニア人にとって旅行することがより困難なものとなるとしてこうした提案に警告を発している。

「『一つの大きな問題として、ケニアの偽造パスポートを使用して多数の人々

がドバイに渡ったという事件が知られている。我々のパスポートが世界中で不正に使用されているという事実が問題なのである』と、ウェルンガは語る。…安全保障上の確認作業は、パスポートの発行を求めて提出される出生証明書、身分証明カード、およびその他の書類の信頼性を検証することを目的としている。…入国管理局では、一日に偽造パスポートが使用される事例が一日に少なくとも七件発見されている。

「『外国人によって偽造パスポートがどれほど所持されているのかは見当がつかない』と、入国管理局のある職員は語っている。盗まれたパスポートは個人データと写真のページが偽造されるが、その状態でその信頼性を確かめることは困難となる。

「警察と入国管理局の職員は、ケニアの偽造パスポートで移動する人々を日常的に逮捕している。

「一年ほど前に、二人のケニア人と二人のルワンダ人が、モイ国際空港でケニアの偽造パスポートを使用してドイツに渡ろうとしているところを逮捕された。イノセント・ナヒマナ（Innocent Nahimana）、イヴ・ンガランベ（Yves Ngarambe）、ジャクリヌ・カリミ・ンジュエ（Jackline Karimi Njue）、およびフラヴィア・ワンジク・ンジュエ（Flavia Wanjiku Njue）の四人には個別に罰金が科され、総額は180,000ケニア・シリングに上った。

「昨年、エマヌエル・ランバタ（Emmanuel Lambata）というコンゴ人が、34人の国民をハンガリーに渡航させることに貢献した旅行関係の書類を偽造した後、本国送還となった。この人物は、ケニアのパスポート12冊をチェコ大使館に提出したとの理由で逮捕された。

「安全保障に携わる当局者は、容疑者の多くがソマリア系、およびインド系であり、彼らは書類を偽造した後、それらを40,000から100,000ケニア・シリングの価格でバイヤーに売りさばいていると語っている。

「当局はパスポートの電子化も検討しているが、専門家たちは『偽造されやすい』として警告を発している。」 [55a]

市民権と国籍の項も参照すること。

## 付録 A

### 主要事件史

以下の事件の一覧は、特に明記しない限り、1997 年 12 月 24 日に掲載された BBC News Article Kenya: a political history [10i]、または 2011 年 11 月 21 日に更新された BBC Kenya Profile [10c] から引用した。

#### 1963 年

12 月 12 日 ケニアを勝ち取った。[3a] (CIA World Factbook、2011 年 11 月 10 日更新)

#### 1964 年

12 月 12 日 ケニア共和国となる。ケニヤッタが大統領、オディンガの副大統領となる。[10c] [10i]

#### 1969 年

政府の大臣トム・ムボヤ (Tom Mboya) の暗殺が民族問題に火が付く。KPU が禁止され、オディンガが逮捕される。選挙に立候補者を立てた政党は Kanu のみ。[10c]

#### 1978 年

8 月 ケニヤッタは在職中に死亡。[10i]

10 月 副大統領ダニエル・アラップ・モイが大統領職を引き継ぐ。[10i]

#### 1982 年

6 月 9 日 ケニアは公式に一党独裁国家を宣言する。[10i]

8 月 1 日

空軍によるクーデターの企ては陸軍によって抑え込まれる。クーデターの首謀者 Private Hezekiah Ochuka は約 6 時間ケニアを支配した後、タンザニアへ亡命する。[16n] (Daily Nation の How heroic trio of fighter pilots scuttled mission to bomb State House and GSU、2009 年 12 月 11 日)

#### 1985 年

7 月 10 日 Hezekiah Ochuka、Pancras Oteyo Okumu、Bramwel Injeni Njereman、Walter Odira Ojode は全員、1982 年のクーデターに関与した罪で絞首刑にされる。彼らは依然として、ケニア政府によって合法的に一番最近に処刑された人々である。[16n] (Daily Nation の How heroic trio of fighter pilots scuttled mission to bomb State House and GSU、2009 年 12 月 11 日)

#### 1991 年

8 月 民主主義回復フォーラム (Forum for the Restoration of Democracy、Ford) が 6 人の野党党首によって結成されるが、禁

- 止されてその党員は逮捕される。逮捕に対する国際的非難に続き、国際援助が停止される。[10c]
- 12 月 Kanu の特別会議は多党政治制度の導入に合意する。数人の大臣が辞職し、新しい政党を結成したが、中でも最も注目されたのは保健大臣であったムワイ・キバキで民主党を結成する。[10i]
- 1992 年**
- 8 月 Ford は Ford-Asili と Ford-Kenya（党首オディング）の 2 つの党派に分かれる。[10c]
- 11 月 国際社会は援助の停止を終了する。[10i]
- 12 月 モイ大統領は、自由でも公平でもないと広く見なされた多党選挙で、在職 4 期目となる大統領に再選される。しかし、英連邦監視団体は、Kanu が大多数を占めた選挙の結果は「国民の意思を反映した」と評価する。[10c] [10i]
- 1994 年**
- 1 月 オギンガ・オディングが死亡、ミハエル・ワマルワ・キジャナ（Michael Wamalwa Kijana）が Ford-Kenya の党首となる。[10i]
- 6 月 統一国民民主連盟（United National Democratic Alliance、UNDA）が Ford-Asili を除く野党勢力によって結成されるが、意見の不一致に苦しむ。[10i]
- 1995 年**
- 5 月 サフィナ（Safina）が新政党として結成され、Mutari Kigano が党首、Richard Leakey が書記長に就く。同党は比例代表制および人権の向上を求めて選挙活動をする。[10i]
- 1997 年**
- 11 月 Safina は、ダニエル・アラップ・モイが登録を開放したため、政党として登録を許される。[10c] [10i]
- 1997 年**
- 12 月 広く批判されて開かれた選挙の結果は、モイの 5 期目の勝利に終わる。[10c]
- 1998 年**
- 8 月 7 日 アル・カイダの仕掛けた爆弾がナイロビの米国大使館で爆発、224 人が死亡し、何千人が負傷する。[4a] (米国国務省 Background Note, Kenya、2011 年 9 月 2 日)
- 2001 年**
- 6 月 抗エイズ薬の安いコピー薬の輸入・製造を許可する新しい法案が議会で可決される。[10c]

## 2001 年

12 月

ナイロビのキベラのスラム街では、ヌビア族とルオ族のコミュニティを巻き込む賃貸料を巡って争いが起こり、その結果、数人が死亡、数千人がその地を逃れる。[10c]

## 2002 年

11 月 28 日

モンバサ近くのイスラエル人所有のホテルへのテロ攻撃で、ケニア人 10 人が死亡、イスラエル人 3 人が負傷する。2 基のミサイルが同市の空港を出発したイスラエルのチャーター旅客機を標的として発射されたが、その同時攻撃は失敗に終わった。パレスチナ軍というそれまで知られていなかったグループが犯行声明を出したが、アル・カイダからと噂される後に出された声明文も、犯行を認めたとされる。[10j] (BBC News の Kenya terror strikes target Israelis、2002 年 11 月 28 日)

## 2002 年

12 月 30 日

ムワイ・キバキが選挙における圧倒的勝利を受けて、ケニアの大統領に就任する。[10k] (BBC News の Eyewitness: Kenya's historic day、2002 年 12 月 30 日)

## 2004 年

3 月～7 月

大統領の権限を制限し、首相職を設ける提案を含む新憲法の草案が完成する。[10c]

## 2004 年

7 月～8 月

凶作と干ばつによって引き起こされた食料危機は、キバキ大統領によって「全国民の災難」(national disaster) と呼ばれる。UN は、農村地域の脆弱なケニア人への支援アピールを開始する。[10c]

## 2005 年

7 月

大統領にあまりにも強い権限を与えると抗議者が言う憲法草案のいくつかの問題を巡ってナイロビで暴力的抗議行動が数日間起こった後、議会は憲法草案を承認する。[10c]

12 月

投票者は新憲法草案を拒絶するが、これはキバキ大統領に対する抗議と見なされる。大統領は内閣の改造を図るが、閣僚の指名を受けた者の中には、任命を拒絶する者もいた。[10c]

## 2006 年

1 月

ケニア政府は、大統領が「全国民の災難」と呼ぶ干ばつが原因で、北部の 400 万人が食糧援助を必要としていると宣言する。[10c]

2 月

政府の一部の大臣が、Anglo Leasing という幽霊会社との契約に絡む汚職に関与する。財務大臣 David Mwiraria は、自分に対する申し立ては間違っていると述べるものの辞職する。[10c]

## 2007 年

12 月

大統領選挙に続いて、選挙結果を巡る論争と暴力が起こり、1,500 人以上が死亡する。[10c]

## 2008 年

2 月

政府と野党が権力分割協定を結ぶ。[10c]

4 月

新内閣が決まる。[10c]

10 月

選挙後衝突の調査報告書は、暴力に関与した者を裁判にかけるための国際法廷を開くよう求めるものとなった。多くの政治指導者は、訴追は様々なコミュニティ間でさらなる衝突を誘発する恐れがあるとして、調査委員会の勧告を実行することに消極的である。[10c]

## 2009 年

8 月

政府は、少なくとも 1,000 万人（すなわち人口の 3 分の 1）が食糧援助を必要としているとの公式見解を述べる。政府は、干ばつによって最も被害を受けた地域に食糧、飲料水および医薬品を配るために国軍を動員する。[10c]

10 月

政府は、選挙後暴力の主要容疑者を裁判にかけるために、国際刑事裁判所（ICC）と協力すると発表する。[10c]

11 月

憲法草案が 2010 年に予定された国民投票に先駆けて公表される。[10c]

## 2010 年

7 月

ケニアは、地域経済の統合を目指す、隣国とともに形成する新しい東アフリカ共同市場（East African Common Market）に参加する。[10c]

8 月 4 日

大統領の力を制限し、地域に権限を委託することを目指す新憲法に対する国民投票は、圧倒的な「賛成」票をもたらす。[10c]

8 月 27 日

新憲法が署名されて法律として成立する。[10b] (BBC News の Kenya president ratifies new constitution、2010 年 8 月 27 日)

## 2011 年

8 月 19 日

ケニア政府は、女性が議会の議席で 3 分の 1 を占めるという新憲法の要件を、2012 年選挙までに達成することは「技術的に不可能」として取り下げたいと表明する。内閣は、議席の女性枠を破棄する憲法改正案を策定するためのタスクフォースを任命する決定を下す。[10c] (BBC News の Kenya's cabinet rejects quota for female MPs、2011 年 8 月 19 日)

8 月 24 日

キバキ大統領は、ライラ・オディンガ首相との協議の上、内閣を改造する。その変更は主に ODM 所属の閣僚に関係した。[16s] (Daily Nation の ODM Rebels Dropped in Cabinet Reshuffle、2011 年 8 月 24 日)

8 月 30 日

国際刑事裁判所は、2008 年選挙後暴力に関与したとして訴追された 6 人の個人に対する裁判を中止するよう求めるケニア政府の訴えを却下する。[10p] (BBC News の Kenya post-election violence: ICC rejects appeal、2011 年 8 月 30 日)

- 10 月 16 日 ケニア国内で武装勢力によるヨーロッパ人の誘拐が続いた後、ケニアの国軍高官がケニアは自国を防衛する権利があると表明した 1 日後に、ケニア国軍はソマリア南部に侵攻する。ケニア政府報道官は、その部隊はアル・シャバブの武装勢力を追って国境を越えたと表明する。[81c] (Guardian の Kenyan troops move into Somalia、2011 年 10 月 16 日)
- 10 月 24 日 ナイロビのバス停留所で、手榴弾攻撃によって 1 人が死亡する。これより数時間前に、同じ都市のバーで同様の攻撃が起こっていた。[81a] (Guardian の Deadly explosion hits Nairobi bus stop、2011 年 10 月 24 日) ケニア人が 1 人逮捕され、それらの攻撃を実行し、また、ソマリアの武装集団アル・シャバブのメンバーであることを認めたとして、裁判で有罪判決を下される。[10s] (BBC News の Kenya terror suspect claims to be Somali al-Shabab、2011 年 10 月 26 日)

政治的組織

以下の情報は、2011 年 9 月 1 日に更新されたジェーンズ社の Country Assessments: Kenya, Politics, Internal Affairs [14c]、および 2011 年 7 月 27 日に更新された CIA World Leaders ウェブサイト（2011 年 9 月 28 日にアクセス）[3b] からの引用である。

**民主回復フォーラム人民派（Forum for the Restoration of Democracy-People、FORD-People）**

現在、Reuben Oyondi が党首を務める。[3b]

ジェーンズ社によると、

「Ford-People は Ford-Asili の分裂で 1997 年に創設された…2002 年、Ford-People は当初、野党連合に参加したが、ケニア人民連合（Kenya People's Coalition、KPC）の主要組織を結成するために脱退した。この KPC の指導者で大統領候補は、Simeon Nyachae（2001 年に Ford-People に参加し、ニャンザ州の Kisii 族の支援を集めて党を復活させた KANU からの離脱者）である。しかしながら、連合に加わったその他の政党が NARC の支援および大統領候補の指名を巡って分裂し、選挙では Ford-People は単独で戦った。Ford-People は選出議員 14 人、指名議員 1 人を議会に送り、3 番目に多くの議席を占める政党であった。その内訳はニャンザ州の 11 議席の他に海岸州 2 議席、東部州 1 議席であった。NARC 連合内の分裂の結果、キバキは 2004 年 7 月、Ford-People を政府に取り込み、Nyachae をエネルギー担当大臣に任命、後に道路公共工事担当大臣に異動。2007 年、Ford-People は PNU に加わる。」[14c] (国内問題)

**ケニア・アフリカ民族同盟（Kenya African National Union、KANU）**

副首相ウーフル・ケニヤッタ（Uhuru Kenyatta）が党首。[3b]

ジェーンズ社によると、

「KANU は 1960 年、ジョモ・ケニヤッタによって創設され、1963 の独立選挙から途切れることなくケニアを支配した。同党は 1982 年から 1991 年 11 月まで唯一の合法的政党であった。この 1991 年 11 月、ダニエル・アラップ・モイが多党政治体制への復帰を要求する国内外の声を受け入れて、野党勢力に対する 9 年間の政党活動の禁止を取り下げたからである。これによって、1992 年 12 月の多党制議会選挙・大統領選挙という、国にとって 26 年ぶりとなる選挙の道が開けた。

「…同党は 2001 年、ルオ族が支配的なライラ・オディンガの率いる国民開発党（National Development Party、NDP）と与党連合を組むことで新たに力を得た。2002 年 3 月にそれらの政党が統合することにより、オディンガは KANU の書記長となり、将来の大統領後継者として、または新たに設けられることが予測されていた首相の候補者として、自らを位置付け始めた。しかしながら、統一 KANU が生み出したものは、

2002 年中頃にモイ（最終的には、モイが大統領職から身を引くことに合意した）の後継者の選出手順を巡る論争とともに崩壊した。[ジョージ] サイトチ（Saitoti）および虹の連合の各政党の長年の党首は、大統領がウーフル・ケニヤッタを後継者に選ぶことが明らかになった 2002 年 8 月に大統領と袂を分かった。議会の多くの議員は 2002 年 10 月中旬、オディンガに従う者とサイトチに従う者に分かれて対立した。これらの KANU 内の反対派閥は、NARC 内で自由民主党（Liberal Democratic Party、LDP）となった。

「したがって、KANU は支持基盤を非常に弱体化した状態で、2002 年 12 月の選挙を突入した。オディンガはルオ族の票を固め、サイトチおよび他の指導者は、党の基盤のカンバ、マサイおよび海岸の票の多くを固め、ウーフル・ケニヤッタが動員を期待していたキクユの票は、キバキと分け合う形になった。ウーフルの出馬は、キクユランド南部へと重要な勢力基盤を広げることができ、モイの引き立てによりカレンジン族、および他の北部と東部の遊牧民の強い支持を維持したが、以前に支持を得ていた他の地域では、Narc と Ford-People に票を奪われた。KANU は選挙で獲得した 64 議席と指名を得た 4 議席により、まだ議会第 2 党で野党第 1 党であるが、これは多数を占めていたこれまでの 113 議席からは大幅減となった。憲法に関する反国民投票運動が成功したため、それに参加していた同党は結果としてある程度の勢力を取り戻すことができた。

「2007 年の選挙の準備段階で、KANU はキバキの再選の推進役である PNU と同盟した。議会選挙では、KANU は 14 人選挙区で議席を得た。」 [14c] (国内問題)

### **オレンジ民主運動（Orange Democratic Movement、ODM）**

首相ライラ・オディンガが党首を務める。[3b]

ジェーンズ社によると、

「オレンジ民主運動（ODM）は憲法草案に関する 2005 年 11 月の国民投票にその起源を持つ。『否決』票の符号としてオレンジが割り当てられたのに対し、『賛成』票の符号はバナナが割り当てられた。オディンガが率いる様々な『否決』運動を進めた運動家は、その後、政治運動に組み込まれた。オディンガはその後、2007 年の大統領選挙の ODM の候補者として選ばれた。ODM は 2007 年の議会選挙で躍進し、国民議会の最大政党となった。しかしながら、大統領選挙の結果は議論を呼んだ。選挙に先駆けて行われたいくつかの世論調査で、オディンガは 1 位になったのに、一方、選挙結果が発表され始めると、最初の開票結果の発表では相手方の候補が 1 位を取っているように見えた。しかしながら、80%以上の開票が進むと、形勢はキバキ優位に変わったと言われた。それが野党陣営中からの不正投票という非難へとつながった。その結果、現職大統領が勝利したと確認された後、国内で壮絶な暴力および民族間の衝突が発生した。政治的な行き詰まりは 2008 年 2 月に終わらざるをえず、権限分割協定に署名し、その下で新たに設けられた首相職にオディンガが就いた。しかしながら、1 か月以上も論争を続け、ようやく 4 月中旬に、旧政府反対派政党勢力が最終的に新しい連立内閣を発表した。連立政権は脆弱なままで、さらに緊張と論争が深まった。しかしながら、2010 年に見事に統一の姿を見せる中で、オディンガ、キバキを含む国の複数の主要な政治家は、新憲法に関する『賛成』運動を支持するようになり、その結果、その運動はその年の 8 月の国民投票で成功した。

「オディンガは 2012 年の大統領職の本命候補になる可能性は高いが、オディンガの主要な対立候補は、投票でオディンガに反対するために連合を築き上げるかもしれない。いわゆるキクユ・カレンジン・カンバ同盟に関する憶測が報道機関の間でこれまで広がっていた。2011 年に入ってからさらに最近では、副大統領の Kalonzo Musyoka、副首相と財務大臣のウーフル・ケニヤッタと William Ruto を指導的な立場にある人物として含め、G7 として政治的に知られた同盟が計画された。しかしながら、そのような同盟を 2012 年まで維持できるのかどうか、また、単一の大統領候補をオディンガおよび他の候補に対抗して選ぶことができるのかどうかは今のところ不明である。」  
[14c] (国内問題)

**オレンジ民主運動ケニア (ODM-K)**  
Kalonzo Musyoka が党首を務める。[3b]

ジェーンズ社によると、

「ODM-K はより大きな ODM からの離脱派である。大統領候補になることを熱望する Kalonzo Musyoka が離党した際に作られた。Musyoka は 2007 年の大統領選挙において第 3 位になった。非常に議論を呼んだ選挙の余波で、Musyoka は副大統領職に就くことを受け入れた。ODM-K は議会選挙で 16 の議席を勝ち取った。」

「Musyoka は 2010 年、新しい法案への支持を求める運動を開始したが、Musyoka が憲法に関する国民投票への投票に完全に賛成の立場ではないと一部のケニア人は理解している。2011 年の半ばに、同氏は、2012 年の選挙に先駆けて、勝利をもたらす同盟を築き上げようとしていたいわゆる G7 同盟に加わった。」 [14c] (国内問題)

**国家統一党 (Party of National Unity, PNU)**  
ムワイ・キバキ大統領が党首を務める。[3b]

ジェーンズ社によると、

「NARC (キバキが 2002 年の大統領選挙に勝利した時にできた多党連合) 内での対立の結果、キバキが次の選挙前に新たな同盟の枠組みを求めることは確実に見えた。キバキは引き続いて 2007 年 9 月中旬に、国家統一党 (PNU) の結成を発表した。PNU は色々な政党を取り込んでいるが、最も取り込んでいるのは前の政権政党の KANU (2002 年に NARC に政権を奪われるまで、ほぼ 40 年間にわたり権力を恣にしていた) である。2007 年 9 月始め、KANU のウーフル・ケニヤッタ (大統領選挙でのキバキの元対立候補) は、大統領選挙に立候補せず、KANU は代りにキバキを支持することを示唆していた。ダニエル・アラップ・モイ元大統領もまた、キバキを支持した。キバキは、2007 年 12 月の議論を呼んだ選挙、および 2008 年 2 月の権限分割合意の後、大統領職を守った。PNU は、議会選挙においてライラ・オディンガのオレンジ民主運動 (ODM) によって作られていた。憲法により任期 2 期までという制限があるため、PNU は次の 2012 年の選挙でキバキを大統領候補に立てることはできない。キバキは、2010 年に政治的遺産として残した新憲法をケニア国民に手渡すことができるかもしれない。」 [14c] (国内問題)

## PROMINENT PEOPLE

From the Central Intelligence Agency *World Leaders* website, updated 27 July 2011, accessed on 28 September 2011 [3b], and the *Daily Nation* report, *ODM Rebels Dropped in Cabinet Reshuffle*, dated 24 August 2011[16s].

|                                                                        |                                |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| <b>President</b>                                                       | Mwai KIBAKI [3b]               |
| <b>Vice President</b>                                                  | Stephene Kalonzo MUSYOKA [3b]  |
| <b>Prime Minister</b>                                                  | Raila Amolo ODINGA [3b]        |
| <b>Deputy Prime Minister</b>                                           | Uhuru KENYATTA [3b]            |
| <b>Deputy Prime Minister</b>                                           | Wycliffe Musalia MUDAVADI [3b] |
| <b>Minister for Agriculture</b>                                        | Sally Jepngetich KOSGEY [3b]   |
| <b>Minister for Cooperative Development</b>                            | Joseph NYAGAH [3b]             |
| <b>Minister for the East African Community</b>                         | Musa SIRMA [16s]               |
| <b>Minister for Education</b>                                          | Sam ONGERI [3b]                |
| <b>Minister for Energy</b>                                             | Kiraitu MURUNGI [3b]           |
| <b>Minister for Environment &amp; Mineral Resources</b>                | John MICHUKI [3b]              |
| <b>Minister for Finance</b>                                            | Uhuru KENYATTA [3b]            |
| <b>Minister for Fisheries Development</b>                              | Paul Nyongesa OTUOMA [3b]      |
| <b>Minister for Foreign Affairs</b>                                    | Moses WETANGULA [3b]           |
| <b>Minister for Forestry &amp; Wildlife</b>                            | Noah WEKESA [3b]               |
| <b>Minister for Gender &amp; Children Affairs</b>                      | Esther Murugi MATHENGE [3b]    |
| <b>Minister for Higher Education, Science, &amp; Technology</b>        | Margaret KAMAR [16s]           |
| <b>Minister for Home Affairs</b>                                       | Stephene Kalonzo MUSYOKA [3b]  |
| <b>Minister for Housing</b>                                            | Peter Soita SHITANDA [3b]      |
| <b>Minister for Industrialisation</b>                                  | Henry Kiprono KOSGEY [3b]      |
| <b>Minister for Information &amp; Communications</b>                   | Samuel Lesuron POGHISIO [3b]   |
| <b>Minister for Labour</b>                                             | John Kiyonga MUNYES [3b]       |
| <b>Minister for Lands</b>                                              | Aggrey James ORENGO [3b]       |
| <b>Minister for Livestock Development</b>                              | Mohamed Abdi KUTI [3b]         |
| <b>Minister for Local Government</b>                                   | Wycliffe Musalia MUDAVADI [3b] |
| <b>Minister for Medical Services</b>                                   | Peter Anyang NYONGO [3b]       |
| <b>Minister for Nairobi Metropolitan Development</b>                   | Mutula KILONZO [3b]            |
| <b>Minister for Public Health &amp; Sanitation</b>                     | Beth Wambui MUGO [3b]          |
| <b>Minister for Public Works</b>                                       | Chris OBURE [3b]               |
| <b>Minister for Regional Development Authorities</b>                   | Fredrick Omulo GUMO [3b]       |
| <b>Minister for Roads</b>                                              | Kipkalya KONES [3b]            |
| <b>Minister for Tourism</b>                                            | Mohamed Najib BALALA [3b]      |
| <b>Minister for Trade</b>                                              | Amos KIMUNYA [3b]              |
| <b>Minister for Transport (Acting)</b>                                 | Amos KIMUNYA [3b]              |
| <b>Minister for Water &amp; Irrigation</b>                             | Charity Kaluki NGILU [3b]      |
| <b>Minister for Youth &amp; Sports</b>                                 | Helen Jepkemoi SAMBILI [3b]    |
| <b>Minister of State for Defense</b>                                   | Yussuf Mohamed HAJI [3b]       |
| <b>Minister of State for Immigration &amp; Registration of Persons</b> | Gerald Otieno KAJWANG [3b]     |
| <b>Minister of State for National Heritage &amp; Culture</b>           | William Ole NTIMAMA [3b]       |

|                                                                               |                                |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| <b>Minister of State for Planning, National Development &amp; Vision 2030</b> | Wycliffe Ambetsa OPARANYA [3b] |
| <b>Minister of State for Provincial Admin. &amp; National Security</b>        | George SAITOTI [3b]            |
| <b>Minister of State for Public Service</b>                                   | Dalmas Anyango OTIENO [3b]     |
| <b>Minister of State for Special Programmes</b>                               | Naomi Namsi SHABAN [3b]        |
| <b>Attorney General</b>                                                       | Amos WAKO [3b]                 |
| <b>Governor, Central Bank of Kenya</b>                                        | Njuguna S. NDUNGU [3b]         |

## LIST OF ABBREVIATIONS

|                 |                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <b>AI</b>       | Amnesty International                                                     |
| <b>CEDAW</b>    | Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women |
| <b>CIA</b>      | Central Intelligence Agency (United States)                               |
| <b>CPJ</b>      | Committee to Protect Journalists                                          |
| <b>FCO</b>      | Foreign and Commonwealth Office (UK)                                      |
| <b>FGM</b>      | Female Genital Mutilation                                                 |
| <b>FH</b>       | Freedom House                                                             |
| <b>GALCK</b>    | Gay and Lesbian Coalition of Kenya                                        |
| <b>GDP</b>      | Gross Domestic Product                                                    |
| <b>HIV/AIDS</b> | Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome           |
| <b>HRW</b>      | Human Rights Watch                                                        |
| <b>IDP</b>      | Internally Displaced Person                                               |
| <b>ILGA</b>     | International Lesbian and Gay Association                                 |
| <b>IMF</b>      | International Monetary Fund                                               |
| <b>IOM</b>      | International Organisation for Migration                                  |
| <b>KNBS</b>     | Kenya National Bureau of Statistics                                       |
| <b>KNCHR</b>    | Kenya National Commission on Human Rights                                 |
| <b>NGO</b>      | Non Governmental Organisation                                             |
| <b>OCHA</b>     | Office for the Coordination of Humanitarian Affairs                       |
| <b>TB</b>       | Tuberculosis                                                              |
| <b>TI</b>       | Transparency International                                                |
| <b>UN</b>       | United Nations                                                            |
| <b>UNAIDS</b>   | Joint United Nations Programme on HIV/AIDS                                |
| <b>UNHCR</b>    | United Nations High Commissioner for Refugees                             |
| <b>UNICEF</b>   | United Nations Children's Fund                                            |
| <b>USAID</b>    | United States Agency for International Development                        |
| <b>USSD</b>     | United States State Department                                            |

## REFERENCES TO SOURCE MATERIAL

*The Home Office is not responsible for the content of external websites.*

- 1 **Actup** <http://actup.org/news/>  
Kenya - Know your rights when arrested for engaging in gay sex, 14 November 2011  
<http://www.actup.org/forum/content/kenya-know-your-rights-when-arrested-engaging-gay-sex-6826/>  
Date accessed 16 December 2011
- 2 **The Daily Telegraph** <http://www.telegraph.co.uk>  
a Famine in Africa: inside Dadaab, the world's largest refugee camp, 17 September 2011  
<http://www.telegraph.co.uk/journalists/sally-williams/8762161/Famine-in-Africa-inside-Dadaab-the-worlds-largest-refugee-camp.html>  
Date accessed 29 November 2011
- 3 **Central Intelligence Agency (CIA)** <http://www.cia.gov>  
a World Factbook: Kenya, 10 November 2011  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ke.html>  
Date accessed 15 December 2011  
b World Leaders website, updated 27 July 2011  
<https://www.cia.gov/library/publications/world-leaders-1/world-leaders-k/kenya.html>  
Date accessed 28 September 2011
- 4 **United States State Department (USSD)** <http://www.state.gov>  
a Background Note: Kenya, updated 2 September 2011  
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2962.htm>  
Date accessed 29 November 2011  
b Country Report on Human Rights Practices 2010: Kenya, 8 April 2011  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/af/154352.htm>  
Date accessed 31 August 2011  
c Trafficking in Persons Report 2011: Country Narratives: Countries G through M, 27 June 2011  
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2011/164232.htm>  
Date accessed 21 September 2011  
d July-December, 2010 International Religious Freedom Report: Kenya, 13 September 2011  
[http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2010\\_5/168413.htm](http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2010_5/168413.htm)  
Date accessed 19 September 2011  
e 2010 Findings on the Worst Forms of Child Labor, 3 October 2011  
<http://www.dol.gov/ilab/programs/ocft/PDF/2010TDA.pdf>  
Date accessed 29 November 2011
- 5 **World Bank** <http://www.worldbank.org>  
a Kenya Economic Update, June 2011  
[http://siteresources.worldbank.org/KENYAEXTN/Resources/KEU-Jun\\_2011\\_Full\\_Report.pdf](http://siteresources.worldbank.org/KENYAEXTN/Resources/KEU-Jun_2011_Full_Report.pdf)  
Date accessed 18 October 2011

- 6 **Oxfam** <http://www.oxfam.org.uk/>  
a Oxfam, Food Crisis Emergency Response Kenya-External Situation Report Number 13, 30 September 2011  
[http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full\\_Report\\_2534.pdf](http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full_Report_2534.pdf)  
Date accessed 29 November 2011
- 7 **Kenya National Bureau of Statistics (KNBS)** <http://www.knbs.or.ke/>  
a Demographic and Health Survey 2008-09 (In association with ICF Macro), June 2010  
<http://apps.who.int/medicinedocs/documents/s17116e/s17116e.pdf>  
Date accessed 14 January 2011  
b 2009 Population and Housing Census Results  
<http://www.knbs.or.ke/Census%20Results/Presentation%20by%20Minister%20for%20Planning%20revised.pdf>  
Date accessed 15 October 2010
- 8 **Kenya Broadcasting Corporation** <http://www.kbc.co.ke>  
a Kenyan TB patients to receive (sic) ARV treatment, 6 October 2010  
<http://www.kbc.co.ke/news.asp?nid=66799>  
Date accessed 22 October 2010  
b Corruption plagues Kenyan health sector, 31 January 2011  
<http://www.kbc.co.ke/news.asp?nid=68683>  
Date accessed 24 October 2011  
c Enforce the law prohibiting FGM strictly: First Lady, 14 September 2011  
<http://www.kbc.co.ke/news.asp?nid=72451>  
Date accessed 3 November 2011
- 9 **Human Rights Watch** <http://www.hrw.org>  
a Establishing a Special Tribunal for Kenya and the Role of the International Criminal Court, 25 March 2009  
<http://www.hrw.org/en/news/2009/03/25/establishing-special-tribunal-kenya-and-role-international-criminal-court>  
Date accessed 13 October 2010  
b World Report 2011, 24 January 2011  
<http://www.hrw.org/en/world-report-2011#>  
Date accessed 9 February 2011  
c As Kenya Locks Up People Without Condoms, Aids and TB Are Breaking Out of Prisons, 7 June 2010  
<http://www.hrw.org/en/news/2010/06/07/kenya-locks-people-without-condoms-aids-and-tb-are-breaking-out-prisons>  
Date accessed 14 October 2010  
d Needless Pain, 9 September 2010  
<http://www.hrw.org/en/reports/2010/09/09/needless-pain-0>  
Date accessed 20 October 2010  
e I Am Not Dead, But I Am Not Living, 15 July 2010  
<http://www.hrw.org/en/reports/2010/07/15/i-am-not-dead-i-am-not-living>  
Date accessed 22 October 2010  
f Welcome to Kenya, 17 June 2010  
<http://www.hrw.org/en/reports/2010/06/17/welcome-kenya-0>  
Date accessed 22 October 2010  
g Halt Anti-Gay Campaign, 17 February 2010  
<http://www.hrw.org/en/news/2010/02/17/kenya-halt-anti-gay-campaign>

Date accessed 18 January 2011

- 10 **BBC News** <http://www.bbc.co.uk/news>
- a Kenyans back change to constitution in referendum, 5 August 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-10876635>  
Date accessed 13 October 2010
- b Kenya president ratifies new constitution, 27 August 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-11106558>  
Date accessed 13 October 2010
- c Kenya Profile, updated 21 November 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13681341>  
Date accessed 15 December 2011
- d Kenya post-election violence case 'unstoppable', 12 May 2010  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8678427.stm>  
Date accessed 14 October 2010
- e Kenya sweeps away top-rank police, 8 September 2009  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8244594.stm>  
Date accessed 14 October 2010
- f Mungiki sect head freed in Kenya, 27 October 2009  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8323082.stm>  
Date accessed 14 October 2010
- g Kenya prisoners win right to vote in landmark ruling, 23 June 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/10395633>  
Date accessed 14 October 2010
- h Kenya defends tribal census figures, 31 August 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-11143914>  
Date accessed 15 October 2010
- i Kenya: a political history, 24 December 1997  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/special\\_report/for\\_christmas/new\\_year/kenyan\\_elections/41737.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/special_report/for_christmas/new_year/kenyan_elections/41737.stm)  
Date accessed 22 October 2010
- j Kenya terror strikes target Israelis, 28 November 2002  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/2522207.stm>  
Date accessed 27 October 2010
- k Eyewitness: Kenya's historic day, 30 December 2002  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/2615533.stm>  
Date accessed 27 October 2010
- l Kenya mayor in corruption charge over cemetery scandal, 26 October 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-11628433>  
Date accessed 27 October 2010
- m Kenya gay activist criticises Odinga crackdown threat, 29 November 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-11864702>  
Date accessed 18 January 2011
- n Nairobi bus blast 'caused by Tanzanian with grenade', 21 December 2010  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12053007>  
Date accessed 9 February 2011
- o Kenya's cabinet rejects quota for female MPs, 19 August 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-14590598>  
Date accessed 31 August 2011
- p Kenya post-election violence: ICC rejects appeal, 30 August 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-14721715>

- Date accessed 31 August 2011
- q Kenya police tear-gas maize and fuel price protesters, 7 July 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/14065847>
- Date accessed 7 September 2011
- r Kenya's Uhuru Kenyatta appears at ICC in the Hague, 8 April 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13010942>
- Date accessed 7 September 2011
- s Kenya terror suspect claims to be Somali al-Shabab, 26 October 2011  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-15467507>
- Date accessed 4 November 2011
- 11 International Criminal Court** <http://www.icc-cpi.int>
- a ICC judges grant the Prosecutor's request to launch an investigation on crimes against humanity with regard to the situation in Kenya, 31 March 2010  
<http://www.icc-cpi.int/menus/icc/situations%20and%20cases/situations/situation%20icc%200109/press%20releases/icc%20judges%20grant%20the%20prosecutor%E2%80%99s%20request%20to%20launch%20an%20investigation%20on%20crimes%20against%20humanity%20with>
- Date accessed 14 October 2010
- b Kenya's post election violence: ICC Prosecutor presents cases against six individuals for crimes against humanity, 15 December 2010  
<http://www.icc-cpi.int/NR/exeres/BA2041D8-3F30-4531-8850-431B5B2F4416.htm>
- Date accessed 7 January 2011
- 12 Christian Science Monitor**
- a Kenya bomb attacks kill six at constitution rally, 14 June 2010  
<http://www.csmonitor.com/World/terrorism-security/2010/0614/Kenya-bomb-attacks-kill-six-at-constitution-rally>
- Date accessed 16 December 2011
- 13 Transparency International** <http://www.transparency.org/>
- a Corruption Perceptions Index 2010, 26 October 2010  
<http://www.transparency.org/content/download/55725/890310>
- Date accessed 18 January 2011
- b East African Bribery Index 2011, 20 October 2011  
[http://www.transparency.org/news\\_room/latest\\_news/press\\_releases\\_nc/2011/2011\\_10\\_20\\_east\\_african\\_bribery\\_index\\_2011](http://www.transparency.org/news_room/latest_news/press_releases_nc/2011/2011_10_20_east_african_bribery_index_2011)
- Date accessed 9 November 2011
- 14 Jane's** <http://www.janes.com/>
- a Kenya, Armed Forces Assessment, updated 24 October 2011  
 Subscription website (hard copy available on request)
- b Security and foreign forces, updated 1 September 2011  
 Subscription website (hard copy available on request)
- c Internal Affairs, updated 1 September 2011  
 Subscription website (hard copy available on request)
- 15 Amnesty International** <http://www.amnesty.org/>
- a Annual Report 2011, 13 May 2011  
[http://files.amnesty.org/air11/air\\_2011\\_countryreports\\_en.pdf](http://files.amnesty.org/air11/air_2011_countryreports_en.pdf)

- Date accessed 6 October 2011
- b Kenya: New Constitution offers a basis for better protection and fulfillment of human rights but measures to end impunity still needed, 13 August 2010  
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR32/011/2010/en/7e84c40a-391f-48a8-ab6f-9759bd81275d/afr320112010en.html>  
 Date accessed 7 January 2011
- c Briefing to the UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women, 30 November 2010  
<http://www.amnesty.org/en/library/info/AFR32/017/2010/en>  
 Date accessed 12 January 2011
- d Insecurity and indignity: Women's experiences in the slums of Nairobi, Kenya, 6 July 2010  
<http://www.amnesty.org/en/library/info/AFR32/002/2010/en>  
 Date accessed 12 January 2011
- e Death Sentences and Executions 2010, 28 March 2011  
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ACT50/001/2011/en/ea1b6b25-a62a-4074-927d-ba51e88df2e9/act500012011en.pdf>  
 Date accessed 13 September 2011
- f Sexual Minorities and the Law: A World Survey, updated July 2006  
<http://www.asylumlaw.org/docs/sexualminorities/World%20SurveyAlhomosexuality.pdf>  
 Date accessed 17 January 2011
- 16 Daily Nation** <http://www.nation.co.ke/>
- a UN forum slams Kenya rights record, 6 May 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/UN%20forum%20slams%20Kenya%20rights%20record%20/-/1056/913428/-/item/1/-/do4bddz/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- b Uneasy calm as former turfs of Mungiki group regain life, 29 March 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/regional/Uneasy%20calm%20as%20former%20turfs%20of%20Mungiki%20group%20regain%20life%20/-/1070/889154/-/c4oel4z/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- c Residents fear over rise in phone threats, 16 August 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/regional/Residents%20fear%20over%20rise%20in%20phone%20threats%20/-/1070/978026/-/q5k8asz/-/>  
 Date accessed 14 October 2010
- d Politicians and police 'allies of violent gangs', 21 July 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/politics/Politicians%20and%20police%20allies%20of%20violent%20gangs/-/1064/962396/-/15k9d5k/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- e Ex-Mungiki boss is under police watch, 5 July 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/Ex%20Mungiki%20boss%20is%20under%20police%20watch%20/-/1056/952756/-/ebc3iez/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- f Kenya militias turn into criminal gangs, pose threat, 27 February 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/-/1056/870310/-/vr4bqi/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- g Landmark ruling on death penalty, 30 July 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/Landmark%20ruling%20on%20death%20penalty/-/1056/967956/-/h7n2qp/-/index.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- h Options after census results quashed, 28 September 2010

- <http://www.nation.co.ke/News/Options%20after%20census%20results%20quashed%20/-/1056/1020008/-/item/0/-/3lfqy6/-/index.html>  
Date accessed 15 October 2010
- i Mob attacks gay 'wedding' party, 12 February 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/-/1056/860810/-/view/DEFAULT/-/13l3knvz/-/index.html>  
Date accessed 19 October 2010
- j Treat us with decorum, pleads gay community, 30 August 2010  
<http://www.nation.co.ke/magazines/DN2/Treat%20us%20with%20decorum%20pleads%20gay%20community%20/-/957860/999610/-/7bye8dz/-/index.html>  
Date accessed 19 October 2010
- k Concern over plight of homeless children, 14 April 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/politics/Concern%20over%20plight%20of%20homeless%20children/-/1064/899134/-/ovqje4/-/index.html>  
Date accessed 21 January 2011
- l Low-cost kidney transplants in Kenya, 13 January 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/-/1056/841708/-/vpahhw/-/index.html>  
Date accessed 22 October 2010
- m Nairobi street children's mama, 17 April 2010  
<http://www.nation.co.ke/Features/lifestyle/Nairobi%20street%20childrens%20mama/-/1214/901154/-/m5h9qx/-/index.html>  
Date accessed 21 January 2011
- n How heroic trio of fighter pilots scuttled mission to bomb State House and GSU, 11 December 2009  
<http://www.nation.co.ke/News/-/1056/821148/-/item/0/-/sr2sq0/-/index.html>  
Date accessed 22 October 2010
- o Three officers interdicted over Nairobi killings, 20 January 2011  
<http://www.nation.co.ke/News/-/1056/1092820/-/11fr7wz/-/index.html>  
Date accessed 9 February 2011
- p New Bill gives civilians power over Kenya police, 30 October 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/New%20Bill%20gives%20civilians%20power%20over%20Kenya%20police%20/-/1056/1043742/-/hk18pfz/-/index.html>  
Date accessed 12 January 2011
- q It's a Tough Life for Single Mums, 23 September 2011  
<http://allafrica.com/stories/201109231301.html>  
Date accessed 29 November 2011
- r Kenyan police score poorly in fight against crimes, 6 May 2010  
<http://www.nation.co.ke/News/Kenyan%20police%20score%20poorly%20in%20fight%20against%20crimes/-/1056/913760/-/iqbxde/-/index.html>  
Date accessed 12 January 2010
- s ODM Rebels Dropped in Cabinet Reshuffle, 24 August 2011  
<http://allafrica.com/stories/201108250035.html>  
Date accessed 5 September 2011
- t Why Citizens Would Rather Take the Mentally Ill to a Faith Healer, 10 March 2011  
<http://allafrica.com/stories/201103110077.html>  
Date accessed 4 October 2011
- u Kenya: Aids Control Council Allays Fears Over Drug Shortage, 24 May 2011  
<http://allafrica.com/stories/201105241917.html>  
Date accessed 24 October 2011
- 17 **Radio France International** <http://www.english.rfi.fr/africa>  
a Over 100 Mungiki Sect Members Held for Extortion, 6 July 2010

<http://allafrica.com/stories/201007061073.html>

Date accessed 14 October 2010

**18 Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>

a Freedom in the World report 2011: Kenya, 16 May 2011

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2011&country=8066>

Date accessed 5 September 2011

b Freedom of the Press 2011: Kenya, 23 September 2011

<http://freedomhouse.org/template.cfm?page=251&country=8066&year=2011>

Date accessed 6 December 2011

c Countries at the Crossroads 2010, Kenya, 7 April 2010

<http://www.freedomhouse.org/modules/publications/ccr/modPrintVersion.cfm?edition=9&ccrpage=43&ccrcountry=190>

Date accessed 14 October 2010

**19 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers** <http://www.child-soldiers.org/home>

a Global report 2008: Kenya

<http://www.child-soldiers.org/document/get?id=1387>

Date accessed 20 January 2011

**20 Business Daily** <http://www.businessdailyafrica.com>

a Should prisoners be allowed to vote? 8 February 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/Opinion%20%20Analysis/-/539548/857574/-/view/printVersion/-/10jndd7/-/index.html>

Date accessed 14 October 2010

b New Income Bands Spark Wage Rate War, 4 March 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/Company%20Industry/-/539550/872646/-/t2sxbez/-/index.html>

Date accessed 22 October 2010

c Kenya embraces generic drugs amid scepticism, 6 October 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/Kenya%20embraces%20generic%20drugs%20amid%20scepticism/-/539444/1026570/-/item/1/-/5kvecbz/-/index.html>

Date accessed 22 October 2010

d High cost of healthcare pushes insurers to launch cheaper covers, 13 September 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/High%20cost%20of%20healthcare%20pushes%20insurers%20to%20launch%20cheaper%20covers/-/539546/1009304/-/rialre/-/index.html>

Date accessed 22 October 2010

e Shortage of specialists hits cancer treatment, 29 September 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/Shortage%20of%20specialists%20hits%20cancer%20treatment/-/539444/1019836/-/item/0/-/f9sq4y/-/index.html>

Date accessed 22 October 2010

f Sign of relief as kidney treatment is decentralised, 17 January 2010

<http://www.businessdailyafrica.com/Corporate%20News/-/539550/844412/-/ah1i7vz/-/index.html>

Date accessed 22 October 2010

g Fitch warns of likely sovereign credit downgrade, 25 August 2011

<http://www.businessdailyafrica.com/Fitch+warns+of+likely+sovereign+credit+downgrade/-/539552/1224652/-/lasa6sz/-/index.html>

Date accessed 6 September 2011

**21 Capital FM Kenya** <http://www.capitalfm.co.ke>

- a Kenyan man to hang for killing wife, 16 September 2010  
<http://www.capitalfm.co.ke/news/Kenyanews/Kenyan-man-to-hang-for-killing-wife-9829.html>  
 Date accessed 14 October 2010
- b Cancer patients overwhelm Kenyan hospital, 18 July 2010  
<http://www.capitalfm.co.ke/news/Kenyanews/Cancer-patients-overwhelm-Kenyan-hospital-9049.html>  
 Date accessed 22 October 2010
- c Intersex Kenyan loses landmark case, 2 December 2010  
<http://www.capitalfm.co.ke/news/Kenyanews/Intersex-Kenyan-loses-landmark-case-10740.html>  
 Date accessed 18 January 2011
  
- 22 Kenya Law** <http://www.kenyalaw.org>
  - a The Constitution of Kenya, 27 August 2010  
<http://www.kenyalaw.org/Downloads/The%20Constitution%20of%20Kenya.pdf>  
 Date accessed 14 October 2010
  - b Penal Code of Kenya, revised 2009  
<http://www.kenyalaw.org/Downloads/GreyBook/8.%20The%20Penal%20Code.pdf>  
 Date accessed 18 October 2010
  - c Children Act 2001 (available through Kenya Law homepage or via Refworld)  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/47975f332.html>  
 Date accessed 19 October 2010
  - d Criminal Procedure Code, revised 2009  
<http://www.kenyalaw.org/Downloads/Acts/Criminal%20Procedure%20Code.pdf>  
 Date accessed 17 January 2011
  - e R.M. v Attorney General & 4 others [2010] eKLR, 2 December 2010  
<http://kenyalaw.org/Downloads/FreeCases/79392.pdf>  
 Date accessed 18 January 2011
  
- 23 United Nations (UN) News Service** [www.un.org/News](http://www.un.org/News)
  - a UN welcomes successful end of referendum on constitution, 6 August 2010  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c5fc53d2.html>  
 Date accessed 14 October 2010
  
- 24 Kenya National Commission on Human Rights (KNCHR)** <http://www.knchr.org/>
  - a The Work of the National Commission, undated  
[http://www.knchr.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=50&Itemid=70](http://www.knchr.org/index.php?option=com_content&task=view&id=50&Itemid=70)  
 Date accessed 15 October 2010
  - b About KNCHR, undated  
[http://www.knchr.org/index.php?option=com\\_content&task=blogsection&id=4&Itemid=14](http://www.knchr.org/index.php?option=com_content&task=blogsection&id=4&Itemid=14)  
 Date accessed 15 October 2010
  - c Reforms and Accountability Department, undated  
[http://www.knchr.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=40&Itemid=64](http://www.knchr.org/index.php?option=com_content&task=view&id=40&Itemid=64)  
 Date accessed 15 October 2010
  
- 25 Kenya Anti Corruption Commission** <http://www.kacc.go.ke>
  - a About the Commission, undated  
<http://www.kacc.go.ke/default.asp?pageid=1>  
 Date accessed 15 October 2010

- b Reporting corruption, undated  
<http://www.kacc.go.ke/default.asp?pageid=16>  
 Date accessed 15 October 2010
- 26 **Inter Press Service (IPS) News** <http://www.ipsnews.net>  
 a Supporting Single Mothers, 2 August 2008  
<http://www.ips.org/africa/2008/08/kenya-supporting-single-mothers/>  
 Date accessed 14 January 2011
- 27 **Associated Press** <http://www.ap.org/>  
 a Int'l court to launch cases in Kenya violence, 21 September 2010 (accessed via ABC News)  
<http://abcnews.go.com/International/wireStory?id=11687326>  
 Date accessed 18 October 2010
- 28 **Gay and Lesbian Coalition of Kenya** <http://www.galck.org>  
 a About us - Resource Centre [undated]  
[http://galck.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=70&Itemid=113](http://galck.org/index.php?option=com_content&view=article&id=70&Itemid=113)  
 Date accessed 19 December 2011
- 29 **Behind the Mask** <http://www.mask.org.za>  
 a Kenya's (sic) Anglican Bishop Calls for LGBTI Pastoral Care, 14 April 2010  
<http://www.mask.org.za/kenya%e2%80%99s-anglican-bishop-calls-for-lgbti-pastoral-care/>  
 Date accessed 19 October 2010  
 b Homophobia increasing in Kenya, 23 June 2010  
<http://www.mask.org.za/homophobia-increasing-in-kenya/>  
 Date accessed 19 October 2010
- 30 **Plus News** <http://www.plusnews.org>  
 a New survey to inform HIV programming for MSM, 9 November 2009  
<http://www.plusnews.org/report.aspx?ReportID=86932>  
 Date accessed 18 October 2010  
 b Religious outrage over minister's support of gay rights, 6 October 2010  
<http://www.plusnews.org/Report.aspx?ReportId=90685>  
 Date accessed 19 October 2010
- 31 **Red Pepper** <http://www.redpepper.org.uk>  
 a Coming out in Kenya, 23 August 2009  
<http://www.redpepper.org.uk/Coming-out-in-Kenya>  
 Date accessed 19 October 2010
- 32 **Minority Women in Action** <http://www.minoritywomeninaction.co.ke>  
 a Constitution, updated 8 December 2011  
[http://www.minoritywomeninaction.co.ke/index.php?option=com\\_content&view=article&id=49&Itemid=56](http://www.minoritywomeninaction.co.ke/index.php?option=com_content&view=article&id=49&Itemid=56)  
 Date accessed 16 December 2011
- 33 **United Nations Treaties** <http://treaties.un.org>  
 a Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women, 18 December 1979

- [http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsq\\_no=IV-8&chapter=4&lang=en](http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsq_no=IV-8&chapter=4&lang=en)  
Date accessed 19 October 2010
- b Convention on the Rights of the Child, 20 November 1989  
[http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsq\\_no=IV-11&chapter=4&lang=en](http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsq_no=IV-11&chapter=4&lang=en)  
Date accessed 19 October 2010
- c Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in armed conflict, 25 May 2000  
[http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsq\\_no=IV-11-b&chapter=4&lang=en](http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsq_no=IV-11-b&chapter=4&lang=en)  
Date accessed 19 January 2011
- d Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography, 25 May 2000  
[http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsq\\_no=IV-11-c&chapter=4&lang=en](http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsq_no=IV-11-c&chapter=4&lang=en)  
Date accessed 19 January 2011
- 34 Federation of Women Lawyers** <http://www.fidakenya.org>
- a Access to Justice Programme  
[http://www.fidakenya.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=29&Itemid=31](http://www.fidakenya.org/index.php?option=com_content&view=article&id=29&Itemid=31)  
Date accessed 19 October 2010
- b 48th CEDAW Committee Session, January 2011  
<http://fidakenya.org/2011/01/48th-cedaw-committee-session-2/>  
Date accessed 18 February 2011
- 35 Center for Rights Education and Awareness** <http://www.creawkenya.org/>
- a Community Empowerment Programme, undated  
[http://www.creawkenya.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=79&Itemid=112](http://www.creawkenya.org/index.php?option=com_content&view=article&id=79&Itemid=112)  
Date accessed 19 October 2010
- b Achievements, undated  
[http://www.creawkenya.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=62&Itemid=89](http://www.creawkenya.org/index.php?option=com_content&view=article&id=62&Itemid=89)  
Date accessed 19 October 2010
- 36 Caucus for Women's Leadership** <http://www.kwpcaucus.org>
- a Gender & Governance Programme, undated  
[http://www.kwpcaucus.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=17&Itemid=12](http://www.kwpcaucus.org/index.php?option=com_content&view=article&id=17&Itemid=12)  
Date accessed 19 October 2010
- 37 Organisation of Economic Cooperation and Development Social Institutions Gender Index** <http://genderindex.org/>
- a Kenya, undated  
<http://genderindex.org/country/kenya>  
Date accessed 19 October 2010
- 38 Pathfinder International** <http://www.pathfind.org>
- a Kenya: Overview, undated

[http://www.pathfind.org/site/PageServer?pagename=Programs\\_Kenya](http://www.pathfind.org/site/PageServer?pagename=Programs_Kenya)  
Date accessed 19 October 2010

**39 Population Services International** <http://www.psi.org>

a Kenya, 2010

<http://www.psi.org/kenya>

Date accessed 19 October 2010

**40 Women's enews** <http://www.womensenews.org>

a FGM in Kenya: Outlawed, not eradicated, 8 February 2005

<http://www.womensenews.org/story/genital-mutilation/050208/fgm-in-kenya-outlawed-not-eradicated>

Date accessed 19 October 2010

**41 Population Council** <http://www.popcouncil.org>

a Overview of FGM/C in North-Eastern Kenya and the Religious Oriented Approach, 26 February 2009

[http://www.popcouncil.org/pdfs/events/Abdi\\_20090226.pdf](http://www.popcouncil.org/pdfs/events/Abdi_20090226.pdf)

Date accessed 19 October 2010

**42 United Nations IRIN News** <http://www.irinnews.org/>

a Kenya: Focus on Fistula, 19 July 2010

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=89886>

Date accessed 19 October 2010

b Kenya: Hiding from the cruellest cut, 17 December 2008

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=81994>

Date accessed 20 October 2010

c Kenya: Killing the cut but keeping tradition alive, 31 August 2009

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=85933>

Date accessed 20 October 2010

d Kenya: Experts welcome counter-trafficking law, 8 December 2010

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportID=91317>

Date accessed 19 January 2011

e Kenya: Coping with drought, high food prices, 1 September 2011

<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportId=93632>

Date accessed 9 September 2011

f Analysis: IDPs as political pawns in Kenya, 26 May 2011

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=92816>

Date accessed 29 November 2011

**43 Shelter Forum** <http://www.shelter-forum.org/>

a The State of Kenya's Human Rights, 14 October 2010

[http://www.shelter-forum.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1279:the-state-of-kenyas-human-rights&catid=101:sample-news-frontpage](http://www.shelter-forum.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1279:the-state-of-kenyas-human-rights&catid=101:sample-news-frontpage)

Date accessed 19 January 2011

**44 The Gender Violence Recovery Centre** <http://www.qvrc.or.ke/>

a Annual Report 2008/2009

[http://www.qvrc.or.ke/index.php?option=com\\_docman&Itemid=76](http://www.qvrc.or.ke/index.php?option=com_docman&Itemid=76)

Date accessed 19 October 2010

- 45 **Children's Legal Action Network** <http://www.clan.or.ke/>  
a Our Mission, undated  
[http://www.clan.or.ke/index.php?option=com\\_content&view=article&id=50&Itemid=64](http://www.clan.or.ke/index.php?option=com_content&view=article&id=50&Itemid=64)  
Date accessed 19 October 2010
- 46 **World Vision International** <http://www.wvi.org>  
a Kenya: A call to end female genital mutilation, 19 February 2010  
<http://www.wvi.org/wvi/wviweb.nsf/updates/0FC85613D4E9B78C882576D00000C35E?opendocument>  
Date accessed 20 October 2010
- 47 **World Organisation Against Torture** <http://www.omct.org>  
a Violence against women and children in Kenya: An alternative report to the Committee against Torture, 3 December 2008  
[http://www.omct.org/pdf/UNTB/2008/alt\\_report\\_on\\_violence\\_against\\_women\\_children\\_kenya.pdf](http://www.omct.org/pdf/UNTB/2008/alt_report_on_violence_against_women_children_kenya.pdf)  
Date accessed 20 October 2010
- 48 **International Organisation for Migration** <http://www.iom.int>  
a Countering Human Trafficking In Kenya through Capacity Building, Awareness Raising and Assistance to Victims Phase II, January 2010  
[http://nairobi.iom.int/Info\\_Sheets/NEW%20FORMAT/CT%20Kenya.pdf](http://nairobi.iom.int/Info_Sheets/NEW%20FORMAT/CT%20Kenya.pdf)  
Date accessed 20 October 2010
- 49 **United Nations Committee on the Rights of the Child** <http://www.unicef.org/crc/>  
a Concluding Observations on Kenya, 19 June 2007  
Available in hard copy on request
- 50 **Liverpool Voluntary Counselling, Testing, Care and Treatment**  
<http://www.liverpoolvct.org>  
a Corporate Capability Statement, undated  
<http://www.liverpoolvct.org/images/downloadable/capability%20statement.pdf>  
Date accessed 22 October 2010
- 51 **Kenya Cancer Association** <http://kenyacancer.org>  
a About Kenya Cancer Association (KENCASA), undated  
<http://kenyacancer.org/index-1.html>  
Date accessed 22 October 2010
- 52 **International Journal of Mental Health Systems** <http://www.ijmhs.com/>  
a Kiima and Jenkins, Mental health policy in Kenya - an integrated approach to scaling up equitable care for poor populations, 28 June 2010  
<http://www.ijmhs.com/content/4/1/19>  
Date accessed 22 October 2010
- 53 **Basic Needs** <http://www.basicneeds.org>  
a Kenya, undated  
<http://www.basicneeds.org/kenya/index.asp>  
Date accessed 22 October 2010
- 54 **Internal Displacement Monitoring Centre** <http://www.internal-displacement.org>

- a Speedy reform needed to deal with past injustices and prevent future displacement, 10 June 2010  
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/4CBEC555A558F577C125773E00395B4B/\\$file/Kenya\\_Overview\\_June10.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/4CBEC555A558F577C125773E00395B4B/$file/Kenya_Overview_June10.pdf)  
 Date accessed 22 October 2010
- 55 Kenya Star** <http://www.kenyastar.com/>  
 a NSIS Told to Stop Checking Passports, 21 June 2010  
<http://allafrica.com/stories/201006210748.html>  
 Date accessed 22 October 2010
- 56 United Nations Cartographic Section** <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>  
 a Kenya, January 2004  
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/kenya.pdf>  
 Date accessed 22 October 2010
- 57 Reuters Africa** <http://af.reuters.com/>  
 a Factbox-Corruption in Kenya, 27 October 2010  
<http://af.reuters.com/article/kenyaNews/idAFLDE69Q1EF20101027?pageNumber=2&virtualBrandChannel=0&sp=true>  
 Date accessed 27 October 2010  
 b Top Kenyan officials step aside over embassy scam, 27 October 2010  
<http://af.reuters.com/article/kenyaNews/idAFLDE69Q14X20101027?sp=true>  
 Date accessed 27 October 2010
- 58 City Population** <http://www.citypopulation.de>  
 a Kenya, 25 September 2010  
<http://www.citypopulation.de/Kenya.html>  
 Date accessed 5 January 2011
- 59 WordTravels** <http://www.wordtravels.com/>  
 a Kenya, Public Holidays, undated  
<http://www.wordtravels.com/Travelguide/Countries/Kenya/Holidays>  
 Date accessed 30 August 2011
- 60 XE** <http://www.xe.com>  
 a Kenya Shilling rate table, 1 November 2011  
<http://www.xe.com/ucc/convert/?Amount=1&From=KES&To=GBP>  
 Date accessed 1 November 2011
- 61 United Nations Human Rights Council** <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/>  
 a Report of the Special Rapporteur on Extrajudicial, Summary or Arbitrary Executions, Philip Alston: addendum: mission to Kenya, 26 May 2009, available via Refworld  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4a3f56432.html>  
 Date accessed 7 January 2011  
 b Information submitted by the Kenya National Commission on Human Rights, 2 June 2009  
[http://ap.ohchr.org/documents/alldocs.aspx?doc\\_id=15660](http://ap.ohchr.org/documents/alldocs.aspx?doc_id=15660)

- Date accessed 7 January 2011
- c Compilation: [Universal Periodic Review]: Kenya/prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15(b) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1, 16 February 2010  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c6127cc2.html>  
 Date accessed 11 January 2011
- d Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Manfred Nowak, 26 February 2010  
 Available in hard copy on request  
 Date accessed 12 January 2011
- e National report submitted in accordance with paragraph 15 (a) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1, 22 February 2010  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4bfb9dae2.html>  
 Date accessed 12 January 2011
- f Summary prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1, 5 February 2010  
 Available in hard copy on request
- g Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Christof Heyns, Addendum: Follow-up country recommendations – Kenya, 26 April 2011  
[http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full\\_Report\\_658.pdf](http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full_Report_658.pdf)  
 Date accessed 22 November 2011
- 62 United Nations Committee Against Torture** <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/>
- a Concluding observations of the Committee against Torture: Kenya, 19 January 2009, available via Refworld  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4986bc0bd.html>  
 Date accessed 7 January 2011
- 63 The Official Website of State House, Kenya** <http://www.statehousekenya.go.ke/>
- a Interim Police reforms report presented to President Kibaki, 26 August 2010  
<http://www.statehousekenya.go.ke/news/august09/2009260802.htm>  
 Date accessed 10 January 2011
- b President Kibaki receives report on police reforms, 3 November 2010  
<http://www.statehousekenya.go.ke/news/nov09/2009031102.htm>  
 Date accessed 10 January 2011
- 64 Kenya National Dialogue and Reconciliation Monitoring Project**  
<http://www.dialoguekenya.org/default.aspx>
- a Review Report, October 2010  
[http://www.dialoguekenya.org/docs/october2010draftfinal\\_Nov10.pdf](http://www.dialoguekenya.org/docs/october2010draftfinal_Nov10.pdf)  
 Date accessed 10 January 2011
- b Progress in Implementation of the Constitution and other reforms Review Report, October 2011  
[http://www.dialoguekenya.org/docs/october2010draftfinal\\_Nov10.pdf](http://www.dialoguekenya.org/docs/october2010draftfinal_Nov10.pdf)  
 Date accessed 19 December 2011
- 65 Norwegian Country of Origin Information Centre (Landinfo)**  
<http://www.landinfo.no/id/162.0>
- a Mungiki – Abusers or abused?, 29 January 2010

[http://www.landinfo.no/asset/1123/1/1123\\_1.pdf](http://www.landinfo.no/asset/1123/1/1123_1.pdf)

Date accessed 12 January 2011

**66 Government of Kenya, Ministry of Gender, Children and Social Development**

<http://www.gender.go.ke/>

**a Core functions and specific roles, undated**

<http://www.gender.go.ke/index.php/Gender-and-Social-Development/core-functions-specific-roles.html>

Date accessed 13 January 2011

**67 United Nations Children's Fund (UNICEF)** <http://www.unicef.org/index.php>

**a State of the World's Children 2011, Statistical tables, February 2011**

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf)

Date accessed 4 October 2011

**b Report of the field visit to Kenya by members of the Bureau of the Executive Board, 20 April 2009**

[http://www.unicef.org/about/execboard/files/09-12-Kenya\\_visit-English\(1\).pdf](http://www.unicef.org/about/execboard/files/09-12-Kenya_visit-English(1).pdf)

Date accessed 20 January 2011

**c The dynamics of social change: Towards the abandonment of female genital mutilation/cutting in five African countries, produced by the UNICEF Innocenti Research Centre, October 2010**

[http://www-prod.unicef-irc.org/publications/pdf/fgm\\_insight\\_eng.pdf](http://www-prod.unicef-irc.org/publications/pdf/fgm_insight_eng.pdf)

Date accessed 20 January 2011

**68 Centre for Reproductive Rights Kenya** <http://reproductiverights.org/en/our-regions/africa/kenya>

**a In Harm's Way - The Impact of Kenya's Restrictive Abortion Law, 31 March 2010**

[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/InHarmsWay\\_2010.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/InHarmsWay_2010.pdf)

Date accessed 13 January 2011

**69 World Health Organisation (WHO)** <http://www.who.int>

**a Delivering post-rape care services: Kenya's experience in developing integrated services, 16 April 2009**

<http://www.who.int/bulletin/volumes/87/7/08-052340/en/>

Date accessed 14 January 2011

**70 United Nations (UN) Committee on the Elimination of Discrimination against Women** <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw>

**a Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Seventh periodic report of States parties Kenya, 10 November 2009**

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/AdvanceVersions/CEDAW.C.KEN.7.pdf>

Date accessed 14 January 2011

**71 Kenya Private Sector Alliance** <http://www.kepsa.or.ke/index.php>

**a Baseline Study on Healthcare Delivery in Kenya, edited 27 April 2010**

[http://www.kepsa.or.ke/pdfs/Status%20of%20Health%20Care%20Delivery%20in%20Kenya\\_Edited\\_27th\\_April.pdf](http://www.kepsa.or.ke/pdfs/Status%20of%20Health%20Care%20Delivery%20in%20Kenya_Edited_27th_April.pdf)

Date accessed 19 January 2011

- 72 King's College London, International Centre for Prison Studies**  
<http://www.prisonstudies.org/>  
 a World prison brief: Kenya, undated  
[http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb\\_country.php?country=25](http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=25)  
 Date accessed 22 November 2011
- 73 Hands Off Cain** <http://www.handsoffcain.info>  
 a Two sentenced to death for murdering Italian priest, 22 October 2010  
<http://www.handsoffcain.info/news/index.php?iddocumento=13315017>  
 Date accessed 17 January 2011
- 74 Reporters Without Borders** <http://en.rsf.org/>  
 a Press Freedom Index 2010, 20 October 2010  
<http://en.rsf.org/press-freedom-index-2010.1034.html>  
 Date accessed 17 January 2011
- 75 Africa Centre for Open Governance** <http://www.africoq.org/index.php>  
 a Investigative journalism fellowship set up, November 2010  
<http://www.africoq.org/reports/Microsoft%20Word%20-%20AfriCOG%20Investigative%20journalism%20fellowship%202010.pdf>  
 Date accessed 17 January 2011
- 76 Kenya Star** <http://www.kenyastar.com/>  
 a Anger as Census Results Cancelled, 1 September 2010 (available via AllAfrica)  
<http://allafrica.com/stories/201009020398.html>  
 Date accessed 18 January 2011
- 77 International Lesbian and Gay Association** <http://ilga.org/>  
 a State-sponsored Homophobia: A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults, May 2011  
[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2011.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2011.pdf)  
 Date accessed 4 October 2011  
 b Human Rights Violations on Kenya's Transgender Community, February 2009  
[http://trans.ilga.org/trans/welcome to the ilga trans secretariat/library/articles/human rights violations on kenya s transgender community](http://trans.ilga.org/trans/welcome%20to%20the%20ilga%20secretariat/library/articles/human%20rights%20violations%20on%20kenya%20s%20transgender%20community)  
 Date accessed 18 January 2011
- 78 Transgender Education & Advocacy** <http://www.transgenderkenya.com/>  
 a Homepage, updated 13 December 2011  
<http://www.transgenderkenya.com/>  
 Date accessed 16 December 2011
- 79 UNAIDS** <http://www.unaids.org/en/>  
 a Kenya country page, undated  
<http://www.unaids.org/en/regionscountries/countries/kenya/>  
 Date accessed 19 January 2011  
 b United Nations General Assembly Special Session on HIV and AIDS Country Report – Kenya, 2010, undated  
[http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportssubmittedbycountries/kenya\\_2010\\_country\\_progress\\_report\\_en.pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/monitoringcountryprogress/2010progressreportssubmittedbycountries/kenya_2010_country_progress_report_en.pdf)

Date accessed 19 January 2011

- 80 Nairobi Star** [www.nairobistar.com](http://www.nairobistar.com)  
Kenya: Citizenship Law Benefit for the Stateless People, 1 September 2011  
<http://allafrica.com/stories/201109020111.html>  
Date accessed 6 October 2011
- 81 The Guardian (British newspaper)** <http://www.guardian.co.uk/>  
a Deadly explosion hits Nairobi bus stop, 24 October 2011  
<http://www.guardian.co.uk/world/2011/oct/24/explosion-nairobi-bus-stop-kenya>  
Date accessed 1 November 2011  
b Human trafficking on the rise amid Horn of Africa's drought and famine,  
2 November 2011  
<http://www.guardian.co.uk/global-development/2011/nov/02/trafficking-on-rise-horn-africa?newsfeed=true>  
Date accessed 3 November 2011  
c Kenyan troops move into Somalia, 16 October 2011  
<http://www.guardian.co.uk/world/2011/oct/16/kenyan-troops-somalia-kidnappings>  
Date accessed 7 December 2011
- 82 Africa Press International** <http://africanpress.me/>  
a Kenya: Legislation failing to curb FGM/C, 5 June 2011  
<http://africanpress.me/2011/06/05/kenya-laws-against-fgmc-have-driven-the-practice-underground/>  
Date accessed 2 November 2011
- 83 The Standard (Kenyan newspaper)** <http://www.standardmedia.co.ke/>  
a MPs pass motion for free cancer treatment, 2 November 2011  
<http://www.standardmedia.co.ke/InsidePage.php?id=2000046043&cid=4&>  
Date accessed 4 November 2011
- 84 TrustLaw (a Thomson Reuters foundation service)** <http://www.trust.org/>  
a Life risky for Kenyan gays despite growing public confidence, 16 September 2011  
<http://www.trust.org/trustlaw/news/life-remains-risky-for-kenyan-gays-despite-growing-public-confidence>  
Date accessed 8 November 2011
- 85 Voice of America** <http://www.voanews.com/english/news/>  
a Kenyan Gays Battle Prejudice, 2 February 2011  
<http://www.voanews.com/english/news/africa/east/Kenyan-Gays-Battle-Homophobia---115113734.html>  
Date accessed 8 November 2011
- 86 International Peace Institute** <http://www.ipacademy.org>  
a Peter Gastrow, "Termites at Work: Transnational Organized Crime and State Erosion in Kenya," September 2011  
[http://www.ipacademy.org/media/pdf/publications/ipi\\_epub\\_kenya\\_toc.pdf](http://www.ipacademy.org/media/pdf/publications/ipi_epub_kenya_toc.pdf)  
Date accessed 22 November 2011
- 87 International Federation for Human Rights** <http://www.fidh.org>

- a Steadfast in Protest - Annual Report 2011, produced by the Observatory for the Protection of Human Rights Defenders, 25 October 2011  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/obs\\_2011\\_uk-afriqsub.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/obs_2011_uk-afriqsub.pdf)  
Date accessed 23 November 2011

**88 Hon. Njoki.S. Ndungu**

- a The Kenyan Experience, presented 15-17 September 2011  
<http://www.ipu.org/splz-e/newdelhi11/ndungu.pdf>  
Date accessed 29 November 2011